

令和3年第4回（12月）坂城町議会定例会会期日程

令和3年11月30日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	11月30日	火	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程
2	12月 1日	水		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	12月 2日	木		○休 会
4	12月 3日	金		○休 会
5	12月 4日	土		○休 会
6	12月 5日	日		○休 会
7	12月 6日	月		○休 会
8	12月 7日	火		○休 会
9	12月 8日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	12月 9日	木	午前10時	○本会議 ・一般質問
11	12月10日	金	午前10時	○本会議 ○委員会 ・一般質問 ・総務産業、社会文教
12	12月11日	土		○休 会
13	12月12日	日		○休 会
14	12月13日	月		○休 会
15	12月14日	火	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

11月30日上程

議案第64号	特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について	11月30日	可決
議案第65号	坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	11月30日	可決
発委第5号	坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	11月30日	可決
議案第66号	令和3年度坂城町一般会計補正予算(第6号)について	11月30日	可決
議案第67号	令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	11月30日	可決
議案第68号	上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について	12月14日	可決
議案第69号	坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	12月14日	可決
議案第70号	町道路線の認定について	12月14日	可決
議案第71号	町道路線の変更について	12月14日	可決
議案第72号	令和3年度坂城町一般会計補正予算(第7号)について	12月14日	可決
議案第73号	令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	12月14日	可決

12月14日上程

陳情第3号	和平地区の道路整備に関する陳情書について	12月14日	趣旨採択
議案第74号	令和3年度坂城町一般会計補正予算(第8号)について	12月14日	可決

令和3年第4回坂城町議会定例会

目 次

第1日 11月30日(火)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○監査報告	9
○議案第64号～議案第65号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	12
○発委第5号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	12
○議案第66号～議案第67号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	13
○議案第68号～議案第73号の上程、提案理由の説明	14

第2日 12月8日(水)

○議事日程	18
○一般質問 大日向進也 議員	18
山城 峻一 議員	26
塩野入 猛 議員	38
吉川まゆみ 議員	52
玉川 清史 議員	64

第3日 12月9日(木)

○議事日程	76
○一般質問 滝沢 幸映 議員	76
朝倉 国勝 議員	89
中島 新一 議員	99
祢津 明子 議員	108
栗田 隆 議員	116

第4日 12月10日(金)

○議事日程	128
-------	-----

○一般質問 大森 茂彦 議員	128
西沢 悦子 議員	141
中嶋 登 議員	154

第5日 12月14日(火)

○議事日程	166
○陳情採決	166
○議案第68号～議案第73号の質疑、討論、採決	166
○追加議案上程、提案理由の説明	173
○議案第74号の質疑、討論、採決	174
○閉会中の委員会継続審査申し出について	174
○町長閉会あいさつ	174

令和3年第4回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年11月30日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 11月30日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1番議員	小宮山 定彦 君	8番議員	栗田 隆 君
2 〃	大森 茂彦 君	9 〃	朝倉 国勝 君
3 〃	山城 峻一 君	10 〃	滝沢 幸映 君
4 〃	祢津 明子 君	11 〃	吉川 まゆみ 君
5 〃	中島 新一 君	12 〃	西沢 悦子 君
6 〃	大日向 進也 君	13 〃	塩野入 猛 君
7 〃	玉川 清史 君	14 〃	中嶋 登 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村 弘 君
副 町 長	宮崎 義也 君
教 育 長	清水 守 君
会 計 管 理 者	柳澤 博 君
総 務 課 長	臼井 洋一 君
企 画 政 策 課 長	大井 裕 君
住 民 環 境 課 長	竹内 禎夫 君
福 祉 健 康 課 長	伊達 博巳 君
商 工 農 林 課 長	竹内 祐一 君
建 設 課 長	関 貞巳 君
教 育 文 化 課 長	堀内 弘達 君
収 納 対 策 推 進 幹	長崎 麻子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	清水 智成 君
総 務 課 長 補 佐	瀬下 幸二 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	細田 美香 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮下 佑耶 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	竹内 優子 君
子 ども 支 援 室 長	鳴海 聡子 君
代 表 監 査 委 員	大橋 房夫 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北村 一朗 君
議 会 書 記	宮崎 あかね 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 議案第 6 4 号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第 6 議案第 6 5 号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について
- 第 7 発委第 5 号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 6 6 号 令和 3 年度坂城町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 第 9 議案第 6 7 号 令和 3 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につ
いて
- 第 1 0 議案第 6 8 号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について
- 第 1 1 議案第 6 9 号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 7 0 号 町道路線の認定について
- 第 1 3 議案第 7 1 号 町道路線の変更について
- 追加第 1 議案第 7 2 号 令和 3 年度坂城町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 追加第 2 発委第 7 3 号 令和 3 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）に
ついて

11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 3 年第 4 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに、本日の会議を開きます。

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

議長（小宮山君） 会議規則第127条の規定により、7番 玉川清史君、8番 栗田 隆君、9番 朝倉国勝君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（小宮山君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの15日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの15日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日12月1日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（小宮山君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） おはようございます。本日ここに、令和3年第4回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、10月31日に投開票が行われました第49回衆議院議員総選挙の結果、自民党・公明党の与党が衆議院定数の過半数を大きく上回る議席を確保しました。この結果を受け、10月に発足しました岸田政権の継続が決まり、今月10日に第2次岸田内閣がスタートいたしました。新たな内閣には、さらなる経済成長に資する政策の充実を強く望むところであります。

さて、新型コロナウイルスにつきましては、2019年12月、中国湖北省武漢で初めて確認されて以来、全世界で長く厳しい闘いが続いております。

日本国内におきましても、感染の波を繰り返しながら、なかなか感染の終息には至らず、特に今年のお盆頃をピークとした第5波は、これまでの波とは比較にならない爆発的な感染となりました。一方で、感染の拡大を食い止めるべく、医療機関等に変なご協力をいただき、全国で鋭意ワクチン接種が進められたこともあり、新規感染者数は9月以降減少を続け、現在は落ち着いた状況が続いております。

11月25日には、県において独自に定める、新型コロナ感染警戒レベルを引き上げる際の基準となる新規感染者数の要件を一定程度緩和するほか、飲食店等に営業時間短縮を要請する条件もより限定する等の改正が行われており、イベントや移動などの制限の緩和もあり、徐々に日常の社会経済活動が取り戻されようとしております。

しかしながら、ワクチン接種も進んでいるヨーロッパや韓国などでは感染の再拡大が続いているほか、ここにきて新たな変異ウイルスとしてオミクロン株が確認され、WHOでも新たなVOCが懸念される変異株として注意を呼びかけております。

国内においても、水際対策を強化するなど、新型コロナウイルスにはまだまだ予断を許さない状況により、町民の皆様には、様々な制限が緩和される中であっても基本的な感染対策は徹底していただきますようお願い申し上げます。

当町における新型コロナワクチンの接種状況といたしましては、10月末現在で2回の接種がお済みの方は1万1,961人、住民登録のある12歳以上の方の88.7%となっております。

また、テクノハート坂城協同組合が主体となって実施しました職域接種につきましては、9月7日から10月29日までの約2か月間の接種期間中34社、1,445人がワクチン接種を行っております。

国からは自治体における3回目の接種の方向が示されておりますことから、接種の時期や方法等、動向を注視しながら、医療機関等との調整を図り準備を進めてまいります。

続いて、経済情勢であります。日本総研などによりますとアメリカではデルタ株の感染拡大と自動車を中心とする供給制限により、個人消費が大きく減速したことで7～9月期の実質GDPは、前期比年率プラス2.0%とプラスを維持したものの、成長ペースが鈍化しております。

また、中国においても、活動制限の強化に伴う個人消費の減少や電力不足による製造業生産の停滞などにより、7～9月期の実質GDPは、前期比年率プラス0.8%と前期と比べて大幅に減速しております。一方、ヨーロッパでは、ユーロ圏における7～9月期の実質GDPが、前期比年率プラス9.1%と4～6月期に続いて高めのプラス成長となっており、コロナ禍前の水準付近まで回復している状況となっております。

次に、国内の状況であります。内閣府による11月公表の速報値によりますと、7～9月期の実質GDPの成長率は、前期比年率マイナス3.0%と2四半期ぶりのマイナス成長となり、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言などの影響による個人消費の落ち込みや、自動車の減産に伴う輸出の伸び悩みなどが影響している状況であります。

長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が11月に発表した金融経済動向では、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から、長野県経済は一部に弱い動きが見られる中、持ち直しの動きが一服しているとしております。

当町におきましては、10月に実施いたしました町内の主な製造業20社の7～9月期経営状況調査の結果では、生産量は3か月前の比較でプラスとした企業は6社、マイナス8社、変わらない5社、売上げについてもほぼ同様で、日銀松本支店の観測同様、持ち直しの動きが一服している状況がうかがわれます。

また、雇用については、7～9月の実績が総計で6人の減と、前回調査時からマイナスに転じ

ていますが、来年4月の雇用予定では、14社が増員、4社が減員分の補充を予定しており、全体では99人の増員と、回復に向けた明るい展望もうかがえる状況となっております。

国内経済においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、そのテンポが弱まっており、町内企業への影響なども懸念される場所ですが、早期の新型コロナウイルス感染症の収束と経済のさらなる回復を願うところでございます。

続きまして、9月定例会以降の事業の状況並びに補正予算に計上いたしました主な内容について、述べさせていただきます。

今年度からスタートしました第6次長期総合計画に定めた施策を推進するため、令和4年度から令和6年度までの具体的な事務事業をまとめた実施計画について、町内外の様々な分野の方々のご意見をお伺いする実施計画策定懇話会を11月22日に開催いたしました。

懇話会では、各施策の進捗状況と来年度からの3年間の計画をお示しいたしましたが、今後、町の財政状況を踏まえ、予算との整合を図る中で、年度末の計画策定に向けて進めてまいります。

新工業団地の造成工事につきましては、造成地の南側から順調に工事が進んでおり、附帯施設の用水路、調整池、専用排水路の整備も終わり約7割の進捗率となっております。

また、併せて進めております町道A09号線道路改良工事につきましては、車道部の舗装路盤と工業団地の雨水排水も流入させる歩道部の側溝がおおむね完成しており、約6割の進捗率となっております。引き続き、年度内完成に向けて安全に工事が進められるよう努めてまいりたいと考えております。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減しながら情報発信の拡大を図るべく、インターネットやケーブルテレビを活用した事業の実施に取り組んでおります。

10月1日、2日に開催しました「2021さかきモノづくり展」では、ZoomやYouTubeによるインターネット配信のほか、ケーブルテレビにより、町内企業の技術力の高さや環境問題、あるいはSDGsの達成に向けた取り組みなどの情報発信をすることができました。

また、坂城中学校や坂城高校の生徒による「ぼくとわたしのモノづくり」と題したプレゼンテーション及び上田女子短期大学と坂城中学校とのSDGsコラボレーション事業は、これからの町を担う若い世代の活躍が楽しみになる内容でありました。モノづくり展の様子は、アーカイブ配信を行っておりますので、町内企業や子ども達の活動を知るツールとしてご覧いただければと思っております。

10月10日、デジタル庁が優れたデジタル化の取り組みを表彰する「デジタル社会推進賞」の最優秀賞「プラチナ賞」を坂城高校が受賞いたしました。

坂城高校では、1人1台端末やAI活用型学習アプリなど、デジタル学習教材を用いて個別最適な学び、地域連携型探求活動に取り組んでおり、そうした取り組みが生徒の学力向上に加え、

探求力や主体性の向上等につながったことが評価されたものであります。地元高校の受賞を大いに誇りに感じるとともに、小中学校におけるGIGAスクール構想推進事業のさらなる充実などを通して、第6次長期総合計画の将来像実現に向けた共通のテーマである、デジタル化の推進とSDGsの達成につなげてまいりたいと考えております。

10月末には、教材用ワインを参加者の自宅にお届けし、オンラインでセミナーを受講できる「さかきオンラインワインセミナー」につきまして、白ワインをテーマとして開催し、町内及び県内外から大勢のご参加をいただきました。今回は、テーマを「ワインの基本 赤ワイン編」として2月の開催を予定しておりますので、ご参加いただければと思います。

また、新型コロナの影響で昨年は中止としました町文化祭につきまして、10月23日、24日の2日間にわたり武道館と文化センターを会場に開催をいたしました。

2年ぶりの開催となった文化祭は、両会場とも感染拡大防止対策を徹底する中、展示につきましては、書道や写真など19団体の作品が展示され、また、芸能公演には14団体の皆様が出演し、コーラスやハーモニカ、ダンスなど、日頃の練習の成果を発表していただきました。

なお、一般の方の入場を制限して開催した芸能公演の様子は、ケーブルビジョンで後日放映し、当日ご来場いただけなかった皆様にもご覧いただけるよう対応したところがございます。

また、コロナの感染が落ち着きを見せる中、各種のイベントも感染症対策を徹底しながら徐々に再開をいたしております。

去る11月3日には南条の和合城跡で、6日には坂城の葛尾城跡で、全国山城サミット上田・坂城プラス東御アフター大会が開催されました。それぞれ麓で山城に造詣の深い長野市立豊野中学校の遠藤公洋先生にご講演をいただいた後、城跡に登り、詳しくご説明をいただきました。両日とも晴天に恵まれ、参加した皆様には山城からの展望と歴史ロマンを満喫していただきました。

さて、今回で13回目となりましたねずみ大根収穫&直売市が11月13日、坂城インター線沿いのねずみ大根の畑とさかき地場産直売所「あいさい」で開催されました。当日は天候にも恵まれ、ねずみ大根収穫会場では、来場者に見守られる中、ねずこんとアルクマ出演による開会式と、ねずこん生誕10周年記念セレモニーを行い、大勢の方に祝福していただいたほか、ねずみ大根の収穫も大変盛況でありました。

また、直売所では、ねずみ大根をはじめとする農産物、加工品の販売や今年産の巨峰ワインの限定販売などのほか、ねずこん10周年記念バッジプレゼントコーナーでは、ねずこんやアルクマとの記念撮影に行列ができるなど、大勢のお客様でにぎわいました。

また、町のマスコットキャラクターねずこんが生誕10周年を迎えたことを記念し、ねずこんカードラリーやねずこんデジタルスタンプラリーといった、楽しみながら地域経済に効果が期待できる取り組みも実施しておりますので、ぜひチャレンジしていただければと思います。

また、11月27日には、中心市街地コミュニティセンターを会場に第2回朗読駅伝を開催い

たしました。7年ぶりの開催となる今回は「刃—Y A I B A—」をテーマとして、テーマにちなんだ小説や絵本などが、黄色いたすきとともに元NHKアナウンサーの青木裕子さんをはじめ、10人の読み手により朗読され、会場は心地よい雰囲気にも包まれました。オープニングは、坂城コーラスの皆さんによる坂城町の歌で始まり、1部と2部に分かれた朗読の間には、学芸員による坂城町と鉄と刀についての解説もあり、今回テーマとして設定された「刃—Y A I B A—」と当町との関連も説明されました。私も朗読者の一人として参加いたしましたが、大変楽しい時間となりました。

また、今週12月4日土曜日に、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会を文化センターにて開催します。毎年、人権週間に合わせまして、啓発活動の一環として町民集会を開催しており、今年は村上小学校児童による人権学習活動の作文発表とダイバーシティ信州会長の小泉涼さんを講師にお迎えし、「性の多様性について」をテーマにご講演いただきます。感染拡大防止対策のため、定員は70名とさせていただきますが、大勢の皆様にご参加いただきますようお願い申し上げます。

さて、昭和54年4月に稼働を開始して以来、42年間にわたり坂城町と千曲市のごみ焼却を担ってまいりました葛尾組合の焼却施設につきまして、長野広域連合が千曲市に建設中の新たな焼却施設へごみ処理業務が移管されることに伴い、10月25日に焼却施設の閉炉式を執り行いました。これまで長きにわたり地元住民の皆様をはじめ、多くの関係各位のご理解とご協力により新施設へ引き継ぐことができ、深く感謝を申し上げる次第でございます。

明日12月1日から試運転を開始する長野広域連合の新たな焼却施設につきましては、このほど名称が「ちくま環境エネルギーセンター」に決定し、明日から可燃ごみの受入れを開始いたします。これに伴い、町から排出される可燃ごみの全量をちくま環境エネルギーセンターで処理することとなります。

町といたしましては、引き続き、長野広域連合をはじめ、関係機関と連携を図る中で業務が円滑に移行できるよう進めてまいります。

また、上水道事業につきましては、全国的に施設の老朽化や人口減等による給水量の減少などが、今後の大きな課題となっております。

当町は、主に県営水道からの給水となっておりますが、将来にわたって安全で安心な水道水を安定して供給できる持続可能な体制を構築するため、県企業局及び上田市、千曲市、長野市、当町の事務担当者により、上田長野地域水道事業広域化研究会が設立され、地域にふさわしい水道事業の在り方について検討が進められてまいりましたが、今般、同研究会より検討経過の報告がなされました。経過報告では、水道事業の基盤強化のため、広域化を視野に、事業統合も含めてさらに研究を進めるといった方向性が示されたところであります。

今後、県や関係市町でさらに検討を進め、財政的なシミュレーションなどを通して広域化の形

態を比較検討し、地域における適切な事業の在り方を研究してまいりたいと考えております。

さて、しなの鉄道株式会社の取締役会が11月26日に開催され、新型コロナウイルス感染症の拡大により運輸収入が激減し、沿線人口の減少と相まって、現状のままでは、事業の存続自体が危ぶまれる大変厳しい経営状態にあるとの経営状況の報告がなされました。

これまでも沿線市町で組織するしなの鉄道活性化協議会が中心となり、車両更新計画や設備投資計画の見直し、社員数の削減等を行ってきたところですが、今後さらに取り組む経営改善策として、ダイヤ編成、駅業務体制の見直し、組織のスリム化と人件費の抑制、設備維持費の低コスト化の方針が示されたところであります。

特に、乗降客数を基準として、坂城駅につきましては土休日の無人化及び平日の窓口営業時間の短縮、テクノさかき駅については無人化といった方向が示されております。

このようなことから、町といたしましては、しなの鉄道株式会社の経営改善策に対して、鉄道利用者の利便性や安全性の確保に努めるとともに、ダイヤの見直しについては柔軟に対応すること、駅の無人化等については、直通テレビ電話の設置や防犯カメラの増設、管理駅にモニターの設置、警備会社への契約等の駅利用者の安全確保を図ること、また、テクノさかき駅の身体障がい者向けの昇降機の利用については、管理駅で迅速に対応することなどの申入れを行ったところであります。

当町にとりましても、しなの鉄道は地域の大切な公共交通機関でありますので、今後もしなの鉄道の経営が安定するよう沿線市町と連携しながら支援を行ってまいりたいと考えております。

また、千曲川の治水整備に関しまして、11月9日に飯山市で開催されました北陸直轄河川治水期成同盟会連合会が主催する長野県治水事業整備促進意見交換会におきまして、国土交通省、北陸地方整備局に対しまして、千曲川の完全堤防化に向けた築堤工事の実施等を要望してまいりました。引き続き、千曲川の強靱化が図られ、私たちが安心・安全に生活できるよう要望してまいりたいと考えております。

続きまして、補正予算についてでございます。

信州さかきふるさと寄附金につきましては、10月末現在1万1,278件、1億8,218万円のご寄附をいただき、金額ベースで前年同期比プラス30.3%と、果樹類を中心に昨年度を大きく上回る寄附申込みをいただいております。年末に向けてさらなる増加が見込まれる状況となっております。そうした状況を踏まえまして、年度末の寄附額につきまして2億2千万円ほどと見込み、今議会に関連の補正予算をお願いするものであります。

また、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、希望する対象者への2回の接種がほぼ終了いたしましたでしたが、徐々に低下する抗体を維持するための3回目の追加接種が間もなく始まることとなり、本議会に補正予算を計上しております。

当面は、先行して接種した医療事業者等について、主に各医療機関での接種を進め、一般の方

については、2月以降、2回目の接種から8か月以上経過した高齢者の方から順に進めたいと考えております。

現在、具体的な日程や接種方法について検討を進め、スムーズな接種に向け準備を整えてまいります。また、テクノハート坂城協同組合が主体となり、実施しました職域接種につきましても、接種医療機関との調整などを含め、実施に向けた準備を進めてまいります。

新型コロナに対する国の地方創生臨時交付金を活用して、コロナ禍における感染防止対策への対応や、外出・往来の自粛の影響により大幅に悪化した町温泉施設に対して、運営の支援を行う温泉施設持続化負担金について予算を計上いたしました。

地方創生臨時交付金につきましては、本補正予算に計上し、先行して実施しているさかきのお店応援券事業や消費回復応援事業、スタンプラリー、あるいは飲食店等に対する感染症蔓延防止対策補助など、新型コロナ関連の事業の財源として充当してまいります。

冬の到来を迎え、降雪時の主要な道路の安全確保を図るための除雪・融雪剤散布にかかる費用を補正予算に計上いたしました。委託業者と連携を図り、迅速な除雪作業等の実施に努めてまいります。

最後に、町は、これまでも長野県人事委員会勧告に基づく県の給与改定に準拠して、職員の給与等の改定を行っております。

令和3年度につきましても、このたび県で改定が実施されますことから、その内容に準じて期末手当等の総年間支給月数について、特別職については0.05月分、一般職については0.1月分引き下げる改定について、関係条例等の改正とともに関連する補正予算につきまして上程し、ご審議をお願いしたいと思っております。

以上、令和3年度の主な事業の進捗状況並びに主な12月補正予算の内容について申し上げます。今議会に審議をお願いする案件は、条例の一部改正が3件、定住自立圏形成に関する協定の変更が1件、町道の認定が1件、町道の変更が1件、一般会計・特別会計の補正予算4件、計10件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（小宮山君） 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期事務監査が実施され、監査委員より報告書の提出がありました。監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（大橋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、過日実施いたしました坂城町定期事務監査の結果について、ご報告申し上げます。

お手元に配付されております令和3年度定期事務監査報告書として取りまとめてあります。な

お、この報告書は昨日、地方自治法第199条第9項の規定に基づいて、町長、教育長、議長に提出しております。

このたびの定期事務監査は、地方自治法第199条第4項の規定によるものでありまして、毎会計年度、少なくとも1回以上、期日を定めて監査をしなければならないという規定に基づいているものであります。また、監査は、この報告書の7ページにつづられておりますが、坂城町監査基準に基づいて実施いたしました。

監査の対象として、次の5つの会計がございます。坂城町一般会計、坂城町国民健康保険特別会計、坂城町下水道事業特別会計、坂城町介護保険特別会計、坂城町後期高齢者医療特別会計、それぞれの会計について、令和3年度の歳入歳出の執行状況を9月30日現在の数値をもって監査いたしました。また、定期事務監査に合わせまして、地方自治法第199条第5項の規定による監査として、令和3年度に施工中または施工済みの工事箇所について、実地検分により監査いたしました。

監査の期間は、令和3年10月19日から11月1日にかけて、坂城町役場庁舎内で実施いたしました。監査の方法は、令和3年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出計算書等を基に、関係各課等により予算執行の状況及び主要施策の進捗度の状況について説明を受けまして、質疑形式により監査を進めました。また、必要に応じまして各課から財産管理の状況、事務事業の年間計画とその執行状況等について資料の提出を求め、確認をしています。

なお、この坂城町監査基準によりますと、監査等の範囲は、財務監査及び行政監査とされております。

地方自治法の規定に基づいて、次の事項を主眼に監査を実施しました。

住民福祉の増進に役立っているか。最小の経費で最大の効果を上げているか。出向機関の組織や運営が合理的、効率的に行われているか。予算の執行や事業の取り組みは予定どおり行われているかであります。

監査の結果でございますが、各所管における財務に関する事務処理及び事業の契約、執行等については、関係法令、条例、規則に準拠して適正に執行されているものと認めました。

次に、事務事業の状況についてご報告いたします。

まず、総論になりますが、令和3年度の予算執行は実施計画に沿って執行されておりました。

また、主要事業の執行状況は、昨年度から続く新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けまして、事業縮小及び中止等の対応も一部の事業にありましたが、感染防止対策を含め、事業全般としては、積極的に取り組みがなされていると認識いたしました。

また、事業の内容及びその執行は、地方自治法に定める住民の福祉の増進に重点を置いて執行されているものと受け止めております。

次に、各論になります。予算の執行状況であります。事業の執行は、ほぼ予定どおり行われて

おりました。

予算の執行割合について、一般会計においては、収入済額の予算に対する割合は46.1%であります。前年に比較して8.4ポイントの減少となっております。また、支出済額の予算に対する割合は39.1%で、前年比10.7ポイントの減となっております。前年対比はいずれも減となっておりますけれども、これは前年度に実施された特別定額給付金などの事業がなくなり、通年に戻った比率となりました。

一般会計の歳出における予算の執行状況はおおむね予定どおり執行されておりました。なお、年度末に実施されるものが多くありますので、執行割合は記載されている数値となっております。

次に、令和3年度の町税の賦課徴収の状況についてであります。

9月末の徴収実績について、町税全体としての収入済額は16億1,750万2千円です。前年に比較して6,774万7千円の増となっております。

その中で、主な税目であります町民税を取り上げます。個人町民税は、収入済額が現年分に於いて4億7,665万5千円で、前年と比較して1億1,567万円の増となっております。

また、法人町民税については、収入済額が現年分としまして1億6,721万3千円で、1,319万円の増となっております。法人町民税の税率が引き下げられて、さらにコロナ禍の状況にある中で、税制面においては厳しい環境でありましたが、税収増となっております。業績の回復の兆しが見えてきた感じがいたします。

一方、固定資産税は、調定額が12億4,241万円で、前年に比較して6,773万7千円の減であります。収入済額は8億4,674万3千円で、前年に比較して6,908万円の減となっております。

次に、主要事業とその執行状況について、事務事業の年間計画に従って執行されておりますが、新型コロナウイルスの感染症の拡大防止のため、一部の事業に影響を受けているものが見られません。

また、工事の執行状況につきましては、工事等検査箇所を調書として報告書の6ページに記述されております。その記載の箇所をそれぞれ現地に赴きまして検分いたしました。いずれも予定どおり執行されていることと確認いたしました。

次に、監査の所見であります。監査実施機関の監査を通じまして、各課の担当に対応をお願いした案件についてまとめたものであります。一般会計については各課ごとに、また、特別会計については会計ごとに記述してあります。

なお、記述に至らなかった指摘事項につきましては、その場でその都度、口頭にて検討をお願いしております。

今回は、定期事務監査ということもありまして、共通のテーマを「移住・定住」に求めました。坂城町に特化したものは何かを考えてみました。その関連した内容も一部項目として織り込んで

います。個々の補足は省略いたしますが、お目通しいただきたいと思います。

以上で、定期事務監査のご報告といたします。

議長（小宮山君） 審査所見の報告が終わりました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

議長（小宮山君） 日程第5「議案第64号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第9「議案第67号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」までの5件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） 議案第64号「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、町長、副町長、教育長の期末手当につきまして、県の議会議員、特別職の期末手当の支給月数の引下げに準じて、支給月数の引下げを行うため条例の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、特別職の期末手当の年間支給月数を0.05月分引き下げることとし、令和3年12月から適用するものであります。

次に、議案第65号「坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、町の一般職の期末手当及び勤勉手当につきまして、令和3年度の県人事委員会勧告に基づく県の一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定に準じて、各支給月数の改定を行うため、条例の改正をするものであります。

改正の内容につきましては、一般職の期末手当の年間支給月数を0.15月分引き下げる一方、勤勉手当の年間支給月数を0.05月引き上げ、総年間支給月数を0.1月分引き下げることとし、令和3年12月から適用するものであります。

議会運営委員長（塩野入君） 発委第5号「坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」趣旨説明をいたします。

本案は、議員の期末手当について、県及び町の特別職の期末手当の引下げに準じて支給月数の引下げを行うため、条例の改正をするものであります。

改正の内容につきましては、議員の期末手当の年間支給月数を0.05月分引き下げることとし、令和3年12月から適用するものでございます。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。ご説明申し上げます。

町長（山村君） 続きまして、議案第66号「令和3年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。

本案は、県の給与改定等に合わせ行った町議員及び常勤特別職の期末手当、一般職の期末手当及び勤勉手当の改定により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ504万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を72億2,569万9千円とするものであります。

歳入の内容としましては、財政調整基金繰入金504万1千円を減額し、一方、歳出の内容につきましては、一般職勤勉手当206万3千円を増額し、議員報酬23万円、特別職期末手当14万5千円、一般職期末手当595万3千円、共済組合負担金77万6千円を減額するものであります。

次に、議案第67号「令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、県の給与改定に準じて行う一般職の期末手当及び勤勉手当の改定により、人件費を減額し、また、実施設計測量等委託を増額することによる公共下水道事業費の歳出予算の組替えを行うものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時49分～再開 午前10時59分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

◎日程第5「議案第64号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第6「議案第65号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第7「発委第5号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第8「議案第66号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第9「議案第67号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（小宮山君） ここで追加議案配付のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時06分～再開 午前11時16分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

議長（小宮山君） 日程第10「議案第68号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について」から、追加日程第2「議案第73号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」までの6件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第68号から第73号までご説明申し上げます。

まず、議案第68号「上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について」ご説明申し上げます。

本協定は、上田市を中心市とする上田地域定住自立圏形成について、相互に連携、協力、役割分担による定住自立圏の取り組みを進めるため、平成23年6月の町議会で協定案を可決いただいた後、上田市と協定を締結したものであります。令和3年度までの取り組みを定めた共生ビジョンが終期を迎えるに当たり、次期共生ビジョンの内容を検討してきたところ、現在締結している協定の内容を精査し、脱炭素社会実現やワーケーション・テレワークの推進、スマート社会の実現、防災力強化といった新たな視点を加え連携する必要が生じたことから、現在、圏域が抱える課題に効果的かつ効率的に対応し、圏域全体の活性化を図るため、既に締結している協定の変

更を行うものであります。

次に、議案第69号「坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、産科医療補償制度の見直しに伴う健康保険法施行令の改正に合わせ、国民健康保険における出産育児一時金の支給額を改正するものであります。

出産育児一時金につきましては、現在、一時金40万4千円と、併せて産科医療補償制度を利用した場合、規則で定める加算額1万6千円の合計42万円が支給されております。

今般、産科医療補償制度の掛金が改定され、規則で定める加算額が1万2千円に引き下げられることに伴い、一時金の額を「40万4千円」から「40万8千円」に引き上げ、支給総額はこれまでと変わらず42万円とすることとされました。

本案は、制度改正の趣旨に沿い、条例で定める出産育児一時金の額を「40万4千円」から「40万8千円」に改定するものであります。

議案第70号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、1件の町道路線の認定に係るもので、県道坂城インター線延伸に伴い、新たに町道0245号線を認定するものであります。

次に、議案第71号「町道路線の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、2件の一部路線の変更に係るもので、県道坂城インター線延伸に伴い道路拡幅により、これに影響する町道0246号線の形状の変更と、県道坂城インター線延伸に伴い、これに影響する町道0244号線の起点を変更するものであります。

次に、議案第72号「令和3年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,936万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を73億5,506万5千円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、国庫支出金1億3,487万7千円、寄附金4,005万円をそれぞれ増額し、基金繰入金2,450万円、町債2,590万円をそれぞれ減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、温泉施設持続化負担金2,100万円、ふるさと寄附金分を基金へ積み立てるためのふるさとまちづくり基金積立金4千万円、返礼品や業務委託料等、ふるさと納税事業に係る経費1,790万円、障害児通所等給付費1,300万円、新型コロナウイルス予防接種事業に係る経費3,606万8千円、町道及び林道の除雪作業に要する費用1,250万円、びんぐし湯さん館施設等基金積立金4千万円をそれぞれ増額し、小中学校空調設備整備工事費について事業の実績に合わせ8,143万円を減額するものであります。

また、令和4年度において、一般廃棄物収集運搬等業務を行うための債務負担行為につきまし

ても、合わせてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、議案第73号「令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,284万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を8億7,203万8千円とするものであります。

今回の補正は、令和2年度消費税の確定に伴う還付金と予算の組替えにより公共下水道事業の整備促進を図るもの、また、職員人件費を組み替えるものであります。

歳入の内容としましては、消費税還付金3,624万5千円を増額し、公共下水道事業債1,340万円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、公共下水道事業費実施設計測量等委託費2,440万円を増額し、職員人件費131万2千円を減額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月1日から7日までの7日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、明日12月1日から7日までの7日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は、12月8日午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午前11時27分)

1 2月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 〃 | 大森 茂彦 君 | 9 〃 | 朝倉 国勝 君 |
| 3 〃 | 山城 峻一 君 | 10 〃 | 滝沢 幸映 君 |
| 4 〃 | 祢津 明子 君 | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中島 新一 君 | 12 〃 | 西沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉川 清史 君 | 14 〃 | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹内 優子 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長 | 鳴海 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君 |
| | 浮貝 清司 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) コロナワクチン接種についてほか | 大日向 進 也 議員 |
| (2) ネーミングライツ（命名権）についてほか | 山 城 峻 一 議員 |
| (3) 町政についてほか | 塩野入 猛 議員 |
| (4) 認知症の方や家族への支援についてほか | 吉 川 まゆみ 議員 |
| (5) 原油高騰に苦しむ住民等に支援をほか | 玉 川 清 史 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 質問者は、お手元に配付したとおり13名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、初めに、6番 大日向進也君の質問を許します。

6番（大日向君） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問を行います。

全国的にコロナ感染者が減少してきております。まだ、発生者ゼロの状態が継続するという状況ではありませんが、緊急事態宣言は解除され、人流の抑制が少しずつ緩和されてきている状況にあります。

しかしながら、一地方の私達としては、いまだに発症の現象に対して解明がされない状況に、いまひとつ不安を拭えないのが実情であります。

そのような状況において、報道等でもありますとおり、3回目のワクチン接種について、またコロナ禍で迎えるびんぐし湯さん館の来年度20周年の節目についての一般質問を行いたいと思います。

1、コロナワクチン接種について。

イといたしまして、2回目の接種がほぼ終了段階となり、町の接種対象者の人数は何名だったのでしょうか。また、1回目、2回目の接種率はどのぐらいになったのでしょうか。

次に、65歳以上での1回目、2回目の接種率はどのぐらいになったのでしょうか。また、64歳以下については、12歳から19歳、20代、30代、40代、50代、60歳から64歳の区分で、1回目、2回目の接種率をお答えください。

次に、1回目、2回目の接種がほぼ終了に近づいておりますが、接種後の副反応等における体調不良についての報告等がありましたでしょうか。

この項目最後になりますが、テクノハートで行った職域接種についてお聞きいたします。

何社の企業が集まり、何名の接種が行われたのでしょうか。また、そのうち町内在住者は何名いらっしゃいましたか。

ロといたしまして、今後の接種について。町といたしまして3回目の接種はどのように考えておられるのでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま大日向議員さんから、1番目の質問としまして、坂城町のコロナワクチンの接種の状況についてとご質問がありました。私からは、全般的な内容についてお答えしまして、詳細につきましては、担当から答弁いたします。

町の新型コロナワクチン接種につきましては、国の示す接種順位に従い、65歳以上の高齢者から順次ワクチン接種を実施してまいりました。

当初は、新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすいとされている高齢者の方への接種を迅速に進めるため、文化センター体育館での集団接種を基本として、町内の先生方に加え、鹿教湯病院さんに全面的にご協力をいただく中で、5月10日から接種を開始いたしました。

7月中旬からは、高齢者の追加接種と並行して、64歳以下の基礎疾患を有する方や保育士、教職員、消防団、高齢者施設等の従業者の方など、早期接種対象者への接種を行い、以降、随時対象年齢を拡大し、8月からは接種対象となる12歳以上の方全員を対象として実施してまいりました。

また8月からは、町内の先生方のご協力により、医療機関での個別接種も本格的に開始されたことで、かかりつけ医での接種が可能となり、さらに接種を受けていただきやすい体制が整う中、予約状況等を踏まえ、集団接種につきましては10月10日で終了といたしましたが、現在も引き続き、新たな年齢到達者などの個別接種を実施しているところであります。

全体の接種状況としましては、11月末までに接種対象者として、町が接種券を送付した人数は1万3,347人で、接種人数は、1回目が1万2,314人、2回目が1万2,197人となっております。

このうち、既に亡くなられた方や転出された方などを除き、対象となる12歳以上の人口に対する接種率は、11月末現在で1回目が90.9%、2回目が90.2%であります。

なお、年代別の接種状況につきましては、後ほど担当より答弁いたします。

次に、接種後の体調不良や副反応の報告があったかのご質問であります。ワクチン接種後の症状として、一般的に多く見られる接種部位の痛みや発熱といった状況の把握はできませんが、副反応につきましては、接種後すぐに一時的なアレルギー反応を起こされ、救急搬送で病院にかかれた事例の報告が1件ございました。この方につきましては、一泊の入院となったものの、一過性の症状で、翌日には退院されたとのことでございます。

続きまして、テクノハート坂城協同組合における職域接種についてであります。職域接種につきましては、市町村の接種の負担を軽減し、ワクチン接種の加速化を図るため、企業や大学等において職域単位で接種を行ったものであります。

当町におきましては、職域接種の基準となる従業員が1千人以上の企業はないため、町内企業の支援機関であるテクノハート坂城協同組合が代表となり、ワクチン接種を希望する町内企業を取りまとめ、職域接種を実施いたしました。

職域接種の実施にあたりましては、各企業に行った意向調査の結果を基に、7月から4,500人分の接種を行うこととして国に申請いたしました。全国からの申請件数が想定件数を超えたことで、審査やワクチンの供給などに時間を要し、接種開始は9月7日からとなりました。

また、職域接種が遅れる中、各自治体でのワクチン接種が進み、職域接種による接種者は、最終的に、当初国に申請した件数の3割程度になってしまいましたが、上田市の医療法人光仁会川西医院様をはじめ、各企業の皆様にも受付事務や駐車場整理などにご協力いただき、約2か月間でスムーズに終了することができました。

職域接種の実績としましては、町内企業34社の従業員1,445人のワクチン接種を行い、そのうち約16%の231人が町内在住者となっております。

続きまして、ロ、今後の接種についてでございます。新型コロナワクチンについては、海外でのデータなどから、接種後、時間の経過とともにワクチンの効果が低下するとされており、2回目の接種を受けた方について、3回目の追加接種を実施することが国により決定されました。

3回目の接種につきましては、現時点においては2回目の接種完了から原則8か月以上を経過した方で、接種を希望される方に対し順次実施することとされております。12月からは、先行接種を受けた医療従事者等への3回目の接種が開始されております。

3回目の接種につきましては、ファイザー社ワクチンと武田/モデルナ社ワクチンの2種類のワクチンの供給が予定され、いずれのワクチンでも接種が可能とされたことや、政府において8か月経過より前に接種を可能とする前倒し接種の対象拡大の動向があるなど、日々変わる国の方針への対応に苦慮をしている状況もございます。町民の皆様への接種につきましては、現状

では接種順の早い高齢者の方から、おおむね来年2月には2回目の接種完了後8か月が経過してまいりますので、順次接種に向けて、これまでと同様に、集団接種と個別接種を併用しながらの体制づくりについて、調整を行っているところであります。

なお、3回目の接種に必要となる接種券等につきましては、2回目接種から8か月以上経過という要件に該当される方へ順次お送りする予定としております。

また、来年6月頃から3回目の接種時期となる職域接種につきましては、主体となるテクノハート坂城協同組合において、町内企業の意向を確認しながら、進めていく予定としております。

町といたしましては、引き続き町民の方への速やかな接種を進めるとともに、職域接種におきましても医療機関、各団体や企業等と連携し、安心して就労していただける環境づくりの取り組みを支援してまいりたいと考えております。

保健センター所長（竹内さん） 1、コロナワクチン接種について、イ、町の接種と接種率についてのうち、私からは、年代別の接種人数と接種率についてお答えいたします。

なお、接種人数につきましては、現在の住民登録の有無に関わらず、実際にこれまでに接種を受けた方の数でお答えし、接種率につきましては、接種人数のうち、既に亡くなられたり転出等をされて、現在、住民登録のない方は除き、11月末日現在の住民基本台帳登録者に対する割合でお答えいたします。

また、年齢につきましては、今年度到達年齢で年齢の高いほうから申し上げますと、65歳以上は、1回目の接種人数は5,097人で接種率95.4%、2回目5,061人で接種率95%、60歳から64歳未満、1回目813人で接種率93%、2回目809人で接種率92.5%、50歳代、1回目1,712人で接種率91.5%、2回目1,701人で接種率91%、40歳代、1回目1,664人で接種率89.8%、2回目1,648人で接種率89%、30歳代、1回目1,072人で接種率83.5%、2回目1,059人で接種率82.6%、20歳代、1回目1,058人で接種率84.6%、2回目1,041人で接種率83.2%、12歳から19歳、1回目898人で接種率84.2%、2回目878人で接種率82.3%という状況でございます。

6番（大日向君） ただいま、町長、担当課長より答弁を受けました。

コロナワクチン接種について、今回を含め3回お伺いをしているわけですが、新たに12歳以上の接種対象者が加わり、町全体の状況は、比較的高い接種率ではないかなということが分かりました。

しかし、若年層の接種率が高齢者と比べた場合、ちょっと伸びなかったことが、ちょっと浮き彫りになったことも感じました。今後さらに低年齢層への接種が始まると発表されております。それに伴い、接種は義務ではないため、様々な観点から接種を見合わせる可能性があり、そのような対象者の人数が多くなるのではないかと予想されます。

また、教育現場でのワクチン接種における行事等の対応など、既に課題が山積しているのではないのでしょうか。報道では3回目の接種についても、早ければ来年早々、さっきご答弁にもありました実施されるとの情報も出てきております。2回目の接種を終え、ワクチン接種における実績がありますので、今後、ワクチン供給についての情報が入り次第、早急な対応が取れるよう、事前の準備を行っていただくようお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

2、びんぐし湯さん館についてです。

20周年を控え、コロナ禍の中、集客の減少が続いております。町の施設としては順調な経営をし続けることが望ましく、現在の状況をどのように捉えておられるのかお伺いしていきたいと思っております。

伊といたしまして、入館者数の推移と今後の支援についてです。

平成28年から令和2年の5年間における入館者数を年度単位でお答えください。また、そのうち、年に2回、振興公社発行の割引券利用の人数も、同じく平成28年から令和2年の5年間における年度単位でお答えください。

今定例会で持続化支援事業として、2,100万円を計上しています。今後、湯さん館の支援をどのように考えていくのでしょうか。

ロといたしまして、源泉調査工事とリニューアルについてです。

本年7月に源泉調査工事を行ったが、どのようなものであったか。また9月に緊急でポンプの入替え工事を行ったが、源泉とポンプの現状と今後の対応はどのように考えていらっしゃいますか。

次に、リニューアルについてお聞きいたします。

来年、湯さん館は20周年の節目となり、リニューアル工事を予定しているとお聞きしておりますが、その内容はどのようなものなのでしょうか。また、リニューアルにおける予算はどのぐらいを見込んでいらっしゃいますか。

最後に、ハといたしまして、今後の施設運営についてです。

集客サービスをより高めていく必要があると考えるが、町としてはどのようにお考えになっていきますか。

以上、1回目の質問といたします。

企画政策課長（大井君） びんぐし湯さん館についてのご質問について、順次お答えをいたします。

びんぐし湯さん館は、住民の健康増進、コミュニティ活動の推進、地域活性化などを図るための温泉施設として、平成14年にオープンし、令和4年には、記念すべき20周年を迎えることとなります。

びんぐし湯さん館は、泉質のよさもさることながら、眺望のよさや施設の使いやすさなどから、

町内外の多くの皆様にご利用いただいております。オープンから10年が経過した平成24年には大規模改修を行い、集客の増加を図ってまいりましたが、一昨年の台風19号に始まり、新型コロナウイルスの影響を受け、厳しい経営が続いております。

ご質問の、過去5年の入館者数につきましては、平成28年度が26万3,912人、29年度が25万3,762人、30年度が25万3,933人、令和元年度が24万9,488人、令和2年度が15万8,232人でございました。

また、入館の際、通常550円をお支払いいただくところ、300円でご入館いただける町民優待割引券を利用した方は、平成28年度が2万7,558人、29年度が2万6,778人、30年度が2万5,513人、令和元年度が2万2,713人、2年度が1万2,524人でございます。

次に、今後の湯さん館の支援についてのご質問ですが、湯さん館は、新型コロナウイルスの影響により、入館や食事、宴会などその利用が大きく減少し、厳しい経営が昨年から続いております。

施設の指定管理者である町振興公社では、今年度も国の支援制度を活用しながら、人員配置の調整や経費の見直しに努めるとともに、食堂メニューのテイクアウトや、新メニューの開発、感染防止対策の徹底に加え、大広間へのテーブル席や電子決済の導入など、お客様のサービス向上に努めてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響の出る前の、令和元年4月から9月までの上半期の売上げと、今年度同時期の売上げとを比較すると、約4,200万円の減少となっており、そのおおよそ2分の1である2,100万円を持続化のための支援として、地方創生臨時交付金を財源として、今議会の補正予算案に計上させていただきました。

今後も、振興公社の創意工夫により営業努力を行うことを基本としつつ、安定した経営が継続できるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、ロ、源泉調査工事とリニューアルについてのご質問でございますが、初めに、源泉井戸は、掘削、揚湯から20年以上が経過しており、井戸孔内の状況などを調査し、今後の対応などを検討するため、今年7月に調査工事を行ったところでございます。

水中カメラや各種センサーなどを挿入し、内部状況を点検した結果、経年による井戸内部のサビや湯あかなどの状況を確認いたしました。その後、9月議会会期中に、老朽化の進んでいた源泉井戸ポンプが故障したため、急遽9月15日から湯さん館を休館することといたしました。

しかしながら、施工業者の協力などにより短期間でポンプの交換工事を行うことができ、9月21日には営業を再開し、皆様への影響を最小限に抑えることができました。

また、今後の対応として、来年度は、源泉井戸内部のサビや湯あかななどを除去するメンテナンスを進めてまいりたいと考えております。

次に、来年度のリニューアルにつきましては、まずは心臓部ともいべき機械設備等の更新や、経年劣化による不具合箇所の修繕などを、源泉井戸のメンテナンスと併せて行い、安定した運営と安心してご利用いただける環境を整え、コロナが収束した際には、より多くのお客様にご利用いただけるよう、施設の魅力をより向上させる工事を実施してまいりたいと考えており、現在、設計業者と工事に係る費用や、工期について協議を進めております。

また、リニューアルに伴う予算については、これまで入湯税や町温泉施設の売上げなども含め積み立ててまいりました、びんぐし湯さん館施設整備等基金が、現在、約2億8千万円ございますので、この基金の範囲で源泉井戸のメンテナンスも含めたリニューアル工事を行ってまいりたいと考えております。

次に、ハの施設運営についてのご質問でございますが、振興公社は、町民優待割引券の配布のほか、いい風呂の日として毎月26日の割引券の配布、JAFや消防団、子育て支援パスポートなど各種会員割引制度などを設け、季節の良質な野菜や果物を安価で提供し、社会情勢に合わせマスクや消毒液といった衛生用品の販売、また、食堂メニューのテイクアウトサービスや季節のメニューの提供など、お客様の満足度の向上と集客を図る取り組みを行っております。

町といたしましては、ただいま申しあげました各種サービスに加え、振興公社において従業員の接遇研修などの各種研修を進めるとともに、町において施設など、より魅力を向上させるためのハード面の整備を行い、提供できるサービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

6番（大日向君） ただいま担当課長より答弁いただきました。

やはり、コロナ禍により集客に影響が出ており、収入減が顕著になっていることが分かります。他市町村が運営している様々な施設においても、当町と同様に経営状況が厳しいというのが現状です。

既に昨年度、1回目の金銭的支援を行っており、今議会補正予算案としても議案が上がっております。そのような状況の中、一部の施設に多額の税の投入を行い続けることは、町の運営としても望ましい姿ではないと感じるところでもあります。

このコロナ禍の中、一経営としてみた場合、どのようにしていくことが、より町のためになるか、リニューアルを機に考えていくべきではないかと思えます。

そこでですが、ちょっと再質問を2点ほど行いたいと思えます。

先日、交換を行ったポンプについて、まずお聞きいたします。

ポンプ本体のメンテナンスについては、どのようになっているのでしょうか。また、1台のみ稼働させて運営しているが、点検時や突発的な故障が発生した場合、今回のように利用を楽しみに待っている方々に、また迷惑をおかけすることになるが、補助ポンプ等の導入の検討については、どのように考えているのでしょうか。

それと、年に2回発行される割引券について、現状の形態を維持し続ける必要があるのでは

うかということで、例えば広報の一部に割引券を印刷するスペースを設ければ、たくさんの町民の方の目にとまる頻度が上がるかもしれません。

また、それ以外にもやり方は様々であるのではないかと私は感じるところがありますが、ご見解はいかがでしょう。

以上、再質問いたします。

企画政策課長（大井君） 再質問にお答えをいたします。

まず、源泉井戸ポンプ本体の保守メンテナンスにつきましては、業者において年に2回、地上からの操作による点検を実施しているほか、振興公社職員が現地に出向き、設置されたセンサー等により湯量や水位の確認を毎週実施をしております。

続いて、補助ポンプの導入につきましては、温泉施設の安定した運営のために必要性を感じております。来年度実施予定の源泉井戸のメンテナンス実施後の源泉の水位の変化などを確認する中で、ポンプの性能等も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、振興公社の発行している町民優待割引券につきましては、住民の健康増進、コミュニティ活動の推進、地域活性化など住民福祉の向上のため、町といたしましても割引額の2分の1を、予算範囲内で補助をしているところでございます。

町民優待割引券は年間2回発行しておりますが、湯さん館が独自に行っている食堂の割引券と併せて、それぞれ5枚分をA4サイズ用の紙に印刷して、広報の配布と併せて町民の皆様にお配りしておりますので、広報紙と同様に町民の皆様には御覧いただいているものと考えております。

町民の皆様からは、割引券の発行時期や使い方などお問合せをいただくことが一定程度あり、配布をお待ちいただいている方々が多数おいでになると感じております。

また広報紙は、毎月の出来事やお知らせなどを、限られたスペースで掲載しておりますので、1枚分の割引券のスペースを確保することも困難な場合もございます。

しかしながら、湯さん館を大勢の皆様にご利用いただくことは大変重要なことと考えておりますので、よりよい方法を研究してまいりたいと考えております。

6番（大日向君） 担当課長より、再質問に対して答弁をいただきました。

ポンプの稼動に対して日常点検は行われているというのことはありますが、ポンプ自体を引き上げ、本体の点検することは費用面でも難しいことがあると思います。しかし、設備の一部であるため、日常点検以外にも点検項目を設け、定期的な消耗確認が必要なのではないでしょうか。

そのような点検の際に、本体の劣化に気づくこともできるかと思います。ぜひ長期的に円滑な稼動をさせるためにも、検討をお願いしたいと思います。

また、割引券についてもリニューアルを迎えるにあたり、従来のものとは違う形でアプローチが必要なのではないかと私は感じております。ふだん利用されない方にも興味を持っていただけ

るよう、考えていっていただきたいと思います。

以上で質問は終わりになりますが、今回、ワクチンと湯さん館についての質問を行いました、どちらもコロナという脅威に翻弄されている事柄であります。この先、どのような状況になるか不透明なため、たくさんの人の心配事であり、町の動きが注視されています。一部の担当情報のみで動くことはせず、広く横のつながりを活用し、早く正確な町の運営を望みます。

我々議員といたしましても、町の運営に尽力は惜しむものではありません。常に迅速な協力体制を取れるよう、情報の共有を図りながら、このコロナ禍をともに乗り越えたいと願います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時32分～再開 午前10時42分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、3番 山城峻一君の質問を許します。

3番（山城君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

質問に入る前に、昨年、LGBT、性の多様性について触れた際、先週の土曜日になりますか、町民集会においても、そういった町民向けの研修、集会を町として開いていただいたこと、質問した一人として、町長はじめ町の担当者の皆様には感謝申し上げますし、より一層、そういった課題に対しても取り組んでいただきたいということを申し上げさせていただきます、質問に移ります。

今回、ネーミングライツ、命名権について、またごみの不法投棄について、そして犯罪被害者支援条例についての3点に触れさせていただきますが、実は、そのネーミングライツについて質問するという事は、議員になった当初から質問しようと思っていました。

というのも、町内のある方から、こんなことを言われたのがきっかけです。村上の村上地区に住む人達にとって、大望橋、あの黄色い橋ですが、中学生は、ほぼというか全員、あの道を通って中学に通うわけです。

私に話を投げかけた方が、こんなことを言っていました。「あの辺を歩くたびに、中学生がいつも明るく元気よく挨拶をしてくれる。こんないい子達が町にいるんだということを実感すると、すごくうれしい気持ちになる。大望橋という正式名称はあるけれど、例えばあそこを挨拶橋とか、挨拶が元気になるという、何かそんな愛称、もしくはそういった言葉が入れられれば面白いのにな」ということが、今回のネーミングライツの質問に至るまでの経緯であります。

早速ですが、ネーミングライツ、命名権について、そんなことを先に話しまして、町の見解を、もろもろ伺っていききたいと思います。

先ほどからネーミングライツという言葉を私から横文字で申し上げさせていただいております

が、ネーミングライツは何かというと、ネーミングライツを導入している長野県の定義というか、県のホームページに書いてあることを参考にしますと、県や市町村、自治体が所有する施設などの名称に、社名や商品名などの愛称をつけることができる権利（命名権）ということになっております。

このネーミングライツについては、対象施設を特定し、ネーミングライツ、命名権を与えるそのパートナーを募集する施設特定型募集制度のほかに、企業側のニーズに合った貢献の在り方を提案いただく提案募集型募集制度があると書かれておりました。

ちなみに、県内でネーミングライツを活用している事例は、一つは、今、申し上げましたとおり長野県、これは長野県民文化会館、今、愛称はホクト文化ホールとなっております。そして、松本にあります長野県松本文化会館、こちらはキッセイ文化ホールとなっております。近くで言いますと、千曲市では更埴体育館、こちらはことぶきアリーナ千曲という形で、ほかにもう一つ、二つくらいあるんですが、などとなっております。

興味深いところで言いますと、昨年、長野市では歩道橋にもネーミングライツを活用したということが書かれておりました。恐らくですが、県内ではまだ事例がないということですが、県外においては、公衆トイレや公園は、公園はたしか長野県内に実例がありますが、公園にもネーミングライツが使われるという事例もあります。

ちなみに、ネーミングライツを活用するメリットは、企業側にとって企業ブランドのイメージの向上、地域住民の好感度の向上、そしてスポーツや文化、観光振興等に協力しているといったイメージの形成がある協働による新たな地域活性化の可能性の検討が上げられているということが書かれておりました。

県内では、まだまだ活用事例はそう多くはありませんが、町として、このネーミングライツ、こういった制度というか、こういったものを導入する、もしくは活用する考えはあるか、こちらを、このネーミングライツについての質問としまして、1回目の質問とさせていただきます。

企画政策課長（大井君） ネーミングライツについてのご質問にお答えをいたします。

ネーミングライツ・命名権は、命名権料を支払うことで、自治体が保有する施設等に、一定期間、企業名や商品名などの愛称をつけることができる権利・制度でございます。

制度の効果としては、命名権料を施設運営経費の財源として充てられるという自治体側のメリットだけでなく、命名する企業側からすると、広告宣伝効果のほか、地域住民に親しまれる公共施設に企業名がつけられることによる企業イメージの向上といった効果が見込まれるものでございます。

こういったネーミングライツの取り組みが見られるようになった初期には、テレビでスポーツ中継がされるような、都市圏の大規模スポーツ施設などの活用がされておりましたが、近年では、命名希望者側から、この施設にこういった名前をつけたいといった提案を起点とする提案募集型

の例も取り組まれており、企業の店舗付近にある歩道橋に当該店舗名がつけられた例や、公共のトイレでネーミングライツ活用など、様々な活用がなされております。

県内でも、県民文化会館にホクト文化ホールの愛称がつけられた例のほか、近隣市町村においても、新設された体育館にネーミングライツが導入された例などがございます。

反面、ネーミングライツの導入により、施設名称に企業名や商品名がつけられることで、施設の設置目的や場所の分かりやすさが失われることや、長年地域住民に愛された名称・呼び名が変わってしまうこと、場合によっては、数年で命名権者が変わり、名称が変更されてしまうことによる混乱など、デメリットも想定されるところでございます。

公共施設の長期的な維持管理における財政負担の軽減は重要な視点であり、また、企業等との共同によるまちづくりの推進といった観点からも、ネーミングライツ導入による、町・企業双方の有益性は考えられるところでもございますが、メリット・デメリットを照らし合わせた検討が必要であります。

また、施設の名称は、その施設が町民の皆さんから長く愛され、より良く活用されていくための大切な要素でもありますので、今後、他の自治体の導入事例などを見る中で、慎重に検討をしてみたいと考えております。

3番（山城君） 今、担当課長よりネーミングライツについての答弁をいただきました。

確かに施設が新しくなる、もしくは新しく造られるものに対して、そういったネーミングライツ、要は愛称を募集するというのは、そのとおりでということも感じております。

また、先ほど私の質問の中に、デメリットの話を入れていなかったなと思いながら、すいません、ちょっとそこら辺は抜けておりましたが、課長からも担当課から話があったとおりで、長く親しんだ名前、それは正式名称で、それが愛称として別の名前になるということにおいて、愛着が失われたりだとか、あるいは混乱を生じるというのは、確かにそのとおりです。

ただ、今後において、今ではないかもしれませんが、町内の施設も様々な施設が改修改築、また新たに新築という形も、これから当然取られることと思います。そういったときにこのネーミングライツというの、メニューの一つとしては、これから考えていくというのは、私はあってもいいんじゃないかと思えます。

これ、ちょっと再質問を一個しようかと思ったんですけども、まだまだこれについては研究、私もまだまだその辺、研究の不足もあるため、ここについては再質問はいたしません、この質問についての、ちょっとまとめですけど、今、町内企業に様々な形で町への貢献がされているということは、もちろん私も重々承知はしております。

しかし、今、申し上げましたとおりで、これまでにない形での貢献の仕方が、ネーミングライツにあるんじゃないかと思っております。

そして、ネーミングライツを活用したとしても、施設の名前そのもの、先ほど申し上げました

が、愛称がつけられるだけで正式名称は変わらないわけです。

今、申し上げたとおりですけど、度々になります、町内の様々な町所有の施設があります。愛称をつけるというのはもちろん、例えば通りの名前だったり、いろんなものがあってもいいんじゃないかなど。何度も申し上げますが、感じています。

今回取り上げたことで、この施設に名前をつけたい、つけてみたいという企業が現れるかもしれませんし、その期待を持って次の質問に移ります。

続いて、2としまして、ごみの不法投棄についてです。

イとしまして現状についてです。昨年のことですが、町内のある方から、町内のある沢筋に大量のごみが放置されているから見に来てほしいと、一緒に見てほしいということをおっしゃいました。そして見に行ったんですが、そこには冷蔵庫やマットレスなど様々なものが散乱し、その後、その現状を写真に収め、町へも報告し、現状を確認してもらいました。

しかしながら、その全てに関して、大きいものが確かに多くあり、大きいものもいくつかありましたし、数もものすごい数だったために回収が難しいということだったことを記憶しております。もちろん私が目にした場所以外にも、不法に投棄されているごみは複数あるということは、役場庁舎内でも聞いております。

まず1つ目、ここでの質問ですが、この状況、つまりは町の様々な場所にごみが放置されている状況に関して、町はどのように対応しているかということをお聞きいたします。

そして、ごみの中でも特に数が多いというものが、たばこの吸い殻です。これは他市町村でも調べればいくらかでも出てくるんですが、やはり数として、数量として一番多いのがこれだということなんです。

私自身も、日頃から交差点や駅前にて該当活動の傍ら、ごみ拾いもさせていただいております。その中でよく目にするのが、この吸い殻問題です。

これは、一つ一つ大きなものではありません。ですが、たった10分、あるいは30分程度の間に、1回で50本ほど、50個ほどのたばこの吸い殻を拾ったことがあります。

今回、ポイ捨てをする人の心理を調べてきました。これはいろんなところにも書かれておりますし、私もたばこを吸ったことはないんですが、何で捨てるんだろうと考えたときに、喫煙所の数が、まず減ってきている。そして車内、これは私も驚いたんですが、最近の車の中に灰皿がないと。装備されていないということも原因の一つではないかということも調べていて分かりました。

町には、現時点で町には、歩きたばこや路上喫煙を禁止するなどの規制はありません。しかしながら、たばこのポイ捨ては火事の原因にもなり、非常に危険であるというのは言うまでもありません。

このたばこポイ捨て問題と言っていいでしょうね。これに対しての町の対応についてお伺いし

ます。

そして、口としまして今後についてです。

私個人的な意見としまして、この小さなというか、規模の小さな坂城町において、歩きたばこや路上喫煙を禁止する条例の制定というところまでは望んでおりませんし、これは現実的ではないとは思っています。

しかし、そもそも、これ本当、調べていて当然だと思ったんですけど、たばこを含むごみのポイ捨てに関しては、まず1つ目に軽犯罪法違反にあたる。また、運転中のポイ捨てに関しては道路交通法違反になると。そして、河川にポイ捨てをした場合には河川法施行令違反に該当するということが書かれておりました。

しかも、ある自治体ではホームページにこれがしっかり記載されていて、やめてくださいということを訴えている自治体もありました。

それで最後の質問ですが、この2番目についての最後の質問ですが、現在、ごみの不法投棄について、防災行政無線等を通じ注意喚起がされているわけですが、今後、こういった対応をしていくのかということをお聞きいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

住民環境課長（竹内君） ごみの不法投棄についてのご質問に、順次お答えいたします。

当町の不法投棄の状況でございますが、ペットボトルや弁当の空き箱などの可燃系の不法投棄につきましても、平成17年度は10.5トンの回収量でありましたが、年々減少し、昨年度は1.2トンの回収量となっております。

空き缶、瓶など不燃系の不法投棄につきましても、平成23年度の4.5トンピークに年々減少し、昨年度は0.6トンの回収量でありました。

粗大ごみに関しましても、依然、タイヤ、家電製品、プラスチックケースなど、様々なものが不法投棄される状況ではありますが、可燃ごみ、不燃ごみとも同様に年々減少している状況であります。

以前と比較して不法投棄の量については減少しているものの、町内各所における不法投棄件数は増加しており、不法投棄の多い場所としては、千曲川河川敷や山間地など、人目につきにくい場所が投棄されやすい傾向にあります。そのような場所は、発見しても回収が困難な場合が多く、対応に苦慮している状況であります。

不法投棄への対策といたしまして、町では、千曲川河川敷や道路など、公共用地の不法投棄の対策として、不法投棄防止パトロールをシルバー人材センターへ委託し、2名体制で年間約30日間実施しております。

また、県が委嘱した坂城町を担当区域とする長野県不法投棄監視連絡員1名により、定期的なパトロールと不法投棄に関する情報を町、警察等に通報するなどの任務に当たっていただいております。

町民の皆さんから町に不法投棄の通報があった場合には、不法投棄防止パトロールの際に回収、もしくは職員が現場に赴いて回収し、悪質な場合につきましては警察にも通報し、警察の巡回ルートにさせていただくなどの対応を行っております。

なお、町で回収できるのは、公共用地に不法投棄された場合に限られていることから、民有地に不法投棄された廃棄物については、廃棄物処理法により、所有者や占有者が土地、建物の清潔を保つよう努めなければならないとされているため、行為者が特定できない場合には、土地の所有者、占有者が処理することとされております。

山間地が多い当町では、特に投棄場所が奥深くなると不法投棄物を発見できなかつたり、回収が困難であったり、民有地が入り組んでいたりと、その対応は一筋縄ではいかない状況であります。町民の皆さんからの不法投棄の相談に応じて、不法投棄防止看板を貸与し、不法投棄されやすい場所に設置をいただくなどして、防止を図っているところであります。

そのほか、まずは不法投棄されにくい環境を整えていただくよう、広報さかきや町ホームページで啓発するほか、ごみのポイ捨ても不法投棄と同じであることを、定期的に防災行線無線、すぐメール等で周知しているところであります。

また、たばこのポイ捨てにつきましては、平成20年以降、たばこのポイ捨てが原因と思われる野火火災が当町において4件発生しており、千曲坂城消防本部管内の過去5年間の出火原因でも、たばこが原因とされる火災が毎年数件発生しております。

町内では、いわゆる野火火災が非常に多く、平成20年以降、合計142件、野火火災に分類される火災は、計67件となっております。

また、今年2月に栃木県足利市で発生した大規模な林野火災は、たばこが原因であると推定され、たばこの火の不始末は、重大な事態を招く原因となることが懸念されます。

たばこのポイ捨てに関する現状の対策といたしまして、千曲坂城消防本部と連携し、防災行政無線による啓発を図るとともに、消防団が町内を巡回しての広報活動を毎月2回実施し、また、春・秋の火災予防週間にも実施しているほか、山火事防止の広報により、たばこのポイ捨てを原因とする火災予防に取り組んでおります。

次に、今後についてであります。不法投棄に関しましては、引き続き、不法投棄は犯罪であるということを広報するとともに、不法投棄防止パトロールの実施により、不法投棄されない環境づくりを進めていきたいと考えております。

なお、千曲川河川敷内につきましては、千曲川河川事務所において防止看板を設置しているところであり、今後も引き続き、必要に応じて河川事務所と対応を協議してまいりたいと考えております。

また、例年多くの方にご参加いただき、千曲川クリーンキャンペーンのような環境美化の取り組みは、ごみの回収とともに、町全体で不法投棄を防止しようという意識の醸成においても大変

重要なことと考えております。

そのほかにも、各自治区が実施するごみ拾いや枝払い、草刈りなどの環境美化活動に対して、町で補助を行っており、今年度も町内全ての区において実施いただく予定であります。

この事業は、美化意識の啓発にも、また、共助を支援する事業としても大変重要であると認識しているところであり、今後も引き続き、支援してまいりたいと考えております。

繰り返しになりますが、不法投棄は犯罪です。町といたしましては、地域の皆さんとともに、不法投棄されない環境づくりを進めるため、引き続き、不法投棄防止パトロールの実施や不法投棄防止看板の貸出しなど、環境美化活動を促進してまいります。

また、警察や県など関係機関と連携した対策を進めるとともに、たばこのポイ捨て防止につきましても、千曲坂城消防本部と連携し、防災行政無線、消防団の町内巡回による広報、山火事防止の広報などによる啓発により、たばこのポイ捨てを原因とする火災予防に取り組んでまいりたいと考えております。

3番（山城君） 今、担当課長からご答弁いただきました。そうですね、現状としてはほかの自治体もそうですし、なかなかこのポイ捨て問題というのは、イタチごっこだと思いますし、苦労している対応の一つだと私も認識しております。

いろんな自治体の実態を、ちょっと少し調べましたけれど、看板を設置する、または先ほど課長からもありましたとおり、私が言いましたとおり、条例の制定の話に行き着いちゃうんです。なかなか難しいということは承知の上で、この質問をさせていただきました。

そこで、ちょっと一点だけ、この点について再質問をさせていただきます。

先ほどパトロールを実施しているときに、もしごみがあった場合、連絡、町へ連絡があり回収をしていると。ただ、その回収ができるのは公共の土地、公有地とかそういうところのみということで、私有地に関しては、所有者、占有者に連絡をするということに、今現時点になってしまうんですね。

これは、ちょっと分かればいいんですけど、この私有地に関して連絡して、これまでデータみたいな話になっちゃうのであれですけど、連絡をしたけれど拒まれた。もしくは拒否された。同じ意味かもしれませんが、連絡をした際に苦労した事案があれば、分かる限りでいいのでお聞きしたいんです。

というのは、今、課長の答弁にもあったとおり、私有地はそうやって所有者、占有者に言うしかないということですけど、やっぱりそういう状況であるならば、やっぱりそこは所有者さんにしっかりと対処していただかなければいけない。もちろん自分の意図しない形で放置されたという返答があるのは承知しています。しかしながら、やっぱり所有者の責任として、もし、そういう反論というか、もっと、やんわりとした言い方をすれば相談があった際には、しっかりと、最悪、裁判を起こしてもいいんじゃないかなど。過激な言葉ではありますが、それぐらいのことを、

やっぱりしなきゃいけないと思います。

要するに、そういうことまで、やっぱり所有者さんも真摯に対応してほしいという、私の願いもあるので、再三になりますが、所有者に連絡して拒まれた、もし苦勞した事案があれば、ちょっとお聞かせいただければと思います。

お願いします。

住民環境課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。

ただいま、不法投棄され占有者のほうから拒まれたりというような案件があるかというご質問でございますが、町としましては、具体的な事例として、特に拒まれたという事例はお聞きはしていない状況でございますが、やはり一番困るのは、特に山間地などは所有者が特定できないといえますか、境界等の問題もありまして、所有者を確認するんですけれども、そこが所有者であるか場所の確定ができないこと、また、連絡しようと思っても、やはり、もう名義が変わってしまったとか、いろいろな関係で連絡が取れないという、このような事例がございますので、そういったことにつきましては、その都度、適切な対応を取らせていただいているという状況でございます。

3番（山城君） 再質問の答弁をいただきました。そうなんですよね。だから捨てちゃいけないんです。この議場で言うことではないんですけど、だから捨てちゃいけないんです。

当たり前のことを、ここで私が言わなければいけないというのが、ちょっと、いささか悲しくもなるんですけど、頭のところにも書いてきたんですけど、ごみの不法投棄について、なかなか簡単に解決しないのが実情だと思っています。今も申し上げましたが。だからこそ、できることは、やはり広報啓発だと思っています。それは、今、課長の答弁のとおりなんです。

ごみのポイ捨ては、言うまでもなく環境問題に直結するわけです。長野県には海がありません。でも、川があります。小さな川、大きな川。雨や風によって、ごみは川へ行き、海へと流れつくかもしれません、一部は。その意味では、最近いろんなところで、私にとっては、もう既に耳がタコですが、SDGsの話聞きます。その目標14に、海の豊かさを守ろうという言葉があります。

ここで注目する、その海洋ごみ問題にたどりつくわけですけど、その意味でも、SDGsというワードを使いながら、地道に広報啓発活動をしていくように求めます。

海はないけれど、川はあるんだと。そこにごみが流れつくかもしれない。流れついていっているものはあるんだという形での広報も必要なのではないかと思っています。

そして、何よりたばこのポイ捨てを今回取り上げたのは、私も微力ながら消防団員の一人として活動させていただいております。今、課長からもありましたとおり、消防団、一昨年台風災害もそうでした。また、日頃の火災予防運動にも熱心に取り組んでいて、火事がないかどうか、常に気を張っているということも、同じ団員からもお聞きしました。

そんな、そんなと言ったら語弊がありますね。その、たった、たばこのポイ捨てで火事になりました。何かは燃えました。大事なものや人を失いましたなんてなったら、目も当てられないわけです。

そういう観点からも、広報啓発活動に尽きると、私も、ちょっといささか、ちょっと強烈的な言い方をしますが、それはしっかりと、改めてしていただきたいと思います。

そして、ちなみに最近ですけれど、私だけなんでしょうか。携帯灰皿を使っている人がいないように感じます。歩きたばこの禁止の条例ができた当初、私、大学生でしたけど、結構、携帯灰皿持って、しっかり吸った後、そこにごみを入れているという方を見ましたが、たばこを吸っている人で灰皿を持っている人って、いないんです。

そういうことから、町として携帯灰皿を使えなんてことは広報できないと思いますけれど、そういったところからも吸う人の責任、もちろん嗜好の問題ですので、そこまで立ち入るべきではないかもしれませんが、しっかりとそういう喫煙する以上は、吸い殻を所定の場所に捨てていただきたい、しっかりと管理をしていただきたいということを願うわけです。

いずれにしても、ごみがあるところに人はごみを捨てていくわけで、ごみが捨てられない環境づくり、さらに住みよい坂城町、きれいな町・坂城というのを目指す、目指していてもらいたいということをお願いいたしまして、最後の3番の犯罪被害者支援条例についてに移ります。

この項目ですが、1点のみです。イとしまして、広報啓発についてです。

犯罪被害者支援条例の制定から1年が経過いたしました。昨年、町内での事件以降、条例に該当する事件は起きておりません。しかしながら、条例を制定して終わりではなく、条例を制定した以上、より深く条例について理解する場が、私は必要ではないかと感じております。

約1か月半前の10月になりますが、長野県弁護士会主催の県内市町村での犯罪被害者等支援条例の制定を目指そうという趣旨のシンポジウムが開催されました。そのシンポジウムには、オンラインで参加をしたわけですが、残念ながら所要のため、冒頭の30分しか視聴ができませんでした。

しかし、一緒に視聴していた母が、最後まで、そのシンポジウムは見ていたわけです。後で、間接的ではありますが、シンポジウムの内容や感想を母から聞きました。

なお、先日の11月25日から12月1日までの間は、犯罪被害者支援週間でした。そのポスターも役場庁舎内に掲示されていたと記憶しております。この条例、犯罪被害者支援条例です。町の条例です。町の条例の9条には、広報・啓発という項目がありますが、町の犯罪被害者支援の広報・啓発の現状と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

町長（山村君） ただいま山城議員さんから、3番目の質問としまして、犯罪被害者支援条例について、特に広報・啓発についてというご質問をいただきました。

今、お話ありましたけれども、昨年5月、悲惨な痛ましい事件が起きて1年半になりました。

私は、個人的にこの犯罪被害者等支援条例についての必要性というのを前から考えておりまして、それなりに研究もしておりました。

たまたま、坂城町・千曲市を管轄する当時の警察署長さんも非常に大きな関心を持っておられまして、その署長さんと私で打合せをしようという予定の日にちの1週間前に事件が起きてしまいました。ざんきの念に堪えないと、痛恨な事件が起きてしまったなというふうに思いました。

その事件が発生しまして、じゃあ坂城町としてどういうご支援ができるのかなということを考えてみた場合に、その根拠となる条例が決まっていない。また、なおかつほとんどの都道府県で制定されている県の条例も制定されていないという状況でありました。

これは、一刻も早く、坂城町独自の条例をつくらなきゃいけないなということを思いまして、5月10日の事件発生後、坂城町議会の皆様にもご相談しまして、その4か月後の9月議会で、坂城町独自の条例を制定させていただいたということでございます。

本条例は、被害に遭われた方などが、再び平穏な生活を営むことができるよう、相談や情報の提供、あるいは見舞金について規定を定め、被害に遭われた方の名誉や生活の平穏を害することがないように、また二次的被害の防止に配慮して住居の安定を支援し、広報及び啓発を行うことを基本としております。

また、犯罪被害者の皆さんが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを基本理念として制定いたしました。

ご質問の、本条例で定めております広報啓発につきましては、犯罪被害者等への理解を深め、犯罪被害者を支える地域社会の実現を図るために、町ホームページや広報誌で条例の制定について、周知を行っているところであります。

また、町では犯罪被害者の方を含めた各種の人権啓発を実施しております。人権週間の期間中には、坂城駅及びテクノさかき駅で、人権擁護委員さんをはじめ関係団体と連携して、街頭啓発活動を実施しております。先日、私も参加して実施してまいりました。

また、毎年12月には人権問題について理解を深め、差別や偏見のない豊かで明るい地域社会の実現を目指し、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会を開催する中で、人権尊重思想の普及高揚を図っております。

加えまして、毎年、町内企業の社員を対象に、企業人権同和教育推進協議会と連携し、新入社員人権同和教育研修会や、企業内人権同和教育推進員研修講座を開催し、企業を対象とした人権啓発を行い、今年は犯罪被害者についての内容も一部取り入れた研修を行っております。

企業内人権同和教育推進の研修講座では、必ず私は冒頭に開校のご挨拶を申し上げて、終了では修了証書を一人ずつお渡しするというのを、ずっと続けております。町といたしましては不当な差別や偏見、いじめ等が生じないように、犯罪被害者の方々への理解を深めていただくため、関係機関・団体等と連絡を図りながら、引き続き、町のホームページや広報誌で啓発を行ってま

います。

また、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会等で、さらに犯罪被害者の方などの人権啓発の講演についても検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

3番（山城君） 今、町長からすごく熱い思いが伝わってきて、改めてこの質問を、ひとまずしてよかったなと思っています。

町長のこの条例に対しての思いというものは、昨年の条例制定のときにも感じておりました。今日改めて、それを再度確認、再確認できたわけです。

啓発についても、人権週間に合わせての街頭での啓発だとか、企業向けの人権の関係で、企業でも本年度、令和3年度、2021年度に実施したということもお聞きできたことは、すごく前向きな答弁だったなと思っています。

しかしながら、やはり、これは言わなければいけませんね。事件は地域で起きているわけです。それが現実起きたわけです。だからこそ、これ、ある方から言われたんですけど、例えば各地区の区長さん並びに民生委員さん、またはそういう地域で主になって町の様々な活動に取り組んでいらっしゃる団体さん向けに、やはりそれだけで講演とか、何か研修を設けるとは言わないんですけど、そういったテーマの話を、やっぱりこれから取り入れていくべきなんじゃないかなと。

町長からも、先日あった人権集会、町民集会の活用というのは、すごく前向きなんですけれど、小さなところ、小さなというのは、エリアが小さなところからも、しっかりと、さっきの企業じゃないですけど、やっていく必要があるんじゃないかなと思っています。

そこで、一点だけ再質問になりますが、今、話をしたように区長会や民生委員さん等々のそういったところでの研修のお考えはどうかということを再質問させていただきます。お願いします。

企画政策課長（大井君） 啓発についての再質問にお答えをいたします。

町といたしましては、ただいまご質問いただいております犯罪被害者に関する人権の啓発もございまして、議員も先ほどおっしゃられておりましたけれども、今年の豊かな心を育む町民集会においては、LGBTQの人権のお話もさせていただき、研修もさせていただきました。そのほかにも部落解放の人権ですとか、最近ではコロナの感染による人種差別ですとか人権の問題とか、様々な人権問題がございます。

そういったものを、それぞれ人権を尊重するための研修というのは、機会を捉えて開催していくことが必要であるというふうには考えておりますけれども、やはり、こういったテーマを持って開催しておりますのは、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会、そういったものが一番適切な部分ではなかろうかと考えております。

そのほかにも区長会等、機会を捉えて、タイミングが合えば研修を行ってまいりたいと思いま

すけれども、先ほど町長の答弁にも申しあげましたけれども、この町民集会等で、この犯罪被害者の人権についての研修というものも、今後検討してまいりたいと考えております。

3番（山城君） 今、担当課長から、再質問に対するご答弁をいただきました。やはり、さっき、先ほど言いましたが、事件が地域で起きているという現状は、やっぱり隠せないですし、それが現実だというのは、思うわけです。

つい先日というか、しばらく前にはなりますが、長野県議会議員さんのご家族も犯罪被害に遭うという事象が発生し、これもまた、県議会でも議論がなされている最中にそういうことがあつてと、簡単には言いませんけれど、自分事として捉えたときに、物事が進むんです。他人事、ひと事のときって、進みません。残念ですけど。だからこそ、地域という言葉を私は強く、今、申し上げたわけです。

今、課長から、今後検討していくという答弁があったので、その期待、それに期待をするわけであります。また、なかなかその犯罪被害という観点から、子ども達向け、教育機関向けの研修というのは考えにくいということもあるかもしれません。しかしながら、私も議員になる前までは、長野県人権教育派遣講師として犯罪被害に遭われた方と一緒に講演をしていたことがありました。その方も、ご遺族、ご家族として、今も講演をなされていると聞いております。

つまりは、子ども達向けにもそういった話を聞くというのは、決して難しい話ではないと感じております。なので、今回は犯罪被害に関して企画政策課に対しての質問になりましたが、教育機関に向けても、そういったことを検討していただく、いわゆる犯罪被害も、いつ遭うか分からないというか、いつ誰もが当事者になり得るという可能性があるということは、あるんじゃないかと、これ、個人的に思っております。

今回の一般質問の最後のまとめになりますが、先日、県議会においても、ここ千曲市・埴科郡選出の荒井県議、また竹内県議におかれましても、県議会において一般質問の中で犯罪被害者、これは県の条例ですが、に触れられました。

県の動向というのがもちろん坂城町としても気になるわけではあります。条例制定を町としてですが、先に制定した坂城町としても、その県との連携はこれからもしっかりと進めていただきたいと思っております。

そしてちなみにですが、あさって12月10日、これは長野県犯罪被害者支援連絡協議会並びに長野県警、そして認定NPO法人長野県犯罪被害者支援センターの共催で、犯罪被害者講演会も開催予定ということです。

今、先ほども申しあげましたが、現在、県でも犯罪被害者支援条例の制定に向けて議論がなされ、条例に関するパブリックコメントの募集もされております。

最後になりますが、私達は、いつ犯罪被害に遭うか分かりません。また、その一方で、SNSを含めたインターネットが普及した現在、知らぬ間に犯罪加害者になっている可能性もあるとい

うことは、この、今、町に住む、そしてこの地域に住む、この世の中に住む私達を感じなければいけないのではないかと考えています。

その意味では、犯罪被害者同様、私達は犯罪加害者にもいつでもなり得る、なる可能性があるということも十分認識し、日々行動、活動しなければならないのではないかとこのことを最後に、ちょっと熱くなりましたが、申し上げさせていただきまして、私の一般質問とさせていただきます。

議長（小宮山君） ここで昼食のため、午後1時半まで休憩いたします。

（休憩 午前11時36分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

13番 塩野入 猛君の質問を許します。

13番（塩野入君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1、町政について。

今年度、令和3年度は第6次長期総合計画がスタートし、併せて第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、公共施設個別施設計画など16もの多くの計画が一斉に策定され動き出しました。

また、明年度、令和4年度は、山村町政3期目の締めくくりを迎える節目の年になります。

そこで、これから今年度、そして迎える明年度の町政について伺います。

イ、令和3年度の進捗状況は。

3年度も町側では新型コロナ対策に尽力されてきましたが、ここに来て第5波が収束に向かいつつあります。

しかし、ヨーロッパや韓国では新たにコロナ患者が急増しており、我が国も第6波を想定した対策、対応が急がれています。ここに来て新たな変異型オミクロン型の流入が追い打ちをかけています。

コロナ対策には気が抜けない毎日であり、コロナとの共生の行政が続いています。こうしたコロナの発生で、町政も本来の動きができないもどかしさがうかがわれます中で、本年度の町政がコロナの影響をどのように受け止めているのか初めにお聞きをいたします。

総合計画や総合戦略などの計画には、SDGsの達成とデジタル革命の取り組みをこれからの時代に必要不可欠な視点と見て、この2つを共通テーマと位置づけています。これまでSDGsとデジタル革命に向けた取り組みは、どのように進められてきたのか状況をお聞きをいたします。

総合計画基本計画に定めた施策を推進するための具体的な事務事業をまとめた実施計画には、3年度、170余りの事務事業に43億2,700万円に及ぶ事業費が盛り込まれています。これらの事務事業は現在順調に推進されていますでしょうか、遅れているものがありますでしょうか。あれば、その原因をお聞きをいたします。

財政面では、コロナ対策やコロナに起因する各種の対策を施す中で、金額が大きく膨らみつつあります。国と地方合わせた長期債務残高は1,200兆円を超え、国内総生産GDPの約2.2倍になり、既に火の車状態と報道されています。

本町の起債借入残高は、一般会計で臨時財政対策債を含めて平成30年度63億円台から令和2年度64億円台になり、そこに下水道特別会計が平成30年度51億円台から令和2年度には55億円台にのし上がっています。今年度の起債借入状況はどんなでしょうか、これからの償還方法などはどう推移するのでしょうか。

また、償還のピークはいつ頃になるのでしょうか。

町の財政面では、決算ベースで令和元年度68億円が、2年度89億円、そして今年度、3年度は9月時点の5号補正で既に72億円台に達しています。歳入歳出ともに多くのお金が動きますが、自治法第170条により、その会計事務をつかさどるのが会計管理者です。

法第235条の4では、歳計現金は最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないとうたわれています。会計管理者は日々の収支を厳しくチェックし、綿密な収支計画を立てることや公金を振り込む場合のコストカット、情報漏えい防止など安全で効率のよい管理や運営をすることが求められますが、具体的にどのようなようになっているのでしょうか。

また、管理方法には、預貯金のほかにも様々な運用方法もありますが、どう運用されているのでしょうか、お尋ねをいたします。

ロ、令和4年度に向けて。

令和4年度の各課等の予算要求は今月、この12月に締め切れ、年が明けると予算編成作業が始まります。その予算編成に併せて4年度の事務事業の計画も固められてくることになると思います。

今の時点では既に4年度への方向づけは検討されているものと思われます。その方向づけの状況と焦点をどこに当てるのか、当てようとしているのかお聞きをします。

また、4年度の主要事業、重点事業はどのようにお考えなのかも併せて伺います。

実施計画では、4年度の総事業費は59億1千万円余の額が示され、その事業費ペースで見ると、第3章技術と魅力が集うものづくりのまちに最高額の18億4,600万円が盛り込まれています。

内訳を見ますと、工業団地造成事業に最大の8億5千万円が充てられています。工業団地造成事業は、3年度、A09号線道路改良や造成が進みつつありますが、終結する4年度の事業内容をお聞きをいたします。

最後に、明4年度は山村町政3期目の締めくくりを迎える中で、その3期目の締めくくりの施策をどのようにまとめようとしているのか、お尋ねをいたします。

町長（山村君） ただいま塩野入議員さんから1番目の町政についてということで、イ、ロとご質

間がありました。私からは、ロの令和4年度に向けてを中心にお答えしまして、その他の事項につきましては、ご指名のありました会計管理者並びに担当課長からそれぞれ答弁させます。

初めに、令和4年度の予算編成の方向づけにつきましては、今年度からスタートしました町の最上位計画であります第6次長期総合計画において掲げる町の将来像である「輝く未来を奏でるまち」を町政運営の基軸として、予算編成に当たっては、町の将来像を実現するための主要課題への取り組みとして、総合計画に掲げている6つの基本目標の達成に向けた事業の実施に取り組んでいくこととしております。

また、同じく今年度からスタートしました第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPI達成に向けた施策について焦点を置き、全ての施策の共通テーマである誰一人取り残さない町の実現を目指した「SDGSの推進」と先端技術を活用したスマートタウンの実現を目指した「デジタル変革への取組」を意識した施策の展開を図ってまいります。

これらを踏まえた令和4年度の主要事業、重点事業といたしましては、総合戦略において重点プロジェクトとして位置づけている3つのプロジェクトのほか、公共施設個別施設計画等の計画に位置づけられた事業を中心に進めてまいりたいと考えております。

重点プロジェクトに位置づけられる主な事業を申し上げますと、気候変動を抑制するとともに災害に強い町を実現するための取り組みとして、公共施設への再生可能エネルギー導入と併せた蓄電設備の導入を、村上小学校、坂城小学校に続き、南条小学校への設置を目指すほか、新たな工業団地の造成を核にした就業者の確保の取り組みとして工業団地の分譲を進め、併せて企業説明会やインターンシップへの取り組みとU・I・Jターン移住者へ支援し、就業者の確保を図ってまいります。

また、施策が相互に関連する子育て、教育、福祉の施策の充実を目指す取り組みとしましては、小中学校において整備が完了したタブレット端末をはじめとしたICT機器を活用した教育をさらに進めてまいりたいと思っております。

そのほか、公共施設個別施設計画に位置づけられている町体育館の耐震補強・大規模改修工事や開館から20年を迎えるびんぐし湯さん館のリニューアル工事などのほか、循環バスを補完する新たな交通網として準備を進めておりますデマンド交通事業やA01号線等道路改良事業、昭和橋や役場前の64号橋等の橋梁修繕事業などの基盤整備につきましても継続して実施してまいりたいと考えております。

来年度は、今年度スタートした第6次長期総合計画をはじめとした様々な計画が目指す姿や目標を実現するための具体的な取り組みを事業に反映し、将来につなげる大変重要な年と考えるところであります。新型コロナへの対応や経済情勢の先行きなど不透明な要素もありますが、将来に向けた「輝く未来を奏でるまち」の実現に向けて、メリハリある積極的な施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

企画政策課長（大井君） 町政についてのイ、令和3年度の進捗状況はについて順次お答えをいたします。

初めに、本年度の町政へのコロナの影響についてでございますが、今年度は4月に長野圏域に新型コロナウイルス特別警報Ⅱが発出され、その後もたびたび感染の拡大とともに警報の発出や感染症対策の要請が県からなされるなど、常に感染症対策に意識を向け町政を進めてまいりました。

今年度、事業といたしましては、ばら祭りや坂城どんどんをはじめとする人が多く集まる行事や海外への研修など、リアルな体験を要する事業については中止をせざるを得ないものもございました。

その一方で、昨年度策定した第6次長期総合計画及び実施計画には、既に感染症対策などを取り入れており、今年度は、新型コロナウイルスのワクチン接種を関係機関のご協力や町民や事業所の皆様のご理解を得ながら、順調に進めております。

また、密を避けるため、人を集めた会議などができない状況において、オンラインを活用した会議やイベント、情報発信など様々な工夫を凝らし、支障なく実施した事業もございます。

このような経験は、コロナ禍における厳しい経験ではありますが、今後の町政の推進に活きるものと受け止めております。

次に、SDGsの達成とデジタル変革への取り組みの状況でございますが、ご案内のとおり、これらは長期総合計画など昨年度策定した町の全ての計画に共通テーマとして位置づけているのでございます。

それぞれの計画の中では、例えば、坂城小学校への太陽光発電設備整備であれば、ゴールの7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」や、13番「気候変動に具体的な対策を」の達成を目指し、発電効率やCO₂削減に留意した設備導入に努めるなど、個別の事業についてSDGsのどのゴールの達成を目指しているかを結びつけ、そのゴールの達成を念頭に置いた事業の実施にあたっております。

また、デジタル変革に向けた取り組みといたしましては、デジタル変革に関する職員提案を募集し、今年度は提案内容についての検討を進めてまいりました。

そうした提案の中から、町に対してインターネットを通じて申請を行う電子申請の拡充やデジタルスタンプラリー、オンラインイベントなど今年度実施されたものもございます。

今後も、利用者の利便性の向上や行政の効率化を図るため、デジタル変革への検討を進めてまいります。

次に、昨年度策定した実施計画に盛られた事務事業の状況でございますが、ばら祭りや坂城どんどん、学生の海外派遣研修など、感染症対策のため中止とした事業もございましたが、南条産業団地造成工事やA09号線道路改良工事、小・中学校特別教室等への空調設備設置工事、坂城

小学校体育館への太陽光発電及び蓄電設備の整備など、大きな工事事業について順調に進められております。

このことは、先日の定期事務監査報告においても、「一部に新型コロナウイルス感染症による影響が見られるものの、町全体の事業としては感染症対策を講じながら積極的な取り組みが進められている」とご報告いただいたところでございます。

今年度も残すところ4か月を切ってまいりましたが、残りの期間におきましても、各工事事業を鋭意推進してまいります。

総務課長（臼井君） 私からは、伊の令和3年度の進捗状況はのご質問のうち、起債の借入状況等についてお答えをいたします。

起債は、地方公共団体が必要な財源を調達するための手段として債権の発行や借入れなど行うものであり、町ではこれまで借入れによって財源の調達を行っております。

借入が可能な事業につきましては、公共施設の建設事業費や災害復旧に要する経費など、地方財政法等で定められており、財政収支の年度間調整や、世代間の負担の公平性といった観点と共に、健全な財政運営とのバランスを考慮する中で借入れを行ってきております。

また、多くの地方債にはその償還にあたり、地方公共団体の財政負担の軽減措置として、元利償還金の一定割合が普通交付税の算定に用いられる基準財政需要額に加算されることにより、普通交付税に反映される措置が講じられており、措置率の高い地方債の活用にも努めてきているところであります。

今年度の起債の状況でありますけれども、一般会計におきましては、普通交付税の代替分として借り入れる臨時財政対策債が占める割合が大変高くなってきており、4億778万6千円の借入れを見込んでおります。

臨時財政対策債につきましては、借入額の全額が後年度の普通交付税の算定に係る基準財政需要額に算入される大変有利な起債であり、国から示される限度額について借入れを行ってきております。

そのほか、道路改良事業や橋梁修繕事業、消防ポンプ自動車更新事業などの財源として3億830万円、前年度からの繰越事業に係る財源として4,200万円を含めて合計で7億5,808万6千円の借入れを予定しているところであります。

また、下水道事業特別会計におきましては、下水道施設の建設費や千曲川流域下水道上流処理区の建設費負担金などに係る財源として2億3,560万円、前年度からの繰越事業に係る財源として1億9,030万円を合わせた4億2,590万円を借り入れる計画としております。

続いて、今後の動向といった部分であります。これまで一般会計におきましては、借入残高が年々減少する方向で推移してまいりましたが、令和元年度の東日本台風災害の復旧に関わる災害復旧事業債や災害時の情報伝達を担う移動系防災行政無線の整備などに係る緊急防災減災事業

債等の借入れに伴い、令和2年度末につきましては、残高が増加となったところでございます。

今後におきましては、新規の借入れについて、償還額の範囲内とすることを基本として、起債残高の抑制に努めてまいりたいと考えております。

また、下水道事業特別会計におきましては、下水道使用料や国の補助金などのほか、地方債を財源として整備を進めてきたことから、借入残高は増加傾向で推移してまいりましたが、今年度、住居地域の整備がおおむね完了することから、今後は借入額の減少に伴い起債残高につきましても減少していくものと見込んでいるところであります。

また、現段階での償還のピークといたしましては、一般会計につきましては令和5年度、下水道事業特別会計につきましては令和7年度と見込んでいるところであります。

地方債につきましては、健全な財政運営の維持と質の高い行政サービスを提供するための事業の実施とのバランスを考慮する中で、適切な活用に努め、持続的な行財政の運営を図ってまいりたいと考えているところでございます。

会計管理者（柳澤君） イ、令和3年度の進捗状況はのうち、町の歳計現金などの管理と保管など会計事務についてお答えをいたします。

町での会計事務は、現金や有価証券の出納や管理あるいは小切手の振出しなど公金の取扱いに携わることとなり、適正な事務執行が求められ、毎月例月の監査も実施されております。

ご質問の、まず、支払い事務に関する収支計画ですが、収入面では年次で大きな収入となる地方交付税などの交付の時期とその見込額を、また、町税などは納期ごとの収入見込みを把握することに努め、支出面においては、大口の支出となる100万円以上のものについて原則1か月前には担当課からの報告により支出予定額を把握して支払いがスムーズに行えるよう事務を進めております。

次に、公金振込みのコストカットですが、今年度も、上半期4月から9月期で支払件数は口座振込み、納付書払いなどで、延べ1万5千件ほどありますが、各債権者への支出はそれぞれが開設する金融機関口座への振込みが大部分を占めており、支払い依頼をデータで伝送することで、個々の振込み手数料はかからずに事務処理が行えているところでございます。

一方、一部の納付書払いは手数料のかかるものがありますので、これらを口座振込に変更するなどの働きかけを行い、経費節減を図っているところであります。

続いて、情報漏えいの防止ですが、支払手続では債権者やその振込口座、支出金額などの情報を取り扱うこととなりますが、これらの情報は町の基幹系業務端末の利用によっていることから外部からの侵入ができないシステムが構築されております。

また、データの伝送についても専用の回線を使用することで外部には情報が漏れないよう運用を行っているところでもあります。

続いて、現金等の保管についてですが、ご質問にもありましたとおり地方自治法にて現金及び

有価証券の保管の規定が、また、同法施行令では、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金、その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないとされております。

町では役場内に、会計室、総務課、企画政策課の課長等とそれらの課で財務に携わる係長・室長により構成する公金管理委員会を設置して、町の公金管理及び運用について、変化する金融情勢等に応じた的確な判断と対応により、公金の安全かつ効率的な保管に努めているところであります。

これまで、現金等の保管につきましては、指定金融機関等への定期預金を基本とし、また、国が元本の償還と利息の支払いを保証する国債による運用も一部実施しておるところですが、近年の低金利のもとではその他の運用も検討する必要がございました。

こうした状況下、昨年、長野県が行う二酸化炭素排出量実質ゼロの達成のための事業や気候変動に起因した自然災害による被害の回避・軽減に向けた取り組みを進めるために長野県債、グリーンボンドが発行されることになりました。

グリーンボンドの使い道は、1つ目として、小水力発電所の設置といった再生可能エネルギー分野、2つ目、しなの鉄道の車両更新補助といったクリーン輸送分野、3つ目、県施設の設備等更新といったエネルギー効率分野、4つ目、交通インフラ、水害対策、土砂災害対策といった気候変動適用分野、5つ目として、森林環境保全のための林道整備といった生物自然資源等の環境持続型管理分野の5つが掲げられております。

県のこうした取り組みに寄与できること、また、定期預金と比較しても利率が高い運用が可能となっていることから、町におきましても、昨年令和2年度、そして本年度におきましても当該グリーンボンドを取得して運用を行っているところでございます。

商工農林課長（竹内君） 私からは、ロの令和4年度に向けてのうち、新工業団地造成事業の令和4年度の事業内容についてお答えいたします。

新工業団地造成事業につきましては、現在、テクノさかき工業団地の西側に約3.6ヘクタールの規模で拡張整備を進めており、造成地のほか、調整池・専用排水路などの附帯施設を含めて約7割の進捗率となっております。

また、併せて進めております町道A09号線道路改良工事につきましては、車道部の舗装路盤と歩道部の側溝が概ね完成し、約6割の進捗率となっております。

新工業団地及び町道A09号線ともに、今年度内の完成に向けて、順調に工事が進んでいるところでございます。

また、企業への分譲に関しましては、現在、公募条件を整理しておりますが、来年早々には公募を開始し、年度内に分譲予定企業の選定を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の令和4年度における事業内容でございますが、町工業立地審査委員会における分譲予

定企業の決定に基づき、土地売買契約など造成地分譲に係る手続を進めてまいります。

分譲先企業からの不動産売払収入と、町土地開発公社からの土地取得費について、特別会計による予算措置を行い、分譲先企業との土地売買に係る仮契約を締結し、直近の議会において本契約のご審議をお願いし、議決をいただいた後に引渡しという流れで進めてまいりたいと考えております。

また、新工業団地分譲への応募状況も踏まえる中で、新たな工業用地の必要性について検討するため、引き続き企業のニーズ調査なども行ってまいりたいと考えております。

工業団地整備につきましては、町内企業の新たな事業展開や事業規模の拡大、雇用創出による地域経済の活性化、さらには町内への移住・定住化の促進にもつながることから、町の重点施策として今後も検討していくとともに、計画的に進めてまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） 第6次の長期総合計画がスタートしていますが、その要旨をまとめた概要版が欲しいところであります。令和2年の12月の第4回の定例会で私の町民への周知方法の一般質問に、「概要を広報さかきに掲載したり、ホームページを活用するとともに、主な公共施設に設置したい」という答弁がありました。

しかし、この町の10年先を見越した将来図を描き、それが町の指針となる計画でありますから、数ページぐらいにまとめて冊子にして、できれば町民皆さんに配布をしたらどうかと思うんですが、その辺のご案内についてお聞きをいたします。

それから、総合管理計画とランドデザインに基づき、公共施設個別施設計画もスタートがしております。公共施設の計画的な施設整備や維持管理の推進により財政負担を平準化し、持続可能なまちづくりを実現するという、こういう計画であります。これも計画期間は10年であります。各施設の施設整備に係る実施計画の位置づけでもあるわけであります。

施設の整備手法は更新から譲渡の5段階ですが、注目は解体・撤去となる除却対象施設であります。除却に至った具体的な経過、内容についてお聞きをいたします。

企画政策課長（大井君） 再質問に順次お答えをいたします。

初めに、第6次長期総合計画については、役場庁舎や図書館をはじめ町内の主な公共施設に計画書を用意するとともに、町のホームページにも全文を掲載し、ご覧をいただけるようにしてまいりました。

また、今年の広報さかき4月号に、これから10年間のまちづくりの指針や将来像、基本理念、6つの基本目標ごとの施策などを2ページにまとめた概要版を掲載し、広くお知らせをさせていただいたところでございます。

長期総合計画の各施策につきましては、6章34節74項目と非常に多岐にわたり、これら全てを数ページにまとめ冊子にすることは計画の内容が正確に伝わらなくなる可能性がございますので、概要については先ほど申し上げました広報で、詳細につきましては町内公共施設に配布し

た計画書や町ホームページでご確認をいただきたいと考えております。

続いて、公共施設個別施設計画に関するご質問でございますが、この計画は公共施設等総合管理計画及び公共施設ランドデザインの方針に沿い、令和12年度までにおける町内各施設の整備内容及び実施時期等を定めたものでございます。

計画策定の過程では、施設ごとに必要な改修やその優先度を検討する材料として対象とした全67施設それぞれについて建築年度、構造、劣化状況の調査結果などから見たハード面の評価と、施設の利用状況や重要性、有効性、特質性から見たソフト面の評価、2つの観点からの評価を行いました。

この評価と住民アンケートの結果、また施設を所管する役場の担当部署等で構成する検討会議の結果などを集約し、さらに議会をはじめ町内外の団体などからご参画いただいた計画策定委員の皆さんにご審議をいただく中で、施設ごとの整備計画を策定したものでございます。

計画の中では、老朽化が著しくハード面の評価は低いソフト面の重要度が高い、例えば文化センターのような施設については、早期に改修を実施し、継続して使用していくものとしておりますが、ハード評価、ソフト評価の双方が低いもの、老朽化が著しく、また社会変容により施設の需要が低下するなど現状利用供用されていない施設については、安全面の観点からも施設の解体撤去をする除却と決定したものでございます。

13番（塩野入君） 今年度は坂城町第6次長期総合計画とともに多くの計画が動き出しましたが、いつの間にかこの年度の終盤を迎える時期へと突入してきております。新しい工業団地造成事業など事務事業はそれなりに進んできているはずですが、いかんせん新型コロナ対策対応のインパクトが強く、かき消されてしまい、町民の行政への反応が薄く感じられます。

一刻も早いコロナ収束を望むところではありますが、コロナで中止、延期になった事業もたくさんあります。そうした各種の事務事業がこれからも本当に必要なのか習慣や惰性で動いてきていないかなどを見直す、よい機会でもあります。コロナに立ち向かうだけでなく、コロナを追い風にして、よりよい行政が進みますことを望み、次の質問に移ります。

2、上水道事業について。

和歌山市の紀の川にかかる水道橋の一部が崩壊し、大規模な断水を招いた事故がありました。老朽化が進む水道施設の維持管理は全国的な課題になってきております。一方で、県企業局と坂城町、長野市、千曲市、上田市の4市町による水道事業の統合の方向を含む水道事業広域連携に向けての研究も進んでいます。

こうした状況を背景に上水道の整備と水道事業広域化について、これから質問をいたします。

イ、上水道整備について。

坂城町への水道、上水道、いわゆる水道は、上田市諏訪形浄水場から導水管により千曲市左岸、村上地区を通り、坂城大橋に抱き合わせの2本の送水管により右岸、坂城、中之条、南条地区に

送水されています。かつては昭和橋がその役目を担っていましたが、今は坂城大橋に移行しています。

このような今の坂城大橋ルートが唯一の送水方法では、坂城大橋が災害などで崩壊すると、右岸、坂城、中之条、南条の全てが断水になり、和歌山市のような深刻な事態になってしまいます。町としては、そうした事態の対策、対応についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

令和2年度の坂城町への配水量は214万5千立米であります。これが左岸では網掛、村上配水池、右岸では坂城上流の南日名、御所沢、中之条、葛尾、入横尾に配水する坂城第1配水池と、坂城下流に配水の坂城第2配水池により送水されています。これらの配水池の貯水量の基準は12時間、最大18時間と想定され、この時間を超えると配水池の水が枯渇することになります。こうした時間的な側面からの断水対策を考えておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

水道管は、鋳鉄、塩化ビニール、ポリエチレン管などが敷設されているようですが、強度があり耐震に効果があるのはポリエチレン管だそうです。地震が頻発している昨今、ポリエチレン管への交換を県企業局と一緒に進めていくことが大事ですが、お考えをお聞きをいたします。

ロ、水道事業広域化について。

厚生労働省による水道施設の最適配置計画の検討結果が示されたことにより、人口減少や施設・管路の老朽化、それに技術力の低下、専門人材の不足を背景に水道事業の広域化が進められつつあります。そこで初めに、水道広域化に向かった経緯をお聞きをいたします。

水道事業の広域化については、上田長野地域水道事業広域化研究会が立ち上がり研究を深めています。時間の関係もありますので、研究会の設置状況、いわゆる設置経過とそれから研究内容、これはかいつまんでご説明をいただけたらと思います。

7月12日に4市町長が水道事業の広域連携に向けた要望書を阿部知事に提出しました。坂城町は県水一本ですが、長野、上田、千曲の3市は、自前の水道事業があります。広域連携には水道事業の統合も含まれています。そうした中で町としての広域連携に対するお考えを伺います。

私は、隣家の葬儀と重なり参加できませんでしたが、11月17日には長野上田地域水道広域化シンポジウムが開催され、市町議会議員などに向けた講演や研究報告がされました。今、その資料を見るに、広域化への取り組みはかなり進みつつあるように思います。これがいつ頃までにまとまるのか、それから目標達成はいつ頃を予定しているのかお聞きをいたします。

建設課長（関君） 2、上水道事業について、（イ）上水道整備についてから順次お答えいたします。

県営水道事業につきましては、昭和37年12月に当時の厚生省の事業認可を得て、当町を含む現在のの上田市、千曲市、長野市の一部を広域的に対応する上水道事業として開始されました。

町内の上水道は、昭和40年から県営水道に移管され、町内のほぼ全域が県営水道からの給水

区域となっております。

ご質問の災害時の対策と対応についてでございますが、近年多発する地震災害等の状況を踏まえ、平成29年7月26日に長野市、上田市、千曲市、坂城町と県企業局との間で、災害時の応急活動の連携に関する協定を締結させていただきました。

協定の主な内容でございますが、関係市町と県企業局の情報共有に関する事、災害時の応急給水活動に関する事、応急給水活動において水を補給する施設の相互利用に関する事、広報活動の協力に関する事となっております。関係機関が連携して応急活動を迅速かつ的確に実施する体制を構築する内容となっております。

情報共有としましては、町から避難所の開設状況、道路の被災状況等を連絡しまして、一方で県企業局からは、水道事業の被災状況、断水状況、復旧見通しの連絡を受けまして、住民の皆さんに必要な情報を防災行政無線、また、すぐメール、ケーブルテレビ等により、効果的に広報することとしておりまして、特に防災行政無線につきましては、町内各世帯に戸別受信機を配布しておりますので、町民の皆さんへの情報伝達の方法、また、節水の呼びかけ、情報提供に際して非常に有効な手段であると感じているところでございます。

また、応急給水活動では、協定にも位置づけられている上水道の応急給水拠点となる「安心の蛇口」が、町文化センター、今年になりまして坂城小学校、南条小学校に設置され利用ができるようになりました。

この「安心の蛇口」までの水道管は耐震化されておまして、災害時に周辺地域が断水となった際も、水道水が供給される安心の拠点として、中核避難所となる施設に設置を進めているものでございます。

今後、村上小学校へも整備される予定となっております。応急給水訓練などに活用して周知を図るとともに、断水発生時の応急給水拠点として活用していく予定となっております。

また、町としましては、災害時などの断水発生時により、県企業局、近隣市町村と連携して給水車を配置したり、水を補給する配水池、予備水源、「安心の蛇口」等の施設を相互利用して応急給水活動の調整を行い、迅速な応急給水を行ってまいりたいと考えております。

次に、貯水池に関するご質問にお答えさせていただきます。仮に貯水池への送水が断水した場合につきましては、ご質問のとおり、貯水池の貯水量は12時間から18時間で枯渇してしまうということが予測されているところでございます。その際は、いち早く住民の皆さんに情報提供しまして、節水の呼びかけをする中で、少しでも長く給水できるように対応してまいりたいと考えております。

しかし、抜本的には、広域的な対応が必要として、協定に基づき、被災していない他の配水池や事業者からの迅速な水の確保が可能になるよう連携することが重要でありますので、実践的な合同訓練を実施する中で、災害時の対応の強化・向上に向けて引き続き取り組んでまいりたいと

考えております。

なお、町では、災害時に対応するために飲料水として保存水の備蓄も行っております。備蓄の量につきましては、約1万1千リットルとなっております。有事の際には有効に活用してまいりたいと考えております。

県企業局では、長野県公営企業経営戦略に基づきまして、水道施設・設備の老朽化対策や耐震化を事業費の平準化に配慮しつつ計画的に進めております。施設・設備や管路については、厚生労働省が示す基準を参考に更新基準を定めて、長寿命化に取り組んでおります。

現在は耐久性・耐震性に優れた配水用ポリエチレン管、基幹管路につきましては、ダクタイル鋳鉄管を採用しまして、送水管等の基幹管路などをまず優先的に耐震化する施設・設備を定めて推進しているところであります。基幹管路の耐震適合率は、令和2年度末で県営水道全体で95.1%となっております。令和6年度までに100%とする目標となっております。

配水支管や給水管につきましても、安心・安全な水道水を安定して供給できるように、県企業局に対し引き続き施設・設備の経年による老朽化対策、耐震化の対応については情報共有など連絡を密にしまして、個々の状況を見る中で連携してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、口の水道事業の広域化についてお答えさせていただきます。

水道法では、「水道事業は、原則として市町村が経営するものとしまして、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする」となっております。

平成30年、水道法の一部が改正され、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の直面に対しまして、広域連携の推進を含む事業の基盤強化が打ち出されたところでございます。

平成31年には、総務省、厚生労働省において、各都道府県に対して持続可能な水道事業を確立するため、水道広域化推進プランを平成34年度、令和4年度までに策定するよう要請されたところでございます。

また、令和2年に当町を含む長野市、上田市、千曲市の水道事業の給水区域を対象としました厚生労働省事業により、水道施設の最適配置計画の検討が実施されまして、本年5月に検討結果が公表されました。それにより、水道施設の最適配置等を行うことで、50年間で整備事業費、維持管理費の合計で161億4,800万円の減になると試算が示されております。

これを受けまして、本年7月、当町を含む4関係市町の首長から県知事に対して、上田長野地域の水道事業について広域化に関する研究への支援の要望書を提出し、併せて、上田長野地域水道事業広域化研究会を設置したところでございます。

研究会では、上田長野地域の水道事業の広域化に関する基本的事項、広域化に伴う課題に関する事項、その他広域化に関し必要な事項を所掌事項としまして、これまで計3回の研究会が開催

されました。ライフラインの根幹であります水に関するものでありますので、平時の住民への安心・安全かつ安定的な供給、また緊急時の迅速かつ確実な対応を可能とする体制づくり、そういったものを検討する上で、広域化は有効な手段ではないかと考えております。

これまでの研究会の検討経過報告では、広域化の形態につきまして、現段階では事業統合により進めることが最も大きなメリットを得られると考えられるとしております。財政シミュレーションを実施する中で、今後はその効果等の比較検討に取り組むこととしております。

なお、広域化研究会における広域化の方向性につきましては、現在のところ、来年3月の広域化の方向性報告（案）の取りまとめを目指しまして、研究を進めているところでございます。

広域化の方向性につきましては、選択する形態によりまして今後のスケジュールが大きく異ってまいります。国の支援も勘案しまして、地域の実情に合った適切な形になるよう研究を進めてまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） 網掛の村東常会の一部に水道管未設置の場所があるわけでありまして、そこに住む数世帯は井戸水を利用して、衛生上あまり芳しくないし、何よりも火災が起きれば消火ができません。応急措置として下流側からホースをつないで対応する方法はありますが、抜本的な整備がやっぱり必要になってくると思います。

今ここにバイパス建設の盛土工事が始まっています。工事が進み盛土がされると、そこへの配管が極めて困難になります。早急に消火栓の設置をされたいが、ご見解を伺います。

住民環境課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。

ご質問いただきました網掛村東常会への消火栓設置につきましては、今年9月に網掛区より新設も含めた有事の際の水利確保に対するご相談をいただいたところでございます。村東常会近辺の消防水利の状況といたしましては、ご相談をいただいた地区から約150メートル離れた網掛団地内に消火栓が敷設されております。町では、そちらの消火栓を有効活用できるよう、消火栓周りの既設ホース4本を8本に増設し、当該する地区への延伸を可能といたしました。

また、坂城消防署への相談及び放水の圧力損失を勘案したソフトによる計算結果から、ご要望いただいた地区への放水活動には支障がないものと考えております。

この対策結果につきましては、網掛区へ内容をお伝えしてご理解をいただくとともに、この地区を管轄する第9分団に対しましても、有事の際の消火活動において適切に対応するよう周知、確認をしたところでございます。

消火栓の新設要望に対しましては、町では水道管が既に敷設されている場所への設置を基本としておりますが、ご相談をいただきました箇所は水道管が敷設されておらず、おおむね150メートルの水道管の延伸が必要となります。

水道管を延伸するためには、上水道の利用を希望されている皆様も含めた当該工事に対する費用負担を考慮した上で、公益性の面からも様々な検討が必要と考えております。

消防水利の確保という点においては、まずは既設の消火栓の活用や消防署が所有している水利がないところでも活躍できるタンク車の使用などにより、万が一の火災に対応してまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） 今の管の設置ですが、いろいろですね、状況の原因というのは、給水人口が減るとというのが一つの大きな原因になっているわけです。数か所の給水人口が増えるんですから、むしろ普通民間的に考えれば顧客が増えるんですから、そこへ投資をしても私はいいような気がするんですが、それがなかなか思うようにいかない。それはやっぱり行政の考え方といいますか、県水の考え方。

ですから、管を通して地域の皆さんがお金を払って、そしてそういうものをやると、そこへ水を流してあげますよと。ちょっといくらか違いがあるんじゃないかと、考え方の違いがあるんじゃないか。普通でしたら、人口が増えるんですから、やっぱりそこへ先行投資をしてというのは民間レベルでは考えることではないかというような気がするんですが、ここでいろいろ言ってもあれですが、その辺のところも大事じゃないかと私は思うところであります。

もう一つ質問いたします。

改正水道法が成立し、水道民営化による水道が外資に委ねることになりました。多国籍企業の支配により水質が不安定になったり水道料金が数倍になり、暮らしに大きな影響を及ぼしている国もあります。水道は町民の命に関わるものであり、水道民営化はすべきでないと思いますが、町の考えはいかがでしょうか。

広域連携に向かう発端の一つは、5月に4市町と県企業局をめぐっての施設を統廃合した場合の厚生労働省の試算の公表があります。試算では施設の統廃合などをした場合、2070年までに160億円余りの経費を削減できるというものであります。その試算に至った内容、概要をお聞きをしたいと思います。

以上です。

建設課長（関君） 再質問にお答えさせていただきます。

上田長野地域水道事業研究会の参加団体であります3市及び県企業局の水道事業体では既に一部の業務を民間企業に業務委託を行っておりまして、業務内容や委託範囲は共通している部分が多い状況でございます。

こうしたことから、民間に対し業務の一部を水道事業者間で共同委託を行うなど、広域連合の方法というのはい手法として、民間委託の共同化についても研究が必要な部分、検討が必要だとされる一方で、引き続き行政が企画統制部門を主体的に運営していくことが必要であるという考え方もございます。

今後災害発生時、こういったときに迅速に対応できる組織体制づくり、また地域の実情に合わせた上で持続可能な水道事業経営を実現するためにも、最も効果的で効率的な事業形態を決定し

ていく必要がございます。考えられる選択肢を整理しまして、議会や町民の皆さんへの説明や情報共有、情報提供を行う中で、意見交換を実施した上で頂いたご意見、そういったものを今後の検討に生かしてまいりたいと考えております。

次に、厚生労働省より検討された結果の報告でございますが、上田から長野間の給水人口の推移が50年後の2070年には26.1%減少すると試算した上で、一日の有収水量も50年後は32.2%減少すると見通しております。

そうした上で、上田から長野までの所在する8浄水場、これを結果的に減少させて配水ルートを整備しまして整備をさせていただく中で、整備事業費約140億、維持管理費が約22億6千万の減になるという内容が示されたということでございます。

13番（塩野入君） 水は生き物、全ての命に関わるものです。人々にその水を供給しているのが水道です。その水道を町民の多くが県企業局による水道運営に頼っています。

長野県議会11月定例会では県内の公営水道事業について、人口減少により約50年後の水道事業の収入は約4割減るとの推計を明らかにするとともに、老朽化に伴う施設の更新、維持管理費用の見通しも示されました。そして22年度までには、水道広域化推進プランを作成するとしています。

本町は、県水一本化で、これまで水道に対する関心は薄い状況でしたが、これからは私達も水や水道への関わりを強めていかなければならないと、こう思いながら、これにて私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時29分～再開 午後 2時39分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、11番 吉川さんの質問を許します。

11番（吉川さん） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

1、認知症の方や家族への支援について。

先日、11月初旬、認知症医療の第一人者で、2017年に自らも認知症になったことを公表した精神科医の長谷川和夫さんが92歳で亡くなりました。

長谷川氏は、1960年代の頃、当時まだ痴呆と言われている頃に研究を始め、認知症の診断の際に使われる認知機能検査「長谷川式簡易知能評価スケール」を公表いたしました。そして、痴呆という呼び方も2004年に国の検討会委員となり、認知症に変更する議論を先導いたしました。この第一人者の長谷川さんは、当事者になって分かったこととして、これほどよくなったり悪くなったりグラデーションがあるとは考えてもみなかった、一たび、認知症になったらもう終わりだと思わないでほしい、周囲も何もわからなくなった人間として置き去りにしないでほ

しいと語り、晩年は安心して暮らせる町づくりが一番重要だと説いて全国を回られたそうです。

さて、国の研究班の推計によりますと認知症高齢者は現在600万人ほどで、2025年には65歳以上の5人に1人に当たる約700万人に増える見込みとされています。今、長寿社会を前に誰もがなり得る認知症、本人とそのケアに当たるご家族への支援はどうあるべきか考えてみたいと思います。

では、質問に入ります。

(イ) 現状と対応状況は。

1か月ほど前、町外に住む友人に久しぶりに会いました。近況を話しているうちに、ご主人が認知症になってしまい生活が一変してしまったこと、誰にも言えず、今は包括に相談をしながら状況に応じて対応している。初めはとても戸惑ったが、少しずつ状況が分かるようになって、早く相談してよかったと言っていました。そこで、当町の体制はどうでしょうか、その取り組み状況についてお聞きします。

1点目として、当町での相談窓口とその対応の流れはどうなっているのでしょうか。また、その中で特に多い相談の内容と、その対応はどのようにされているのでしょうか。

3点目として生活支援です。認知症の家族を抱えることで、生活は一変します。友人も言い出したら聞かない認知症のご主人をそのままにはできず、一緒に出かけたり対応に当たるそうですが、見守るために今までできたことができなくなります。また、1人暮らしの方が認知症になった場合も大変支援が必要となってまいります。この点についてお聞きします。

4点目として、一番大変なのは本人を支えるご家族です。もちろん相談支援は常に行っていたと思っていますが、精神的にも大変な家族への支援はどのように行っているのでしょうか。また、その中での課題はどのようなことが見えてきたのでしょうか、その点についてもお聞きします。

さて、認知症ケアパス一覧の中には、軽度からの支援体制として認知症初期集中支援チームがごございます。そこで5点目として、この内容と当町での取り組み状況はどのようになっているのでしょうか。

以上、5点についてお聞きし、1回目の質問といたします。

福祉健康課長（伊達君） 認知症の方や家族への支援についてといたしまして、(イ) 現状と対応状況はについてのご質問にお答えをいたします。

まず、認知症に関する相談窓口についてでございますが、認知症を含めた高齢者に関する総合相談窓口として、地域包括支援センターが中心的な役割を担っております。また、社会福祉協議会内に設置しております在宅介護支援センターを窓口として相談につながる場合もございます。

相談をお受けした後の対応の流れといたしましては、相談内容にもよりますが、現状としましては、認知機能とともに心身機能の低下に関わる内容が多いことから、介護保険サービスの利用

を含めた対応となり、まずは要介護認定の申請を進めていく場合が多い状況でございます。また、それぞれの方のお話を聞く中で、状況に応じて専門医のいる医療機関への受診をお勧めする場合があります。その後、多くの場合は在宅生活の継続を目指すことを基本として、ご家族や地域との連携体制を整えつつ、介護保険サービス等の公的な支援の利用を考えていくようになります。

相談内容につきましては、先ほども申し上げたとおり、認知症のみの相談というケースはほとんどなく、心身機能の低下等複数の要因が絡んでいるため、対応方法はケースごとに異なりますが、その方の状況に応じて適切な医療や介護のサービスにつなげる等の支援をしております。

また、生活支援についても個々の状況が異なるため一律ではありませんが、ご本人やご家族の心身の状態や生活状況等を把握した上で、介護保険や医療サービスの利用以外にも、民生委員さんやご近所の方などと連携した地域での見守り等も含めて、可能な限り在宅生活を継続できるよう支援内容を検討しているところであります。

併せまして、地域における認知症への理解を深め、見守り等の活動を広げていくために、商工会が主催するまちゼミへの参加とか町内企業への出前講座を行い啓発を図っているところでございます。

ご家族への支援や課題につきましても、個々それぞれではありますけれども、どの方にも共通する部分としては、認知症に関する問題はすぐに解決できない場合が多く、支援を受けながら共存していく必要があるケースがほとんどでございますので、ご家族の悩みを丁寧にお聞きしながら、認知症への理解を深め、適切な対応が取れるよう支援することを心がけているところであります。

次に、認知症初期集中支援チームの内容とその対応についてであります。認知症初期集中支援チームは、認知症サポート医と医療・介護の専門職で構成し、認知症支援の初期対応に当たることを主な目的とするものでございます。

認知症サポート医につきましては、認知症の方やその疑いのある方が、早期から地域の中で必要な医療や介護につながるができるよう案内役を担う医師のことで、国が定める所定の研修を修了することが必要となりますが、現在、町内には認知症サポート医がいないため、千曲市内の医療機関の医師と看護師に依頼し、地域包括支援センターの職員とチームを構成している状況でございます。

チームの活動対象となる認知症対応の初期段階とは、地域包括支援センター等への相談があった時点から、医療や介護等の専門機関につながって、今後の方向性が見えるまでの期間を指しております。

これまでのところ、認知症に関する相談を受け付けた場合、地域包括支援センターが町内のかかりつけ診療所や受診先の専門医と連携することで初期対応ができてきている状況でございます。しかしながら、高齢化の進行により、今後、認知症への対応が増加することが予想される中であり

ますので、町内での連携体制を取れるよう、多くの医師に認知症サポート医となるための講習を受講していただくよう、引き続き働きかけることも必要と考えているところでございます。

11番（吉川さん） ただ今、担当課長から町の現状、そしてまた、取り組みについて詳しくお答えをいただきました。その中で包括の皆様、そしてまた社会福祉協議会の在宅介護の皆様には多岐にわたって丁寧に対応していただいていること、これについては心から感謝を申し上げたいと思います。そして、今も初期集中支援チームの話がありましたが、本当にこの認知症というのは、ご家族にとっては大変な闘いだと思います。その初期の段階でのこの取り組み、これがその後のご家族の生活に大きく影響してくるものと思います。そういう意味では、今も町内では認知症専門のお医者様がいらっしゃらない状況だとお聞きしましたが、今後についてはぜひ町内で立ち上げていただきたいと思います。要望です。

それで一点、生活支援についてお聞きをしたいと思います。

冊子の中には、独り暮らしの皆様についてはGPSの設置、また、離れているご家族への水道メーターの取り組みなどいろいろ出ておりました。一つ、家族が認知症と確認してから、先ほどもありましたが、介護認定、ここに心身機能の低下に向けて認定を取る、それまでの間というのがなかなか支援、難しいと思います。そして、例えば夫が認知症になって見守りが必要な場合、家の中のことができなくなったり、また、やりたくても奥様が体力的にも大変厳しいと、また、逆に奥様が認知症になった場合でも、ご主人にとっては初めてのことで大変だと思います。老老介護となればなおのことだと思います。そういう中で、要介護認定を受けていない高齢者を対象に、軽度生活支援がございまして。これはヘルパーさんが調理や掃除などをやったださる支援ですが、認知症のご主人を見る老老世帯の二人暮らしの場合は利用できないとお聞きしております、何らかの認定を取らなければ。また、介護保険認定を受けた場合、在宅の場合ですね、利用者に対する身体介護や生活援助はありますが、それ以外の手伝い、例えば家の周りの草取り、また片づけなど目に見えないところへの生活支援、これについてどのように町の方で対応されているでしょうか、その点についてお聞きいたします。

福祉健康課長（伊達君） 再質問でございます。

一人暮らし、老老世代、様々なケースがございまして。そういった生活支援の対応ということでございましてけれども、基本的に在宅での生活支援につきましては、個々の状況がありますので、一概には申し上げられませんが、基本的な事柄といたしましては、ご家族等の身内の方やご近所の方に担っていただける部分、そうした部分は可能な範囲でお願いをしてみたいというところがありますけれども、そこに介護保険サービス、あるいは高齢者福祉サービス等の公的なサービスを利用していただきながら支えていくようになるのだろうと考えております。

町でも一人暮らし等の高齢者の方々には、日々安心していただけるよう、今年度は緊急通報システム「あんしん電話」の更新もいたしました。また、配食サービスによる安否確認などの支援

を行っているほか、特に在宅介護支援センターでは、独居高齢者の場合ですと定期的な訪問、あるいは民生委員さんにも定期的な訪問、お声がけ。民生委員さんについては、一人暮らしに限らず、例えば老老世帯でも気になるお宅があればといった状況で、そんな声がけもしていただいているということをお聞きしてございますので、そういった見守りとともに周囲とのつながりが保てるように取り組んでいるというところでございます。

それとあと、軽度生活援助のお話がありましたけれども、現在、介護保険サービスが平成29年の4月からいわゆる総合事業という形の事業が、新たに町の方でも実施をしているところでございます。この中においては、今までのように介護認定調査をして、審査をして、介護認定を取るといった手続を省略した、いわゆる25項目の基本チェックリストと、こういったもので、迅速な対応サービスにつながる対応ができると、こういう部分も十分に今活用している状況、それにより、迅速なサービスの提供をしていくという状況が一つございます。

それと、例えば身の回りの草取りとか、そういったサービスにつきましては、場合によってはシルバー人材センターをご紹介したりとか、いろいろな社会資源を活用しながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

11番（吉川さん） 今、課長の方からお話があったのは、事業者扱いのことだと思います。チェックリストをつけていただいているという内容だと思います。例えば、老老世帯の場合に、奥さんが認知症になって、旦那さんが家事をやって身の回りを全部やる、これは結構きついことだと思います。そうなった場合、ご本人をチェックリストでの状態で介護認定の手前で上げていただいて、それで支援をしていくということによろしいでしょうか。要するに、一番私が言いたいのは、目に見えないところに手が届いているかどうかということなんです。今、シルバーのお話もあったのですが、シルバーですと単発的な依頼ですよね、草を取っていただくとか、中にはきっと、ゴミをまとめてくださるということもあると思うのですが、私が関わったお宅では、やっぱり老老でゴミを出しに行くことができないということで、たまっていたということもありました。

そういう意味で、ひとつこれは提案ですけれども、前も私、申しましたが、千曲市では、有償で誰でも使える地域支えあい事業がございまして。これはボランティアさんが登録をして、そして有償になるわけですけれども、誰でもお願いができるという、そういうシステムがございまして。もちろん、そのチェックリストをやって、その上でというのもあるのですが、継続的な支援となりますと、今のようなボランティア制度を立ち上げたらどうかと思いますが、この点について一つお聞きしたいと思います。

それと、もう一点は家族への支援でございまして、様々な状況にもよってきますけれども、家族の面倒をずっと見ている方の心労は本当に計り知れないと思います。様々な状況が一日一日変わってくるわけです。そういう中で、オレンジノートの中にございました、この家族支援として、認知症の方と家族の会というものがあるとお聞きしました。これについて町ではどのように

今取り組んでいらっしゃるか、また、今後どのように取り組んでいくのか、この点についてちょっとお聞きしたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

まず最初に、生活支援のボランティア制度のようなことをどうかというご提案でございますけれども、これについては社会福祉協議会等と一緒に研究はしてまいりたいと考えております。

それと、先ほどの答弁の付け加えのような形になってしまいますけれども、例えば迅速なサービス提供ということで、基本チェックリストのお話をしましたけれども、これによりまして、事業対象者に該当されるという場合には、ヘルパーのサービスだけではなくて、通所サービスも使えるわけです。そうすると、例えば昼間、ご本人さんに通所していただいている間に休憩を取っていただいたり、あるいはできなかった家事をしていただいたり、こういうふうなことも可能ではないかと考えているところであります。こういったことを利用していただくと、一番はご自分だけで悩むのではなくて、例えば地域包括支援センターですとかが直接関わって、ケアプラン等のお手伝いをしていきますので、そういった中でその方にとって、またそのご家族にとって一番よいサービスの提供とか、そういったことを考えていけるのではないかと思いますので、ぜひ、議員さんも先ほどご質問の中でありましたけれども、早い段階でご相談をいただきたいなと、そんなこと思っているところでございます。

それと、認知症のご家族の介護の話がございました。現在、当町においては、こうした家族会のようなものについてはないという状況であります。近隣でいきますと、千曲市でこうした家族会があるということでございまして、こちら千曲市さんのほうに確認をいたしましたら、千曲市内で活動している家族会は1団体ということでございます。活動内容といたしましては、月に1回、会員同士のお茶飲み会を行い、情報交換等をしているということでもありますけれども、基本的には完全な自主的なグループということで、会の運営、あるいは活動について市からの補助等は受けていないということでございます。家族の会議については、これはあくまでも自主的なグループということでありますので、現状で町としてこうした会を設立するとか、そういったことは考えてはおりませんが、もし、自主的なグループとして立ち上げたい、あるいは立ち上げるといったお話があった際には、町としてもご相談に応じてまいりたいと考えているところでございます。

11番（吉川さん） 今、課長から本当に温かな取り組み、このようにした方がいいというような答弁をいただきました。本当に一番不安な時期、そういうときに、すぐに包括に飛んで行って相談をしてという、その初期段階での対応、これが大きなそこからの取り組みの違いにつながっていくと思います。今のよう、お二人でいらっしゃる中でなかなか声を上げられないという方もいると思いますが、そのときに、今のようにしてしっかりと、またこれからも取り組みをお願いしたいと思います。

そしてまた、家族の会議については、私もちょっとお聞きしたのですけれど、本当につらいこと、いろいろあります。そういう中で、そこに行ったときに初めて情報を共有することで、自分でも悩んでいたことが一つ一つ解決できたということもお聞きしました。当町でも、たしか社会福祉協議会で集まっていたりということで、介護の皆さん、そういう方の情報交換会みたいなものを前はやっていたと思いますが、そういう形の中でも結構だと思いますが、介護をしている方が気持ちになるような取り組みを、千曲市の会の方へお声をかけていただくという形でもいいと思いますので、そんな形の中で、そういう悩んでいる方がぜひ安心するような取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2、町単補助事業について。

(イ) 工事箇所の決定と予算について。

この町単補助事業には、農道・農業用水路等土地改良施設の補修・改良工事と各区が実施する土木事業への支援の2通りがございます。今回お聞きするのは、土木事業の補助金についてです。

さて、この補助金、今年度も例年と同じ1千万円が計上されております。この補助金については今までに質問もありましたが、27区あるが、予算が1千万円では少ないのではないかということや、1つの箇所が何年もかかっているなど様々な声をお聞きしております。

そこでまず、1点目として、この事業の趣旨について確認と、申請箇所の工事完了までの流れについてお聞きします。そしてこの事業、令和2年度決算では23区、29か所の工事を行ったと報告がありました。そこで、この2年度の工事内容についてお聞きします。

まず、申請件数は25区から86件申請されていたと伺っております。そのうち事業として23区、29か所に決定をいたしました。2点目として、25区から23区を選定した理由と、また、86か所から29か所を選定した理由についてお聞きします。

3点目として、工事内容の内訳ですが、新規と継続の内容はどのようになっているでしょうか。また、継続の工事で最も古いもの、3か所の内容についてお聞きします。

4点目として、平成22年度から令和2年度までの事業の決算状況の内容についてお聞きします。

(ロ) として道路拡幅工事について。

私も今までに2件ほどこの拡幅工事に関わらせていただきました。それは昔からの生活道路で入り口が狭く、救急車が入っていけないとの悩みをお聞きし、当時の建設課の方に立ち会っていただき、両端のお宅をお願いをして土地を譲っていただくことができ、区長にお願いし、申請をする中で拡幅につながりました。そこで、この町道の拡幅工事について、その対応と手順についてまずお聞きいたします。また、完成までにかかる期間はおよそどのくらいでしょうか。場所にもよると思いますが、その点についてもお聞きし、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま、吉川議員さんから2番目の質問としまして、町単補助事業についてのご質問がありました。具体的にたくさんご質問をいただきましたので、私からはご質問にありましたように、事業の趣旨を中心にお話し申し上げまして、詳細につきましては、各担当課長から答弁を申し上げます。

まず、町単補助事業の趣旨でございますけれども、事業開始当初は地元住民の皆さんが区域内の環境整備などを進めていただくために、町からの原材料等の支給を受け、自らの手でU字溝の設置やコンクリート舗装などを行ってきたものであります。時代とともに労務提供自体が難しくなってきたということから、現在では町が設計積算などの支援も行う中で、各区が事業主体となって工事を地元業者に発注し、工事費について町が補助を行うという形になっており、事業の優先度や箇所決定についても多くの意見を尊重し実施しているというところであります。人的、財政的に限りがある中で、町として主に取り組む主要道路や橋梁整備などの土木事業とは別に、地域の身の回りの整備については町単補助事業により支援をする形として分けさせていただいているというところであります。

町単補助事業につきましては、比較的小規模な水路などの維持補修や、幹線道路以外の幅員の狭い生活道路や農道などの舗装の新設、維持補修についてなど、多岐にわたる地元に着したきめ細やかに対応できる事業となっているところであります。

次に、町単補助事業に係る採択箇所の決定についてであります。翌年度分の町単補助事業の希望箇所の調査、申請を各区に依頼し、緊急性の高い箇所を二、三か所に絞った上で、優先順位をつけて申請していただいております。申請を受けた町は、各区から申請をいただいた箇所について、私どもと担当課による調整会議を開催し、緊急性や優先順位等について町内全域を見ながら調整を図り、地域バランスも考慮しながら採択箇所の決定を行っているところであります。

町単補助事業につきましては、地域の皆さんの要望など、地域レベルの視点で事業を実施することができ、ご自身の地域の環境整備を行う手段として大変有効な事業であるとともに、町独自の事業として大変意義のあるものと考えております。町では、町単補助事業に加えまして、自治区が創意工夫を持って行い、地域独自の取り組みを支援する地域づくり活動支援事業も引き続き行う中で、住民との協働によるまちづくりを地域とともに推進してまいりたいと考えております。

建設課長（関君） 町単補助事業について、（イ）工事箇所の決定と予算について順次お答えいたします。

まず初めに、ご質問の町単補助事業の箇所決定までの流れでございますが、毎年、年末に翌年度の希望箇所の調査、申請を各区に依頼し、緊急性の高い箇所を二、三か所に絞り、優先順位をつけて、2月末を目安に申請をしていただいております。町としましては、各区からの申請に基づき、4月から5月にかけて区の役員の皆さんとともに現地の調査、確認を行い、工法等の相談をしながら、箇所決定の原案を作成してまいります。さらに、箇所決定の原案によりまして、理

事者と担当者によりまして、調整会議を開催し、箇所決定をしているところでございます。調整会議による箇所決定後は、現地測量を行いまして、作成した設計書により各区から工事を発注する流れとなっております。工事の完成後はその実績に基づき、各区から町に対し補助金の交付申請を行い、補助金交付後は工事等施工業者に対し支払いをしていただくという仕組みとなっております。

続いて、令和2年度の町単補助事業箇所決定に関するご質問でございますが、例年と同様に各区から提出のあった申請書の中で、施工優先順位に基づき、最終的に23区、29か所の箇所決定をさせていただきました。また、令和2年度分の申請25区、86か所の新規・継続の内訳でございますが、新規申請が37か所、継続申請が49か所となっております。

令和2年度施工箇所のうち、長期間、年度をまたいで申請いただき、今年も実施予定の継続事業の箇所について、古い順で、平成24年度、平成28年度、平成30年度から取り組んでいただいているもので、いずれも水路改良工事となっております。

なお、平成22年度から令和2年度までの年度別の決算内容及び決算額といたしましては、平成22年度、24区、24か所、1,399万3千円、23年度、25区、25か所、1,750万円、24年度、26区、26か所、1,200万円、25年度、22区、22か所、998万1千円、26年度、24区、24か所、1千万円、27年度、22区、22か所、同じく1千万円、平成28年度、24区、24か所、同じく1千万円、29年度、22区、22か所、同じく1千万円、平成30年度、24区、25か所、同じく1千万円、令和元年度、21区、24か所、同じく1千万円、令和2年度、23区、29か所、同じく1千万円となっております。

次に、(ロ)道路拡幅工事についてお答えいたします。

町単補助事業の申請の中には、生活道路の道路拡幅に伴う申請もありまして、その場合につきましては、町単補助事業申請と同時に地権者の皆さんから土地に関する拡幅についての同意書も添付してご提出いただいております。

ご質問の町単補助事業の道路拡幅工事の手順といたしましては、通常の場合、箇所決定後に土地の境界立会いを行い、道路用地となる土地の測量や地積測量図の作成、続いて契約や登記の手続を行った後に工事着手となります。

また、完成までの期間につきましては、工事の内容や施工延長規模の大小などにより様々でありまして、最短1年で完成する箇所から、工事規模によっては単年での施工は工程的にも難しく、複数年継続して行うケースも多くある状況でございます。

11番(吉川さん) ただ今、町長からこの町単の内容についてお聞きしました。最終的には、調整会議によって執行箇所を決めているということ伺いました。

では、2回目の質問をします。

ただいまの課長の答弁の中で、工事内容で特に多かったのが水路改良工事ということがよくわ

かりました。そして、今の報告の中で一番古く、長くかかってやっている工事について報告いただきましたが、水路工事でやはり24年からというものが一番古い物でした。これは今年度、令和3年度も継続となっておりますので、10年越しになっていると見ました。そこで各区、毎年、先ほどもお話がありました、2から3か所申請をしていただいております。そして、町では担当課と各区の役の方達はその箇所を全部、まあ80何か所回られて、その中から決定をしていただいているわけですね。

その中でちょっと一点、この10年越しになっている区があるわけですが、この10年間、この区は、ほかの要望箇所についての申請はどうだったのかということと、ほかにも挙がってきていたけれども、これは区が、こっちが優先と言ったので、この工事をやってきたということによるのでしょうか、その対応について一点お聞きします。

それと、先ほど、過去10年間の決算の状況をお聞きさせていただきました。一つ気になったのが、22年度は1,399万、23年度は山村町政が始まった年ではありますが、骨格予算だったということもありますけれど、1,750万、大幅に拡大しておりました。そして24年度が1,200万円、そして25年度から一気に1千万円に減額をされております。それから毎年度、1千万円でここまでやってきているわけですが、この1千万円に、今に至っているいろんな理由があると思いますけれども、この減額に至った経緯についてお聞きしたいと思います。2点についてお願いいたします。

建設課長（関君） 継続年数の長い箇所についての対応ということでございますが、まず申請をいただいた段階で申請箇所の現場を確認しまして、一番長かったところについてもそうなのですが、長期にわたる可能性があるといった予測については、現場確認をしたときに、参集していただいた役員さんにまずご理解をいただいております。工事内容が非常に大がかりだったものになりますので、単年で少しずつ水路改修をしていくということで、計画的に実施していくということをご理解した中で実施してきたという内容になっております。また、限りある予算の中でありますので、施工延長をできるだけ延ばせるように施工方法、そういったものはこちらのほうでも提案させていただいたり工夫しております。また、年度によっては各区から、先ほども答弁させていただきましたが、申請件数、工事箇所、事情がございまして、区からの申請数が違ったりとかしておりますので、そういったものを調整させていただきながら、1年でも早く竣工を迎えられるようにしてまいりたいと考えております。

なお、平成24年度より、先ほども申しましたが、予算は1千万円と今年度で9年間、同額予算とさせていただいております。その時々には他の事業も含めた町全体の住民サービスを総合的に判断する中で予算編成してまいったものだと考えております。

11番（吉川さん） 今、10年間のお話を聞きました。現場を確認して、区の役員の人にご理解をいただく中で計画的に実施をしてきた。もちろん27区ございますので、その区だけ延長し

て、長い距離を1年でやるということは難しいかと思えます。

今、区からの申請箇所の状況を見ますと、約3割程度が実施をされているもので、中でも継続が毎年4割から5割を占めているということが実情であります。町単事業は先ほども町長のお話にもありましたけれど、ほかにはないすばらしい事業だと私も思いますが、この補助事業だから、今のように他の事業を含めて、総合的な判断の中で、1千万で来たという答弁でございましたが、区によっては、本当に中之条は特に30組合あるわけですが、まあその中で二、三か所に絞って上がってきているという実情であります。そういう意味では、私はもうちょっと1か所への予算を増額していただければ、短期間で1つの箇所の工事が終わっていく、その分、他の箇所の数を増やしていけるのではないかと思います。そういう意味で、ぜひこの1千万というこの補助事業の予算を、この辺でもう少しアップをしていただけないか、この点についてまずお聞きしたいと思えます。

建設課長（関君） 町単補助事業予算額、今後につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、引き続き区長さんをご相談させていただきながら、申請内容、現場の調査だとか、詳細の調査検討はさせていただきたいと思っておりますが、町全体の予算、それにつきましては総合的に判断する中で検討してまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） 予算を決定する時期でございます。総合的な判断の中でというお話でしたが、町長、よろしく願いいたします。

本当に今、信州さかきふるさと寄附金、これも今かなりの勢いでいただいております。ぜひ、最後の5項目めのところで、自治体のいろんなところに使っていただきたいという内容もございます、そこが一番多いわけですが、その辺についてもまた今後、検討のうちに入れていただきたいと思えます。

先ほどもありましたが、もちろん町は区からの申請を受けて、優先順位も区のほうで決めているから、そのとおりにやっているのかもしれませんが、その影にはそのためにできないでいる事業もあると私は思っています。その辺をご理解いただきたいと思えます。

さて、（ロ）の道路拡幅工事ですが、先ほどの話でいきますと、早いものでは1年で、長いものでは3年以上もかかるという状況でございました。一点、お聞きしますが、この拡幅について、例えば拡幅する場所の地権者が事前に土地を町に寄附された場合の工事については、状況は変わってくると思いますが、その対応についてはどのようにされるでしょうか、お聞きいたします。

建設課長（関君） まず最初に、区内の環境整備のために、区のためにということで、道路拡幅を目的に土地を提供していただくこと、これは大変ありがたいことだと担当でも思っております。

地権者の皆さんが事前に土地をご寄附いただいた場合の対応でございますけれども、先ほどの手順としましてもほぼ同様の手順となっております。工事着手までの手順につきましては、土地境界の分筆のための測量、そして土地売買契約の代わりに寄附の申出書の提出をしていただいて

おります。続いて、分筆所有権移転登記後に工事着手となるという手順になっております。

なお、町単補助工事に起因する土地売買につきましては、町単補助事業とは別枠に予算を計上して契約させていただいております。土地売買契約にする場合とご寄附をいただいた場合、それにつきましては、手順としては工程的には変わりありませんので、町単補助工事業自身は区の意見を尊重して実施させていただいておりますので、それぞれ区の実情で優先順位を決めて対応しているというところでございます。

11番（吉川さん） 区のために土地を寄附する。今、2項道路といって4メートル道路にするために、家を建てるときにあえて下がって建てているお宅もでございます。そういう中で、これも道路の拡幅ということで、町道ですので、それを拡幅するにつけて、町単と同じやり方というのはどうかとひとつ思います。

長野市では、平成3年度から狭あい道路整備事業を開始し、身近な狭あい道路幅員1.8メートル以上4メートル未満の道路を解消し、安全で安心して暮らせる道路環境づくりを進めてまいりました。人や車の通行だけでなく、日照や風通しといった住環境の改善や、消防救急活動の円滑など、重要な役割を担っている生活道路を市が一応、要綱をつくって整備をしてきたそうです。こう考えますと、町道の拡幅は区のものなのですが、町で私はやるべきじゃないかなと思うわけです。このように、今の長野市だけではなく、松本、県内でも各地域で同じようにこの整備事業を取り入れて、自治体が中心になって進めているという事業がございます。

町としても緊急性のある町道の拡幅について、区の取り組みの町単補助事業の狭い枠ではなくて、町の事業として別枠を設けて、生活道路整備事業として住みやすい町づくりへ対応することで、若者の移住や空き家対策にもつながってくると考えますが、この点についての見解をお聞きいたします。

建設課長（関君） 先ほど、狭あい道路拡幅整備事業の関係のお話がありました。今回の通告は町単補助事業ということでいただいておりますが、町単補助工事の内容につきましても、狭あいする道路の拡幅に関する部分も非常に多くありますので、関連するということもありますのでご答弁させていただきたいと思っております。

狭あい道路整備拡幅整備事業、これを各関係市町村、違う市町村で実施しているという事実は私も理解をしております。事業の実施の内容なんですけど、先ほども議員さんからお話がありましたとおり、消防救急活動、これが円滑に活動ができるようにするためには4メートルの道路が必要ということで、中心から2メートル後退したところについて市がそれぞれ買ったりだとか、対応していくということなのですが、後退した用地を買い取る方法というものもありますし、また、後退したところの道路の土地は寄附をしてください。その代わり、何かそこに支障物があった場合については市のほうで対応しますよと、いろいろな事業のそれぞれのパターンがあると思っております。そういったものについては、いろいろどういったものがあるのかということについては、

私どものほうでも研究していかなければいけないかなというふうに思っております。

建築基準法の中では、基本ベースとして、中心から2メートル後退しないと建物等の建築ができないというのが基本ベースにありますし、狭あい道路工事につきましては、どうしても1か所、1か所で対応しても、どうしてもその途中で狭いところがあると、結果的に、道路が通れないという形がありますので、そういったところにつきましても、私どももそれぞれの区のみなさんとご相談させていただいて、例えば沿線で、ここは今まで狭かったけれど、道路は拡張できるように区のみなさんの中でも協力してきたということの状況だとか、そういったものも確認しながらそれぞれ区の事情も、そういった中で、区が、ここが一番最初にやってほしいという形になれば、当然、私どもも尊重して事業を対応していくという形になるかと思えます。

11番（吉川さん） 今、課長のほうから答弁をいただきました。この狭あい道路というか、本当に生活道路で、特にうちの町は坂の多い町であります。ですので、当たり前と思って通っている皆さん、当たり前と思ってその生活道路を通っておりますが、今後のことを考えますと、そういうところをまた町としてもどのぐらいあるのかというのを調べてみることも大事ではないかと思えます。ぜひ、今後の中で、この町道の拡張については、町単補助事業という枠を抜けた中で検討できればいいなと思えます。

今後、18号バイパスが完成し、坂城インター線がつながってまいります。そうしたときに、若い世代が住みやすい住環境が求められてまいります。ぜひ、いいところは取り入れ、また、町道拡張整備についても今後調査研究をする中で、今後頑張って考えていきたいと思えます。

自然豊かなこの町、先人の築いたものを大切に、そして誰もが住みやすい、安心だ、本当に助かった、また行ってみたい、そう感じられる町に1歩も2歩も近づくよう、共にこれからも努力してまいりたいと思えます。これでわたしの一般質問終わります。

議長（小宮山君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時32分～再開 午後 3時42分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、7番 玉川清史君の質問を許します。

7番（玉川君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

初めに、1、原油高騰に苦しむ住民等に支援を。

イの低所得家庭に温かい冬を。

1、母子・父子家庭、生活保護世帯、住民税非課税世帯などを対象に、福祉灯油として灯油代金の補助を。

今年に入って、原油価格が高騰、米国産標準油種（WTI）の先物価格は、10月末には約7年ぶりの高値となりました。市場に出る原油供給量が需要に追いつかないことが原因であるとして、アメリカや日本など消費国6か国が石油備蓄の放出を決定し、日本では11月24日に発表しましたが、日本は数日分、全世界では1日足らずというような放出量では、原油価格への影響は少ないとする専門家の見方もある一方で、新型コロナウイルスの変異株、オミクロン株の発生もあって、原産国側は様子見、現状維持の姿勢を見せているとあり、いまだに需給の当事者の対応にずれがあり、先行きは見通せません。

先ほどの先物価格も12月には値下がり傾向の推移となっていますけれども、この変動が一般の店頭価格に反映されるまでは時間差があり、国の調査では全国平均小売価格は11月でも下がってはいません。また、生活に直結している電気・ガス代も、料金制度によって、来年の1月から4月にかけて値上がりの可能性が指摘されていますので、ガソリン、灯油などが値下がりしたとしても、家計への影響はしばらく続くと思われれます。

当町でも、昨日はガソリンスタンドの店頭表示価格が、灯油が106円から109円、レギュラーガソリンが173円から175円。スタンドの方に伺っても、値下がり傾向であるという人もいれば、見通し不安という方も、両方の意見がありました。ただ、特に灯油高騰の消費者に対する影響については、お話をいただいた皆さん、とても心配されておりました。

原油放出以外の国の値下げ対策としては、12月中旬から来年の3月まで期間限定で石油元売り各社に補助金を出して、ガソリン、重油、軽油、灯油などの値下げを要請することを11月19日に決定しましたが、これも170円から僅か5円ということなので、もともと高いのであまり意味がありません。このように値下がりが見込みがはっきりしない情勢ですが、季節は確実に進んでいきます。

長期予報では暖冬とも言われていますけれども、暖房なしでの生活は全く考えられません。寒冷地の企業や公務員などには、燃料手当、寒冷地手当として冬季に係る費用の一部を補助することがあります。この考え方で北海道が行政の制度として福祉灯油制度を開始、その後は各自治体に引き継がれて、低所得世帯、心身障がい者のいる世帯、高齢者世帯、母子世帯などが対象となっていました。北海道で始まった制度ですが、北海道以外の寒冷な自治体でも独自の制度として実施しています。

日本共産党の11月の調査では、5千円から2万円の中で、対象となる世帯も様々でしたが、県内で77自治体のうち30を超える自治体の実施、または実施予定だそうです。議員経験者の先輩からは、当町でもかつて実施されたこともあると聞きましたので、答弁の中でこれについて説明いただければとも思います。

また、まだ本格的な寒さはこれからですが、変異株が心配されるコロナ禍が加わって、所得が減少しているところに、灯油代の値上げで暖房費をさらに節約しなければならなくなってしまう

世帯に温かい冬を届けて欲しいと思います。

また、11月12日、総務省は特別交付税として生活困窮者や事業者への自治体の独自の補助への支援を発表していますので、県に対しても支援実施の要請をしていただきながら、坂城町独自の福祉灯油の実施を要望しますが、町の考えはどうでしょうか。

続いて、ロの中小零細業者への支援を。

1、原材料費やガソリン代等の値上がりの影響を受け苦しんでいる中小零細業者への低利の融資の新設を。

福祉灯油の質問の中で、見通しのつかない現状と国の対策について説明をしましたがけれども、同様に事業者にとっても、コロナ禍に加え、石油製品全般の値上げによる経費の増大が大きな打撃となっています。町内事業者の方にお話を伺いましたが、仕事の経験年数が少ないほど燃料費などの上昇への対応に不安が大きいようです。創業の志をくじけさせることのないように手を差し伸べてほしいと思います。町では、コロナ禍での減収への補助など独自の支援策を行っていませんけれども、かつてない原油高騰の影響に対する支援についての考えはどうでしょうか。

以上、1の原油高騰に苦しむ住民等に支援についての質問です。

町長（山村君） ただいま、玉川議員さんから1番目の質問としまして、原油高騰に苦しむ住民等に支援をということで、イ、ロのご質問をいただきました。順次、お話をしたいと思っております。

今もお話がありましたけれども、世界中で猛威を振るい、私達の社会生活に甚大な影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症は、様々な対策に関わらず、ウイルスは幾度となく変異し、まだ終息が見通せない状況であります。こうした状況を打開するため、各国において新型コロナワクチンの接種が鋭意進められたことにより、活動に対する制限も徐々に緩和され、長らく停滞を余儀なくされていた世界の経済活動もようやく再開され始めましたが、これに伴い原油の需要が一気に高まりました。

一方、産油国においては一定の増産計画はあるものの、こうした需要に対応する追加増産の要請には消極的で、原油需給の逼迫感が強くなっていることに加え、価格が上昇している石炭や天然ガスの代替燃料としての原油需要の増加も後押しとなり、原油価格の高騰に拍車がかかっているという状況であります。こうした中、政府においては石油元売り会社への補助金や他国と協調しての国家備蓄石油の一部放出といった対策を打ち出しているものの、小売価格への反映には至っておらず、灯油価格についても高止まりが続いているという状況であります。

経済産業省資源エネルギー庁が毎週公表している石油製品価格調査の給油所小売価格調査によると、本年11月29日時点の県内における灯油の店頭現金価格は、消費税込みで18リットル当たり1,942円、全国平均では1,952円となっており、1年前の昨年11月30日の価格と比較しますと、長野県では18リットル当たり503円、全国平均では531円値上がりし

ている状況で、灯油価格の高騰による家計への負担が大変懸念されているところであります。町としましても、こういう状況に鑑み、特に経済的に配慮を要するご家庭への一定の助成が必要と考え、既に制度の整備や必要な経費の積算等の検討を進め、本議会定例会の最終日に関連経費に係る追加の補正予算をお願いしたいと考えているところであります。

町ではこれまで、平成19年度の灯油価格高騰に際して、75歳以上の高齢者のみの住民税非課税世帯など、一定の要件に該当する世帯の負担軽減を図るため、暖房用灯油購入費の一部を助成する原油価格高騰等緊急対策事業を時限的に実施した経過がございます。この事業は、町内に住所を有する在宅の方で、75歳以上のみの高齢者世帯のほか、要介護度が4以上の認定者がいる世帯、身体障害者手帳2級以上、療育手帳B1以上、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証などの交付を受けている方がいる世帯、20歳未満の子を養育するひとり親世帯、生活保護法による生活扶助を受けている方が属する世帯のうち、いずれも住民税非課税世帯を対象に、緊急支援対策として申請により1世帯当たり5千円を支給したものであります。

原油価格につきましては、新型コロナウイルスの新たな変異であるオミクロン株の感染状況が及ぼす影響が見通せない面ではありますが、日増しに寒さが厳しくなり、家庭での暖房が欠かせない季節を迎えている中、経済的配慮を要する世帯への速やかな支援が必要になっております。こうした緊急性も考慮しまして、今回の助成事業は平成19年度事業を基本とした内容で実施することとし、速やかな助成金の支給につなげてまいりたいと考えているところであります。油の値段を一々見ているのではなくて、今議会最終日をお願いしたいと思っております。

次に、口の中小零細業者への支援についてお答えいたします。

中小零細企業者への低利融資制度につきましては、県の融資制度において経営健全化支援資金として、経済の変動等に伴い事業活動に支障を生じ、最近3か月間の売上高または売上高経常利益率が、前年同期または前々年同期に比べ5%以上減少している場合に利用できる経営安定対策と、同じく最近3か月のうち、いずれか1か月の売上高または収益性が前年同月または前々年同月に比べ15%以上減少している場合に利用できる特別経営安定対策の資金が設けられています。原材料や原油などの急激な高騰にも対応できる資金として整備されており、どちらの資金の保証料も町からの保証料補給があり、さらにセーフティネット保証等の利用の場合は自己負担がないなど、企業等の負担軽減を図っております。

また、町の融資制度においても、直近3か月の原油または石油製品、もしくは原材料等の仕入価格が、直近決算または過去の3年いずれか同期に比べ10%以上増加し、かつ直近3か月の売上額に対する売上原価または販売費及び一般管理費の割合が、直近決算または過去3年のいずれか同期に比べて増加している場合に利用いただける経営安定特別資金を整備しております。この資金の保証料につきましても、町で通常分においては5分の4、セーフティネットの認定を受けた場合では全額補給することとしております。

新型コロナウイルス感染症に端を発して、原材料や原油の高騰などが発生しておりますが、その影響を受ける町内企業からの相談体制等を整えるとともに、現行の融資制度などについて周知を図ってまいりたいと考えております。また、この原油価格等の高止まりが続くようであれば、金融機関や商工会のほか、さかきテクノセンターなどの支援機関とも情報を共有し、状況を見極める中で、融資制度の拡充や新たな支援制度の創設など、スピード感を持って検討してまいりたいと考えております。

7番（玉川君） 町長からすばらしい回答をいただきました。ただ、前回の支援を参考にとということで、前回は5千円でしたので、その金額についてはこれからも上げていただけるような方向で、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それで一つですが、質問じゃないんですけど、先ほども言いましたように、規模が小さいほど打撃が大きいと、一旦、諦めちゃうと立ち上がりも大変だということで、ぜひいろんな制度があるということなので、町のほうに相談にどんどん来てくれと、そういうような理解でいいと思います。

続きまして、2の安心、安全な道路を。

（イ）の安心して通学できる道路を。

1、千葉県八街市の事故を受けて行われた緊急の合同安全点検で、危険箇所として各学校から上がってきている数と場所は。

2として、危険箇所の改善策として、ハード面、ソフト面、それぞれの数と対策はについてです。

11月19日の新聞の報道で、県は7月から9月にかけて全県で緊急点検をして、ハードとソフト面での対策を実施するとありました。坂城町では14か所とありました。この点検は、今年の6月に見通しのいい直線の道路で、幅約7メートル、通学路として利用していた児童が飲酒運転の犠牲になった千葉県八街市の事故を受けての点検でした。

事故の起こったこの学区では、5年前にも今回の事故現場から3キロメートルほど離れた地点で、登校していた児童の列にトラックが突っ込んで重傷を負わした事故があったそうです。どちらの事故現場にもガードレールはありませんでした。

5年前の事故の後、現場だけに20メートルのガードレールが設置されて、八街市は、通学路安全プログラムを見直して、2年に1回のペースで、市内に13ある小中学校から通学路の危険箇所を報告してもらって、学校やPTAなどが合同で点検し、対策を検討するとしたそうです。しかし、予算が限られていますので、ガードレールなどは設置されない、危険箇所の報告の数も各校3か所程度に絞られたそうです。

今年6月の事故の後の対応は、ガードレールの設置は最低限となりましたが、制限速度規制や、路面に部分的にハンプと呼ばれる若干の隆起施工を施すなど、とにかく車速を下げるための複数

の対策をしたそうです。これは当町でも今後の参考になる事例だと思います。坂城町では、毎年各校から2か所を基本として、現地調査で追加もあると以前も説明をいただきましたけれども、今回の緊急調査で上がってきた14か所の詳細と、それに対してどのようなハード・ソフト両面の対策がされるのでしょうか、説明をお願いいたします。

次に、口の産業道路A01号線の安全対策を。

1、文化センター付近に移設、新設された横断歩道の道路照明の見直しを。

町長をはじめ担当課の皆さんの長年にわたる警察・公安委員会との交渉の努力が実を結んで、新駐車場と文化センター体育館の最短距離に横断歩道が新設され、多くの利用者が安心して渡れるようになりました。同時に、文化橋の北側にあった横断歩道は南側に移設されました。法律で横断歩道間の間隔が最低100メートル必要だったためだそうです。

しかし、最近、日暮れが早くなって、暗くなって、この新設の横断歩道と移設された横断歩道付近に車で通りかかると、渡ろうとしている人が確認しにくい、運転手としてですが、ほかの横断歩道と比べてみると、横断歩道を照らす照明が大きな原因ではないかと考えました。照明はあるのですが、もともと街灯として立っていたものが使われており、明るさや照射範囲も適当ではないと思われます。事故防止のためにできるだけ早い対応を求めます。

2として、若草橋付近に横断歩道を。

拡幅工事が進んで若草橋付近は工事も完了し、これからはその南の大口入口からの先に工事区間が移っていきます。道路幅が広がり制限速度も30キロから50キロに上がってしまうと、抜け道としての利用も増え、産業道路のこの付近を渡る場合には、横断歩道がぜひ必要だと思います。文化センターでの新設時にも横断歩道間の間隔について説明を受けましたけれども、担当課の皆さんには大変なご苦労と思います。しかし、ぜひ歩行者の安全のため、警察や公安委員会との交渉を続けて設置を実現してほしいと思いますが、町の考えはどうでしょうか。

3として、トラックなど車高の高い車両にも配慮した高木の剪定を。

産業道路を車で通行していると、大型トラックが車線のセンターラインよりを通行している場面に何度か遭遇しました。危ないなと感じましたけれども、原因は背の高い街路樹の枝葉が道路を覆うように茂って、トラックがそれを避けて通行していたためでした。近隣自治体の道路で、道沿いの街路樹が道路の外側に曲がっているのを見たことがあります。できるだけ車道にはみ出さないように剪定をしていたのだと理解できました。

坂城町は工業の町であり、製品などを運ぶ運送業の皆さんにも大変お世話になっています。気持ちよく安全に走っていただけるように道路の利用状況に合わせた街路樹の剪定を考えてほしいと思いますが、町の考えはどうでしょうか。

以上、2の安心、安全な道路をについて、1回目の質問です。

教育文化課長（堀内君） 2、安心、安全な道路をのうち、（イ）の安心して通学できる道路をに

ついてお答えいたします。

町では、通学路の安全確保に向けた取り組みを組織的に実施するため、警察、建設事務所、学校やPTAなどの関係機関と連携体制を構築し、通学路交通安全プログラムを策定する中、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保に努めているところであります。

通学路の安全についての不安や要望につきましては、毎年、各校のPTA校外指導部を中心に、各地区における危険箇所等を精査し、危険度の高い箇所から順位づけを行う中、町PTA連合会と校外指導部の連名で、危険箇所改善要望書として教育委員会にご提出いただいております。提出された要望箇所につきましては、通学路交通安全プログラムに基づき、道路・施設等管理者とともに合同点検を実施しているところであります。

今年度につきましては、千葉県八街市の事故があり、文部科学省から通学路における合同点検の実施依頼を受け、長野県交通安全運動推進本部での一斉合同点検として、各市町村の教育委員会が中心となり、通学路の危険箇所の合同点検を実施することとなりました。

点検を実施するにあたり、文部科学省から示された3つの観点として、1つ目、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路などの車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所、2つ目として、過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所、3つ目として、保護者、見守り活動者、地域住民等から町への改善要望があった箇所などがあり、これらを踏まえ、各学校関係者において危険箇所等の抽出を行いました。

各学校から報告された具体的な危険箇所としましては、南条地区では、町横尾・谷川沿いの衣料品店付近交差点、南条小学校の北側・宇佐八幡宮上の産業道路交差点、新地・鼠橋通りから南条小学校に向かう町道の3か所、坂城地区では、四ツ屋・山王神社付近町道、旭ヶ丘・産業道路点滅信号交差点、田町・坂城高校西側商店付近交差点、田町・横町通り入口菓子店付近交差点、立町・日名沢川の大橋付近衣料品店前交差点、込山・坂城小学校校門付近交差点、そして、日名沢・小学校校門付近交差点から日名沢川への町道の7か所、村上地区では、月見区・住宅街交差点、上五明・中古車展示場東側町道、上平・町営住宅へ向かう町道、そして網掛・内科医院から月見区へ向かう町道の4か所となっており、この14の危険箇所について把握したところであります。

合同点検につきましては、町の通学路交通安全プログラムに基づき、各学校代表者とPTA、地元区の役員のほか、警察、関係機関及び教育委員会により実施し、直接現場にて危険性や要望などの説明を受ける中で状況の確認を行い、全箇所についても何らかの対策が必要との判断に至ったところがあります。

具体的には、ハード面では、交差点改良やカラー舗装、舗装の修繕などを要する箇所が13か所、ソフト面では、通学路変更を検討する箇所が1か所です。

道路管理者によるハード事業のうち7か所につきましては、今後計画を立てる中で順次整備を

進める必要があることから、整備が完了するまでの間の応急的な対策として、通学路であることや、徐行を促すなどの注意喚起を示すのぼり旗を設置するほか、4か所につきましては、地域ボランティアや学校職員による見守り活動を行うことといたしました。

見守り活動につきましては、地域ボランティアの皆様のご協力により、以前から実施している箇所に加え、学校職員による見守り活動についても定期的に行うよう取り組みを始めたほか、のぼり旗につきましては、合同点検後、速やかに必要箇所について設置したところであります。

今後につきましても、危険箇所等の把握に努め、対策実施箇所の有効性などの検証も行う中で、通学路の安全性の確保に努めるとともに、学校における交通安全教育の徹底も図ってまいりたいと考えております。

建設課長（関君） 2、安心、安全な道路を、（イ）安心して通学できる道路をについての危険箇所のハード面の改善策についてから順次お答えいたします。

先程、教育文化課長より答弁がありました。建設課も道路管理者として9月末に通学路緊急合同点検を地元関係者の皆さんとともに実施いたしております。対策が必要とされる箇所14か所のうち13か所については、工事などのハード対策が必要となり、内訳としましては町道が12か所、県道が1か所となっております。町道12か所のハード対策の内訳といたしましては、交差点のカラー舗装化が6か所、路側帯グリーンベルト化が3か所、道路照明の設置が1か所、道路施設の修繕（舗装修繕）が1か所、交差点改良が1か所となっております。

これまでも毎年、町教育委員会より各小学校へ通学路の改善要望箇所の抽出を依頼し、抽出箇所について町及び町教育委員会をはじめ、警察、県及びPTAと合同点検を実施し対応をしてきたところでございます。改めて今回の対策が必要な14か所のうち、町道としてハード対策が必要な12か所につきましては、昨今の交通量の増加や大型車両通行の増加など様々な要因が考えられますが、今回の緊急合同点検を契機に、施工内容を十分に検証する中で、さらなる対策について計画的に実施し、安全な通学路となるようを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、（ロ）産業道路A01号線の安全対策についてお答えいたします。

まず、町道A01号線産業道路の街路灯につきましては、夜間において道路を安全かつ円滑に車が走行でき、歩行者も安心して歩行できるように360度照らすことができるものとして道路の拡幅同時に設置してございまして、ご質問の文化センター周辺にも一定の間隔で互い違いに設置してあります。

また、体育館前の横断歩道につきましては、文化センター体育館が新型コロナの蔓延によりましてワクチンの集団接種会場となったことから、ワクチン接種される皆さんが体育館東側駐車場から安全に接種会場である体育館に横断できるよう、千曲警察署や地元区なども協議を重ね、急遽昨年補正予算において、町単独予算で設置したものでございます。今まで文化橋北側の交差点付近に設置していた横断歩道を文化橋南側へ移設し、文化センター体育館前に1か所の横断

歩道を新設したところでございます。特に地元区長さんをはじめ、周辺地域の皆様のご協力をいただけたからこそできた措置でありますので、改めてお礼申し上げたいと思います。

横断歩道の設置につきましては、現地において千曲警察署交通課の指導の下、横断歩道の位置や幅、標示看板やダイヤモンドの移設、新設、また街路灯、点字ブロック、樹木の伐採も含めた道路附属物等の移設も実施し、併せて植樹帯を縮小し舗装も施したところでございます。

ご質問の横断歩道の照明につきましては、先ほども答弁いたしました。文化センター周辺には既に一定間隔で街路灯は設置されている状況でございます。そのため、新たな照明の設置につきましては、周辺の照明灯のバランスなども考慮する中で、ほかに横断歩道を照らす方法などはないかなども含めて、最善かつ有効な照明となるよう判断し、対応について検討していく必要があると考えております。

次に、若草橋付近への横断歩道設置についてでございますが、酒玉工区の道路拡幅に伴い、若草橋北側の交差点につきましては、県公安委員会に横断歩道を含めた交差点協議を実施しております。以前より設置されていた若草橋北側の産業道路と並行する横断歩道については再設置が認められた状況でございますが、産業道路を横断する東西への横断歩道設置につきましては、現存する横断歩道との距離が近いという理由から、道路改良時には新たな横断歩道を設置することには至らなかった状況でございます。

町としましては、文化センター周辺同様に、横断歩道、区画線設置時には千曲警察署交通課立会い及び指導をいただく中で、横断歩道、路面標示、区画線、巻き込み防止ポール、カラー舗装などを施工しまして、できる限り安全対策も実施しているところでございます。

今後につきましても、産業道路全体を見る中で、引き続き千曲警察署と協議を重ね、より安心、安全な道路を目指し、道路改良を進めてまいりたいと考えております。

次に、車高の高い車両に配慮した高木の剪定についてでございますが、町では産業道路や逆木通りなど、総幅員16メートルで道路改良を行い、両側歩道には、歩車道の明確な分離や良好な道路交通環境の整備、または沿道における良好な環境の確保を図ることを目的として植樹帯を設けておりまして、歩行者やドライバーにとってコンクリートやアスファルトなど人工構造物以外の道路空間で、その時々季節など自然に触れ合えるように整備を進めてまいったものでございます。

街路樹として高木が植栽されている箇所としましては、逆木通りが当町として最初の都市計画道路としての整備であったため、早春にはほかの木々に先駆けて花を咲かせるコブシを、次に整備を行った鼠橋通りには、秋には鮮やかな紅葉で通行する皆さんを楽しませてくれるトウカエデ、文化センターから坂城消防署の間は、文化・福祉施設が集約しているために、夏の厳しい日差しから歩行者を保護することができるエンジュを植樹しており、いずれも比較的丈夫で、横に広がらない樹木となっております。毎年管理としましては、例年12月から3月の間に、樹形を

整えるために剪定を実施しております。ご案内のように、特に産業道路はトラックなど車高の高い車両の通行も多いために、以前から街路樹の成長、特に車道側については樹形を保ちつつ視認性を考慮した中で強めに剪定を実施してまいったところでございます。

今後も車道側につきましては、より視認性や通行する車両の高さなども考慮する中で剪定してまいりたいと考えております。

7番（玉川君） お答えいただきました。数点、再質問させていただきます。

まずは、その14か所の詳細についての町民への周知ということで、今もホームページに毎年載っているのですが、これも載せていただけるということでよろしいでしょうか。

それと次は、この点検のときに3つ文科省のほうからここを重点的にということで改善要望のあった場所、スピードが出やすい場所、ヒヤリハットがあった場所というようなことがあって指示されたそうなのですが、これについては今までの坂城町での合同点検との違いというのはあったのでしょうか。

それと最後に、具体的に、その改善の場所、これはどこから手をつけるのかということも教えていただきたいと思います。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

まず、点検結果につきまして、ホームページで今後公表していくかどうかにつきましては、取りまとめ終わったところで公表してまいりたいと考えております。

また、今回の点検につきまして、今まで町が行っていた点検と何か内容が違っていたのかどうかにつきましては、文部科学省から示された3つの観点を基に、まず学校において危険箇所の抽出を行いました。

点検の内容といたしましては、これまでの合同点検と同様、通学路交通安全プログラムに基づきまして、学校及び地元関係者、警察、道路管理者、そして教育委員会により実施いたしまして状況の確認を行ったところでございます。

建設課長（関君） 先ほど答弁させていただきましたが、町が関係する13か所のうち、学校側で通学路の変更については、学校側と協議していく中で通学路の変更については進めていくことになろうかと存じます。

また、その他の当面の対策としまして、先程、教育文化課長からもありましたが、注意喚起であるのぼり旗の設置、地域ボランティアの皆さんによる見守り活動をしていただくこととなりますが、12か所のうち3か所につきましては、防犯灯の設置を行ったほか、現在、事業実施中である道路改良工事によって安全が確保されるということになりますので、そちらの方の対応をしてまいりたいと思います。

残りの9か所でございますけれど、合同点検実施の際に学校側より提案された工事内容は、カラー舗装化とグリーンベルトの設置となっております。カラー舗装につきましては、交差点に色

塗りをすることで、ドライバーさんにここには交差点があるという認識をしていただくことが主な効果かなと考える一方で、グリーンベルトというのは、ドライバーさんにとって、ここは通学路があるよという認識と、児童生徒にとっても視覚的にこの場所で登下校するのだということが認識できるという効果があるかと存じております。グリーンベルトの設置につきましては、例えば原材料を支給してPTAの皆さんに相談する中で実施していただくという手法もございますので、各学校とも相談してまいりたいと考えております。

繰り返しの答弁になりますが、提案された工事内容の効果、工事内容、そういったものを検証する中で計画的に実施できればというふうに考えております。

7番（玉川君） 答弁いただきました。

八街の事故の一番の原因は飲酒運転、飲酒さえしなければ貴い命は奪われませんでした。飲酒運転での死亡事故発生は飲酒しない事故に比べて7.9倍という統計もありました。刑罰の厳格化などの法改正で発生数は少しずつ減ってはいますけれども、飲酒運転の撲滅を目指して警察と連携して家庭、職場、地域、一体となつてのより一層の取り組みが必要です。

対応についての答弁からは、今、行政のできる最善を尽くされていることがよく分かりました。子ども達の命がかかっています。住民やPTAの皆さんなどにもご協力をいただきながら、少しでも早く対応ができるよう、完了するよう希望して質問を終わります。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦勞さまでした。

（散会 午後 4時26分）

1 2月9日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 〃 | 大森 茂彦 君 | 9 〃 | 朝倉 国勝 君 |
| 3 〃 | 山城 峻一 君 | 10 〃 | 滝沢 幸映 君 |
| 4 〃 | 祢津 明子 君 | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中島 新一 君 | 12 〃 | 西沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉川 清史 君 | 14 〃 | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹内 優子 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴海 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君 |
| | 浮貝 清司 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 公共施設についてほか | 滝 沢 幸 映 議員 |
| (2) 令和4年度予算についてほか | 朝 倉 国 勝 議員 |
| (3) ウィズコロナに向けてほか | 中 島 新 一 議員 |
| (4) 循環型社会の形成に向けてほか | 祢 津 明 子 議員 |
| (5) 「ふるさと納税」についてほか | 栗 田 隆 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 初めに、10番 滝沢幸映君の質問を許します。

10番（滝沢君） 改めまして、おはようございます。

ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

本年度よりスタートしている第6次長期総合計画は、町の最上位計画として各分野47余りの関連計画の位置づけの下に策定され、その長期総合計画と関連づけられた公共施設個別施設計画もこの10年の計画が示されております。

まず、公共施設関連について取り上げたいと思います。

1、公共施設について。

イ、公共施設個別施設計画について。

1、本計画の位置づけと内容は、施設全体の基本的な考え方等を伺います。

個別施設計画は67の施設について更新、改修、除却、保全、譲渡などの整備手法を定め、その手法に即した対策内容、実施時期、対策費用の検討を行うとされております。

公共施設は地域社会やコミュニティーの核であり、住民のライフサイクル全体を通して福祉、文化の推進を図り、社会・経済活動を営む基盤をつくるものです。私達町民が日常多くの機会に利用し、身近な施設でもあります。

老朽化した施設を、進む人口減少、少子高齢化、厳しい財政運営が求められる中、今後町はど

のように取り組んでいくのか質問いたします。

ロ、各施設の改修計画等について。

1、体育館改修の進捗状況は。耐震診断の内容、利用団体からの要望、改修工事の目的と内容等について伺います。

2、文化センターの今後の改修計画は。こちらも予備耐震診断の内容、利用団体の要望内容、予定される改修計画の目的と内容は何でしょうか。また、各種イベント、行事、講演会等で舞台の演出効果を上げるため、改修を含めた整備をお聞きいたします。

3、新複合施設についての内容は。

1つ目に、令和4年度以降の基本構想と建設計画策定に向けての内容。

2つ目に、財源について、基金の積み立ての状況は。また、利用可能な交付金、補助金の想定を伺います。

体育館、文化センターは、多くの機会に一番多目的に利用されている施設であります。その観点で取り上げたいと思います。

体育館では各種スポーツ団体、文化祭、分館球技大会などの活動に利用されているほか、過去、演劇の公演やのど自慢の会場にも利用されました。これまでに800人以上の町民が集った演劇の公演もあり、一番の収容人数が可能です。ただ、大き過ぎるためのデメリットとして、どうしても音響に問題があります。南条金管バンドの壮行会や出初式での音楽隊の演奏でも分かりますように、反響音が大きく音がクリアに届きません。

文化センターも以前から指摘されているハウリングなどの音響問題があります。それと今回、照明含め舞台についても提案をいたします。

1点目が舞台が暗いことです。特にどんちよう前の舞台の上部にはほとんど明かりがありません。通常劇場は、舞台全面からのシーリングライト、舞台全体を照らすボーダーライト、舞台のポイントを照らし出すサスペンションライト、スポットライト、そして舞台奥、壁への horizontallight に構成されております。

12月4日に人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会が開催されました。非常に重要なテーマでよい内容の集会でありましたが、残念なのはプロジェクター使用時です。子ども達の姿が見えないことと手話通訳者の方の顔の表情が分かりません。また、講師の方には備え付けのスポットライトが当たってはいましたが、暗さは否めません。せめて、このスポットライトと舞台全体を照らすボーダーライト、舞台の演出効果を上げるための horizontallight の設置を望みます。

2点目が舞台についてです。上手側袖スペースが狭いため出入りが困難です。階段からすぐ舞台に出るため危険が伴う場合もあります。文化祭などで使われるひな壇の出し入れも大変です。また、音響の操作盤からは壁に遮られ舞台が見えません。そこで、耐震上の問題がクリアできれ

ば、この壁を撤去し舞台の拡幅はできないでしょうか。階段の位置の変更で1メートル半程度は広げることが可能と思われます。

過去に文化会館建設構想が当町の場合あったようですが、現在、本格的な文化会館の整備は望めません。今後も体育館と文化センターの長寿命化を図り、多目的に利用していくためには、耐震工事と併せ適切な対策費用もかけ、大規模改修は必要と考えます。この機会にぜひご一考をお願いしたいと思います。

新複合施設につきましては、保健センターと老人福祉センターを複合化するとされておりますが、現状ではまだ具体的な構想はお示しいただけない段階であると思います。今後の町民の関心事になっていく新施設で、南条小学校建設以来のハード事業であります。町民の合意形成含め、計画から建設までの道筋を伺います。

以上、質問いたします。

町長（山村君） ただいま、滝沢議員さんから1番目の質問として、公共施設についてイ、ロといういろいろ具体的なお提案をいただきました。私からはイの公共施設個別施設計画についてということで基本的な考え方についてお話申し上げまして、ロの各施設の改修計画につきましては担当課長から答弁いたします。

全国的に公共施設等の老朽化が大きな課題となる中、国から、人口減少により公共施設の利用需要が変化していくことを踏まえ、長期的な視点をもって、公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現することを目的とし、各地方公共団体に対して公共施設等総合管理計画策定の要請がありました。

当町におきましては、この要請を受け、公共施設等を安全で快適に利用できる状態を維持し、維持管理などに要する財政負担を軽減、平準化するための基本的な方針である、坂城町公共施設等総合管理計画を平成28年度に策定したところであります。

また、令和元年度には、施設ごとの整備の方向性を示した坂城町公共施設ランドデザインを策定し、続く令和2年度に町内67施設を対象に、より詳細な計画である坂城町公共施設個別施設計画を策定したところであります。

この個別施設計画の位置づけといたしましては、総合管理計画及びランドデザインの施設整備方針を実行に移すための令和12年度までの年次計画という位置づけになります。

この計画の内容といたしましては、各施設の更新、改修、除却等の実施時期及び概算費用を示したものでございます。

また、この計画を策定するにあたっては、施設ごとに建築年度や構造、劣化状況などのハード面の評価と、施設の重要性、有効性、特質性を基にしたソフト面での評価の2つの視点から総合評価を行い、この総合評価と住民アンケートの結果を反映させる中で、町議会をはじめ町内各団

体のほか、長野大学、あるいはしなの鉄道にもご参画いただいた計画策定委員の皆様にご審議をいただき、計画策定をいたしました。町といたしましては、長期総合計画に掲げる10年後のまちの将来像「輝く未来を奏でるまち」の実現と、SDGs達成の観点からも、町民の皆様にとって有益な公共施設を長く、安全に、より便利に使用していただけるよう効率的に整備を行い、同時に財政負担の軽減、平準化を図るため、公共施設等総合管理計画の適切な推進に努めてまいりたいと考えております。

教育文化課長（堀内君） 1、公共施設について。ロ、各施設の改修計画等について、体育館改修の進捗状況と文化センターの今後の改修計画について順次お答えいたします。

坂城町体育館は昭和45年5月に竣工した施設であり、鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造りで、延べ床面積1,934.5平方メートルを有する建物で、51年が経過しており、その間、平成10年には床のフローリングの張り替えや屋根の改修などの大規模な改修を行ってまいりました。

体育館につきましては、個別施設計画ではスポーツレクリエーション系施設として位置づけられており、町民の健康増進のための施設であり、また、子ども達のスポーツ少年団の活動など、町のスポーツ推進の中心的施設であると同時に、有事の際の防災拠点であり、耐震性を確保することが必要であることから、個別施設計画に基づき令和元年度に耐震診断を行いました。

耐震診断の内容としましては、アリーナ部分が吹き抜けであることから建物全体をブロック分けして調査し、コンクリートのコア抜きや溶接超音波調査、地盤調査などを中心に実施いたしました。

診断の結果につきましては、一部に耐震性能が不足する箇所はあるものの、天井部分に鉄骨の梁を入れ、また、一部の窓などの開口部の閉塞や筋交いを設けた補強を施すことにより、継続的な利用が可能であるとのことでありました。

耐震補強にあたりましては、老朽化が見られる箇所の補修、安全設備の見直し等を行う大規模改修の実施も併せて予定しており、利用団体やグループの皆さんから要望をお聞きしたところ、更衣室の設置やトイレの洋式化、2階ギャラリーの安全対策、そして、放送設備の改修等の要望をいただいたところであります。

また、空調や照明設備もリニューアルする中で、利用者に快適な環境を提供すると同時に施設全体の省エネ化を図る等の改修について、さらには、以前からニュースポーツができる設備についての要望もいただいていたことから、体育館ステージの有効利用を図り、ステージ壁面へのボルダリング設備の設置についても令和2年度に行った実施設計において盛り込んだところであります。

今後、町のスポーツ活動の拠点として、また、防災拠点、安心安全な活用のできる施設として維持していくことを目的に、体育館の耐震補強及び大規模改修を実施してまいりたいと考えております。

なお、工事につきましては、3回目となる新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場としての利用の状況を勘案しながら、来年度のできるだけ早い時期に実施していきたいと考えております。

続いて、文化センターの今後の改修計画は、についてお答えいたします。

文化センターは昭和45年10月に竣工し、構造は2階建て鉄筋コンクリート造り、延床面積は1,588.25平方メートルで、体育館と同じく51年が経過しております。その後、平成8年に入り口を自動ドアに改修し、さらに14年には、2階を利用される皆様の利便性の向上を図るため、エレベーター、多用途トイレ等の設置と併せた施設の改修を行ってまいりました。

個別施設計画では、文化センターは文化系集会施設に位置づけられ、耐震診断及び耐震補強工事を実施し、併せて大規模改修工事を行うことで長寿命化を図る改修計画となっており、この計画に基づき、昨年度予備耐震診断を実施いたしました。

予備耐震診断の内容につきましては、設計図書やヒアリングにより増築、減築の有無を含む建物の履歴の確認及び現況図の作成、建物の耐震特性を把握し、耐震性能の検証及び耐震補強方向の可能性を検討し、補強設計案の作成、非構造部材の耐震性についての検討、改善案の作成などであります。

診断結果につきましては、構造の特徴は、1、2階ともに桁行方向（建物の東西方向）には耐力壁がないことから、構造体の耐震性能といたしますと、一部耐震性能が不足すると考えられるとの報告がなされました。

報告に基づく補強の可能性につきましては、筋交いを設けた補強や、既存の壁の増し打ちで耐力の増加が可能であるといった結果が出されております。

今年度は、この調査結果を基に本耐震診断を行っているところであり、現在のところ、その結果を基に令和4年度に実施設計を、5年度には耐震補強及び大規模改修工事を実施する計画としてあります。

続きまして、利用団体の要望内容についてですが、現在、文化協会や公民館講座グループなどをはじめとする、文化センターを定期的に利用されている団体やグループの皆さんからの要望を広くお聞きしているところであります。

内容につきましては、トイレの洋式化や多目的トイレの整備、空調などの設備改修、大会議室の音響設備の改修などについてご意見を頂いているところであります。

予定される改修計画の目的と内容等は、とのご質問でございますが、文化センターは、平日、休日、昼夜を問わず多くの方々が利用される施設であること、また、災害等、有事の際の中核避難所としての機能をはじめ、役場庁舎被災時の対策本部設置予定施設との指定もされていることから、まずは施設の安全性の確保を第一に耐震補強を行うとともに、利用者の利便性の向上を図るための施設改修を併せて行うこととしております。

次に、各種イベント、行事、講演会等で舞台効果を上げるための整備を、についてお答えいたします。

施設改修につきましては、要望等広くお聞きした上で検討してまいりたいと考えているところではありますが、特に大会議室において講演会等でプロジェクター設備の使用頻度が多くなってきていることから、それに合わせた照明の配置を検討してまいりたいと考えております。

また、舞台改修の検討につきましても、各団体から要望をいただく中で、耐震診断の結果を踏まえ、総合的に判断し、検討してまいりたいと考えております。

先ほども申し上げましたとおり、文化センターは、町民をはじめ多くの皆さんが利用される施設であること、また、有事の際の中核避難所等としての活用も予定されていることから、まずは施設の安全性の確保を第一に、利用者の利便性の向上も併せて図ってまいりたいと考えております。

企画政策課長（大井君） 続きまして、新複合施設についてのご質問にお答えをいたします。

先のご質問にもありました公共施設個別施設計画において、健康づくりに対する意識の高まりや少子高齢化が進む社会情勢を背景として、今後ますます高まる保健、福祉分野に係るニーズを踏まえるとともに、保健センター及び老人福祉センターの老朽化が進んでいることから、両施設を複合化した施設の建設を検討しているところでございます。

この計画において、令和6年度に施設の基本設計、令和7年度に実施計画を行い、令和8年度に建設に着工、翌令和9年度の完成を目指すものとしております。

この令和6年度の基本設計につなげていくため、令和4年度からは、よりよい施設の在り方を検討する役場内部での調整会議及び外部委員を交えた建設準備委員会等を設置し、町民の皆様からご意見をお聞きしてまいりたいと考えております。翌令和5年度には、これらの会議の検討結果及び町民の皆様のご意見を反映させた基本構想、基本計画を策定し、令和6年度の基本設計へと進めていくことを計画しております。

また、財源につきましては、本施設の建設には多額の費用が見込まれることから、本年3月の定例会において、坂城町保健福祉等複合施設整備基金の創設についてお認めをいただき、現在の基金残高は8,500万円となっており、今後も財政状況を勘案する中で積立てを行ってまいりたいと考えております。

また、交付金や補助金、起債といった財源につきましては、その時々での交付対象となる要件等の見直しもされることから、新施設の整備内容に合わせ、対象要件等を見極める中で、より条件のよいものを活用するための準備を進めてまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） ただいま、町長、担当課長より詳細にご答弁をいただいたと思います。

体育館のほうはいろいろ内容も踏まえて改修をされるということで、新しいボルダリングの設備もされるということで、今後は新たな集いの場になればいいのかなというふうに思っております。

す。

一番大事なのは、課長の答弁にもありましたように、ここは災害時の拠点になるということが非常に重要な位置づけであるということを再確認をさせていただきました。

その他耐震工事含め改修工事につきましても伺いましたが、多くの町民の方が集って、次の世代まで安心して利用し、スポーツ、文化の拠点になっていく施設の整備を希望させていただきます。

それから、新複合施設についてもご説明ありましたが、いよいよ来年度から9年度の完成に向けて具体的に進んでいくということでございました。まだ、今の段階では細かいことはお示しはいただけないわけですが、様々な機会に状況を、今後お示しをいただいて、町民の皆様意見を反映して、それから一番の、町民益ですね、これを第一に、利便性の向上と私達の健康に関わる拠点の施設としての取り組みをお願いしたいと思います。

あと、所見のほうは割愛させていただいて、2点だけ質問をさせていただきたいと思います。

1つ目が、体育館改修費用で約3億円が、また、文化センター改修費用として約3億8千万円が概算として示されておりますが、主な改修費の内訳を伺います。

2つ目に、文化センターのトイレ改修についてですが、多目的トイレというお話がございましたが、そのトイレの内容を伺います。オストメイトなどの設備はあるのでしょうか。

以上、質問いたします。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

体育館の改修費用、文化センター改修費用のうち、主な内訳につきましてお答えさせていただきます。

体育館の改修に係る費用約3億円につきましては、今年度工事を実施する予定で積算した費用でありますので、改めまして費用に関して積算し直す必要があることから、今後変更となることが見込まれております。主な内訳といたしますと、耐震補強に関する費用が全体のおよそ3分の1、大規模改修に係る費用が残りの3分の2ということで見込んでおまして、主なものといたしましては、防水、外壁、内装工事等の建築主体工事のほか、空調及びトイレ等給排水設備に係る機械設備工事を見込んでおります。

続きまして、文化センターの改修に係る費用約3億8千万円、こちらにつきましても昨年度予備耐震診断実施後の概算の費用ということであります。こちらにつきましても耐震診断及びそれを踏まえて来年度実施予定の実施設計によりまして、工事費につきまして変更となることが見込まれます。主な内訳といたしますと、耐震補強に関する費用が全体のおよそ4分の1、大規模改修に係る費用が残りの4分の3を見込んでおまして、主なものといたしますと、屋根、防水、外壁等の内装工事等を含めました建築主体工事、そのほか受変電設備、音響設備等の電気設備工事、そして給排水、トイレ、空調などの機械設備工事、こちらを見込んでおります。

続きまして、文化センタートイレの改修内容につきましては、トイレの洋式化と、あとオストメイト対応をはじめとします多機能トイレの設置、こちらにつきましても皆様のご意見を今お聞きしているところでありますが、その中で検討してまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） 担当課長より再答弁をいただきました。

体育館が3億円、文化センターが3億8千万、ですからその内訳として耐震補強のほうは体育館が3分の1、文化センターが4分の1ということで、割合としては耐震補強工事というのはそんなにウエートは高くないのかなという感じです。これは、やはりそれなりの、当時の建物がそういう耐震構造に近い、かなりの強度があったのではないかなという推察をするわけですが、いずれにしても大規模工事、かなり、その期間も体育館、文化センター併せて利用ができなくなるわけですが、そこら辺の対応を——いろんな方が利用されて——現在もコロナワクチンの接種会場ということで利用ができないわけですが、やはりその間、町民の利用をされる方が不便を感じないような、そんなような、また、対策のほうもお願いしたいと思います。

時間の関係でまとめさせていただきますけれども、公共施設個別施設計画は令和12年度まで年次計画の位置づけとされ、施設整備の費用額の概算では約34億円、1年の平均額が約3.4億円と算出されております。現在のコロナ感染症の状況を見ましても何が起きるか分からない時代であります。今後の社会経済情勢の状況を十分に注視をしていただき、新複合施設の基金の積立でも含め健全な財政運営を望みたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

2、地域の環境問題について。

この件につきましては、昨年の12月議会でも取り上げました。この1年で当町の猫問題に関する状況が大きく変わってきていることから、再度取り上げます。

10月31日、地域の猫を考える勉強会が当町で開催されました。町民20名を含む40名余りの方が参加され、獣医師の先生の講演含め千曲市、上田市のボランティア団体の方から事例発表がありました。町内で参加された方は猫問題で困っている方、猫活動に理解をいただいている方などですが、講演会後の懇談では様々な意見交換が活発に交わされたとお聞きをしております。私の住む地域からも多頭飼育につながる問題を抱えている方も参加されておりました。

このように当町でも、地域の猫問題の解決に向け関心が高まってきていることは非常に前向きで大きな前進であると思っております。

では、次につきまして質問いたします。

1、猫問題についての現状は。

この1年で苦情、相談等の事案は町にあったでしょうか。

2、地域猫活動についての考えは。

地域猫活動は、昨年もお示ししましたが、飼い主のいない猫の問題を地域の環境問題として捉

え、地域、ボランティア、行政が連携及び協力を図り、飼い主のいない猫を適正に管理し暮らしやすいまちづくりを目指す活動であります。

現在、当町での地域の外猫、飼い主のいない猫対応のためにボランティア団体の立ち上げが進んでおります。また、今月、町内の地域で千曲市のボランティア団体のご協力で飼い主がいない猫へのTNR活動が実施されます。このTNR活動は、地域の外猫を捕獲し、避妊・去勢手術を施し、また元の場所に戻すという一連の活動で、不幸な猫達を増やさないための唯一の解決策です。これにより、ふん尿被害、猫同士の争いの軽減と、5年程度で1代限りの命を全うすることにつながり、大きな成果として報告をされております。

この活動には多くのマンパワーと費用が必要になるわけです。現在、資金がゼロからスタートするため、全て自己負担で行うとのことなんです。

日本動物福祉協会という公益社団法人があり、会費を支払い会員になると1匹当たり5千円の補助が受けられます。今回の関係者が入会し申請をしたのですが、来年3月までの期限が、既に予定額に達したため補助は受けられなかったとのことでした。このことから、全国的に見てもこの猫問題が地域課題として問題視されている状況は明らかです。今後、この資金確保が一番のネックになるわけです。行政としてどう捉えるでしょうか。この地域猫活動に対する町の考えと、外猫、飼い主のいない猫を増やさないための対策の考えを伺います。

3、補助制度の実施を。

昨年も提案をさせていただきましたが、ご意見を踏まえ研究していくとのことご答弁でございました。近隣自治体の中で、私が調べた資料では千曲市、上田市、東御市、小諸市、佐久市、長和町、青木村が補助制度を実施していて、残念ながら当町のみ空白となっており、対応の遅れを感じる場所です。

猫を飼養していくには、所有者の室内での適切な飼育が大前提ではありますが、経済的に困窮している場合や地域の中での孤立など、様々な問題が含まれていて、状況は複雑であります。

他自治体では多頭飼育や外猫の大繁殖につながる事案の報告もあり、当町でもその危険性があるのではと危惧をしております。その問題が大きくなる前に、初期段階で適切に対処する必要があります。

私は、野良猫という表現は好みませんが、この猫達は最初から野良猫であったわけではありません。私達人間が起因した被害者です。重ねてですが、不幸な猫を増やさないためには避妊・去勢手術を施すことが結局は一番の解決策であります。再度、補助制度の実施を望みたいと思います。

以上につきまして、質問いたします。

住民環境課長（竹内君） 2番、地域の環境問題、この地域の猫問題についてのご質問にお答えいたします。

初めに、猫問題の現状として、この1年間の苦情、相談についてのご質問でございますが、昨年12月からこの11月までの1年間に町に寄せられた猫に関する苦情、相談の内容といたしましては、近隣の方が屋外の猫に餌づけをすることで猫が集まり、敷地に入り込む、敷地にふん尿をする、庭木を傷める、車に足跡がつく、などであります。

屋外の猫に無責任に餌を与えることは、猫が集まり繁殖を繰り返すことで猫が増え、周囲からふん尿や悪臭、鳴き声などによる苦情が発生する原因となってしまいます。

町に寄せられた相談の多くは、無責任な餌づけが発端となって猫が居着き、近隣に悪影響を及ぼすことによる内容となっており、直近1年間の相談件数は9件であります。

次に、地域猫活動についての町の考えは、についてであります。地域猫活動とは、飼い主のいない猫を野良猫として放置するのではなく、周辺住民の理解を得た上でボランティアの皆さんが一定の管理をして見守り、不妊や去勢の手術を施して1代限りの命を全うさせ、将来的には飼い主のいない猫を減らしていこうという活動であります。

具体的には、決まった時間と場所での餌やり、ふんの処理、餌場やその周辺の衛生管理、不妊・去勢手術をした後、元の場所に戻して地域で飼育管理をしていくなどが活動の主な内容であります。

しかし、この活動も猫好きな方にはよいことだとされておりますが、猫が苦手な方やアレルギーがある方などからは反対意見もあり、地域猫活動として地域住民の理解を得ることが難しい面があることや、猫の繁殖ペースの速さから、全ての猫に不妊・去勢手術ができないなど、活動がうまくいかない事例もあるようでございます。

また、一方で、地域猫活動が周辺環境の改善に大きな効果を上げている地域があることもお聞きしているところであります。

去る10月31日には、町内において、地域の猫を考える町民有志の会主催による、地域の猫を考える勉強会が開催され、近隣での活動報告のほか、町内における事例も報告されたとお聞きしております。

また、今回の勉強会をきっかけとして、有志の方々が主体となる地域猫活動のためのボランティア団体が先頃立ち上がったとのご報告をいただいたところでございます。

町といたしましては、地域猫活動は基本的に動物愛護のボランティアの皆さんによって行われる活動と認識しており、飼い主のいない猫の減少に向けて有効な一つの方法であろうと考えているところでございます。

地域猫活動には地域住民の方の理解や協力が不可欠でありますので、今回のように、地域猫活動を始めたいというボランティア団体からご相談があった場合には、動物の愛護と管理に主導的な役割を担う県の動物愛護センター、通称ハローアニマルや長野保健福祉事務所等の支援機関と連携し、活動が円滑に進むよう、助言等の支援をしてまいりたいと考えております。

次に、飼い主のいない猫を増やさないための対策についてであります。猫は犬と異なり法に基づき登録制度が設けられていないことから、頭数や保護活動等の実態把握が非常に困難であります。また、猫は繁殖力が非常に強く、1頭の雌が年に3回妊娠し、場合によっては合計で20頭以上の子猫を産むとも言われております。

飼い主が不妊・去勢手術等の繁殖制限をせずに、自由に屋外と行き来できる環境で飼育することや、屋外の猫に無責任に餌だけを与えることなどが、飼い主のいない猫が増える原因になると認識しているところであります。

令和2年6月には、改正「動物の愛護及び管理に関する法律（通称：動物愛護法）」の一部が施行され、適正な飼育が困難となる恐れのある場合の去勢・不妊手術等の繁殖制限の義務化など、飼い主の責務が明確になりました。

また、県の動物の愛護及び管理に関する条例では、猫の飼い主の遵守事項として、疾病の感染の防止、不慮の事故の防止等、猫の健康及び安全の保持並びに周辺的生活環境の保全の観点から、その所有し、または占有する猫の屋内飼養に努めなければならない、と定められております。

当町においても、まずは所有者等による責任ある飼育によって、飼い主のいない猫を発生させないことが問題解決のための原則であると考え、屋内飼育に努めることや屋外の猫に無責任に餌を与えないことなどについて、広報で周知をしているところであります。

その上で、周辺的生活環境が損なわれる事態が生じていると認められる場合は、法及び県条例に基づき、長野保健福祉事務所が、飼育に関する指導や助言、相当の事由がある場合には引き取り、引き取った猫の譲渡などを行うこととなっております。

町といたしましては、飼い主のいない猫を増やさないための対策といたしまして、これまでも、関係機関との連携の下、生活環境を保全するという観点から、自治区からの要望に応じて、回覧用の、無責任な餌やり防止の啓発チラシの提供のほか、適正な飼育をしていない飼い主に対して対面での情報提供や依頼を行うとともに、広報や町ホームページ等により適正な飼育について周知しているところであり、今後もそうした取り組みを続けてまいります。

次に、補助制度の実施を、とのご質問でございますが、県内において飼い猫の不妊・去勢手術に対して助成を実施している市町村は、県の資料によりますと、令和2年度末時点で、飼い猫を対象に実施しているのが12市町村、地域猫を含む飼い主のいない猫を対象としているのが13市町村で、その両方を対象としている市町村もあり、何らかの補助を実施している市町村は合計18市町村となっております。

このほか県内には、県動物愛護会の支部によっては助成制度があり、市町村として助成制度のない大北支部の5市町村及び上伊那支部の8市町村につきましても助成制度を利用できる状況であります。

飼い主の責任において飼育すべきものに対して公費を使うことの議論もある中で、猫の不妊・

去勢手術に対する助成は、それぞれの市町村で地域ごとの状況を見極めた上で必要性などを判断し、実施しているものと考えております。

自治体の補助制度によって不妊・去勢手術がより一層進めば、飼い主のいない猫の問題に一定程度の効果が見込まれると考える一方で、地域猫活動における不妊・去勢手術には、猫の捕獲や管理方法の指導などを行うボランティアの協力が必要不可欠であることや、手術には相応の費用がかかるため、財源を含めて検討すべき点が多いと考えるところでございます。

町内におけるボランティア団体も立ち上がった段階でありますので、引き続き長野保健福祉事務所と連携する中で、まずは飼い主の責任による不妊・去勢手術等の必要性など適正な飼育についての情報提供に努め、その上で、近隣市町村の施策を含めた状況、実例、効果等の把握に努めながら検討を進めてまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） 担当課長よりご答弁をいただきました。

やはり、この猫問題っていうのはなかなか表に出てこない場合があるんですけども、やはり、その地域の近隣とのトラブルを避けたいという思いですね、そういうことからなかなか表に出てこないんですけども、今、ご答弁の中で、一応この1年間で9件あったということです。

やはり、無責任な餌づけとか、それから外に放たれた猫っていうのは、もう本当に何をするか分からないということで、いろんなふん尿の被害っていうのが、私の知ってる限りではそういう事例があるんですけども、昨年もちよっとご報告させていただきました千曲市の上山田地区ですけども、やはり200匹まで外猫が地域の中で増えてしまったということで、これは本当に、まさにその無責任な餌やりがもってということで、これまで千曲市のボランティア団体の方が昨年からは一生懸命活動されて、大分、頭数、避妊・去勢手術をして効果を上げてきておりますけれども、やはりそこまでのあれになってしまうと、大変な、皆さん、ご苦労、地域自体も大変な状況になってしまうんで、やはり、先ほど言いましたように、小さいうちに問題を解決していくということが、やはり大前提だと思います。

そういう意味で、今回そのボランティア団体が立ち上げ進んでいるということでは、やはりそういう地域課題を行政と連携を取りながらじかに現地で対応できるということでは、そういう町民の方の、何と申しますか、中間の存在として、非常に大きな役割を担っていただけるんじゃないかなあと思っているんですが、やはり行政側としてもある一定の、今、お話では評価をしていただくということだと思いますんで、今後に向けてお願いをしたいと思います。

1番の補助制度ということなんですが、去年は検討、研究ということが一応検討いただけるということでございましたんで、私も近い将来当町の補助制度を設けていただけるということを、方向で受け止めをさせていただきますけども、現在の順調にきているふるさと納税の寄附金の活用や、それからガバメントクラウドファンディング等で資金調達、そのようなことも、ぜひご検討をいただきたいと思います。

先ほど申しましたけども、やはり行政とボランティア団体が問題を共有して連携を図る中でその地域課題を解決していく、こういう姿勢というのは、共同社会の実現、これにつながってそれぞれが負担軽減できる、そういう大きなメリットがあると思います。それが本来のまちづくりのあるべき姿ではないかと、私は思っております。

その中で、町長にはちょっとご所見いただきたいんですが、このボランティア団体、これがそういう活動する中で、やはり財布が空では本当に活動ままならない状況にありますんで、何とか資金面での援助をいただけないかということでご検討いただきたいんですが、ご所見頂ければありがたいと思います。

町長（山村君） 先ほど、担当の竹内課長からいろいろ細かく状況説明、これから検討するというお話を申し上げました。

坂城の中で、まだ人数はあまり多くないようですけれども、ボランティア団体が立ち上がりつつあるということでございます。

たしか今週土曜日には、泉のほうですかね、地区でやるような話を伺ってますので、できれば私もその現場行って少し様子を見て、皆さんの話を聞いてみようかというふうに思っております。

いろいろ考えなきゃいけないことがあると思いますので、検討を進めるということでもあります。ありがとうございます。

10番（滝沢君） 町長から前向きな答弁をいただいたと思っております。

外での作業ですので、温かい服装でぜひお越しいただきたいと思います。

1点だけ再質問いたします。

今、町長も触れられておりましたけれども、今週土曜日TNR活動を実施するということがなんですが、実はこの活動というのは3日間要するわけです。

例えば、土曜日にその周辺の猫達がいる場所に捕獲器を設置して、それで日曜日の朝捕獲器を回収して、移動手術車で来られる獣医師先生がその場で手術をされて、雄猫はすぐそのまま元いた場所へ戻すんですけど、雌猫の場合は一晩置かなくてはいけないということで、日曜日に手術をして月曜日の朝とか午前中にその場所に戻すということで、これ本当に私も上山田の時に参加させていただきました。やはり10人以上の方がいろんな役割を分担されてやってらっしゃいましたんで、やはりそれだけのマンパワーっていうのがどうしても必要なわけです。

そして、もう一点は、その活動する上でいろんな器具、備品が必要になってきます。

その1つが捕獲器ですけども、これが1器当たり1万5千円から2万円かかります。

対象の猫の数では10器から20器ほど必要になります。

そのほか、毛布、バスタオル、ブルーシート、ペットシート、猫フード、餌トレイ、薬品等々対象の猫の数分が必要で、トータルではかなりの費用になり、今後の活動には困難があります。

つきましては、この費用につきまして補助はできないでしょうか。考えをお聞きしたいと思い

ます。

住民環境課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。

地域猫活動に必要な物品等の支援についてのご要望でございますが、捕獲器に関しましては、保健福祉事務所及び市町村では野良猫の駆除を目的とした猫の捕獲をすることはございませんので、当町におきましても捕獲器の用意はしていない状況でございます。

動物病院によっては、飼い主のいない猫の繁殖制限手術のためであれば、捕獲器を用意する目的を十分に聞き取った上で貸出しを行い、捕獲に関する助言をされているとお聞きしております。

捕獲器をはじめとする必要物品につきましては、町や他のボランティア団体との情報共有などによりまして、利用可能な地域資源の有効活用をお願いしたいと考えているところでございます。

町といたしましては、地域猫活動に対する財政的支援に関しましては、先ほどお答えしましたとおり、まずは不妊・去勢手術への助成の検討が優先であると考えているところでございます。

10番（滝沢君） なかなかすぐにはちょっと補助のほうは難しいのかなっという感じですけど、また、いろんな機会にそんなうまい助成があれば、また、ご検討いただきたいというふうに思っております。

では、時間の関係でまとめさせていただきますけども、今、課長のほうからもそれから町長もご答弁いただきましたけども、やはりこの活動というのはどっか1つだけが頑張っても駄目なので、やはり行政とボランティア団体とそれから地域の皆さん、この三位一体の理解とそれから連携、その活動、それぞれの役割分担していくということが不可欠なわけです。

そういう意味で、今後、そのボランティア団体と行政の連携ということを、ぜひ期待をさせていただきますと思います。

では最後に、現在コロナ感染症もかなり抑えられた状況で、当町でも9月27日以降、感染者の報告がない状況が続いております。

これは、基本的な感染対策の1つ、マスク着用が海外と比べ文化として定着している要因もあると思います。改めて日本人のモラルの高さを感じるころです。

オミクロン株の変異ウイルスの広がり懸念されるころではありますが、感染症対策を実行し、状況を判断しながら、人と人が交流や懇親ができる機会が増えることを願っております。

以上、一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時55分～再開 午前11時05分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、9番 朝倉国勝君の質問を許します。

9番（朝倉君） ただいま議長より発言の許可が下りましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

令和3年、今年も余すところ3週間余りとなりました。コロナに始まりコロナで終わろうとしております。2019年12月、中国武漢で初めて感染が確認され、その後、全世界にパンデミックを引き起こし、いまだ世界の各国では状況の差こそあれ、終息に向けた賢明な努力を展開している最中でございます。

我が国では、今年9月以降大幅に感染者が激減し、一抹の明るさが感じられる状況となりましたが、現在このような状況は大変好ましい状況ではないか、世界に範を示しているような状況と考えております。

最近、南アフリカで発生したオミクロン株の感染拡大が世界で注目をされております。そのオミクロン株は、感染力が従来株よりも強力であるとの専門家の指摘もございます。この感染力の強いオミクロン株の拡大が、我が国にも大きな影響が及ぼさないように念じておるところでございます。

このようにコロナ禍を取り巻く環境は、まだまだ楽観を許さない状況であります。ウイズコロナの精神にのっとり、経済を一日も早く以前の状況に回復させ、コロナ禍で大きなしわ寄せを受けました飲食、観光、輸送等の業界が、一日も平常な経済活動を取り戻し、国全体が元気になることを希望するものでございます。

しかしながら、コロナ禍の中で世界のサプライチェーンの機能が従来のように稼働が難しく、自動車産業をはじめいろんな業種にも部品及び半導体の供給不足が発生し、業界によっては生産活動を正常に戻す大きな障害となっております。日銀松本支店の11月に発表した金融経済動向では、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から、長野県の経済は一部に弱い動きが見られる中、持ち直しの動きが一服しているとのコメントを発表されました。

このように我が国では、コロナの感染者が極めて低水準に推移はしているものの、すぐに経済活動を正常に戻す状態にしたいが、世界の状況ではまだまだ幾多に解決しなければならない課題が存在している状況でございます。

令和4年についても、コロナ禍での不確定要素を包含しながら予算編成を行う必要がありますが、私は、コロナの動向いかに関わらず、平常な、いわゆる積極的な予算編成を行い、第6次長期総合計画の中での重点計画の推進や防災・減災、インフラ整備等、課題は山積しておりますが、その課題解決のための予算編成を強く望むところでございます。

このように、大変厳しい環境の中での予算編成になるわけですが、令和4年度の予算編成に当たってどのような考え方で対応されているか。

1、令和4年度の予算編成について。

イ令和4年度予算編成に当たっての基本的な考え方として、予算規模と税収の見込みはどのように考えておられるか。

重点事業は何を考えているか。

昨日、同僚議員から一部重複する質問がありましたけれども、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

町長（山村君） ただいま朝倉議員さんから1番目の質問としまして、令和4年度予算についてというご質問がありました。今、お話ありましたように、昨日の一般質問でもお答えしました面がありますので、若干重複することをお許しいただきたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を起因とした厳しい経済情勢から徐々に持ち直しつつある中、先月公表された日本銀行松本支店による県内の経済動向は、「一部に弱い動きが見られる中、持ち直しの動きが一服している」との観測であり、前月の「持ち直しの動きが続いている」から、そのテンポが一旦弱まり、落ち着いた状況で推移している状況がうかがわれます。

また、関東財務局長野財務事務所が10月に公表した県内の経済情勢は、「一部に弱さが見られるものの持ち直しつつある」とし、回復傾向がうかがわれるところではありますが、先行きについては、「感染対策の徹底とワクチン接種を促進する中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、景気の持ち直しが期待される」としながらも、「サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、国内外の感染症の動向も併せて注視する」とし、いまだ楽観できない状況にあるとの観測となっております。

また、町内におきましては、主要20社への7～9月期経営状況調査では、生産量及び売上げにおいて、3か月前と比較し、プラスとした企業は前回調査より減少し、マイナスと回答した企業が増えており、持ち直しの動きが一服している状況ではありますが、今後3か月後の見込みについてプラスと回答した企業が前回調査より増加しており、今後のさらなる回復が期待されているというところでもあります。

一方で、新型コロナウイルス感染症につきましては、海外で新たな変異ウイルス（オミクロン株）の感染拡大が聞こえており、落ち着きつつある国内においても、感染が確認されたことから、流行の波の再来が危惧される場所であり、原油価格の高騰が与える経済へのマイナス要因も含め、地域経済の情勢について予断を許さない状況にあると思っております。

いずれにいたしましても、終息のめどが立たない新型コロナ感染症や不安定な社会経済の町政への影響は不透明であり、来年度の当初予算につきましても、厳しい状況の中での編成作業になるものと考えているところであります。

予算規模についてのご質問ではありますが、今年度の当初予算におきましては、新型コロナワクチン接種にかかる費用を予算計上したほか、小中学校空調設備整備事業、町道A09号線道路改良事業、坂城小学校への太陽光発電設備及び蓄電設備設置事業などを盛り込む中で、3億6,700万円ほどの財政調整基金を取崩しを見込み、前年度と比べ4.4%増となる総額66億7千万円の予算を編成したところであります。

来年度、令和4年度につきましては、もともと今年度に予定されていた町体育館の耐震・長寿

命化改修工事について、新型コロナワクチンの集団接種会場としたことで、来年度にずれ込んでの実施を予定しております。

また、開館から20年を迎えるびんぐし湯さん館のリニューアル工事や、現在準備を進めている新たなデマンド交通の導入といった事業も計画されており、加えて継続的に取り組む事業を盛り込むことも必要となりますことから、来年度の予算につきましては、今年度と同等もしくは一定程度規模が膨らむことが見込まれるところであります。

また、税収の見込みについてであります。まず、今年度の町税の状況についてご説明いたします。

今年度の町税収入につきましては、町民税では、個人・法人とも新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少が見込まれたことに加え、固定資産税については、評価替えによる地価の下落や、感染症に係る緊急経済対策による事業用家屋及び償却資産の軽減措置の減収等で、当初予算における税収につきましては、令和2年度と比較し大きな減収を見込んでおりましたが、10月末における調定額につきましては、個人町民税の増額等により、当初予算に計上した予算額を上回る見込みとなったところであります。

税目別では、個人町民税について、感染症の影響による前年の経済情勢の落ち込みにより、給与所得者等の所得の減少が税収にも影響しているところですが、株式等の譲渡所得などあらかじめ見込むことができなかった収入の影響から、前年度同時期を上回る調定額となっております。

法人町民税につきましては、税率の引下げの影響に加え、新型コロナウイルスの影響により企業収益が減少している企業が多い状況ではありますが、大きく業績を回復した企業等もあり、前年度同時期を上回る調定額となっております。

また、固定資産税につきましては、評価替えの影響や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による中小企業者等への軽減措置により大きく減額となっておりますが、国から配分される鉄道施設や送電線などの償却資産等に係るいわゆる大臣配分について、整備新幹線等の事業の進捗などに伴い増額となったことから、当初見込んだ予算額を上回る調定額となっております。

こうした状況から、今年度の町税収入につきましては、町税全体で、当初予算で見込んだ額を上回り、令和2年度決算額と同程度の税収を確保できる状況となったところであります。

令和4年度の税収見込みにつきましては、現状におけるプラスの要因として、固定資産税におけるコロナ関連の中小企業者等への軽減措置が、令和3年度限りで終了することによる増額が見込まれるところであります。

また、法人町民税につきましては、世界の経済情勢や景気動向の影響を受けやすく、今後の経済情勢やコロナの感染動向によっては税収の減少も懸念されるところであり、現状におきましては、新たな変異株の出現や原油価格の高騰など先行き不透明であり、大変見通しが立てにくい状況であります。予算を編成していく過程において、引き続き国内外の経済情勢などを注視し、最

新の状況を見極める中で、適切な予算額を計上してまいりたいと考えております。

続いて、重点事業についてのご質問ですが、新年度予算の編成に当たりましては、町の目指す将来像とその道筋を描いた、町の最上位計画である第6次長期総合計画に沿った事業を基軸とし、総合計画や総合戦略に掲げる指標の達成を目指す取り組みや、公共施設個別施設計画など、年次計画の中で位置づけられた事業を重点施策として実施してまいりたいと考えているところであります。

総合戦略関連では、中核避難所のエネルギー供給体制の構築を目指し、村上小学校、坂城小学校に続き、来年度は南条小学校への再生可能エネルギー設備の導入を計画しているほか、現在工事を進めております工業団地の分譲や、小中学校に整備した児童生徒1人1台端末を活用した教育のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

また、公共施設個別施設計画の関係では、先ほども申し上げました町体育館の耐震補強・大規模改修工事、20周年を迎えるびんぐし湯さん館のリニューアル工事などについて実施したいと考えております。

このほか、これまで取り組んでまいりました、町道A01号線道路改良事業や、昭和橋・64号橋等の橋梁修繕事業などの基盤整備に係る事業につきましても、継続して実施してまいりたいと考えているところでございます。

また、新たな地域間交通の形としてデマンド型乗り合いタクシーの導入のほか、福祉や子育て、教育などソフト施策の充実にも配慮するとともに、デジタル化の推進とSDGsの達成に資する事業につきましても、積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

現在、各課において次年度の事業を組み立て、予算要求を行っておりますので、今後、事業内容を確認し、事業の精査や財政状況を踏まえた調整を図りながら、取り組むべき施策の優先度を考慮する中で、創意工夫によりめり張りのある予算編成を進めてまいりたいと考えているところであります。

9番（朝倉君） ただいま町長から令和4年度の予算編成について、るる説明をいただきました。令和4年度の町を取り巻く経済状況やそしてまた今後の経済動向等、大変厳しい状況であるわけでございますけれども、一方、ウイズコロナという状況で、経済活動の活性化ということにも積極的に取り組まなければいけないんですけれども、まだまだコロナの不透明感というものは拭い去れないということが現実だろうというふうに考えます。

そんな中でもコロナで大変影響された飲食、観光、運輸等の業界、これをまず平時の状態に戻して、そして今、自動車産業なんかも大幅な減産を余儀なくされているという、半導体だとかサプライチェーンの混乱というようなこともあって、不透明な感じがまだ経済の中であるわけですが、このコロナが終息した後、やっぱり経済というのは確実に成長させていかなきゃいけないということは、事実なことでございますので、そういうようなことを配慮しながら、大変予算編成の中でもそういう状況を考えると、若干弱めな編成をしたがるのが人間の常だと思ふん

ですけれども、そこはちょっと踏ん張っていただいて、やっぱり積極的な予算の中でこの町が発展するように、そんな予算の編成をぜひ町長を筆頭にして、町の職員の皆さんにも頑張っていたきたいということをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

2として、農業振興についてでございます。

イとして、人材確保と農業機関との連携についてということで、質問をさせていただきます。

近年、異常気象の現象が我が坂城町でも農業分野において確認され、大きな影響を及ぼしております。この異常気象が、坂城町では露地栽培が主体でございますので、水稻や果樹、野菜等、本当に全般にわたって被害を発生し、極端な例としては、昨年発生して、一昨年と2年連続で発生しておりますが、黒系のぶどうが圃場全体で収量ゼロというようなことが、本当に私どもの間近に発生していると。あるいは、今年りんご農家の早春に起きた凍霜被害で、ほとんど坂城の特産品でもあるふじのりんごが、本当にお客様に供給する分がもう足りなくて困るんだというような、非常に異常気象によって農家の経営を脅かすような状況が散見をされております。

具体的な例も今挙げたんですけれども、一つとして7月から9月の間、通年に比較してここ令和に入ってから雨量が大幅に増えていること。平年比ですね、令和元年から今年の3年の中で見ますと、平年比100から130ミリメートルぐらい増えているんです。最高の1日当たりの降雨量は93.5ミリメートルを記録してまして、大変、昔経験したことのないような本当にゲリラ豪雨のような状態が発生しているということと、最高気温については38.1度を記録しています。

そして、雨が降って、やんで、日照りが始まったり、あるいは雨の期間が長いんで日照不足が起きたり、特に先ほどお話ししたように、1日に約100ミリメートルぐらい降るということになりまして、野菜や果樹にしても、そんな降った雨が異常に供給されて、土質によってはそれが保持されちゃうもんですから、結局その圃場全体のぶどうが駄目になるというのは、表皮が、中の果肉が水分で膨張して、果皮がそれに伴って成長すりゃいいんですけど、もうこれ限界を超えますから割れてしまうと、割れたものが今度は高温にさらされて晩腐病というような腐れの病気になって、それで、ぶどうによると房が全体が腐って、それが圃場全体に広がって、その周辺のぶどう農園にもそういうものが広がってしまうと、こんな状況でございます。

そんなようなことで、坂城町の気象状況も、私は最近特にそんなような会話が多いんですけれども、「冬が来たと思ったら春がなくて夏になっちゃって、秋が来たと思ったらすぐ冬になっちゃう」というふうに、非常に信州なんかは春と秋の季節というのは、昔は非常に過ごしやすく、この地域の観光といいますか、私ども住みやすさというのは、地域以外の人にも相当好まれて観光地として繁盛してきたんですけれども、そんなようなことで、坂城町も本当に現在の状況からすると、私、温暖化という言葉は専門家に聞いたら、ちょっと使わないほうがいいと、異常気象ということを使ってくださいということですので、ここでは異常気象と申し上げますけれども、

異常気象が本当に顕著に出てきているということを私は申し上げておきたいと思うんです。

特に、そういうような現象の中で、皆さんご存じだと思うんですけれども、具体的な例をご紹介申し上げますと、水稻が作況指数97ということで、近年にない減収でございます。1反歩当たり、私の友達で感じているんですけれども、150キログラムぐらい減収です。こんなことちょっとここ近年にない状況でございます。特にこの要因は、気温の上昇によっているものと日照不足というものが、今までおいしいと言って、この辺ではコシヒカリがほとんど作られてきているんですけれども、もうコシヒカリの特性からすると、この近辺の気象条件では無理じゃないかということで、今日のテレビでも言っていましたけれども、県で今開発した「風さやか」というようなものに替えていかなきゃいけないというふうな状況ではないかなというのが一つの現象です。

それから、先ほどちょっとご紹介したように、黒系のぶどうが、長野県で開発して非常に高価なぶどうですけれど、ナガノパープルというぶどうと巨峰がありますが、これが今年は大変な被害です。それから、栽培には非常に楽で高価なシャインマスカットという緑色のブドウがあるんですけれど、これも今年はこの長雨だとか日照不足とかいろんな高温だとかという状況の中で、病気が発生したりして反収が減っています。そんなようなことで、ぶどうの状況、それから、先ほど申し上げましたりんごが春の凍霜害によって大幅に減少していると。特に、ぶどうの減収については、JAの技師にちょっと相談したんですけれども、やはり7月から9月の極端な雨が原因として挙げられるんじゃないかということをお教えいただきました。

それから、夏野菜なんかもそうなんですけれども、今年私も経験しているんですが、種をまいてもほとんど発芽しないということが、私2回ぐらい経験しました。友達にもいろいろ聞いたんですが、こういうことが今年結構あったみたいですね。これも高温障害だとか雨だとかいろんな複雑な気象条件が重なり合ひまして、種苗のメーカーさんに言うと、「やっぱり気象の変化がそうさせているんです」ということも言うておりました。私も専門家じゃないですから、このくらいしか紹介できませんけれども、こういうふうに農業全般にわたって、多岐に異常気象によって異常が散見されていると。

特に、地域外で、北海道で、今、自民党の副総理をしている方が応援演説に行って、北海道のコシヒカリは温暖化の影響でうまくなったというようなことで、いろいろ話題を醸した問題だとか、それから、昨日ですか、NHKでやっていたけれども、函館が平均気温で14度になったそうです。14度になると、ワインの産地として十分役割を果たすと。特に、外国のメーカーも温暖化によってフランスやなんかでも作れないところが多いので、どっか産地がないかなということで探していたら北海道があったということで、函館では東京ドーム4倍か5倍の今大きなワインが産地化されているような圃場があるようです。そんなようなことで、本当に各地で、この異常気象によって農業の適地適作というものが変化しているということをお、私ども理解しなきゃいけないというふうに考えております。

農業は、食の安心安全、食料の自給率の向上、地産地消という国策的な要素を含めていろんな方面から掛け声多く聞こえてくるんですけども、生産現場は高齢化や担い手の不足、それに異常気象というような状況から、経営的には非常に厳しく、特に私どものような中山間地では、このような現状を考えると、今、異常気象に対する手当てをしないと農家離れは急速に進行して、場合によっては、農業の崩壊につながっていくんじゃないかというふうな、私は危惧を感じております。

昔から私も聞いている言葉でございますけれども、「身土不二」という言葉を聞いております。健康な生活を送るには、自分たちが住まいするより四方のところで取れる作物を食することが、一番健康管理にはいいんだと。なぜかという、暑いときには体の冷やす植物が取れると、寒いときには体を温める野菜が取れるんだと、こういうことを昔の人は言っておりまして、やっぱり地元で取れる食品を大切にしていって、これが仏教の世界で身土不二という言葉が使われるようですが、そういうことを言われております。

いずれにしても、私ども農業は、日常生活をする中で、生活の原点と言っても過言ではないと思います。気象条件が変化して、適地適作の構成も大幅に変化をしております。私たちの地域でもこの変化を捉えて、その変化に即応した農業の構築を早急に行う必要を痛感いたします。農家の高齢化、農家離れ、あるいは収入の減少、耕作放棄地の増加等、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

そのためには、坂城町も気象の変化、いわゆる農業環境の変化に気づいて、中長期を展望した農業の在り方の構築を図る必要があると考えます。そのためには人材の確保が急務と考えます。令和4年度の予算編成にあたって、地域の農業を守ると同時に、魅力ある農業の構築、農業の持つ多面的機能を進化して、若い世代が生き生きと農業ができる政策の実現が特に重要でありますし、その実現を要望したいと思います。それには、農業の場合に町単独でできることではございません。特に国・県との関係が極めて重要な業界でございますので、農業関連機関との連携も極めてこの政策推進には重要な状況でございます。

以上の状況を検討していただいて、私の問題提起2として、農業振興、イ、人材確保と農業機関との連携について町の考え方を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

商工農林課長（竹内君） 2、農業振興についてのご質問にお答えします。

近年、極端な気温上昇や豪雨の増加など、気候変動が要因の一つとして考えられる現象が増えてきております。

気候変動の影響は、日常生活においても「何年に一度の」と表現されるような極端な気象現象として、令和元年の台風19号のように広域かつ甚大な被害を及ぼすなど、農業生産のみならず、社会生活全般にも大きな影響を与えているところでございます。

その範囲は、防災、水資源、健康、農林水産、生態系など、様々な領域に及びますが、農業生

産においては、近年の異常気象の頻発や病害のもととなる生物の生息域の拡大といった生態系の変化などにより、病害の頻発や育成阻害による生産量の減少、品質の低下など、マイナス面での影響が懸念されております。

当然、これに対する日頃の気象への対応を通じて、農作物等への影響を軽減する対策が取られてきているところではありますが、これまでの対策では効果があまり期待されなくなりつつあり、気候変動に対する影響への対処が求められているところであります。

こうした中で、今年の気候は、1月以降の気温が例年より高く推移し、基幹品目のぶどうやりんごなどの果樹をはじめ、農作物全般に生育が早く進む傾向にある中、4月の凍霜害により、当町をはじめ県下全域にわたり農作物が被害を受けました。

特にりんごは開花期直前での凍霜害により、花卉の枯死や中心花の受精不良など、収穫量の低下のほか、変形果やサビ果の発生による品質低下も生じております。

また、水稻では出穂期の日照不足等により、穂数・登熟において影響を受けたことから、北信地域での作況指数は97、県全体では98のやや不良となるなど、温暖化によって、これまで農業者が蓄積してきた経験則が通用しなくなることが懸念されております。

また、温暖化は、直接的な気温上昇による農作物の生育阻害や品質低下にとどまらず、降雨量の増加やそれに伴う日照不足などの他の気候変動にも作用することから、様々な農作物に与える影響は計り知れません。

そのため、栽培方法の改善などの対策のほか、今後もある程度の気温の上昇は避けられないことから、気候の変動に対し、新品種の育成等による産地体質の強化など、ある程度の変化に適応していくことも必要とされております。

国では、気候変動による農業生産への影響が顕在化する中、今後、温暖化が進行した場合には、農業生産への悪影響のリスクがさらに高まり、農産物の安定供給に支障を来すことが予想されることとしており、温暖化による品質低下が起きにくい技術、品目・品種の開発及び導入を図る一方、温暖化による影響の将来予測や適応技術の活用等により、将来起こり得る気候変動リスクを可能な限り回避・軽減するリスクマネジメントの取り組みが重要であるとしております。

そのような中で、県では、長野県ゼロカーボン戦略において、長野県における気候変動の影響と適応策を今年6月に策定しており、各試験場を中心に対策を進めているところであります。

その中で、水稻については、登熟期に気温が高い状態で推移した場合、玄米内の全部または一部に乳白化する白未熟粒や、完熟した米粒内の急激な水分変化により、米粒に亀裂を生じる胴割粒の増加による品質低下が見られることから、発生リスクや病害の発生等の詳細な評価を行うとともに、高温登熟性に優れる品種の開発、高温の気象条件における肥培管理技術の確立等を行うとしております。

また、気象的な条件が多様な県下の状況に合わせて、産地ごとの課題を整理し、栽培リスクマ

ップ等も活用して、対策技術の現地への普及を図ることも今後進めていくことになります。

りんごについては、温暖化により日焼け等の果面障害の発生頻度の増加、害虫発生の長期化や頻度の増加が予想されており、果皮色、硬度、糖度、酸含量及び蜜入りが低下して成熟不良果の割合が増えるなど懸念があることから、遮光資材被覆の試験や、高温条件でも着色良好なりんご、早生品種「シナノリップ」の県下への普及拡大などを進めております。

ぶどうについては、気温の上昇により巨峰等の黒色系品種において果実の着色が阻害され、品質の低下することが想定されることから、果実の着色安定技術の開発や品種転換による産地拡大を推進するとしております。

対策には、栽培管理技術の変更のように、個別の生産者において低コストですぐに導入可能なものから、品種開発や品目転換のように、コストと時間を要するものまで様々であります。

個別の生産者では対応できない対策は、農協、農業共済組合、地域の関係者等が横断的に協力し、産地における中長期的な計画に基づいて取り組みを進める必要があるものと考えております。

また、中長期的な対策についても、地域の実態を踏まえ、早い段階から計画的に備えを進めることで、将来に予測されるリスクの軽減にもつながるものと考えられます。

そのため、国や県の試験研究機関での試験研究や新品種育成の成果を踏まえ、温暖化対策を含めた産地強化を図るための技術指導や普及推進を、県農業農村支援センター及び農協と連携しながら実施しており、その役割を担っているのが普及指導員及び営農技術員となります。

普及指導員は、農業者に直接接して農業技術の指導を行うほか、経営相談や農業に関する情報を提供し、農業者の皆さんの農業技術や経営を向上するための支援を専門とする国家資格を持った都道府県の職員であります。また、国や都道府県の制度の周知や農薬の使用方法などの遵守事項等を技術面からサポートしており、施策と技術を踏まえ、農業者への普及啓発を進める重要な役割があります。

一方、営農技術員は、農協の組合員に対して、農畜産物の栽培・育成についての指導や販売の支援、農業経営の相談・指導、市場の情報提供、新しい作物や技術の導入など、農業者の営農支援を行う農協の職員となります。

どちらも農業者とつながりを持ちながら、新たな対策を含めた営農指導や普及活動等を通じて農業者の支援を図っており、町との接点も多い中で、これら専門性の高い人材は、今後さらに必要となってくるものと考えております。

また、農業をめぐる環境が厳しさを増す中、国・県・市町村・農協が協調して取り組む課題に対し、地域の実情に合わせて、現場の農業者に迅速に浸透させることが必要不可欠となっております。

そのため、町といたしましては、これら専門性の高い技術者と連携を強め、地域農業の持続的な発展を推進するため、これら関係機関と緊密な情報交換と施策展開により、産地強化を図って

いく中で、温暖化にも対応し得る地域農業の確立を目指してまいりたいと存じます。

9番（朝倉君） ただいま担当課長からご説明をいただきました。

農業は、国民への食料を提供することをはじめ、多くの重要な役割を担っております。その農業は、先ほどもお話ししましたけれども、後継者不足や担い手の確保、さらに気象変動による収益の低下と、環境は大変厳しい状況であります。特に、当地では一年一作による経営が多いことから、近年の異常気象に伴う経営への影響は、今までの経験でつくり上げた経験則やスキルでは、通用できる状況ではなくなってきていると考えております。

このような実態を踏まえ、時代の変化に伴う新しい農業の構築が急務と考えます。アメリカのケネディ大統領の言葉として有名な、「屋根を修理するには日が照っているうちに限る」、このような言葉があります。まさに今がこのときではないでしょうか。

農業は、担当課長からもお話がありましたとおり、国・県・JA、いわゆる関係機関が緊密に連絡を取りながら、町単独では、なかなか容易に展開できる内容ではございません、有機的な連携をお願いするとともに、国の政策で推進していることも多いと考えますので、これら農業を取り巻く環境を考えると、ぜひそういう上位団体との力は大いに利用して、町の農業の状況改善に力を注いでいただきたいというふうに思います。

農業の取扱業務も多岐にわたっていることから、私が最初から申し上げましたように、人材の確保は大変重要だというふうに思っております。このような状況を克服するには、まず、国や県の人材を私の町にお願いしたいです。あるいは町で人員を確保していただいたりして、何とかこの町の農業が崩壊するんじゃなくて、さらに、りんご、ぶどう、本当に産地としては全国からでも期待されるところでありますので、この産地形成がゼロになるんじゃなくて、より発展するような構築をぜひこの予算編成の中で、山村町長にお願いをしたいというふうに考えております。

現状打破に向けて、いろいろ予算編成の中では厳しい課題もあるかと思うんですけれども、私は、特に農業関係の現状をここで問題提起としてお話しして、ぜひこの改善に町を挙げて協力をお願いしたいということで、それをもちまして私の質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時52分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

5番 中島新一君の質問を許します。

5番（中島君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、ウイズコロナの時代に向かって、新型コロナウイルス感染症対策にそれぞれの立場からご尽力されている方々に対しまして感謝と敬意を表する次第でございます。これからも感染対策をしながら日常生活をしていくための環境を、自助、共助、公助の観点からも、この新型コロナウイルス感染症及

びそれに準ずる対策と併せて、変異株に対しましても冷静にかつ正しく恐れるを念頭に、生活に取り入れていくことが重要だと思われま。

さて、10月に新型コロナ感染症対策での国内政治の対応、また、政権選択の選挙が行われました。国民の民意といたしまして、自公連立の岸田政権継続という結果となり、長野県におきましても大きな変革の選挙になったのではないかと思います。引き続き、アフターコロナ、ウイズコロナに向けて、住民の皆様様の安心と安全な生活の確保と地域経済の繁栄への対応をしっかりと取り組んでいかなければなりません。

そこで、1、ウイズコロナに向けてということで質問させていただきます。

イといたしまして、事業所への支援でございます。

今年1年の状況を町内の下請製造業の経営者の方にお聞きしますと、町長の招集挨拶にもございましたが、昨年度よりは全体的に業績が上がってきているものの、業種によっては良くなったりと悪くなったりする波のある状態が続いているようでございます。

その中で、自動車関係の下請企業の方のお話ですと、2020年よりは状況は上向いてきて、今年の初め、1月、2月はすごく忙しくなりましたが、夏にかけてその忙しさも落ち着き、8月以降は半導体の影響を受け、11月にかけては受注量が大幅減少してきたということでございます。そこで、最近12月に聞きましたら、12月に入り、徐々に緩やかではありますが、回復傾向にあるとおっしゃっておりました。特に、輸出向け、アメリカとアジア圏の消費の減少がかなり影響しているようでございます。

一方、建機関係の下請の事業所の方は、受注、生産ともコロナ前の状況に戻ってきており、今年は大変忙しくなったとのことでございます。

食品加工業は、今年の巣籠り需要によりスーパーなどの消費が増え、売上げが上がっている業種がある一方、長期にわたる首都圏の緊急事態宣言の影響をもろに受け、観光地や飲食店などの需要の低迷が響き、昨年と同様に売上げは伸び悩んでいる業種もあるとのことでございます。

このようなコロナ下での経済状況の中、地域産業の停滞や雇用面での混乱を招かぬよう、国や県そして町では、事業所に向けに様々な補助事業、支援事業を行ってまいりました。

当町におきましても、町独自の施策を打ち出し、対応にあたってられました。現在行われている事業についてお聞きします。

まず、飲食店などに向け、感染対策のための経費の支援に向けた飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策補助金。コロナの影響を受け、事業継続、経営安定化の支援としての坂城町中小企業者等事業継続支援金と、お客様等の安心、安全の確保の取り組みを行っている事業所向けの坂城町信州の安心なお店推進交付金。そして、消費回復策としてのねずこん生誕10周年記念スタンプラリー等消費回復応援事業。それらの利用状況と、加えて、さかきのお店応援券事業の使用状況もお聞きします。

そして、この2年、100年に一度と言われる国難を伴う新型コロナウイルス感染症の対応において、人々の命、また町民の生活の安心、安全を守るという考えの状況の中で、事業所に対する様々な補助事業、支援事業を行ってまいりましたが、それに対する評価をどう捉えていますか。その点についてお聞きいたします。

ロとして、イベントについてでございます。

午前中の一般質問の中で、先輩議員より令和4年度の予算の質問もございましたが、この2年、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、数々の町のイベントが中止とせざるを得ない状況があったと思います。そんな中、令和4年度の予算を考える中で、イベントに対します考えをお聞きいたします。

中でも、実行委員会を中心に、各区会や分館のご協力で盛大に開催されておりました町民まつり坂城どんどんと、開催期間中は4万人を超える来園者が、町内また県内外からも訪れますばら祭りについて、従来以上の開催を希望するところではございますが、町の考えをお聞きします。

そして、花火大会でございます。今年は3回、町内で打ち上げ花火が上がりました。やはり、町内で打ち上げ花火が上がることは、町民の皆様に勇気と元気を与えられるものと思います。ぜひとも、今後もこの花火大会を続けていただきたいと思いますが、以上、イ、ロについてお聞きいたします。

町長（山村君） ただいま中島議員さんから1番目の質問で、ウイズコロナに向けてということで、イ、ロとご質問がありました。私からは、ロのイベントについてをお答えをさせていただきました。イの事業所への支援につきましては担当課長から答弁いたします。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、6月下旬から始まった第5波が8月をピークに減少に転じ、県内の陽性者は、10月8日以降、1桁もしくはゼロの日が続いており、新型コロナウイルスの感染対策を行った上での催し物の開催や行楽、会食などを楽しむ方が増えてきたと実感しております。また、県外ナンバーを見る機会も増えてきたものと感じております。

一方で、11月に南アフリカが報告した新たな変異株、オミクロン株が世界で急速に拡大し、感染者が世界各地に広がり始めております。

国内におきましても感染が確認され、外国人の入国禁止や国際線の入国者数の制限など、国では最大級の感染拡大防止策を講じ、警戒を強めているところであります。

このような中で、町内におきましては、11月3日に和合城、6日に葛尾城で、全国山城サミット上田・坂城・プラス東御アフター大会が開催され、11月13日には、ねずみ大根収穫&直売市がねずこん生誕10周年記念セレモニーと併せて行われるなど、町内外から大変多くの皆様にお越しいただき、リアルな坂城町を楽しんでいただいたところでもあります。

また、昨年、今年と新型コロナウイルスの感染拡大により、町で開催するほとんどのイベントが中止を余儀なくされ、今年の町民まつり坂城どんどんは、町民の皆様にお集まりいただくこと

はできませんでしたが、自宅から楽しむことができる花火の打ち上げを行ったところであります。感染症の終息を願い、町民の皆様が夏の思い出に残るひとときを過ごしていただけたものと感じております。

さて、当町の夏の風物詩となっております町民まつり坂城どんどんは、来年第45回目を迎えます。町民まつりは、毎年、地域の皆さんが大勢参加し、楽しみながら親睦を図り、さらにつながりを深め、共同でつくり上げるお祭りであります。昼の部のメインステージでの発表や、子ども広場などでのイベント、夜の部の踊り流しなど、子どもからお年寄りまで大勢の町民の皆様が楽しみ、交流を頂いております。

来年の開催につきましては、国や県が示すイベント等のガイドラインに沿って感染防止策を徹底し、さらに、熱中症対策にも留意した上で、3年ぶりの開催に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

また、例年、約2週間で町内外から約4万人が来園し、大変好評をいただいているばら祭りにつきましては、新型コロナウイルスの感染予防及び感染拡大防止の観点から、昨年を引き続き、今年度の第16回ばら祭りも中止とさせていただきます。町のホームページなどでは、バラ公園への来園につきましても控えていただくようお願いしたほか、バラが開花する5月中旬から6月にかけて、バラ公園が密集状態にならないよう、週末を中心に警備員を配置し、来園の自粛と感染防止についてお願いをしてきたところであります。

また、中止になった2年間、来年こそは開催をとの思いを込めながら、ローズガーデナーの皆さんや薔薇人の会の会員の皆さん、シルバー人材センターの作業員の皆さんを中心にバラの剪定作業や園内の草取りなど、バラ公園の整備を地道に行っていただいております。海外における新型コロナウイルスの感染拡大状況や今後懸念される新たな変異株の感染状況など、予断を許さない状況ではありますが、状況を注視する中で、ばら祭り実行委員会の皆様とともに開催に向けて検討し、現段階においては開催できなかった2年間の思いも含めて、盛大に第17回ばら祭りが再開できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

続いて、花火の打ち上げの継続についてであります。本年度につきましては、8月7日に町民まつり坂城どんどんの代替事業として実施をいたしました。

また、9月3日には、テクノさかき工業団地組合の主催による第27回団地まつりにおいて花火の打ち上げが行われ、さらに11月3日には県内経済復興記念花火として、新型コロナウイルス感染症の終息と打撃を受けている県内経済の回復を祈念するとともに、感染症に関わる医療従事者の皆様へ感謝の思いを込めて、当町を含む県内20市町村で同時に打ち上げを行いました。打ち上げ会場の近くでご覧いただいた方からは、「ありがとう」ですとか、「とてもきれい」などの感謝や感動の声とともに、大勢の方からの拍手などが聞こえ、町民の皆さんが上を向いて前に進んでいただくきっかけになったものと考えております。

来年度の花火事業につきましては、毎年開催しているテクノさかき工業団地まつりの花火の打ち上げのほか、近隣市町村との連携による花火の打ち上げなど、協議する中で検討してまいりたいと考えております。

商工農林課長（竹内君） 私からは、伊の事業所への支援についてお答えします。

新型コロナウイルスは様々な性質を持つウイルスに変異を繰り返し、第5波の要因とも言われるデルタ株は、非常に感染力が強く、国内においても猛威を振るい、経済活動などにも多大な影響を与えてきました。

最近では、デルタ株による感染が収まりつつあり、人や企業の動きが活発化し始めたところではありますが、南アフリカで報告された新たな変異株、オミクロン株による感染者が世界各地に広がり始め、今後の企業活動などにどのような影響を及ぼすか懸念されているところであります。

世界経済は、国や地域によるばらつきを伴いつつも、コロナ禍による落ち込みから回復の動きが進んでいるところでありますが、一方で、経済活動の回復に伴い、原油及び原材料の高騰をはじめ、半導体の不足や部品調達の難航、人手不足等、企業の生産活動に支障を来している状況も見受けられるところであります。

さて、町内企業等への支援事業等につきましては、今年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受け、回復が遅れている飲食店などの商業系事業所への支援を中心に実施してまいりました。

最初に、飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策補助金ではありますが、安心して店舗等をご利用いただくため、感染予防対策として店舗内の環境を整える除菌機や空気清浄機、飛沫感染防止用品などの購入に対して補助をするもので、現在73件の申請をいただいております。この補助金については、当初想定していた件数以上の利用希望をいただいております。本議会に補正予算を計上させていただいたところであります。

次に、中小企業者等事業継続支援金は、新型コロナウイルス感染症の第4波、第5波などの影響を受けている町内中小企業者の事業の継続と経営の安定化を図るため、事業全般に広く利用できる支援金として創設をいたしました。令和3年4月から9月までのいずれか1か月の売上げが、前年または前々年同期比で30%以上減少している中小企業者を支援するもので、申請件数は36件、総額674万円の交付決定をいたしました。

次に、信州の安心なお店推進交付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受ける町内事業所の利用促進と店舗利用における安心、安全の確保を図る取り組みを推進し、経営の安定と早期回復を目指す事業所を支援するものであります。町内で事業を行い、県の実施する信州の安心なお店認証制度実施要綱により認証を受けた法人または個人事業者を対象として、一律10万円を支援するもので、現在までで申請件数は31件、総額310万円を交付決定いたしました。

次に、ねずこん生誕10周年スタンプラリー等消費回復応援事業は、町商工会と連携して、町内飲食店など事業所や観光施設の利用促進と誘客を図ることを目的に実施をしております。

スタンプラリーにつきましては、スタンプラリー参加店として登録された町内の店舗で1千円以上の買い物をし、異なる5店舗のスタンプがたまった方に町商工会の商品券をもらえなく進呈して、さらに、その商品券の使用により消費の拡大を図るものであります。また、引き換えたスタンプラリーの台紙を応募券とした抽選会も行うこととしており、町内店舗等での購買意欲を高めるとともに、景品は町内店舗で取り扱う商品にするなど工夫をして実施をしております。

スタンプラリーは10月と11月の2回に分けて実施しましたが、10月分については1,046人分の引換えがあり、11月分は12月3日現在で923人分の引換えがありました。現在までの推計であります。合計で延べ1,969人の方に参加をいただいております。

スタンプラリーにご参加頂いた1,969人の方が、それぞれ5店舗で1千円ずつ利用し、併せて進呈した商品券を利用したと考えると、町内で1,100万円以上の経済効果があったこととなります。

さらに、台紙によるスタンプラリーと併せて各店舗に設置されたQRコードをスマートフォンで読み取るデジタルスタンプラリーも同時に実施いたしました。このデジタルスタンプラリーでは、スタンプを集めるとねずこんの壁紙が手に入り、併せて、Wチャンスプレゼントにエントリーすることができるもので、12月3日現在で336件の登録と103件の応募がありました。アナログとデジタルを組み合わせ、様々な年齢の方にご参加いただける取組として、楽しみながら消費喚起、消費拡大につながったものと考えております。

次に、さかきのお店応援券事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内飲食店・小売店などの事業所の支援及び地域における利用促進と消費喚起を促す取り組みとして実施しております。町内の応援券取扱店において、利用可能な応援券を、町民1人当たり2千円分を世帯主に支給し、10月1日から来年1月31日までの利用期間として実施しております。

12月3日現在の応援券の換金状況ですが、55事業所からの換金申請があり、2万5,178枚、1,258万9千円の利用をいただいております。

事業を開始した10月以降、スタンプラリーとの相乗効果もあり、多くの方に利用いただいている状況であります。利用期間の来年1月31日までに残すことなく利用いただけるように、再度周知を図ってまいりたいと考えております。

スタンプラリーは、昨年の実績より2倍以上の利用となりました。また、応援券も順調に利用いただいている状況であります。この両事業を同時期に実施したことにより、相乗効果とともに、低迷する消費に対してカンフル剤になったものと考えております。

続きまして、新型コロナウイルス対策事業に対する評価についてであります。当町における

支援策の創設にあたっては、国や県をはじめ、町商工会、さかきテクノセンターなどの関係機関、また、町内の金融機関など、様々な分野・業種における支援機関との意見交換や情報収集を行い、各機関と連携して新型コロナウイルス対策事業を実施してまいりました。町内事業所からも、各種団体における会議や新型コロナ対策事業の説明会など、機会があるごとに、直接、経営状況や今後必要とする支援等についてお聞きをし、町で実施する支援策などに反映してきたところであります。

また、町で実施する支援策につきましては、国や県で行う支援策と重複しないよう精査し、補助額などの規模は小さいながらも、中小零細企業を中心に、事業の継続と経営の安定、雇用の維持・確保につながる補助金、助成金の制度や融資制度などの創設に努めてまいりました。

昨年度から実施しております新型コロナウイルス対策事業は、利用件数の多い少ないはありますが、その制度を利用した事業所においては、このコロナ禍の厳しい経営状況の中で有効な制度であったと考えますし、それぞれの支援策は効果的に利用いただいたものと考えております。

新型コロナウイルス感染症の終息ははまだ見通すことはできませんが、ウイズコロナ、そしてアフターコロナを見据え、今後も町内事業所が必要とする支援策を適切に見極めて、国や県、支援機関などからの情報収集と共有を行い、連携を図りながら、町内事業所の事業継続や発展などにつながる支援策について検討してまいりたいと考えております。

5番（中島君） 町長、担当課長より答弁いただきました。

事業所の支援につきましては、ほかの自治体と比べましても、きめ細やかな支援を行っている中で、利用頻度の差がある中でも、どの補助事業、支援事業とも事業所に利用されており、中には募集を上回る補助事業があるということで、しっかりと町内企業の支援になっているのではないかと思います。

また、給付金につきましては、各事業所の経営上の判断により、申請するところとしないところがあってしかりだと思われまます。飲食店は、時短営業の解除により、20時以降の営業や宴会等の集客もできるようになり、さらに応援券事業やスタンプラリーの効果もあり、お客様は増えてきましたが、夜の消費者の利用は鈍いようで、元に戻るには時間がかかるのではないかと考える経営者もおられます。

町としての評価にもございましたが、こうした状況を見ましても、コロナ禍において経済状況や町の財政、また国や県の交付金などを駆使して町内事業所への支援を行ったことは、今後の有事のときにも生かされることではないかと思うところでございます。

しかし、まだコロナ禍でございます。景気や人流の回復、また、地域経済の復興までもう一踏ん張りの状況でございます。平時に戻るまで厳しい経営等が続くと思われまますので、引き続きの支援と柔軟な対応をお願いいたします。

イベントにつきましては、2年間できなかった様々なイベントの中でも、坂城どんどん、ばら

祭り、これらの開催にも感染対策をしながら開催できる運びになりましたら、大いに盛り上げていくためにも、準備をする各区、分館等にも十分な予算と協力体制で対応していただければと思う次第でございます。重ねて、各区会、分館、そして育成会などでも感染対策をしながら、意欲的に地域独自のイベントを考えておられるところや役員の方々もおられます。こうした地域や分館に対しましても、町として協力していただければと思うところでございます。

花火大会ですが、コロナ禍だからこそできたと思いますが、新型コロナウイルス感染症対策において、子ども達は、学校に行けない時期や諸行事も中止になったり、貴重な学業の時間ができなかったその世代に向けて、また、その花火を楽しみに家から見る家族もいます。坂城大橋をはじめとする町を結ぶ5本の橋の上で見える人もいます。十六夜観月殿で見える人もいます。葛尾城址や和合城址に登って見る人もいます。密をつくらぬように、様々なところで工夫して町で上がる花火の鑑賞をしておられる。そして、このコロナ禍を共に戦っている町民の皆様のためにも、ぜひとも続けていただきたいです。

それでは、次の質問に入ります。

2として、交通インフラ整備についてでございます。

先日、国道18号バイパスの網掛地区改良工事の現地視察を、総務産業常任委員会と地域交通網対策特別委員会合同で行ってまいりました。

昭和36年に、現在の千曲市より運動が始まってから60年余り、そして、事業化から10年、少しずつですが、工事が進んでまいりました。

また、新工業団地につながりますインター先線、A09号線も令和5年度完成予定、そして、役場につながります橋梁工事も施工されているところであり、これから坂城町は交通インフラ整備が本格的に進んでくると期待するところでございます。

その中で、今回は特にA01号線の産業道路についてお聞きします。

この産業道路を利用する人は大変多いのではないのでしょうか。時が進むにつれ、産業道路沿線には民家や事業所も増え、また、その事業所も大きくなってきており、運搬するトラックも2トンから20トンの大型車が通行するほどの、文字どおり産業道路となっているところです。

しかしながら、ものづくりのまち坂城としての道としては、20トンの大型トラックの往来や、また、通勤時間帯には普通車でのすれ違いの困難な場所もございます。そして、通学する子ども達は、雨の日などは歩道から傘が道に出て車に当たりそうな区間もあり、大変危険だと保護者からの声もございます。

そんな中、最近では若草橋の架け替え工事も終了し、いよいよ拡張工事への進捗の期待が高まるばかりでございます。

このA01号線産業道路のこれまでの整備実績と今後の整備計画について、以上、イについてお聞きいたします。

建設課長（関君） 交通インフラ整備について、イ、A01号線についてお答えいたします。

町道A01号線産業道路の拡幅につきましては、当初、南条鼠地区から北に向かって、国道路局の交付金事業を活用して道路改良事業に取り組むと同時に、街路事業として都市局の交付金事業を活用して、中之条逆木通り・文化センターグラウンド北の交差点から南に向け、道路改良工事に取り組んできた経過がございます。

現在では、平成19年度から事業着手している南条小学校東側付近の金井工区と、平成25年より事業着手している若草橋以南の酒玉工区の2工区につきましては、社会資本整備総合交付金事業として統合された国の交付金事業により、車道幅員4.5×2の9メートル、両側に歩道幅員3.5メートルの全長16メートルの道路として、道路改良事業を進めているところでございます。特に、酒玉工区につきましては、A01号線道路改良事業の大きなポイントとなります、谷川に架かっております若草橋の架け替え工事が完了となりました。

今年度発注を予定している終点部の一部を除きまして、大口交差点までは道路拡幅工事がおおむね終了いたしましたところでございます。現在は、事業完了に向け、現道との取付けなど最後の調整を進めているところでありまして、改めて地権者をはじめとする関係の皆様へ感謝申し上げる次第でございます。

酒玉工区につきましては、事業完了の目途が立ったことから、本年度より、金井工区と酒玉工区間の一部を新たに保地工区として事業着手し、今年度は実施設計業務を発注しておりまして、8月には地元の皆さんを中心に地権者説明会も開催したところでございます。現在は、詳細な道路線形を決定するために、A01号線に取り付く各町道につきまして、長野県公安委員会へ交差点の協議を行っているところでございまして、その回答を待つて道路線形（案）が決定した後に、第2回目の地権者説明会を開催していきたいと考えております。

いずれにしましても、国の交付金を最大限活用する中で、まずは南条地区の未整備区間の早期完成を目指しているところでございます。

坂城地区の産業道路の道路改良につきまして、まずは改良している南条地区の幹線を接続させた上で、一日も早く着工し、安心、安全な幹線道路を目指してまいりたいと考えているところでございます。

5番（中島君） 担当課長より答弁いただきました。

長きにわたり、産業道路は地域の皆様、また地域産業にとって大変利用度の高い道路だと思えます。利用する皆様をはじめ、事業所の経営者の方々からも、この道路の早期の拡幅、拡張を望む声は高まるばかりでございます。そのためにも、産業道路の通学のための安全確保、また通勤ストレスの緩和、さらには、地域産業の流通の向上のため、我々も共にこの課題に取り組んでいかなければならないと思う次第でございます。それには、やはり沿線地域の方々のご理解とご協力が必要でございます。

そして、文化センター北側交差点より坂城方面への早期の事業化も待たれるところでございますが、これにはやはり国や県、町の予算が大変関係してくるものと思います。地域産業を中心に、確実に国や県に納税している当町でありますから、国や県へのパイプをつなぎ、しっかりと予算をもらってきて、そして、地域の交通インフラ整備を加速させるためにも、共に取り組むべき課題だと思います。それにより、生活道路の利便性、また、町内企業や産業のさらなる発展へとつながるものと思います。

まとめとしまして、今は落ち着いてきている新型コロナウイルス感染症ですが、しっかりと対応しながら貴重な経験を生かし、引き続きの感染予防をしながら安心、安全な日常生活が送れますよう、そして何より、来年はよい年になることを願って、私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時06分～再開 午後 2時17分)

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、4番 祢津明子さんの質問を許します。

4番（祢津さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1、循環型社会の形成に向けて。

坂城町第6次長期総合計画にもありますように、持続可能な社会の実現のため、地球規模の問題かつ身近な問題である廃棄物適正処理と3Rの推進をはじめとした環境負荷低減のための取り組みを推進し、循環型社会の形成を目指すことが今後重要です。

そこで、これからの循環型社会の形成に向けて順次質問いたします。

イとして、ごみの現状について、4点お伺いいたします。

1点目として、近年の可燃、不燃、資源物の排出量の推移はどのようになっているのでしょうか。

2点目として、町民1人1日当たりのごみの排出量はどのようになっているのでしょうか。また、他市町村と比較してどのようになっているのでしょうか。

3点目として、年間ごみ処理経費の平成30年から令和2年度の年度別推移と今後の見通しはどのようになっているのでしょうか。

4点目として、町民1人当たりのごみ処理経費の金額はいくらでしょうか。

次に、一般廃棄物に占める割合の大きい家庭系ごみの中には、プラスチック製容器包装をはじめ多くの資源化可能物が含まれています。資源化可能物の再資源化を社会的に進めるには、環境への負荷軽減するためではなく、ごみ減量化を通じた収集の効率化にも大きく貢献するとされています。そのためには、ごみ減量目標や環境に配慮し、住民、地域社会、行政の連携した取り組みを確立することが求められています。

2022年4月から、プラスチック資源循環促進法というリサイクルを促進するための法律が

施行される予定です。この法律は、プラスチックを扱う事業者や自治体が、3Rプラス・リニューアブルを意識した仕組みづくりをすることで地球への環境保護につながり、持続可能な社会を目指すための法律です。

リデュース、ごみの発生を減らす。リユース、使い捨てにせず繰り返し使う。リサイクル、貴重な資源として再利用する。リニューアブル、再生可能な資源に置き換える、の4つです。

そこで、ロとして、ごみ減量化・資源化について4点お伺いいたします。

1点目として、ごみ減量化・資源化の必要性をどのようにお考えでしょうか。

2点目として、今後、町のごみ減量化の数値目標はどのようになっているのでしょうか。

3点目として、ごみ減量化や3Rについての具体的な取り組みはどのようなものなのでしょうか。

4点目として、長野県知事表彰の令和3年度循環型社会形成推進功労者表彰を受賞された坂城町ごみ減量化推進委員会の活動内容と今後の支援はどのように行っていくのでしょうか。

次に、長野広域連合では、ごみ処理広域化基本計画に基づき、既存のごみ処理施設を集約し、安全に配慮し安定した稼働ができるごみ焼却施設の整備を進めてきました。仮称B焼却施設も台風19号の被害、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり延長していましたが、12月1日より名称も新たに「ちくま環境エネルギーセンター」となり試運転が始まりました。

そこで、ハとして、ちくま環境エネルギーセンターの稼働に向けて3点お伺いいたします。

1点目として、ちくま環境エネルギーセンター稼働に伴い、ごみの出し方の変更点、注意点はどのようなものなのでしょうか。

2点目として、変更点など、町民への周知の方法はどのように行っていくのでしょうか。

3点目として、今後、経費負担はどのようになるのでしょうか。ご見解をお尋ねいたします。

住民環境課長（竹内君） まず、イのごみの現状について、順次お答えいたします。

近年の可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の排出量の推移でございますが、平成30年度から令和2年度までの排出量は、可燃ごみが平成30年度4,202トン、令和元年度4,235トン、令和2年度が4,060トンでありました。

可燃ごみは、ここ数年、ほぼ横ばい傾向で推移しておりましたが、令和2年度は事業系可燃ごみが大きく減少し、令和元年度と比較して175トンの減少となりました。これは、コロナ禍による経済活動の自粛・停滞の影響によるものと推測されるところであります。

次に、不燃ごみにつきましては、平成30年度163トン、令和元年度168トン、令和2年度が184トンと、年々増加傾向となっております。

資源物につきましては、平成30年度572トン、令和元年度552トン、令和2年度が514トンと、こちらは年々減少が続いております。

続いて、町民1人1日当たりのごみの排出量につきましては、日々排出し、一番身近である家庭から排出される可燃ごみでお答えいたします。令和2年度の家庭系可燃ごみの総搬出量は2,

455トンで、毎月人口異動調査の人口1万4,110人から算出いたしますと、1人当たり、年間174キログラム、月に14キログラム、1日にすると477グラムでございました。

他市町村との比較では、長野広域連合のごみ処理関係8市町村のうち、排出量が一番多い状況となっております。

また、県内では77市町村中、多いほうから13番目となっております。

続いて、年間ごみ処理経費の平成30年度から令和2年度の年度別の推移と今後の見通しについてであります。ごみ処理関連経費としてのごみ収集用指定袋の作成費、収集運搬処理費等の業務委託費と、葛尾組合、長野広域連合への負担金等を含めた塵芥処理一般経費の決算額は、平成30年度2億2,051万1千円、令和元年度2億1,570万2千円、令和2年度が2億5,513万5千円となっております。

また、今後のごみ処理関連経費の見通しであります。可燃ごみは長野広域連合の焼却施設へ移行いたしますので、葛尾組合への負担金は減ってまいります。一方、長野広域連合への負担金については、施設全体の管理運営に係る負担に加え、施設整備に係る償還金等の負担も加わり相応の負担となっております。ごみ処理経費全体としては、今後も同水準で推移することが見込まれているところであり、ごみの減量化・資源化の促進によって、ごみ処理経費を抑制することが、より重要になると考えるところでございます。

次に、町民1人当たりのごみ処理経費の金額であります。先ほどの令和2年度のごみ処理関連経費決済額から算出いたしますと、1人当たり、年間約1万8千円となっております。

続きまして、口のごみ減量化・資源化についてお答えいたします。

まず、ごみ減量化・資源化の必要性についてであります。町内において出される廃棄物につきましては、町民の皆さんのご理解とご協力により、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物にきちんと分別され処理がされているところでございます。

私たちの社会がこれからも持続的に発展するためには、これまでの消費型のスタイルを見直して環境への負荷を低減し、限りある資源を繰り返し活用する循環型社会の実現や、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが求められております。

また、長野広域連合の関係市町村として、最終処分場を今後長年にわたって使用していくためにも、ごみの排出量を減らすことが必要であり、引き続き町民の皆様のご協力をいただきながら、ごみの減量化・資源化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後の町のごみ減量化の数値目標でありますが、町では適正な廃棄物処理を図るため一般廃棄物処理基本計画を定めており、現在の計画は令和3年度から令和7年度までの5年間のものであります。計画の中では、ごみの減量目標について、家庭系可燃ごみ、事業系可燃ごみとも5年間で10%削減すると設定しており、具体的には、令和7年度には家庭系可燃ごみが245トン減の約2,200トンに、事業系可燃ごみが161トン減の約1,440トンとする

よう取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、ごみ減量化や3Rについての具体的な取り組みであります。町では資源物の分別収集をはじめとして生ごみ処理機の購入費用の補助、サンデーリサイクルの実施、使用済小型家電の無料回収、紙類リサイクルボックス設置による資源物収集の促進、また、町内3小学校の4年生を対象とした環境学習のほか、全区を対象としたごみの減量化・資源化懇談会の実施など、ごみの減量化・資源化促進のための情報提供と啓発活動などに取り組んでいるところであります。

また、町ではSDGsを推進するための各施策や事業に取り組んでいるところであり、ごみに関する様々な問題解決に資するごみ減量化・資源化に関しましても、町民の皆様のご協力をいただく中でさらに推進し、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、坂城町ごみ減量化推進委員会の活動内容であります。主に生ごみの減量化・資源化のため、町と連携して取り組んでいただいているところであります。この推進委員会は平成22年度に発足し、これまで町内各地区へ出向いて段ボールコンポストを使った生ごみ堆肥化の実演を行うなど、資源化の推進にご尽力いただいております。このたび、循環型社会形成の推進における功績が認められ、県知事表彰の令和3年度循環型社会推進功労者表彰を受賞されました。現在は9名の皆さんが活動されており、今後、より多くの方に参画いただく中で活動を強化していければと考えているところであります。町といたしましても、引き続き財政面をはじめ運営補助を通じて同会の活動を支援するとともに、推進員さんのご協力をいただきながら、ごみの減量化・資源化の施策に取り組んでまいります。

続きまして、ハの、ちくま環境エネルギーセンターの稼働に向けてについてお答えいたします。

千曲市屋代地区の長野広域連合「ちくま環境エネルギーセンター」は、施設規模では1日に最大で100トン焼却できる能力があり、千曲市と坂城町の可燃ごみ全量と長野市の一部地域分を処理する施設となります。また、来年6月の稼働の後には、環境学習のための設備や余熱を利用した施設も一般の方の施設利用が可能となります。

ちくま環境エネルギーセンターは、今月1日から試験運転によるごみの受入れを開始しており、来年6月の本稼働後も、町民の皆さんが地区の収集所へ燃えるごみを出す方法には変更はございません。

ただし、可燃ごみを直接持ち込む場合は、これまでの葛尾組合の場合と異なり、受入日が月曜日から土曜日まで、午前は8時30分から11時30分まで、午後は1時から4時30分までとなりました。なお、土曜日は午前みの受付となります。

次に、処理料金につきましては、来年5月31日までの試験運転期間中はこれまでと同じ料金であります。本稼働以降の料金については、可燃ごみ10キログラムごと170円と決定したところでありますので、町民の皆さんには、今後、広報、町ホームページ等でお知らせをさせていただきます。

また、ちくま環境エネルギーセンターには粗大ごみの破砕機が設置され、葛尾組合では受入れができなかった可燃性の粗大ごみも受入れできるようになったとのことでございます。

次に、稼働後の変更点など、町民の皆さんへの周知方法につきましては、昭和43年から約半世紀にわたる葛尾組合でのごみ焼却が終了し、新たな焼却施設へ移行することを、ごみに関心の高まる機会と捉え、8月から11月にかけて町内全域を対象に、新焼却施設の説明会及びごみ減量化・資源化地区別懇談会を開催いたしました。コロナ禍ではありましたが、各区長さんにご尽力いただく中、24地区で開催し、合計376名のご参加をいただきました。そのほか、広報さかきや町ホームページ、防災行政無線、すぐメール等で広くお知らせをしているところであります。

最後に、今後の経費負担はどのようになるかのご質問でございますが、廃棄物の処理費用は関係市町村の人口のほか、ごみの排出量に応じて負担割合が決まりますので、ごみを減らすことは、ごみ処理費用の削減につながってまいります。

環境への負荷を減らすことに加え、限りある資源の有効活用や処理費用の削減のためにも、町民の皆様のご協力をいただきながら、引き続き循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化・資源化に取り組んでまいりたいと考えております。

4番（衾津さん） 担当課長よりご答弁いただきました。1点、再質問させていただきます。

可燃ごみの中でも、水分を含んだ生ごみ対策が今後大きな課題になると思います。コンポスト等で肥料化を推進していますが、荒廃地を利用し生ごみを堆肥化し、それを販売するなど、積極的な生ごみの再利用を推進していく必要があると思いますが、町の生ごみ対策はどのようにお考えでしょうか、ご見解をお尋ねいたします。

住民環境課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。

生ごみ減量化の取り組みについてでございますが、町では家庭からの生ごみの減量化・資源化のため、町民の皆さんが生ごみ処理機及び堆肥化容器等を購入する費用に対して購入費用の2分の1以内で補助を行っており、平成29年度からは補助限度額を5万円に増額して普及に努め、令和2年度は20基に対して補助を行いました。対象となるものは、電気式生ごみ処理機、コンポスト容器、EM容器、その他生ごみの減量または資源化効果の得られる処理容器等でございます。そのほかにも、家庭でできる段ボール箱を使ってできる段ボールコンポストによる堆肥化を推奨しており、先ほども触れましたように坂城町ごみ減量化推進委員会の皆さんと連携し、各地区へ出向いて生ごみ堆肥化の実演を行うなど、資源化の推進に努めているところであります。

また、生ごみの水切りや食品ロスについてなど、ごみ減量化に関する内容を広報や町ホームページに掲載し、周知を図っているところでございます。

町といたしましては、今年度、町内全地区を対象に新焼却施設の説明会と併せて開催した、ごみ減量化・資源化地区別懇談会におきましてもご紹介をさせていただき、ごみの減量化・資源化

促進のための情報提供と啓発活動に努めたところであります。引き続き、町民の皆さんのご協力をいただきながら、生ごみ減量化の施策に取り組んでまいりたいと考えております。

4番（柗津さん） 担当課長よりご答弁いただきました。

徳島県の山間にある上勝町は、2003年に日本の自治体として初めて「ゼロ・ウェイスト宣言」を提唱された町です。ゼロ・ウェイストとは、無駄・ごみ・浪費をなくすこと。廃棄物をどう処理するかということではなく、そもそもごみを出さないというような暮らし、社会をつくろうという考え方です。上勝町には、町には1つだけあるごみ収集場に自分でごみを持ち込み、13種類45分別に分類して、できる限り資源化する。生ごみはコンポスター堆肥化容器を利用し、各家庭で堆肥化をしているとのこと。上勝町のリサイクル率は80%を超えています。日本の全国平均は19年度のデータで19.6%、OECD加盟国全体の平均が34%であることから考えれば驚異的な数字だと思われま。上勝町では今後、ごみの排出量を根本的に減らすサーキュラーエコノミー、循環型経済の構築に力を入れていくとのこと。

日本には昔から「もったいない」という言葉があつて、物を大切にするという精神が根づいてきたと言われてい。しかし、高度経済成長を経験した日本は、その言葉も精神も忘れてしまったかのように、いつしか物をどんどん使い捨てるようになってきてしまいました。もう一度その精神を思い出し、住民にとって苦痛にならない、楽しみながらごみを減らし、生活を豊かにする、町と町民が手を取り合い、よりよい町と暮らしをつくっていきたいと思つてい。

次に、2、デジタル化社会に向けて。

総務省では、行政手続のオンライン化など、社会全体のデジタル化を進められる中、デジタル技術を使いこなせる方々と、そうでない方々のデジタル格差の解消が重要な政策課題としてい。内閣府の世論調査によれば、70歳以上の高齢者の方の約6割がスマートフォンなどの情報通信機器を利用していないと回答しており、社会のデジタル化が急速に進む中で、各地域の実情を踏まえつつ、助けを必要とする人に十分な支援が行き渡るようにすることが急務です。このように政策課題に対応し、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる社会を実現することは今後極めて重要であり、2020年12月に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針においても「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が掲げられてい。

そこで、イ、デジタルデバインド（情報格差）について2点お伺いいたします。

1点目として、今後、マイナンバーカード普及促進、電子交付、支払いなど、デジタル化が進む中で生じてくるであろう情報格差に対し、町としてどのような問題意識を持っているのでしょうか。

2点目として、通信業者とのタイアップなどで講演会を広く行える環境等の整備が必要だと思つてい。町のお考えはどのようなものなのでしょうか、ご見解をお尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま柗津議員さんから2番目の質問としまして、デジタル化社会に向けてと

ということで、イのデジタルデバイドについてご質問がありました。

国では、今年9月にデジタル庁が創設されまして、人口減少、少子高齢化社会において、デジタル技術の活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指し、デジタル改革基本方針や重点計画も示され、生活、行政、産業のあらゆる分野においてデジタル変革が推進されております。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のために始められた新しい生活様式では、社会生活に大きな変革をもたらし、特にICTを活用した生活様式のデジタル変革が急速に進んでおります。

内閣府の第5期科学技術基本計画に提唱されました「Society 5.0超スマート社会」とは、「必要なものやサービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」と定義づけられております。

そうした中、地元の坂城高校におきまして、1人1台端末やAI活用型学習アプリなど、デジタル学習教材を用いて1人1人の学習の進捗状況や特性などに応じて対応できる個別最適な学びに取り組み、生徒達の学力向上や意欲が高まるなどの効果が現れ、デジタル庁が表彰するデジタル社会推進賞の最優秀賞であるプラチナ賞を受賞し、大変栄誉なことであると感じております。

また、町内の小中学校におきましては、GIGAスクール構想を推進し、昨年度には児童生徒1人1台端末や、環境も整えてまいりました。

坂城小学校6年生は、こうした環境を早速活用し、自分達で考え、自分達で機器を操作し、町をPRする動画を作成し、今年のふるさとCM大賞に応募いたしました。こちらも大変すばらしいチャレンジであると考えております。

なお、応募しました5作品のうち、1作品が12月5日の最終審査に進み、司会を務めた芸能人の藤森さんの名を冠した藤森賞を受賞いたしました。

こうしたデジタル化を推進しSociety 5.0に向かう社会では、これまで個性や多様性、地域間などにより生まれていた様々な違いをデジタル技術により解消することを目指してまいります。

その一方で、機器の操作が分からない、デジタル技術に触れることに抵抗感があるなどといったことから生まれる情報格差に関しては、デジタル社会への移行が進まない方々への配慮が必要だと考えております。

町では、これまでも防災行政無線やすぐメールなどを通じての情報の発信、さかき子育て応援アプリ「はぐはぐ」の提供など、新たな取り組みを行う際には、説明会の開催や丁寧な相談対応などに努めるとともに、小中学校におけるGIGAスクール構想やインターネットを活用した

授業の推進の際には、各家庭におけるインターネット環境の状況にも配慮した対応をまいりました。

今後におきましても、行政においてはデジタル化を進めることで住民の利便性の向上を図るとともに、行政の事務の効率化等も推進し、これまで職員の費やしていた時間を、より一層デジタルへの対応が難しい方や直接の支援が必要な方への対応を充実し、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指してまいりたいと考えております。

また、講習会を広く行える環境等の整備につきましては、これまでもスマートフォンの基本的な操作や、そこからさらに進んだ操作などについて、国の支援を受けて通信業者などが行う講習会等の開催情報につきまして、広報さかきなどを通じてお知らせしております。

また、マイナンバーカードの申請やマイナポイントの申込みにつきましては、役場庁舎に専用の端末を用意し、出張相談会を開催するなど対応してまいりました。申込みの際には、それぞれの手続のみにとどまらず、関連したスマートフォンの使い方やそれぞれのアプリの操作などについても職員が分かる範囲で相談に応じるなど、デジタルに対して疎外感を感じることがないように心がけております。

また、商工会が実施している「まちゼミ」においても、パソコンやスマートフォンの操作方法に関する講座なども開催するなど、町内の様々な団体や事業所等においてもデジタル化を推進する動きが出ており、そうした講座は人気があると伺っております。

今後も、国の行うICT機器等の利用方法を学べる環境づくりを推進するデジタル活用支援の動向を注視するとともに、身近な相談体制や講習会について、関係機関と連携するなどといった対応も含め、検討してまいりたいと思いますし、何よりも今年度からスタートしました第6次長期総合計画の基本的なテーマはSDGsの達成とデジタル化の取り組みということでありますので、これからも力を入れてやっていきたいと思っております。

4番（柗津さん） 町長よりご答弁いただきました。

総務省では、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を達成するためにいろいろな機関と連携し、国民運動として若い世代が高齢者に教えることや、高齢者が気軽に何でも相談し合い、教え合えることができる場の提供といった幅広い取り組みや、令和4年度以降は携帯ショップのない市町村への講師派遣を含め、毎年度約5千か所で約30万回の講習会を開催し、令和3年から7年度の5年間で延べ1千万人の参加を目指しているとのことでした。

また、愛知県の東浦町では、総務省のデジタル活用支援促進事業を活用し、教材、人件費などの補助を受け、地元ケーブルテレビと協力し、高齢者初心者向けスマートフォン教室を開催し、大変好評だったとのことでした。当町でも、このような国の対策や予算をしっかりと活用して、デジタルデバイド（情報格差）解消に向け、お力添えをいただきたいと思っております。

最後に、私たち議員の任期も、あと1年数か月となりました。今までを振り返ると、過去に経

験したことのない台風災害、コロナウイルス蔓延など、誰にも正解の分からない問題がたくさん起こりました。その中で感じたのは地域力の重要性です。公助、共助、自助の共助の部分です。親子の関係が縦の関係ならば、友人、仲間は横関係、そして地域は斜めの関係だと私は思います。これからは、この斜めの関係がキーポイントになるかと思います。2022年は地域コミュニティというものにちょっとスポットを当て、縦、横、斜めで、より強固な関係づくりができる提案をしていきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時51分～再開 午後 3時01分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、8番 栗田 隆君の質問を許します。

8番（栗田君） 議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、今日の一般質問の最初は、当町でもふるさと納税をやっているわけですが、このふるさと納税という、名前は納税ですけど、法的には寄附という形で、自分の住んでいない他町村への寄附を行って、それで自分が住民サービスを受けている自分の町へ支払うべき住民税を控除してもらおうというシステムなわけで、寄附を行うことによって税の控除がなされる、税を払わなくても済むという、ちょっといかなものか、不思議なシステムになっているんじゃないかということで町の見解をお聞きしたいというのが、まずイの一番最初の論点であります。町の見解をお聞きする前に、私のほうで、ふるさと納税というシステムが少々問題あるんじゃないかということで、ここで見解を問う前に私のほうの意見を述べさせていただきます。

まず、ふるさと納税なるものがある出だしは、自分が都会に出てきて、一旗上げてお金ももうかったということで、自分のもうかった分をふるさとに寄附しようという、それ自体はなかなか美しい話なわけですが、それで他町村ですよね、自分のふるさとに限る必要はないわけですが、そこへ寄附をすると、自分が住民サービスを受けている、自分の住んでいる行政へ税を払わなくても済むと。限度額とかいろいろな制度はあるわけですが、早い話がそういう話になっているわけです。そのふるさと納税ってちょっとおかしくないですかというのを聞いただけで、今、言ったような説明だけでもかなりおかしいなという感じはするんですけど。

もう一つ、本質的に寄附というものはどうあるべきか、それから、じゃあ税というもの、住民税が主ですけど、その税というものはどういうものか、それをちょっともとのもとから、根源のところから考えてみたいと思って、今回、これを提起したわけです。

寄附するというのは、寄附する人のことはドナーといいますよね。今じゃ、日本では移植のと

きに自分の臓器を人に提供するという事でドナーになるわけですが、そのドナーという言葉の語源のところはDON——ドンという言葉です。これは、インド・ヨーロッパ語の源になっているサンスクリット語でドンで、これ、提供するとか、くれてやるという意味です。それが仏教に乗かって日本にやってくるとドンがダンに変わって、何でもかんでも気前よくくれてやる人間が旦那になるわけです。それで、お寺さんにくれてやる人、寄進をする人は檀家ということになるわけです。

この言葉がずっと西のほうへ行って、スペインまで行ったら「ドン・キホーテ」になるわけで、そのドンというのはキホーテ様、キホーテ殿という意味です。ドンというのは今でもそうですね、坂城町のドンとか、おられるかどうか分かりませんが自民党のドンとか、いろいろドンがおられますけれども、このドンさんの機嫌を損ねると非常に具合が悪い、このドンさんが生殺与奪の権を持っているということで、非常に危険だということでDONがDANに変わってデンジャーという言葉が生まれ、デンジャラスな存在と。

ここで分かるように寄附というものは、一部そのところに、最初は美しそうに見えるんだけど、どうも社会構造として権力構造を生み出す、そういう源になっているんじゃないかと。ドンがNがMに変わればドミネイト、まさに支配するという言葉に変わっちゃうわけです。ドミナントというのが形容詞ですけども。

それに対して税というのは、自分が分相応に稼いだもの、その中から、この国をみんなで支えていこうという形で、それをみんなが集めて出すもの。日本では701年の大宝律令の時代に租・庸・調という名前でもう始まっています。そうやって日本を全員で支えていこうというのが税です。

その税というものと、権力関係を生み出すような形での寄附、ドネーション、ドナーというようなのは、一緒くたにできる代物じゃないだろうと。それを一緒くたにしてやっているのが、このふるさと納税なるものです。必ずどこかでゆがみが生じます。それで、日本の場合は寄附した、くれてやったと、おれは旦那だと言っても、実はそこに返礼品なんかがつっいちやって、それじゃ、まるでショッピングまで一緒に合算されて、寄附だ、税だ、ショッピングだ、これが一緒くたになったのが、このふるさと納税なるものだと私は考えております。町のほうではどのようにお考えなのか。

これは、イというところですか。

それで、口で、そうはいつでも国の制度であり、もう坂城町もやり始めちゃった以上はやらざるを得ないだろうと、これからすぱともうやめようなんていうことは、私も言うつもりはございません。

ただ、こういう職員の方々に多大な仕事を押しつけるようなタイプの物売りのようなことは、少しずつ抑制的にこれから取り組んでいくべきじゃないかというふうに考えて、口のほうです、

これから聞きたいのは。

ロがいくつもあるんですが、1番として、寄附総額、それから返礼品を含めた経費、それから他市町村への当町からの寄附によって当町の住民税——住民税だけじゃないと思いますけれども——税収のマイナス分はどのくらいあるか。

2番として、過去5年間の寄附申出の件数と金額の推移。

(3)番として、返礼品及び返礼品事業者について。

制度そのものは、先ほど言いましたように、いかにもおかしくないかとは思いますが、それは国がやってよろしい、どうぞとって当町も始めてしまった以上は、ここの返礼品という部分については、いい加減なものを出したら当町の名誉に関わると。例えばぶどう、本当に坂城のぶどうはおいしい、りんごはおいしい、それで寄附をした、それが届いたら腐っていたでは、やっぱり困るわけです。そこで、返礼品だけはきちっとやろうと、当町の名誉にかかわるということで、まず返礼品については、①として、令和2、3年の返礼品の実績はどのようなものか。

②番として、過去5年間の事業者数はどのように推移しているか。そして、その事業者を選ぶときの選定基準、あるいは選ぶ際のその決め方はどういうふうになっているか。

③番目として、ふるさと納税事業、これには寄附をする人、その人が使うポータルサイト、それから返礼品の事業者、こういう方々が関与するわけですけども、その人達に対して坂城町がどのような形でどのくらい関与するのか、その状況を知りたい。

④として、返礼品に対しての寄附者の反応。それがいい反応もあれば、文句を言ってくるようなタイプのクレームなどが来るとは思いますけども、どのようなものがあって、それに対して対応はどのように行われているか。

最後、⑤番として、全く返礼品は要らない、返礼品なし、寄附のみというふるさと納税は、果たしてこの町にはあるのかどうか。

まず、そこまでを1番としてお聞きしたいと思います。

町長(山村君) ただいま栗田議員さんから、ふるさと納税についてご質問ありました。私は、伊の制度についてのご質問にお答えしたいと思っております。

何か10年前の議論を聞いたような気がして、もう議論は尽くされたというふうに思っております。私が町長になって来たとき、そのときには、ふるさと納税はもうもちろんありました。平成20年から始まっていました。ただし、同僚の議員の方からも何回も質問されたんですけども、寄附を受けて何かお返しやるというのは、何か変じゃないかと、基本的な寄附の精神に反しているんじゃないかということで、私は当初、それはおかしいというふうに行いませんでした。

しかしながら、よく調べてみると、坂城町に——今、栗田さんの質問にもありましたけども——返礼品なしで純粋に寄附だけという方もそのときもありまして、たしか30万か40万ぐらい、純粋な寄附だけの方、いらっしゃいました。けど、ちょっと待てよと、坂城の人がほかの

ところに納税して返礼品をもらっているのはどのくらいあるのかと調べたら、400万円、外へ出ていたわけです。ですから、これはぐずぐず言ってもしょうがないと。要は防衛的な面もあって、法が整備されているので始めましょうということで始めてきました。

後ほど詳しく説明がありますけども、ちょっとその経過も含めてお話しします。

初めに、現在、日本全国の各自治体が行っておりますふるさと納税制度、これは平成20年度から国により導入されました。この制度は、平成19年度に総務省のふるさと納税研究会において、「多くの国民が地方で生まれ、教育を受け、やがて進学や就職を機に都会に出て、そこで納税をするが、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意思でいくらかでも納税できる制度があってもよいのではないか」という意見が出されました。

また、地方の市町村からは、首都圏に人口が集中し、地方の人口減少が進む中、地方が負担した教育や福祉のコストに対する還元の仕組みができないか。生涯を通じた受益と負担のバランスを取るべきではないかとの意見を踏まえて、ふるさと納税の在り方について検討され、創設されたものでございます。

ご質問の、住んでいる自治体へ納めるべき税を控除するシステムにつきましては、平成20年度のふるさと納税制度が創設される以前から、市町村に対する寄附は行われており、その行為に対し、平成5年度の国の税制改正において、地方公共団体に対する寄附金は地域の公益増進に資するもので、地域づくりの担い手である地方公共団体への寄附を奨励することは必要性が認められるとして、所得税に加え、個人住民税の所得控除の対象とされました。これが平成5年。

また、ふるさと納税研究会ではふるさと納税の構築に当たり、「国と地方公共団体がそれぞれの責任に応じて一定の役割を果たすこととし、国税である所得税と、地方税の個人住民税の双方を控除の対象とすることが適当である」とされたところでございます。

個人住民税につきましては、同じ自治体に住み、同じ行政サービスを受けている者の住民税が、寄附の控除により異なる事態は許容されるのかなどが検討され、一定程度の範囲内であれば許容されるとの考えが示されております。この考えに基づきまして、ふるさと納税の寄附金の限度額について、ふるさと納税を行う方の給与収入や家族構成により年間の上限額を定めることで、高額な寄附行為で、本来納付すべき市町村の税収が極端に減少することがないように制度設計がなされております。

町といたしましては、このような国による検討結果を踏まえ、構築された制度・システムであり、寄附者の市町村への思いが反映され、返礼品の提供事業者の収益にもつながり、自治体の創意工夫がもたらされる大変有意義な制度であると考えております。

企画政策課長（大井君） ふるさと納税についてのご質問の口、町の現状について、順次お答えをいたします。

当町は、平成20年度に信州さかきふるさと寄附金制度を設け、寄附の受付をスタートいたし

ました。その後、28年度に町内事業所のご協力をいただく中で、町の様々な特産品を返礼品として用意し、インターネット上のポータルサイトを通じた寄附金の受付など、全国から寄附を受けやすい仕組みを整え、現在の信州さかきふるさと寄附金制度の形としてまいりました。

ご質問の令和2年度における寄附総額につきましては、1億8,926万1千円、返礼品を含めた経費は9,244万4千円、他市町村への寄附による税収のマイナス分は845万2千円で、他市町村への寄附額を大幅に上回る寄附をいただいております。

また、過去5年間の寄附申出件数と金額の推移は、平成28年度は寄附件数1,567件、寄附額2,846万円、29年度は1,853件、4,558万8千円、30年度は3,683件、7,979万4千円で行いました。令和元年度は6,202件、1億4,857万2千円、2年度は9,549件、1億8,926万1千円で行います。

次に、返礼品の実績として主なものは、令和2年度の一番多かった返礼品がシャインマスカットで6,976件、次いで牛肉が1,070件、3番目にナガノパープルで826件で行いました。今年度は、11月末現在で一番多い返礼品がシャインマスカットで9,603件、次いでナガノパープルで1,062件、3番目に牛肉で918件で行います。

続いて、過去5年間の事業者数の推移は、それぞれの年度で返礼品協力事業者としてポータルサイト等への掲載のあった事業者数は、平成28年度が18事業者、29年度は20事業者、30年度は17事業者、令和元年度は21事業者、2年度は24事業者で行います。この協力事業者の選定基準につきましては、町のふるさと納税寄附金返礼品協力事業者募集要項に基づき、原則として町内の事業者であることや、町内で生産、製造されている返礼品であることなど、事業者や返礼品に関する要件などを満たした個人または団体を選定しております。

また、ふるさと納税事業への町の関与状況といたしまして、全国に向けての情報発信や管理を行うにあたり、専門性が求められ、事務の効率性を検討する中で、ポータルサイトの運営や返礼品の配送及び在庫管理などは専門の業者に委託しております。

町では、これら委託業者と連携を取りながら、寄附者に対し、各種問合せへの対応やいただいた寄附の使い道、観光情報など、町の情報発信を行い、その他ポータルサイトに掲載する情報の更新や返礼品協力事業者と事業運営の打合せを行っております。

また、返礼品に対する寄附者の反応ですが、全般的にご好評をいただいております、多くの応援メッセージなどもいただいております。

次に、クレーム等があった際の対応としては、返礼品に関するものは、基本的には町と打合せをした委託業者が対応し、内容に応じて返礼品協力事業者や配送業者なども連絡を取り合い、寄附者に対し、納得して返礼品をお受けいただけるよう努めております。

最後に、返礼品なしでの寄附でございますが、今年度、11月末現在で、ポータルサイトを通じ2件お寄せいただいております。

今後も引き続き、国の定める基準の範囲で町の特産品を返礼品としてお届けしながら、全国に町の魅力を積極的に発信してまいりたいと考えております。

8番（栗田君） 国のほうは2000年から、地方公共団体への地方交付税ですか、これを、私が調べたところでは21兆円ほど、もうちょっとあったんですけど、それがどんどん小泉政権のときに減らされて、今、少し戻ってきて、2020年に、今のところは大体16兆円ぐらいの交付金があるわけです。

私が、このふるさと納税って、どうもおかしいなと思うその理由の一つは、地方に支払うべき交付税をどんどん減らして行って、それで地方が疲弊し、それから職員を減らさざるを得なかったと。水道事業のことで、この前、私の委員会の皆さんと水道事業についてのところに行って、長野市に行って、いろいろなディスカッションみたいなのを、パネルディスカッションを見てきたわけですが、そこでも水道事業がどうしてももう立ち行かないと。その理由が、職員がもう4割減らされちゃったんだ。この当町においても、正規職員を雇うだけの余力がないということで、どんどん非正規を増やす、どんどんかどうか、それは別にして、非正規の方を雇わざるを得ないと。

つまり、国が地方交付税を減らす代わりに、自助努力で自分達で競争して、日本全国にある税金を寄附という形で取って、全体のGDPが500兆ちょっとから全く成長しない中で、結局はその税金の奪い合いのような形になっているんじゃないかと、これがふるさと納税の一番の問題だと思うわけです。

それで、ちょっと調べていったところ、当町のふるさと納税の総寄附額は、今、言われたように、私が決算書で見たのでは1億8,926万1千円と、そのうち経費が9,244万4,023円になっています。私が調べたところでは、ということは、ざっくり言って半分は経費で消えていると。そのうちの、確かに返礼品としては5,588万4千円、これは地場産業の方々に行っているわけだから、町の活性化に役に立つと言われればそのとおりなんですけれども、残りの2割を超える分について、これはただ大手のポータルサイトのほうに支払ってしまっているというのは、いかにも変な格好じゃないかと。それで、全体で寄附が行われて、半分はその経費になると。それで地場産業なら3割ぐらいまでは総務省もいいたろう。そうすると、大体、税として支払うべきものの中の2割ぐらいを、やっているポータルサイト、ポータルサイトだけじゃないんでしょけど、そういうところに手数料、委託料という形で税金が回っていくのはいかがなものかと。

町長も言われておりますように、当町からほかの町へ出てしまっている、つまり、当町で減ってしまっている税が845万2千円あるということで、これだけ取られちゃったら、こっちも少しは取り返さねばと思うのは無理からぬことではあるとは思いますが、それでも。

さて、ここでちょっと立ち止まって、よく考えてみて、本当にこれについて、まるで——こう

言っでは言葉があんまりよろしくないですが——税の取り合いのような形になっているのはいかがなものかと。それで、私とすれば、もう始めてしまったし、それから返礼品について、しっかりやって当町の名誉も守られるならば、積極的にはとは言いませんよね、ただ、抑制的にこの形は続けていくだろうと。だからといって、もろ手を挙げて、こんないいもんだというわけにもいかない代物だというように考えています。

それで、一番私が今、やる以上は心配なのは、返礼品について、例えば、今、おおむねいいという反応であるというわけなんですけれども、当町ではないんですけれども、別のところでいろいろなサイトに寄せられているクレームをいくつか見てみて、ああ、これ、なるほどひどいわなと。ただ、何ていうんですか、そういうサイトに乗っかっているんで、これはちょっとひどいですよねというのも、実は、よっぽどの強権を持った調査でもしない限り、そのクレームなるものが本当に正しいものなのかどうなのか、全く闇の中なんですよ。誰かが勝手にそういうのを書き込んである場面もあるし、こういうのは今のデジタルトランスフォーメーションと呼ばれるこの時代の非常にまずい欠点だと思いますけれども、そこは本当に十分注意しないと、こんなひどいものを送ってと言われても、実際にはそんなことがなかつたりする可能性もあります。

私とすれば、返礼品を送る際に必ず、そこに感想を書いてもらうようなはがきとか、そういったものは同封されて送られるのか、あるいは別の形でクレームが受け付けられるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

企画政策課長（大井君） 再質問にお答えをいたします。

返礼品についての評価についてでございますけれども、これはお申込みをいただいたポータルサイトの中でそういったものの書き込みが可能となっておりますので、そこから、こちらのほうに情報をいただいております。

8番（栗田君） 今の答弁ですと、そののところに何らかのクレームは、今のところほとんどないということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

企画政策課長（大井君） ポータルサイトを通じての感想といいますか、その中で全くクレームがなかったということではございませんけれども、先ほどもご答弁申し上げましたけれども応援メッセージとか、そういったものを多数いただいております。

8番（栗田君） もうちょっと直接、サイトの中を利用するというんじゃなくて、返礼品を受け取った人から直接の声、例えば、そんなのはこっちの住所を印刷したはがきだけ入れとけば来るわけで。大体、経験に照らしてみると、うれしかったときはあんまり何も言わないんですけど、ひどいなこりゃあとか、ひどいなとか、ひどい目に遭ったときには、電話かけちゃったり、そこまではしませんけど、もし、はがきが入っていれば、そこに書いて、ひどいじゃないかと送り返すのは結構あるんじゃないかと思うんですけれども、ちょっとそこはいかがですか。それで、現実には、これからはそういうはがきを必ず入れるとか、もしも、今やっっていなければやったらいかが

ですかという。

企画政策課長（大井君） 基本的にはポータルサイトに書き込んでいただいた、例えば、ご質問の中でクレームについてご説明申し上げますと、例えばクレームをいただいたとすると、そのいただいた方には必ずメール、もしくは電話をして、その内容を再度確認をさせていただいて、先ほども申し上げましたけれどもポータルサイトの運営者と相談をする中で、どこに原因があったかというようなことを追及をして、その原因を解決して、こういう対応をいたしましたということで寄附をされた方にご説明を申し上げております。そういった中では配送業者がたまたま返礼品を落としてしまったとか、そういったところでのクレームですとか、そこまで追及をしていて、その中で原因を究明して寄附者の方にご説明をするということです。

それから、直接電話を頂く場合もございますけれども、ほとんどが「こんなにおいしいリンゴを食べたのは初めてです」とか、シャインマスカットについても好評といたしますか、好意的なお電話をいただいているのがほとんどでございます。

そういった形で対応しておりますので、また、今、ポータルサイトというような形で進めております。町もデジタル化を進めておりますので、そういった中ではがきとかそういったものではなくて、直接、お申込みもポータルサイトにお申込みをいただいておりますので、クレームについても、好評価の内容についても、そのポータルサイトの中で頂戴したいと考えております。

8番（栗田君） 分かりました。

この制度全体に対しては、私は先ほど述べたようなことなんですけれども、やはり返礼品なるものの、坂城町から返礼するという形ですので、そのところは本当にしっかりとやっていただきたいと、事業者の方にもそのことはよく理解してもらって、町がおとしめられるようなことのないようにお願いしたいと思います。それでは、2番目に移ります。2番目は教育について。

イとしまして、GIGAスクール事業というのがあって、昨年度は当町からも1億3千万円ほどが支出されたわけですが、その現在の活用状況はどのようになっているか。それから、今後の家庭学習への活用はどのように考えているか。

2番として、一人一人に個別最適化した教育ということがうたわれているわけですが、その内容として、従来から行われている対面授業と、それからデジタルトランスフォーメーション——DXを使ったデジタル教育との組合せはどのようになっているか。

それから、今後はどのような展望をお持ちかと。これについて、ちょっと私が心配しているのは、平成の30年度に学校法の34条2項というところが変更になりまして、デジタル教材だけでやる授業は全授業時間の半分にしなければいけないという規定があったんですけど、これがなくなるというか改定になって、2分の1以上でもデジタル教材を使ってやってよろしいと。そうになると、やはり一番心配しているのは、人間の脳というのはこういう機械で始動を始めるというよりも、人間と人間が出会ったところで始動する、本当に動いていく。だから、先生と生徒の関

係が、こういう機械を通したものだけになっていくということは非常に怖い状況だと思いますので、今言ったようなことをお聞きしたいと。

それから、口としては、当町では坂城高校へ振興補助金として15万円を支出しているわけですが、その15万円の支出はどのような内容のものなのか、そしてまた今後、増額を含めてどのような見通しを持っておられるのか、ここのところをお聞きしたいと思います。

教育長（清水君） ただいまの、2、教育について、順次お答えいたします。

初めに、イ、GIGAスクール構想推進事業につきましては、支援が必要な児童生徒を含め、全ての児童生徒の個性に合わせた教育を推進するため、ICT機器を効果的に活用した授業改善を図る中で、情報活用能力を育成し、高度情報化社会に対応できる人材の育成を目指すものであります。

現在の状況でございますが、昨年度、児童生徒に1人1台端末の貸与をはじめ、大容量の高速通信に対応した情報通信ネットワークの整備、無線通信機器や端末の充電保管庫の設置等が完了し、今年度から運用を開始しているところであります。

また、運用開始に合わせ、今後3年間の予定で、学校職員会の中心講師に信州大学教育学部の佐藤助教をお迎えし、坂城町教育情報化アドバイザーとしてGIGAスクール構想における講演会や研修会等の講師を担っていただいているほか、各小中学校で開催している公開授業等の際には、信州大学の学生とともに準備や全体的な指導、アドバイスなどをいただきながら、教員の指導力向上にも力を入れているところであります。

ふだんの授業での活用といたしまして、主要教科については指導者用のデジタル教科書を効果的に活用するとともに、小学校低学年では端末に慣れてもらうことを優先する中、自分専用のパスワードを入力して画面を起動させることから始まり、タッチペンを使った手書き入力や平仮名入力のほか、ローマ字を習う前にもかかわらず、既にローマ字入力に挑戦している姿も見受けられております。

高学年になると、利用可能な様々なアプリを使用して、自分の意見や感想を入力したり、ふだんの授業では発言できなかった子ども達も含め、友達同士の考えを知ることにより意見を共有できるとともに、4人1組のグループをつくり、グループ内で直接教え合うことや分からないことを聞き合ったりと、学び合える協働学習に取り組む姿も多く見られ、通常の対面授業とうまく組み合わせながら、端末を授業の道具として効果的に活用する様子が見受けられる状況であります。

また、中学校では授業での活用のほか、校長講話や生徒会活動、放課後学習などでも活用しており、今後、中学校での先進的な活用についてのノウハウについて、小学校へと引き継ぐことにより、全体的なレベルアップを図っていきたいと考えております。

今後の家庭学習への活用に向けましては、昨年度から各家庭におけるインターネット環境について定期的に調査するとともに、最近では小中学校の保護者を対象に、ふだん子ども達が授業等

で使っている端末を親子で体験してもらうことで、その機能や教育効果の理解を深めてもらう試みとしてGIGAスクール親子体験教室を開催しているほか、家庭における端末を利用する際のルールづくりを検討するなど、着々と準備を進めているところであります。

また、中学校においては、受験を控えた3年生から先行して、試験的に家庭への持ち帰りを行っており、3学期からの本格的な家庭学習の活用に向け、保護者の理解を深めながら準備を進めております。

来年度以降につきましては、小学校高学年から段階的に活用できるよう研究を進めているところであります。

GIGAスクール構想推進事業につきましては、先ほども申し上げましたとおり、端末はあくまでも道具の一つとして捉えており、基本的には対面授業を主体とした上で、ICT機器を効果的に活用した授業に取り組んでいきたいと考えているところであります。これまでのような対面による一斉学習のほか、デジタル教材などを活用した個別学習、少人数でのグループによる協働学習を組み合わせた学習を展開していくことが、これからの標準的な授業スタイルになっていくものと考えております。

今後につきましても、GIGAスクール構想の実現を目指し、1人1台端末を効果的に活用するため、従来の教育実践にICT教育を組み合わせたハイブリッド型教育を推進し、学習活動の一層の充実を図るとともに、主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善を図ってまいります。

続きまして、口、坂城高校への振興補助金についてお答えいたします。

坂城高校では、平成25年度から学校設定科目「産業社会と人間」を県内普通高校で初めて導入し、これまで課題等を検証する中で、キャリア教育中心の科目「坂城学」として定着している状況であります。

内容といたしましては、1年生は、生徒の職業観を醸成することを目標とした町内企業見学会及び発表会、2年生は、町内を含めた近隣市町の事業所等でのインターンシップ及び報告会を行っており、これらは、ものづくりの町坂城にある高校ならではの取り組みであり、地域の特性を理解した、地域社会に貢献できる自立した社会人の育成を推進する事業であると考えているところであります。

そのほかにも生徒会やクラブ、生徒有志などによる地域貢献活動として、コロナ禍前には千曲川クリーンキャンペーンや子どもフェスティバル、坂城どんどんなどへの参加に加え、校外清掃活動やボランティア活動等、地域と密着した活動に積極的に取り組んでおり、これらの活動に対して補助金を交付しているものであります。

また、先ほどの祢津議員さんへの答弁や町長の招集挨拶でも申し上げましたとおり、坂城高校では、1人1台端末やAI活用型学習アプリなどのデジタル学習教材を用いて「個別最適な学

び」「地域連携型探究活動」に取り組んでおり、そうした取り組みが生徒の学力向上に加え、探究力や主体性の向上等につながったことが評価され、去る10月10日、デジタル庁が優れたデジタル化の取り組みを表彰するデジタル社会推進賞の最優秀賞、プラチナ賞を受賞いたしました。

地元高校の受賞を誇りに感じますとともに、同校で行われているキャリア教育のインターンシップの一環として、生徒の皆さんが小学校に来校され、キーボード入力などのパソコンの基本的な使い方について、児童に教えていただく取り組みも行われていることから、小中学校におけるGIGAスクール構想推進事業との連携にも期待しているところであります。

今後につきましては、現時点での補助金額の変更は考えておりませんが、坂城高校のキャリア教育推進のための交流事業やGIGAスクール・DX（デジタルトランスフォーメーション）関連事業などに対し、地域に根差した高校として、引き続き応援してまいりたいと考えております。

8番（栗田君） いろいろお聞きしましたがけれど、私、前に坂城高校の発展を願う懇話会っていう会がありまして、そこに1回呼ばれただけで、その後どうなったのか、よく分からなくなってしまったんですけども。坂城高校が今回、デジタル庁から最高賞であるプラチナ賞を受けたという、これが坂城高校のさらなる発展の起爆剤になればいいなど。そして坂城高校と企業、特に町内企業を頭に置いているわけですけども、そことの連携が密接になって、坂城高校に来ればITリテラシーについてはもう申し分ないというような評価を受けれるところまでいけばいいというふうに思いますので、できればその15万円という額も増額してはどうかというふうに思います。

ふるさと納税と教育、デジタルトランスフォーメーションの話をしたわけですけど、地方自治体というものの職員の皆様は粛々と行政に向かってやっておられて、どこかと競争してお金を、どこか別のところに払われるべき税金を持ってきちゃうということに、そんなに力はいれなくていいんじゃないかと。議会のほうも、もっともうけろとか言ってそういう話が出るかと思えますけれども、そういう話はまあまあと抑制的に聞いて、そんなの町の仕事じゃないわいぐらいのことでやっていただければよろしいかと思えます。

これで一般質問を終わります。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 4時00分）

1 2 月 1 0 日 本 会 議 再 開 (第 4 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|----------|-------|----------|
| 1 番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8 番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 〃 | 大森 茂彦 君 | 9 〃 | 朝倉 国勝 君 |
| 3 〃 | 山城 峻一 君 | 10 〃 | 滝沢 幸映 君 |
| 4 〃 | 祢津 明子 君 | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中島 新一 君 | 12 〃 | 西沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉川 清史 君 | 14 〃 | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹内 優子 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴海 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 義務教育における保護者負担の軽減をほか | 大 森 茂 彦 議員 |
| (2) 水道事業についてほか | 西 沢 悦 子 議員 |
| (3) 子宮頸がんワクチンについてほか | 中 嶋 登 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 初めに、2番 大森茂彦君の質問を許します。

2番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

1、義務教育における保護者負担の軽減を。

子どもの貧困は、一人一人の子どもの成長の可能性を阻むだけでなく、貧困が次の世代に引き継がれる危険をつくり出しているという点でも日本の未来にとって重大な問題であります。

親などが貧困の状態にある家庭で育つ18歳未満の子の割合を示す日本の子どもの貧困率は13.5%、約7人に1人の子どもが貧困ライン。この貧困ラインというのは、その国の平均的所得の半分以下の所得しかない家庭の子どもの割合を示しております。この割合を下回っている状態であります。

中でも深刻なのが、ひとり親世帯です。貧困率は48.1%、ひとり親家庭の半数の子ども達が貧困状態にあることを示しています。主要国の36か国中24位と最悪の水準であります。

母子世帯の82.7%が生活が苦しいと答えております。貯蓄がないと回答した母子世帯では37.6%、全世帯平均14.9%の2倍であります。

昨年から続くコロナ感染の広がりの中で、多くのパート、非正規で働く人達の職が奪われ、子どもの学校休校、休園等で働きに出られなくなった女性達もいます。そういう中でひとり親家庭は、さらに困窮に陥っております。

コロナ禍で子どもの貧困問題が深刻度を増す中、教育にかかる費用が家計を圧迫しています。その中で見えにくいのが保護者負担となる隠れ教育費と言われる保護者負担費用であります。

そこでお尋ねをいたします。

イ、現状は。

小学校6年間に保護者が負担する費用、入学時に用意するものから始まって卒業するまで、卒業アルバムや、あるいは修学旅行の費用、給食費や学級費、あるいはPTAの会費等、これらについてどれだけの費用が必要になるでしょうか。また、同じように、中学ではどのくらいの費用がかかるか、答弁を求めます。

次に、学級費、これはそれぞれどのくらい徴収しているのか。また、その使い道はどのようなのか。

次に、保護者負担と公費で賄うべき教材の区分はどのようになっているでしょうか。ご答弁を求めます。

ロ、学校給食費は無償化に。

昨年春、新型コロナ感染が拡大している中、当時の安倍首相は、突然、全国一斉休校を強行しました。そのため学校給食の提供も止まりました。給食費に充てられていた就学援助費の昼食費として支給する自治体がいくつかありましたが、当町坂城町では、どのような対応をされたのでしょうか、答弁を求めます。

次に、9月議会の一般質問で学校給食の無償化について質問をいたしました。

学校給食法11条で、施設、設備に要する経費、運営に要する経費以外では、保護者負担とする。そして、平成29年より口座振替手数料を町負担にし、消費税率改定、食品単価の値上げ、これらにも給食費が据置いてきたと、このように頑張ってきたという答弁がありました。

この点については、大変ご努力されていることは非常に評価するところであります。同時に、学校給食は、教育の具現化である。このことの私と町とで認識が一致しております。義務教育が無償とうたっている憲法の大原則にのっとり、学校給食費は無償化であるべきであります。当面、一部軽減に踏み出してはどうでしょうか。

以上で1回目の質問といたします。

教育文化課長（堀内君） 1、義務教育における保護者負担の軽減をについて、順次お答えいたします。

初めに、イ、現状はについてお答えいたします。

保護者が負担する学校費用といたしましては、学級費や給食費、運動着、給食費等の学校の指定により購入する物品費用、実験キット等の個人持ち教材費用、旅行業者に支払う就学旅行費用等がございます。

小学校6年間に負担する学校費用は、およそ50万円から60万円、中学校3年間では、およそ50万円となっております。

その中の学級費についてであります。学校により徴収金額が月や学年で異なっております。平均しますと、小学校で年額およそ1万2千円から1万7千円、中学校で年額およそ2万7千円でございます。

学級費の使い道についてであります。小学校ではドリルや教科の単元テスト、図画工作や家庭科実習の材料代、理科実験キット、特別活動や総合的な学習で個人使用する物品等であります。

中学校では、学力テストやプリントのファイル代、美術や技術、家庭科の材料費、特別活動や総合的な学習で個人使用する物品等であります。

続きまして、保護者負担と公費で賄うべき教材の区分はということでございますが、はっきりと法律等で規定されてはおりません。

しかし、県教育委員会で定める学校徴収金の基本的な考え方についてを参考に、学校の管理運営及び教育活動に関する経費で、町の学校共通の維持に必要な経費は公費負担とし、授業等で作成した成果物や授業等に用いる購入品が個人に帰属する場合等、その直接的利益が児童生徒に還元されるものに関する経費は、個人に負担を求めるようにしております。

そして、集金にあたっては、保護者への説明を十分に行う、必要最小限の額にするよう努める、適切な方法で管理するなどのことを原則としております。

保護者負担の軽減等に努めている例といたしましては、キャンプで使用する飯ごうの共用化、人権教育の副読本「あけぼの」の学級間での共用化、町の副読本「ふるさと坂城」の無償配布や職員会や職員連絡の資料のデジタル化により、軽減されたプリント印刷コスト分を保護者負担で購入していた教材購入に充てるなどがあります。

今後も引き続き、学校費用が保護者の経済負担につながることを認識し、学用品等の再利用やGIGAスクール構想による1人1台端末によって、ドリルや小テストの購入を削減していくことも検討し、デジタル化による経費削減等を一層図ってまいりたいと考えております。

続きまして、ロ、学校給食費は無償化に、についてお答えいたします。

まず、昨年春、コロナ感染が拡大時に全国一斉休校中、給食の提供が止まったが、給食費に充てられた就学援助費を昼食費として就学援助支給すべきだったと思うがと。どう考えるかにつきましてお答えいたします。

令和2年度、新年度が始まってすぐの4月10日から途中延長を経て、5月24日までの約2か月間、町内小中学校における一斉臨時休業が行われました。この間の学校給食の提供も止まったわけですが、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的影響を受けている保護者の皆さんに対する支援として、通常就学援助費の支給対象者に対し特別支援費として3万円の上乗せ支給を行ったほか、一斉臨時休業となった4月、5月分の学校給食費については減額するのではなく、1人当たり1万円の昼食支援も併せて行ったところでございます。

続きまして、学校給食費の一部軽減ができないかについてお答えいたします。

学校給食は、適切な栄養の摂取により、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、日々の食事を通じて地域の伝統的な食文化や、食に関わる人々への感謝、食料の生産、流通、消費などを学ぶことができる生きた教材でございます。

食育・学校給食センターでは、小中学生の成長期という大切な時期に、適切な栄養を摂取し、健康の保持、増進を図るため、栄養バランスのとれた安全安心な給食を提供しております。

学校給食費につきましては、学校給食法で規定されており、学校給食の実施に必要な施設設備費、修繕費、学校給食に従事する職員の人件費については設置者の負担とし、それ以外の経費は保護者負担とされているところでもあります。

町では、安全安心な食材を用いてバランスのとれた多様な献立による給食を提供するために必要な食材費として、保護者に1食当たり小学生280円、中学生は325円を負担していただいております。

町といたしましては、保護者に対する負担軽減としましては、平成29年度から給食費の口座振替手数料を町負担とし、負担軽減を図ってきたところです。

また、平成26年度に、それまで5年間据え置いた給食費を改定いたしました。その後、令和元年10月に消費税率の引上げの際も、それ以降も給食費を改定せず、8年間同じ金額で提供しております。

消費税率の引上げ後は、食料品は軽減税率の対象になっておりますが、食品自体の単価や輸送費などの経費は値上がりし、給食費の値上げを行わないよう献立を工夫しながら給食運営に努めてまいったところでもあります。

昨年からは、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、厳しい経済、社会情勢となりましたので、食材費の高騰などによる厳しい状況ではありましたが、給食費の値上げを行わず、使用する食材の比較検討、献立の工夫などを行いながら、現行の給食費での提供に努めております。

現在は、新型コロナウイルスの感染が落ち着き、少しずつ経済活動が再開してきたところではありますが、原油価格の高騰により、燃料費、光熱費の値上げに加えて、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株であるオミクロン株が出現するなど、先行き不透明な状況になってまいりました。

この12月からは大手食品メーカーの冷凍食品や小麦粉、調味料などの値上がりが始まり、給食に必要な主食の単価、牛乳等の値上げも予想されるため、来年度の給食費につきましては、現行単価での提供は厳しい状況となっており、食育・学校給食センター運営委員会におきましても、値上げも含めた検討が必要な状況について説明いたしましたところでもあります。

しかし、町といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響が続く先行きが不透明なこの時期に、給食費の値上げをすることは極力避け、安全安心な給食が提供できるよう何か対応することができないか、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えているところです。

成長期にある児童生徒の健康や心と体の成長を支えるための学校給食は、望ましい食習慣と食に関する正しい知識などを学ぶための重要な教材でありますので、今後も地場産品や地域の郷土料理、行事食などの提供を通じて、地域の文化や伝統への理解と関心も高めることができるよう、

併せて努めてまいりたいと考えております。

2番（大森君） ただいま担当課長より答弁をいただきました。

最初に質問いたしました小学校6年間の保護者負担は一体どのぐらいかという6年間で50万から60万、そして、学級費は年間で、それぞれ学校によって違うということで1万2千円から1万7千円ということで、これ本当に義務教育は無償化と言えるのでしょうか。6年間で50万円を使うということは、相当な金額だと思うんですね。日常生活をしながら、そこから捻出してくるということは、非常に大変な額だというふうに思います。

この点から見ても憲法で定めている義務教育は無償であると、このことをきちんと据えて取り組んでいていただきたいと思うわけです。

それで、学級費の使い道等についてでございますけれども、このどう使うかといいますか、学校教育の負担するのをどう考えるかということだと思えますよね。私も子育てして、学校からこの費用がかかると言われれば、そうかそうかと何も考えず無意識でこれまで出してきました。しかし、これだけコロナ禍で貧困の世帯がこう増えてきているということの中では、そうもほいほいというふうにはいかないと思います。

これの教育費の負担についての考え方として2つあります。1つは、受益者負担主義に立つのか、設置者負担主義に立つのかと、この点だと思うんです。

当然、受益者負担主義に立てば、いろんな教材については、これもこれも保護者負担にしましょうということになります。その中でも、これは設置者のほうで準備すべきだということも中にはありますけれども、基本的には受益者に負担をさせるという立場で教育が進められると。

もう一方の設置者負担主義であれば、やはりこの中でも当然、受益者負担分も出ますけれども、基本的には共通して、あるいは毎年学年によっていろんな備品を使うわけですね、例えばそろばんとか、あるいは楽器なんかもね。そういうものについては、個人負担ではなく、設置者の負担主義で学校の設備と備品として用意するということが必要になると思います。

あるいは、テストをやるから、このコピー用紙、この用紙について、それぞれの個人に渡すから、自己負担にする、保護者負担にするというふうになるおそれもありますが、これの学級通信のクラス便りなどのこの紙代というのは、どちらが負担しているのでしょうか。あるいは、1年生のアサガオセットの教材がありますが、これは保護者負担で行われているのか、公費負担で行われているのか。

そしてまた、消耗品については、どのように負担、分担をしているのか。この辺についてご答弁を求めます。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、アサガオのセットにつきましては、基本的には個人負担ということになりますので、保護者に負担をいただいておりますが、こちらにつきましても種ですとか、そういったものにつき

ましては、高学年のほうで栽培したものについて、それを翌年の低学年のほうに移すというように形で、少しでも負担が減るような形でということで取り組んでおります。

あと学級便り等の印刷に係る紙代でございますが、こちら学校全体で共通経費として公費負担のほうでお支払いをしている状況でございます。

2番（大森君） もう一つ、答弁漏れなんですけど、例えば、楽器だとかそろばんだとか、こういう点について耐久性のあるもの、あるいは、それぞれの家庭で2台も3台も兄弟がいれば、個人で購入しないでいいというようなこともありますけれども、やっぱりそういう備品について、これはそういう耐久性のある備品については、どのように負担割合になっているのでしょうか。

教育文化課長（堀内君） 備品に関して落としてしましまして申し訳ございませんでした。

そろばん等の教材につきましては、以前、私ども子どものころとかは1人1台というか、家庭で1台ということで負担をしていた状況もありましたが、現在につきましては、そろばんでは学校に備品として置いてありまして、ただし、家にそろばんがある方は、それを持ってきていただくと。ない方に対して、新たな負担を求めないという形でやらせていただいております。

失礼しました。楽器につきましては、ピアノカ、そういったものについては、ピアノカや笛、リコーダーにつきましては、個人で口にするといったこともありますので、現在のところ個人負担をいただいております。

2番（大森君） 楽器などは、口につけてやるということもあたりしますけれども、コロナ禍という中で当然その辺はちょっと気をつけなきゃいけないということで、今の時点ではやむを得ないかなというふうには思います。

次に、学校給食費の無償化の点ですけれども、消費税上がって8%という負担もあるということやら、いろんな振込手数料だとか、そういう軽減は図ってこられたというご努力は非常に認めますけれども、やはり食育は体育や知育の基本的なものであると。それを支えるには、やっぱり食育がきちっとしていないければいけないということで、何よりも先に勝るものであるという点からみれば、やはりこれはもう当然、公費負担、無償化にしていくということに必然的になってくるということでもあります。

憲法に、一定の下位の法律で、そういう負担を求めてきているということについても、やっぱりこの点については大きな問題であります。やはり憲法に基づいた教育費の無償化をぜひ進めていっていただきたいと。

先ほども最初に申しましたが、とりあえず半額でも一歩進めたらどうかということなんですけど、その点について教育長、どのようなお考えでしょうか。

教育長（清水君） 給食費につきましては、先ほど課長からの答弁でもありましたように、今後も様々な努力を積み重ねてまいりたいと思っております。

それから、先ほどの徴収金に関わってでありますけれども、そこでも教育費としていろいろ関

わってはいけるわけでありましたが、学校のデジタル化も始まりまして、例えば、先ほどの答弁に追加してお話を申し上げますと、職員会資料のペーパーレス化、それから、職員連絡も今シーフォースやグーグルクラスルームを活用して、できる範囲でペーパーレス化なんかを進めております。

それによって軽減された印刷コスト分の公費予算を保護者負担で購入していた教材費購入に充てているというふうな努力も今現在しておりますので、今後またそういうふうなデジタル化によって、いろいろな教材費についても、そこに内蔵されている、そこに入っているアプリなんかを利用して軽減できるのではないかなというようなことで、これについてもまた今後、校長会や教頭会等で、どんなことができるのかというようなものを検討しまして、保護者の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

2番（大森君） ただいま教育長よりいろいろと事務的な印刷については、軽減に図ってきているというお話であります。一つは先ほど申しました学校教育費の負担についての考え方、やはり受益者負担主義になるのか、設置者負担主義になるのかという大きく分けてこの2つの対立した関係があります。

ほとんどの自治体では、前者の受益者負担というのが主な考え方になっています。ワークやドリルなどの個人的に処理するものは、授業で使うものであっても保護者負担とするということになります。

逆に、設置者負担に基づいた負担区分を設定し、自治体の努力で保護者負担を減らしている自治体もあります。

福岡県の古賀市では、保護者費用負担軽減と物を大切にすることを目的として、様々な保護者費用負担軽減事業が実施されております。

例えば、標準服のリユース事業、不要になった標準服を預かり、必要な人に譲り渡す。あるいは、机の中に入れる引き出しについてもリユースする。あるいは、小学校1年生が使う算数セットの一部なども公費で負担をしております。

また、滋賀県高島市では、市長と教育委員会で構成する総合教育会議で、高島市立中学校における保護者の経済的な負担軽減の取り組みについてが話し合われております。そこで、ワークやドリルなど教育委員会が作成し、そのデータを各学校で共有するということが行われております。町でもこれを機に、全体を見直してほしいと思います。

次に、気候危機を打開するために町の対策は、について質問いたします。

国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、世界の気温上昇を産業革命前と比べて1.5度に抑える努力を追求すると明記しました。

二酸化炭素CO₂を大量に出す石炭火力発電については、表現が当初の案の「段階的廃止」から後退したものの「段階的削減」と変わりました。

2015年に採択された地域温暖化対策のパリ協定は、世界の気温上昇を2度より十分低く抑えることを掲げて1.5度以内に抑制することを努力目標としています。1.5度目標達成のためには、30年までに温室効果ガスの排出を半減し、50年までに実質ゼロにする必要があります。

グラスゴー気候合意は、今後10年間で決定的だとし、各国に加速した行動を求めています。残された時間は、極めて限られています。

日本では、エネルギー消費を4割減らし、再生可能エネルギーで電力の50%を賄えば、30年度までにCO₂を2010年度比で50から60%の削減ができると言われております。

50年に向けてガス火力なども再生可能エネルギーに置き換えれば、実質ゼロは可能だと言われております。

そこでお尋ねしますが、CO₂排出ゼロ宣言をスマートタウンさかきの取り組みとして、CO₂削減に公共施設に太陽光発電設備の努力をされておられます。また、町民が住宅用太陽光発電システム設置に助成を行っております。

太陽光発電システム設置補助金は、これまで何件あり、また、その総発電量はどのくらいになっているのでしょうか。

次に、町のCO₂削減目標と計画を策定できないでしょうか。1つは、町自らの脱炭素化に向けて、公共施設や公共事業、自治体業務でどれだけのCO₂の削減ができるのか。こういう目標と計画を作成できないでしょうか。

町民に対しても、この目標と計画に協力してもらおうと、こういう取り組みを推進してほしいと思いますが、この辺についてどうお考えでしょうか。

2つ目には、町内企業と町と独自の協定を締結していく、こういうことを呼びかけていってはどうかと考えます。

以上で、気候危機を打開するための町の対策案について1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま大森議員さんから2番目の質問としまして、気候危機を打開するための町の施策は、（イ）で「CO₂排出ゼロ宣言」というご質問がありました。私からは全般的なことをお答え申し上げまして、詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

なお、あらかじめ通告でいただいた質問の最後に、2050年CO₂排出は実質ゼロ宣言ができないのかという質問が抜けておりましたけれども、それも併せてお答えしたいと思っております。

近年、猛暑や熱中症による搬送、死亡例の増加のほか、数十年に一度と言われる台風、豪雨が毎年のように発生し、深刻な被害をもたらしております。

こうした地球温暖化に伴う異常気象の頻発に対し、長野県をはじめとする全国の複数の自治体や衆参両議院においても、気候非常事態宣言が行われております。

世界においては、2015年にフランスのパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締結国会議COP21において合意されたパリ協定で、世界の平均気温上昇の幅を2度未満とする長期目標が国際的に広く共有され、また、国連の気候変動に関する政府間パネルIPCCの特別報告書において、気温上昇を1.5度に抑えるためには2050年までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要であると報告され、全世界において2050年ゼロカーボンを目指す動きが高まっております。

国においては、今年の5月に成立しました改正地球温暖化対策推進法の理念において、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会の実現としております。

また、当町では、早い段階からスマートタウン構想事業の取り組みの中で、各分野において再生可能エネルギーの導入などを進め、ごみの排出抑制や緑化の推進などの取り組みを含め、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を進めてきたところであります。

また、昨年度策定しました第6次長期総合計画において、まちづくりの共通テーマの一つとしてSDGsの達成を位置づけ、その目標である豊かな自然環境を目指し、脱炭素社会の実現に向け取り組むとしております。

そのためには、個人や家庭のほか、自治体や民間企業、NPOなど、あらゆる組織が官民の枠を越え、連携して取り組むことが重要であると考えております。

町といたしましては、これまでも行ってまいりました省エネルギーや再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みをはじめ、ごみの減量化、再資源化などの推進、環境教育、植樹や育樹をはじめとする自然環境の保全など幅広い観点で取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、様々なテーマに、長野地域の9市町村で連携して取り組む長野地域連携中枢都市圏構想においても、バイオマス利活用や脱炭素化推進などの事業が位置づけられ、圏域としましても2050年までのゼロカーボンに向けた意識の高まりがございます。

このような状況におきまして、今年の2月ですけれども、長野地域連携推進協議会の中で私から構成市町村の首長に対して長野圏域で2050ゼロカーボンを目指す包括的な宣言を行うことを提案いたしました。

この宣言につきましては、前任の加藤市長もこれはぜひやりましょうということでありました。また、新市長の荻原さんに引き継がれるかどうかと思っておりましたけれども、今朝の信濃毎日新聞に出ておりましたように、事務局となる長野市において宣言についての検討がされておりました、年度内に宣言を出そうということになっております。

今後、町といたしましては、スマートタウン構想の推進をはじめ、ごみの減量化、再資源化、3Rの推進、環境教育、自然環境の保全、エシカル消費の推進など幅広い視点でSDGsの達成、

2050ゼロカーボンに向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

企画政策課長（大井君） 気候危機を打開するために町の対策は、のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、町では住宅用のスマートエネルギー設備として、太陽光発電や蓄電池、HEMSといった設備の導入に対する補助を行い、各家庭における自立分散型のエネルギーサイクルを実現するゼロエネルギーシステムの構築などを目指して支援を行っております。

ご質問の家庭住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助の交付実績でございますが、制度を開始した平成22年度から令和2年度までの合計補助件数は431件で、設置された設備の総発電容量は2,118キロワットとなります。これは、年間で約190万キロワットアワーが発電され、CO₂の削減効果で言うと年間約600トンが削減できる能力となります。

町といたしましては、これまでも推進してきたスマートタウン構想の実現及び長期総合計画の共通テーマの一つに位置づけるSDGsの達成、町が既に賛同をしている2050ゼロカーボンの達成のため今後も太陽光発電設備の導入を支援してまいりたいと考えております。

次に、CO₂の削減目標と計画につきましては、町では長野県が一昨年12月に行った気候非常事態宣言や2050年に県内での二酸化炭素排出量を実質ゼロにする決意表明に対し賛同しております。

その目標達成に向け、長期総合計画の前期基本計画において、森林整備面積や緑化推進グループなどの増加によるCO₂吸収量の増加に向けた計画や太陽光発電容量を増やし、家庭系可燃ごみの排出量を減少させ、CO₂削減に向けた指標、目標値を定めているところでございます。

また、CO₂削減の具体的な計画につきましては、国による個別具体的なCO₂削減計画が定められ、全国の市町村におけるCO₂削減の指針といったものが示されないと各市町村独自に数値目標を設定することは困難なものと考えております。

一方、町民の皆様にご協力してもらった取り組みは、CO₂排出実質ゼロという目標の達成に向けて個人や家庭、民間企業などあらゆる組織が連携して取り組むことが重要であると考えております。

町内では、既にごみの減量化や緑化の推進、省エネ行動や再生エネルギーの推進など、町民の皆様におかれましても日常生活の中でできることから取り組んでいただいております。

今後は、町民の皆様などが日々の生活の中で行える省エネやエコ活動の取り組みなどについて啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、町内企業との独自の協定につきましては、町内企業はそれぞれ独自の技術とアプローチで取り組みを進められており、今年10月に開催された、さかきモノづくり展では、各企業におけるCO₂排出削減などすばらしい取り組みが紹介されました。

さらにモノづくり展のクロージングセレモニーでは、テクノセンターと商工会、テクノハート

が2050年ゼロカーボンの実現、2030年SDGs達成のため「環境にやさしいモノづくり共同メッセージ」が発出されました。

町といたしましては、町内企業や関係機関の皆様と意識を共有し、こうした機運の高まりや独自の取り組みを推進しつつ、町全体のCO₂削減に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

2番（大森君） それぞれ町長、また企画政策課長からのご答弁をいただきました。

補助金の件数では、431件ということで、これらにおいてCO₂の削減では年間600トンの一応数字的にはそういう能力になるということで、順々に実施しているというふうに評価できるところだというふうに思います。

また、町が目標と計画をつくっていくという点では、やっぱり国がそれなりの数値的なものを、数式などを提示しておかなければいけないという、これは本当に国のほうから急いでそれは準備していただく必要があるというふうに思います。

もう一つ大事な点として、町長からの答弁で、年内に宣言を出すというふうなお話をいただきました。これはどんなふうに、例えば、それぞれの自治体の名前で出すのか、それとも長野圏域という一括で、そこへ賛同している自治体が名前を連ねるのか。その辺はどうですかね。私はそれぞれの自治体が、一緒に公表するにしても、単独で宣言を出すということにしたほうがいいのかと思うんですが、その辺はどんなような話になっているんでしょうか。

企画政策課長（大井君） 再質問にお答えをいたします。

共同宣言につきましては、先ほど町長からもご答弁申し上げましたけれども、事務局である長野市において現在検討がなされておまして、宣言の内容ですとか宣言の仕方についても協議をされているところでありますので、今後、決定してまいるということになるかと思えます。

2番（大森君） まだ、一括といいますか、同じ文章でこの長野圏域に参加している自治体がそれに賛同するという形なのか。それとも、それぞれの自治体が、それぞれの取り組み以外にもいろいろと違いますよね。だから、それについての、それぞれの自治体が自分達の文言を用いて宣言をするのか。それを長野圏域の中で同時にそういうことで発表しようとなっているのか。文言は同じにしてやりましようとなっているのか、その辺についてはまだ決まっていないんでしょうか。お願いします。

企画政策課長（大井君） ご質問にご答弁いたします。

それぞれ共通の文言で共同宣言を出すか、今想定しているところでは、多分そういうことになろうかと想定はしておりますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、そういった内容についても、今事務局の長野市のほうで検討されているというところでございます。

2番（大森君） 長野市の動きというか、考え方もあると思いますが、ぜひ個々でそれぞれの自治体のこれらの取り組みについてもそれぞれ違うわけですから、度合いも違うわけですから、やっぱ

りそのところを長野市さんにもきちっとお話いただいて、宣言は同時に発表しましょうと。文
言は、それぞれの自治体が検討したらどうかというふうに私は思います。

そういういずれにしても町も参加して、その宣言が行われるということになるそうですけど
も、だから、この宣言を行って、そこへ町内企業が町の宣言について賛同するというので、最
初に提案しました町内企業と町との独自の協定締結ということはあるんですが、町の宣言に賛同
するというので町の内企業の皆さんのご協力をいただくということへの呼びかけはいかがでし
ょうか。

企画政策課長（大井君） ご質問にお答えします。

まず、先ほど来、ご答弁申し上げています共同宣言について、これから長野市からも坂城町に
協議があると思いますので、そういった中で定めてまいります。

その後、町内企業につきましては、テクノハート、テクノセンター、商工会等とも協議をする
中で、どういった形で進めていくかは協議させていただきたいと思います。

2番（大森君） それでも年度内に宣言が発せられるということですので期待したいというふうに
思います。

時間も迫ってまいりましたので、次に条例に基づいた職員体制をとということで質問いたします。

平成の大合併が政府主導で強引に押しつけられてきました。坂城町はどことも合併することな
く自律のまちを選択いたしました。自律のまちを推進するにあたって、坂城町行財政改革推進計
画自律のまちづくりへの道しるべ、これを作成して、平成15年から平成20年の目標として実
施してきました。この実施期間中の職員数は、退職した職員の人数を補充しないということで自
然減で職員を減らしてきました。年齢構成がその分いびつになり、社会人枠での採用も実施され
てきました。また、この間、組織の改変や廃止された事業も若干ありますが、主には当時の状況
が続いております。

イといたしまして、正職員の増員を。

条例定数は166人となっております。現在の正職員の人数は何人でしょうか。また、今年度
の会計年度任用職員数はフルタイムとパートの採用人数が何人でしょうか。また、将来的には正
職員を何人まで増やすのか、この点についてお尋ねいたします。

総務課長（臼井君） 職員体制に関わるご質問にお答えをいたします。

職員の採用につきましては、毎年、今後の退職予定の職員の状況などを考慮して、年度当初に
採用計画を立てる中で進めているところであります。

初めに、現在の正職員数であります。一般行政職が95名、土木技師が5名、保健師が8名、
栄養士が2名、保育士が23名の計133名であり、男女別で申し上げますと、男性72名、女
性61名という状況でございます。

なお、当町の職員定数条例における職員定数につきましては、166人とされているところで

あり、現状の職員数の差異がある状況であります。これは多くの自治体に共通する状況でありまして、総務省からも条例上の定数につきましては、職員数の限度を示しているものであって、実人数が定数に達していなくても差し支えないものといった見解が示されているところでございます。

続きまして、本年度の会計年度任用職員についてのご質問ですが、会計年度任用職員の制度につきましては、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営推進と地方公務員の臨時・非常勤職員の適性を確保することを目的として、地方公務員法及び地方自治法が一部改正され、令和2年度から制度が開始されたところであります。

現在の会計年度任用職員の数につきましては、フルタイムの職員が役場庁舎のほか、保健センターなどの出先機関、小中学校、図書館、保育園、子育て支援センターなどで24名、パートタイム職員につきましては、役場庁舎のほか、保健センター、教育委員会事務局、教育委員会出先機関、小中学校、児童館、保育園、子育て支援センターといった部署で153名を任用しております。

町の業務の中には、臨時的なものや季節的に閑繁のある業務なども多くあり、正規職員のみで全ての業務を行っていくことは限界がありますことから、そうした部分につきましては、必要な範囲において会計年度任用職員をお願いしているところでございます。

次に、将来的に正規職員数を何人まで充足するのかのご質問であります。個性ある自律のまちづくりに向けて最大限の自助努力を重ねる自律の町を目指すため、平成17年に策定した坂城町行財政改革推進計画集中改革プランと申し上げておりますけれども、そちらにおきまして目標職員数を142名としてきたところであります。

集中改革プランにつきましては、計画期間が5年間であり、既に目標年次は経過しておりますが、住民サービスの向上を図りながら、財政の健全化、行政の効率化といった部分も加味した上で、必要な職員数について142名に設定されたものであり、現状におきまして、その人数を下回る職員数で推移している現状の中では142名を当面の職員数の目安と捉えているところでございます。

また、これまでも目標職員数を基本に定数管理を行ってきたところであり、冒頭でも申し上げましたとおり、毎年度の退職者の状況も勘案する中で、新規採用に係る人数や職種に関し、採用計画を立て、職員採用を行っているところであります。

今年度につきましては、これまで2回の採用試験を実施し、職種としましては、社会人経験のある者も含め、行政職と土木技術職、保育士の募集を行ったところであり、来月にも3回目の採用試験を予定する中で、目標職員数を目安として、より有能な職員の採用に努めているところであります。

今後につきましても、質の高い住民サービスの提供と将来につながる行財政運営に配慮する中

で計画的な職員採用を進めてまいりたいと考えているところでございます。

2番（大森君） 総務課長より答弁をいただきました。

条例では166人、当面142名を目標としていくということなのですが、24人、これだけ人数的には少ないということです。人口も若干減ってきているということもあるかもしれませんが、やはり心配なのが、やはり残業が非常に多くなっているんじゃないかということや、職員の健康について本当に大丈夫なのかということが心配されます。残業で過労死ぎりぎりの勤務になっていないのか。それについての心配がされるわけですが、こういう点についても配慮し、やはり職員の定数に近づけるという努力を求めまして私の本日の一般質問を終わりたいと思います。

議長（小宮山君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時58分～再開 午前11時08分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、12番 西沢悦子さんの質問を許します。

12番（西沢さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

最初に、1として水道事業についてです。

先月11月18日の信濃毎日新聞の1面トップに、「県企業局と長野・上田・千曲市・坂城町水道事業統合の方針」との記事が掲載されました。実は、その前日、上田長野地域水道事業広域化に関するシンポジウムが長野市で開かれ、総務産業常任委員会の仲間とともに参加をいたしました。広域化を進めなければ、この水道事業は存続できないという危機感を強く訴える内容でした。いきなりここまで進んでいたのかという思いが沸き上がりました。

町長は、今年6月の第2回議会定例会の招集挨拶で、厚労省より上田長野地域をモデル地区とした水道施設最適配置計画の検討業務報告が公表され、県企業局、上田・長野・千曲市・坂城町で将来の上水道事業の研究、検討を進めることになることと述べ、また、9月の第3回定例会の招集挨拶では、県営水道の給水事業エリアである坂城・上田・千曲・長野の3市1町で7月12日に県知事宛て水道事業の広域化に係る要望書の提出を行った。今後は、水道施設の最適な配置も含めて、地域にふさわしい水道事業の在り方について検討してまいりますと報告をされました。

また、さらに今定例会の招集挨拶では、上田長野地域水道事業広域化研究会の検討経過の報告がなされ、その経過報告では水道事業の基盤強化のための広域化を視野に事業統合も含めてさらに検討を進めるといった方向性が示されたと述べました。

長野県議会の一般質問の中でも、県は県内の公営水道事業について、人口減少や施設の老朽化などにより、多くの事業者が水道料金を大きく値上げしない限り、赤字と資金不足が発生する見通しで、広域連携など経営の効率化が不可欠と答弁しています。

今年5月に厚労省から水道施設最適配置計画の検討業務報告が公表されてから、異例の早さで検討が進められていると感じています。

坂城町は、ほぼ100%県営水道から給水を受けていて、町が水道事業を行ってはいませんが、今までの状況とは大きく変わるわけで、また、新聞報道では、年内に議会や住民に説明を始め、理解を得た上で最終決定をするとのことですが、ここに至るまでに丁寧な説明が欲しかったと思いました。

当町の上水道は、昭和34年に給水が開始され、昭和40年に県営水道に移管されました。平成15年の県企業局事業の民営化計画が策定される中で、水道事業の市町移管の方向が出され、平成21年に県営水道事業移管検討会が設置されています。

安全・安心・安定な水道事業を持続的に運営していくために、様々な検討がされていますが、関係する多くの住民がこの内容を理解し、同じ方向を向いてさらに協力をいただかなければこの事業は進まないと思います。

広域化の検討は、どんどん進められている印象ですが、よく分からないまま決まってしまうのではという心配があります。そこで初めから整理をしながら質問をしていきたいと思っています。

最初にイとして、水道施設の最適配置計画の検討結果についてです。

平成30年に水道法の一部が改正されました。その趣旨は、拡張整備を目的としたものから、水道の基盤を整備するものに目的が変更になりました。そして、基盤強化を図るための方策として、広域連携が強く打ち出され、いろいろな経過を経て厚労省より水道施設の最適配置計画の検討業務報告が公表されたということだと思います。

そこで、まず、この検討結果が公表されるまでの経過についてお聞きします。

次に、坂城町の水道施設の現在の状況について、送水管、配水管の更新状況と耐震化率についてもお聞きします。

また、この検討結果の内容を見ると、県企業局、長野、上田、千曲市の4事業者の水道施設、給水人口の見通し、浄水場の状況、耐震性、水源、災害対策など、状況把握と問題解決案が示されています。

これは、検討ケースの1つであり、今後の事業の方向性を制限するものではないとされています。そこで、現在、坂城町は水道事業をしていませんが、この検討結果から当町に関わる課題はあるのでしょうか。

次に、ロとして、上田長野地域水道事業広域化研究会についてです。

平成21年に設置した県営水道事業移管検討会の経過と、この研究会が発足するまでの経過についてお尋ねいたします。

また、県が策定をする水道広域化推進プランと長野県水道事業広域連携推進協議会との関係はどうなっているのでしょうか。

次に、関係市町の首長から県知事へ出された要望書を踏まえて、この研究会が設置されたと聞いております。この要望書の内容についてもお尋ねいたします。

また、研究会は、今までに3回開かれています。その内容をお聞きします。

また、新聞報道によりますと、関係自治体で一部事務組合を設立の方向で検討中、坂城町も加わる見通しとのことでしたが、この検討の経過をお聞きします。

また、研究会の今後の予定は、どのように計画されているでしょうか。

最後に、ハとして、今後の進め方はです。

水道事業の現状について、町民の皆さんにご理解をいただき、今後の検討にご協力をいただくために、これからどのように進めていくでしょうか、お尋ねいたします。

以上で1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま西沢議員さんから水道事業についてということで、イ、ロとご質問いただきました。

全般的な事項につきまして、今までの経緯も含めまして私からお答えを申し上げまして、詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

今、お話がありましたように、この広域化研究会につきましても、この話が出て急速に進んできたという感じがしております。

後でまた申し上げますけれども、厚生労働省の試案が出て、それで、この上田長野地区でのケースが取り上げられたということで、その結果、やっぱりこれ早くやらなきゃいけないということで動き始めたなというふうに思っております。

さて、今までの経過につきましても申し上げます。

県営水道事業につきましては、昭和37年12月に当時の厚生省の事業認可を得て、当町を含む当時の塩田町、川西村、戸倉町、上山田町、更埴市、更北村、篠ノ井市、川中島町、松代町までの主に千曲川沿線の市町村の上水道、簡易水道事業を順次引受け、広域的な上水道事業として開始いたしました。

坂城町誌によりますと、昭和40年6月から坂城水道、村上簡易水道、小網簡易水道が県営水道に移管され、同年12月に県営水道に売り渡したと記録されております。

以来、一部地区を除き、当町エリアの大部分が県営水道の給水エリアとなり、今日に至っております。

水道法では、水道事業は原則として市町村が経営するものとされていることから、平成21年には県営水道事業移管検討会が設置され、企業局の水道事業を関係市町へ事業移管する検討を開始いたしました。

これが今申し上げた平成21年から動きが出た。私が町長になりました10年前、平成23年に、ちょうどそのとき当時の企業局長が来まして、実は企業局の水道事業をやめることになった

と。ついては、坂城町で独自に水道事業を始めてもらいたいという話が突然来ました。

私は、とんでもないと。時代に逆行していると。なおかつ坂城町で、今から水道事業を単独でやるというは、実質無理だし、周りの市町村でも管路の老朽化だとか、いろんな事業があるので、これは広域化すべきだという意見も私はずっとそのときから申し上げました。

そういうこともありまして、平成26年にその検討を休止いたしました。かわって水道事業運営研究会を設置して、改めて相互理解から始め、よりよい水道事業の在り方を研究していくこととなったものであります。

この間、長野県の公営企業の研究会みたいなのがありまして、私もその委員になって、いろいろ意見を申し上げた経緯もございます。

その後、平成30年には、水道法の一部が改正され、その改正の趣旨としては、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の直面する課題に対して、広域連携の推進を含む水道事業の基盤強化が打ち出されたところであります。

また、平成31年には、総務省及び厚生労働省において、各都道府県知事に対し、持続可能な水道事業を確立し、安心・安全な水道水を将来にわたり供給するため水道広域化推進プランを平成34年度——令和4年度までに策定するよう要請されております。

長野県におきましては、施設規模の大小にかかわらず、中山間地域など地理的条件の厳しい中、水需要の減少に伴う経営環境の悪化や施設の老朽化など、共通の課題を抱えていることから、令和2年には全ての水道事業者等が参加した長野県水道事業広域連携推進協議会が設置され、主に広域連携により専門人材の確保、育成など、県内水道事業者の共通する課題の解決を図り、あわせて将来的な水道事業の在り方を検討するとされたところであります。

なお、協議会では、地域課題等を調査研究するため、必要があるときは、当該地域にある構成員の合意により地域研究会を設けることができるとされ、長野・上田地域にあった水道事業運営研究会を改組し水道事業連携研究会が、また、松本・塩尻地域には、水道用水供給事業連携研究会が設置されたところであります。

また、令和2年には、上田市、千曲市、長野市では、市水の経営を行うとともに、3市は当町も含み県営水道供給エリアになっていることに加え、地形的にも上流から下流へ自然流下できる利点もあることから、関係団体の給水地域を対象として、厚生労働省が当地域をモデル地区として選定し、同省事業により水道施設の最適配置計画の検討がなされ、本年5月に検討結果が公表されました。

検討の目的としましては、関係市町の地域内にある水道施設の最適配置を検討し、更新需要や施設の整備費等に関する効果を試算することとし、1つ目として、自然流下を利用した浄水場の配置と運用、2つ目として、稼働率の改善、3つ目として、経年劣化が進む浄水場の統廃合を基本方針として検討されたものであります。

検討の結果としましては、最も上流に位置する上田市染屋浄水場から下流の犀川浄水場までの送配水ルートを整備し、浄水場においては状況に応じて段階的にダウンサイジングするなど、水道施設の最適配置を行うことで、効果としては50年間で整備事業費が138億9,100万円、維持経費が22億5,700万円の減となる試算がされたほか、施設管理の効率化が見込まれるとの報告がされたところであります。

なお、最適配置計画の検討における課題も報告され、例えば、各浄水場の経年化や耐震性のほか、浄水場ごとの水質の違いによる処理方法の検討、送水幹線の二重化の対策検討が必要と報告されております。

特に、送水幹線の二重化につきましては、当町としましても、災害時も含めて安定的に供給するために必要な対応と考えているところであります。

先日の議会の中でもご発言の議員さんおられましたけれども、坂城町は、川西のほうから坂城大橋を通過して東側に持ってくるということで、橋が途絶えれば、水が止まってしまうということで、こういう意味での二重化ですとか、そういうことも必要だろうというふうに思っております。

厚労省からの最適配置計画の検討報告を受け、本年7月には関係4市町の首長として県知事へ上田長野地域水道事業広域化研究会に企業局が参画し、県もその取り組みを支援すること、上田長野地域水道事業広域化研究会の取り組みを水道広域化推進プランに反映すること、水道の広域化を推進するための予算を確実に確保するよう国に対して強く働きかけること、4番目としまして、水道広域化に関する事業に係る地方財政措置について、広域化の実現に向けて事前に実施する詳細な検討に係る費用についても地方財政措置の対象となるよう国に対して強く働きかけることとの要望書を提出したところであります。

また、要望書の提出に併せまして、上田長野地域水道事業広域化研究会を設置し、上田市から長野市までの地域の水道事業の広域化に関する研究を、当町も構成員として参加しているところであります。

この件につきまして、坂城町は水道事業をやっておりますけれども、これからの広域化の事業を始める場合には、ぜひとも坂城町が入っていきやいけないと。いわば坂城町の意見なしに勝手に決められちゃ困るということもありまして、事業は今やっていないけれども、これからの経営については参画したいという意思であります。

先ほど申し上げましたように、給水エリアとなって事業をやっておりますけれども、今後、参画していきたいという強い意思を申し上げました。

しかし、水道事業体共通の課題として、今後本格的な人口減少や節水機器の普及等により使用水量の減少が予測され、水道経営が厳しい状況であることに加え、水道施設や設備が耐用年数を迎え、施設等の更新や大規模な災害対応のための資金の確保などが大きな課題となっております。

今までのる申し上げましたけれども、当町としましても、積極的に関与することで町民の皆様

に安全で安心できる水道水を安定的に供給し、将来にわたって持続可能な水道事業を構築することができるよう、関係市等と共に協議に参画し、当町を給水区域とする水道事業の将来のあるべき姿についてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

建設課長（関君） 水道事業について、イ、水道施設の最適配置計画の検討結果についてのうち、県営水道の更新状況、耐震化率などの現状から順次お答えさせていただきます。

当町を含む県営水道施設の現在の状況であります。企業局では長野県公営企業経営戦略に基づきまして、老朽化対策や耐震化を事業費の平準化を配慮しつつ計画的に進めているところでございます。

施設、設備、管路につきましては、厚生労働省が示します基準を参考に更新基準を定めて、長寿命化に取り組んでおります。現在は、老朽管の残存率につきましては、0%ではあります。今後は経年により老朽管の整備、こういったものが大きな課題となっております。

なお、耐震化につきましては、送水管等の基幹管路など優先的に耐震化をする施設を定めて推進しております。基幹管路の耐震適合率につきましては、令和2年度末では県営水道全体では95.1%でありまして、令和6年度までに100%にする目標となっております。

次に、ロの上田長野地域水道事業広域化研究会について順を追ってお答えさせていただきたいと思っております。

先ほど町長からも答弁がありましたとおり、7月に当町を含む4関係市町の首長により県知事へ要望書を提出いたしました。それに併せまして、上田長野地域の水道事業の広域化について研究するために、上田長野地域水道事業広域化研究会を設置し、当町も参画したところでございます。

所掌事項としましては、上田長野地域の水道事業の広域化に関する基本的事項、広域化に伴う課題に関する事項、その他広域化に関し必要な事項となっております。これまで計3回の研究会を開催したところでございます。

研究会では、当面の間は上田市、坂城町、千曲市、長野市の4市町と県企業局で具体的な検討を行うことを基本としまして、近隣の他の市町村から参加の希望があった場合につきましては別途協議をするという形になっております。

なお、広域化の基本的な考え方としましては、地域の実情に合った適切な形態を検討していこうということにしております。あわせて、相互の浄水場を知ることも非常に重要なことということで、9月の17日なんですけれども、同研究会の構成員として、それぞれ関係市町の4首長さんと同行する形で水道施設の相互見学、そういったこともさせていただきました。

また、広域化、広域連携に係る形態としましては、先ほどの事業統合、それから、経営の一体化、それから、用水供給事業を新設する方法、それとか個別経営による施設の共同化、この4つを抽出させていただきました。経営する水道事業の数、広域化によります水道料金を統一するの

か、それとも個別に設定していくのか。それから、事業間の水の融通の方法、ここちょっと非常に大きいポイントになるんですけど、施設の統廃合、最適配置、こういったものも施設の整備計画、財政負担、申請が可能な国の交付金のメニュー、人材確保の方法ですとか人員配置、そういったことを必要事項に沿って検討しておりますが、経過報告として現段階においては事業統合が最も大きなメリットを得られる可能性が大きいとしているところでございます。

今後は、将来にわたって持続可能な水道事業を構築するために、50年後の2070年までを想定した財政シミュレーションを実施する予定となっております。

今後示される財政シミュレーション、それを検証する中で、事業統合といった手法も含めて今後の経営体制の在り方について、さらに研究を進めることとしているところでございます。

なお、広域化研究会の今後の予定でございますが、広域化の方向性につきましては現在のところ来年3月には報告ができるように協議を進めております。

また、広域化の研究を進めるにあたりまして、水道事業の現状と将来にわたる課題、これを住民の皆さんへお知らせしていく必要があるというふうに考えております。

情報提供の仕方も様々であると考えますが、将来にわたって持続可能な水道事業の構築のために関係市等とも住民の皆さんと情報共有ができるように協議してまいりたいと考えております。

12番（西沢さん） 再質問をさせていただきたいと思います。

今のご答弁で経過については、了解をいたしました。そして、検討の報告の中では、事業統合が一番メリットがあるのではないかという方針が一つ出されたということでございます。

今年、台風や地震による水道事故が相次ぎ、全国的に施設の老朽化に加え、資金不足による更新が進まない現状が大きく取り上げられました。2018年、全国のその耐用年数、水道管の耐用年数ですが、40年を超えた水道管が17.6%、長野県は12.5%という数字が出ていました。

そんな中ですが、安心・安全・安定な水道事業により暮らしを支える水を守るために、今の状況では、広域化、事業統合は避けられないとするならば、今こその状況を丁寧に説明し、住民の意見を聞くべきではないかと思っております。

ご答弁では、チラシなどの配布によって理解を求めていくというようなお話でした。そして、方向的には、今年の3月、来年の3月に出されるということなので、その短い期間ではございませぬけれども、上田、千曲、長野の3市は県企業局の中にそれぞれの水源を持ち、市営水道を運営しています。

そして、その水源に関わって今回の事業統合、広域化について議論が起きているとも聞いております。

比べて、当町はほぼ100%県水から給水ということで、住民の皆様もこの3市と比べて、この事情も受け止めも全然違っていると思っております。だからこそ今、今丁寧に説明、また意見を聞く

ことが必要なのではないかと思えます。お考えをお聞きいたします。

建設課長（関君） 現在、上田長野地域水道事業広域化研究会では、今後、広域化の研究を進めるに当たりまして、最も考慮していかなければいけない事項の一つとしまして、いかに住民の皆さんに水道事業の現在の状況、それから、将来にわたってどんな課題があるのか。そういったことをお知らせしていく。これが一つの大きな議題となっているのが事実でございます。

また、将来にわたって、持続可能な水道事業を構築するためには、どんな方法が坂城町、また、この地域にとって望ましいのか。こういった部分についても各市、また、企業局でも議会、または住民の皆さんへの説明や情報提供、こういったことを行いながら、皆さんの意見をお聞きする中で、今後の検討に生かしていこうということにしております。

その手法も様々な方法が考えられますが、どんな方法がいいかも含めて、関係市や特に当町のほとんどが給水エリアが県の県営水道でありますので、県の企業局とも相談していく中で考えてまいりたいと考えております。

12番（西沢さん） それでは、まとめをいたしたいと思えます。

岩手県は、水道事業の統合を進めています。岩手県矢巾町の水道事業への住民参加が新聞で紹介されていまして。町民が、水道施設見学や現状、課題を学ぶ研修会に参加し、水道の持続不可能な現実と向き合い、お互いに討議し深めて、次世代に負担をかけないために、料金値上げが必要とする結論を導き出したということでした。

大切なことは、この結論を誘導しない丁寧な合意づくりだと結んでいます。私もこのところが本当に大切だと思います。水道事業については、住民合意をまず優先してほしいと思います。

そして、50年後も暮らしを支える水を守って、安心・安全・安定な水道事業が続くことを願って、次の質問に移ります。

それでは、2として、給食における食物アレルギー対策についてです。

この問題につきましては、今までも同僚議員により何回か質問がされてきたところです。

学校給食における食物アレルギー対応は、原則、学校における食物アレルギー対応マニュアルにより行われています。

そこでは、児童生徒の命を守ることが最重要として、教育委員会、学校、給食センターのとりべき対応、保護者との連携など体制がきちりとられ、今までに事故がなかったことは、関係の皆様のご努力があったからだと思えます。

給食は、子どもの心身の発達に欠かせない適切な栄養の摂取、健全な食習慣や食文化への理解を深めるなどとともに重要な教育の場でもあります。

その給食が、みんなと同じように食べられない子ども達にとっては、本当に残念でつらい思いをしていることと思えます。

今まで様々なアレルギー対応食実施への検討がされてきましたが、実現には至っていません。

少しでも多くの子ども達に安心・安全な給食の提供ができるよう提案も含めて質問をしたいと思っています。

最初に、イとして、学校、保育園における食物アレルギーの状況についてです。

食物アレルギーのある児童生徒及び園児数、医師の所見のある児童生徒及び園児数とその対応はについてお尋ねいたします。

次に、アレルゲン別の人数についてもお尋ねいたします。

ロとして、アレルゲンフリー給食の導入についてです。

現在の対応は、牛乳、パンは代替品、そのほかは保護者や先生の指導、あるいは自分の判断でアレルゲン食材を取り除き、給食を食べている状況とお聞きしています。

保育園、小中学校でアレルゲンを持つ食材を全て代替品に置き換えて調理した給食を提供するアレルゲンフリー給食の導入はできないでしょうか。

分けるよりも使わない工夫でアレルギー事故を防止し、子ども達全員の給食に対する満足度を高めることができると思います。毎日だけでなく月1回のアレルゲンフリー給食実施という考え方はできないでしょうか。

次に、もう一つの考え方として、低アレルゲン献立による給食があります。例えば、特定7品目、卵、牛乳、小麦、エビ、カニ、そば、落花生を使用しない食材で給食を提供します。

全ての子どもに対応はできませんが、より多くの子ども達がみんなと同じ給食を食べられるようになると思います。

使用しない食材については、7品目でなくても、その日の献立により、卵、牛乳、小麦の3品目、また、ほかの品目でも状況に応じて考えられると思います。

分けるよりも使わない低アレルゲン献立による給食の導入はできないでしょうか、お聞きいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

教育文化課長（堀内君） 2、給食におけるアレルギー対策について、順次お答えいたします。

初めに、学校や保育園における給食は、成長期にある子ども達の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体力の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるために重要と位置づけているところであります。

イ、学校、保育園における食物アレルギーの状況はのうち、まず、学校における食物アレルギーのある児童生徒の数はというご質問でございますが、今年度の状況で申し上げますと、南条小学校では29人で、そのうち17人に医師の所見があります。

坂城小学校では、29人のうち16人に医師の所見があり、村上小学校では10人のうち5人に、坂城中学校では28人のうち12人が医師の所見があり、合計しますと96人のうち50人が医師の指導、指示を受けていることとなります。

保育園における今年度の状況を申し上げますと、3園合計で食物アレルギーのある園児は24人で、その全員が医師の指導・指示を受けている状況でございます。

学校における給食の提供にあたりましては、平成31年4月に学校におけるアレルギー対応マニュアルを作成し、基本的な考え方、留意点等を明らかにいたしました。

また、各学校においては、食物アレルギー対応委員会を組織し、児童生徒のアレルギーの状況を学校全体で共有し、緊急時の対応を含めた体制整備を行うことにより、給食時間を安全に過ごすことができるよう努めております。

食物アレルギーへの対応につきましては、昨年度までは牛乳のみ小魚等の代替食の提供を行ってまいりました。今年度からは、パンの代替食に米粉パンを加えましたが、それ以外の代替食及び除去食の提供は行わないことを基本としております。

また、誤食による事故防止のため、月ごとの家庭配付用献立表とは別に、食材に含まれる特定原材料28品目を明記したアレルギー明細表を作成し、希望する家庭には学校を通じて配付しているところです。

アレルギー別の人数はというご質問ですが、食物アレルギーを引き起こすことが明らかな食品のうち、発症数が多く症状が重篤なものとして、小麦、卵、乳、エビ、カニ、そば、落花生が上げられ、この7品目は食品表示法において特定原材料として、これらを含む加工食品に表示が義務づけられているものであります。

この7品目に症状があらわれる児童生徒数は、小麦4人、卵14人、乳9人、エビとカニがそれぞれ5人、そば10人、落花生11人という状況であります。

それに準ずるアレルギーとして21品目がありますが、症状が多くあらわれる人数が多いものから、メロン14人、クルミ13人、キウイフルーツ13人、桃12人、そして、りんご10人といった状況であります。

続いて、保育園の状況といたしますと、坂城町立保育園食物アレルギー対応マニュアルに基づき個々の食物アレルギーに関して、医師の指導、指示のもと可能な限り除去食等を用意して対応しております。

保育園では、調理室が各保育園に設置されていることから、給食を食べる園児とつくる側の調理員が顔の見える距離にあり、給食の様子や園児の状況を随時確認することができるなど給食の対応が行いやすい環境にあります。

保育園での給食提供時の安全対策としましては、学校と同様に、アレルギー用の献立表を作成し、保護者に事前確認をお願いしており、調理の段階では食物アレルギーのある給食を別対応として、配膳についても名前を明記し、担当がチェックを行っております。

アレルギー別の人数であります。特定原材料7品目では、小麦1人、卵14人、乳7人、そば3人、落花生4人となっており、それ以外では、クルミ4人、魚介類3人、メロンとスイカが

それぞれ2人、ゴマとバナナ、そして桃が1人ずつという状況であります。

学校、保育園ともに食物アレルギーのある児童生徒、園児に対しましては、比較的少量ならば発症しないという軽度な方から、ごく微量の摂取によってもアナフィラキシーショックという重篤な状況になる方もおられますので、給食を食べるにあたっては、各校、各園で慎重に確認し対応しているところであります。

次に、ロ、アレルギーフリー給食の導入についてのご質問にお答えいたします。

食物アレルギーの対応は、児童、生徒、園児の安全を第一とし、アレルギー明細表により家庭で内容を確認していただき、学校や保育園と情報を共有し、アレルギーのある料理は食べないという誤食による事故を防止することの徹底が基本であると位置づけております。

センター方式で給食の提供を行っている学校におきましては、重篤となる児童生徒には、アレルギーの含まれる料理は誤食を防ぐために初めから配膳せず、家庭から持参したおかず、弁当を食べるようお願いしているところであります。

給食の事例ではありませんが、アレルギーが完全に除去された調理室で調理を行わなかったために、原材料としては使用していないアレルギーが意図せずして料理に混入するといったコンタミネーションによりアナフィラキシーショックを引き起こしてしまった例もあつたと聞いております。

給食センターで食物アレルギー対応食の調理を行うためには、アレルギー専門の調理室や調理器具等が必要となり、調理員も調理場を行き来することでアレルギーを持ち込む危険がありますので、アレルギー対応の専任調理員が必要となるなど、設備や体制を整えるためには莫大な費用が必要となるわけであります。

ご提案のありました月1回の特定原材料7品目のアレルギーフリー給食の実施であります、アレルギーの状況は各児童生徒によって様々であり、また、その都度、調理室等の消毒の実施を行うためには、時間と費用を要しますので、コンタミネーションの可能性も考慮しますと、アレルギーフリーの商品を使用することについても慎重に検討しなければならず、現実的には大変厳しいと考えるところであります。

また、低アレルギー献立の提供についてであります、給食センターでは献立表の作成にあたり、メニューの表記は「切り干し大根ののりゴママヨネーズ和え」のように、原材料名を用いて使用食品を明確に分かりやすくするよう工夫するとともに、1回の給食で複数のアレルギーとなる食材を使わないように心がけております。

また、現在、給食に使用する食材7品目のうちアナフィラキシーショックにより重篤となる可能性が高いソバ、落花生は使用しないこと、発症数が多い卵や乳、小麦、エビ、カニなどはできるだけ使用を控えております。

食材の選定におきましても、さつま揚げ、かまぼこなどの練り製品を使用する場合、28品目

が含まれていない商品を選定しており、シューマイ、ハンバーグなどはアレルギーとなる卵を使わない製品を使用しているところであります。

また、調味料では、卵の入っていないノンエッグマヨネーズの使用、揚げ物調理には、でん粉を使用するなど食物アレルギーに配慮し、できる限り多くの児童生徒に給食が提供できるよう、これまでも低アレルギー給食の提供に努めてまいったところであります。

今後も食物アレルギー対応として、アレルギー明細表の確認により、それぞれの症状に応じた適切な選択をしていただき、どうしても除去が必要な場合は弁当を持参してもらうなどのご協力をいただき、アレルギー事故の防止に努めてまいりたいと考えております。

給食の提供にあたりましては、安全が最優先と考え、給食を通じて子ども達が食べることの大切さ、楽しさを知ることができるよう食に関する指導も進め、生きた教材である給食が望ましい食習慣の習得と健康づくりにつながるよう努めてまいりたいと考えております。

12番（西沢さん） ただいまご答弁の中で、ソバ、落花生は、もう使っていないと。卵、牛乳、小麦についても、原材料の中で十分配慮して使わないで献立をつくっているときもあるということは、既に低アレルギー献立に取り組んでいるという状況をお聞きしました。

今までこのように食物アレルギー対策が進められているということを知りませんでした。関係の皆様のご尽力には感謝いたします。

そして、そこでですが、それでは低アレルギー献立を年間で何食提供してきたでしょうか、お聞きしたいと思います。

そしてまた、この低アレルギー献立を実施しても、残念ですが、全ての児童、生徒、園児を救えるわけではありません。子ども達が食や食材に関心を持ち、食育として給食の意義、また、給食の満足度を高めるために、どんな工夫や取り組みをしているのでしょうか。この2点についてお尋ねいたします。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

まず、低アレルギー給食の提供について。

特定原材料7品目を使用していない日は、年間でどのくらいあるかについてお答えいたします。

特定原材料7品目のうち小麦、乳、卵以外については、ほぼ使用しておらず、卵については月に3日程度、乳については毎日牛乳の提供を行っておりますが、代替品として小魚の提供を行っている状況であります。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症によりまして一斉休業もあったわけですが、昨年度の実績で申し上げますと、給食の提供ができた186日のうち小麦及び乳あるいはエビといった2品目を使用した日が148日、率といたしますと約80%。

同じく、今申し上げました3品目全てを使用した日が36日、約19%といった状況で、できる範囲での低アレルギー化に努めている状況でございます。

続きまして、児童生徒、食に関心を持ってもらうための取り組み、工夫はといったご質問にお答えいたします。

食育の一環として児童生徒に食に関心を持ってもらうための取り組みといたしましては、献立作成に参加してもらおうと。それによりまして、給食への興味関心を高めてもらう取り組みといたしまして、希望献立、グランプリ賞献立といったものを実施しております。こちらにつきましては、毎年事前に献立の作成してもらおう月を学校に割当てまして、旬や地域の食材を盛り込んだ献立を児童生徒に考えてもらうといった取り組みを行っております。

応募された献立のうち、栄養や季節、料理の組合せなど全体のバランスもよく作成できたものの中で優れたものがグランプリ賞、次点が準グランプリ賞と位置づけまして、大切な学校給食1回分として提供をさせていただいております。

また、坂城町の伝統野菜であるねぎみ大根を使用しました、ねぎこん御膳などの提供も行っており、地域の特産品に関心が高めることによります地産地消の推進にもつなげていると、そんな取り組みを行っております。

12番（西沢さん） すみません。1点ちょっと確認させていただきたいんですが、今、給食を提供できた日、186日、そのうち小麦、牛乳を使った日が148日とか、そういう考え方。使わない日、ちょっとこの辺、どっちかちょっと確認をさせてください。すみません。

教育文化課長（堀内君） すみません。うまく説明ができず申し訳ございません。

7品目、特定原材料7品目のうち小麦と乳、もしくはエビを使った、2品目を使った日が148日。同じく、その小麦、乳、エビ、この3品目全てを使った日が36日ということでございます。

12番（西沢さん） それでは、この3品目あるいは2品目に抑えて低アレルゲン献立を提供してきたということですが、この実績があるのであれば、さらにもう一步進めて、できれば年間を通じて7品目のアレルゲン献立を提供するということはどうでしょうか、お尋ねいたします。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

今申し上げました3品目、2品目のみに抑えて、ほぼ両方足しますと90%ぐらいになるかと思えますけれども、そんな低アレルゲン献立に取り組んでおりますが、こちら低アレルゲン給食の提供につきましては、先ほどもお答えしました卵、乳、小麦、そのうち特に小麦につきましては、パンなどの利用のほか調味料の中に多く含まれているということでございます。

食物アレルギーというものは、わずかなアレルゲンによりましても重篤化する可能性が非常に高いといったことから、慎重な対応をせざるを得ない状態でございます。

今、ご指摘いただいているとおり、様々なアレルゲンフリーの食材、開発されております。価格面について、また、何よりも児童生徒の安全性が第一といったことでございます。今後、施設

面、人員体制ともに慎重に研究していく必要があると考えております。

12番（西沢さん） 大変難しい状況ではあると思いますが、ぜひ検討を深めていただきたいと思えます。

まとめをしたいと思えます。大阪府箕面市では、平成30年4月から低アレルギー献立50%でスタートをしました。思ったよりスムーズに導入ができたことから、翌31年の、平成31年1月から全ての献立を低アレルギー献立に変更し、実施しています。

子ども達は、多くの子ども達がそれによって同じ給食を食べられるようになったと、とても喜んでいてというようなコメントがありました。

この実施にあたっては、食材費が多くかかってしまうということが一番の問題点でありました。そして、このことに対する工夫を本当に何回も重ねてきたというお話もありました。

今までにも低アレルギー献立の実績を提供をされてきているということでございますので、改めて低アレルギー献立の導入をお願いしたいところです。

そして、低アレルギー献立だけではなく、満足度を高める工夫として、地域の人の顔の見える地産地消や希望献立を取り入れているということでございます。ぜひこの取り組みも進めていただきたいと思います。

そこで、低アレルギー献立や地産地消を取り入れることで、食材費が上乗せになると予想されます。いろいろなご意見はあろうかと思えますが、この上乗せ分については、給食費に反映させないような工夫で検討をお願いしたいと思います。

分けるよりも使わない工夫で食物アレルギー対応を進め、一人でも多くの子ども達に安心安全な給食が届けられるよう検討をしていただきたいと思いますと強く要望して、質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時12分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、14番 中嶋 登君の質問を許します。

14番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

さて、コロナ禍時代であり、新型コロナウイルスの新変異株、オミクロンをこれ以上増やさないよう、国も県もいろいろ施策を打ち出しておることは、皆様、周知のとおりであります。中でも、やはり3回目のワクチンを早く前倒しで行うよう指示されたようですが、厚労省の大臣がまた何か茶々を入れたとか、総理大臣の言うことを聞いて、日本はよくなっていくと私は思いますが、総理大臣にしっかりやっていただきたいと思えます。人類にとってウイルスを退治するには、今のところ、ワクチンが一番であることは言うまでもありません。

質問に入ります。

①子宮頸がんワクチンについて。

(イ) ワクチン接種の推移は。

この質問は、私のライフワークであります少子化問題の中の1つとして、中沢町政の頃より十数回にわたり質問をしております。子ども3ワクチンは無料化していただきましたが、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは大勢の子ども達が接種をしており、若いお母さん方からは、無料になり大変喜ばれております。

でありますので、子宮頸がんワクチンだけでよろしゅうございます。今までのワクチン接種の推移をお尋ねするものであります。

(ロ) 今後の施策は。

私も8年間ワクチン接種をするべきだと訴え続けてまいりましたが、思いがやっと届いたのか、厚労省で10月1日、2013年以降中止していた積極的な接種勧奨の再開を行うようであります。町長の言っておられました積極的な説明もよかったです、いよいよ積極的な勧奨であります。今後の町の対応をお尋ねいたします。

(ハ) 未接種者救済は。

この未接種の子ども達を助けようじゃないかということであります。漢字があまりちゃんと並んでましたので、ちょっと口ごもってしまいましたが。前回のこの件は一般質問でお話をしましたが、青森県平川市は、9月議会で取り上げられたことをきっかけに、全国に先駆けて助成する制度を設けた。対象は17歳から19歳の女性であります。3回接種を無料とし、既に40人が接種したとのことあります。今はたくさん、もっと増えていると思いますが、そのときのデータでございます。

国も少し方針を変えてきたようでありますが、この部分の町の対応をお尋ねいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

町長(山村君) ただいま中嶋議員さんから、1番目の質問としまして子宮頸がんワクチンについてのご質問がありました。私からは、ロの今後の施策はと、ハの未接種者救済についてお答えし、イのワクチン接種の推移については担当から答弁いたします。

子宮頸がんワクチンの定期接種につきましては、中嶋議員さんから長年にわたり継続してご質問をいただいてまいりましたが、今回は、ご案内のとおり、国において積極的勧奨が再開されるということになりましたので、順次お答えしてまいります。

さて、子宮頸がんワクチンは、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスのうち、50から70%のウイルスの感染を防ぐことができるとされるもので、12歳から16歳になる年度中の女子を対象として、平成25年4月から予防接種法で定めるA類の定期接種とされ、積極的な接種勧奨が行われました。

しかしながら、接種をされた方のうち、ワクチンの接種との因果関係を否定できない持続的な

疼痛が接種後に特異的に見られたことから、同じく同年6月に、国において副反応の発生頻度等が明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間は、接種の積極的な勧奨をすべきでないと考えられ、現在に至っている状況であります。町におきましても、この勧告を受け、個別の接種案内通知を控えておりました。

一方、海外では、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスなどの先進各国において、子宮頸がんワクチンが公的接種として位置づけられ、大きな効果を上げているというデータが示されており、WHOでもワクチン接種を推奨しているという状況であります。

現在は、接種の積極的な勧奨は行っておりませんが、昨年10月に、国のヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応についての勧告が改正され、子宮頸がんワクチン接種についての有効性・安全性及びリスクについて、対象者及びその保護者への個別に情報提供することとされました。

町では、この改正より前の昨年3月から、既に接種を適切にご判断いただけるよう、新たに定期接種の対象となる12歳になる方に対して個別に通知し、子宮頸がん予防接種の効果と副反応についての説明や、希望すれば接種が可能であること等についてお知らせをしております。

また、今年度につきましては、来年の3月で定期接種の対象外となる16歳の皆さんにも個別でお知らせをした結果、10月までに延べ38人の方が接種されている状況であります。

子宮頸がんワクチンの接種勧奨につきましては、国において、本年10月に積極的勧奨再開の方向が示され、去る11月26日付のヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応についての通知において、来年の4月から積極的な勧奨を再開することとされたところで、町におきましても、対象となる皆さんへの接種勧奨の再開に向けた準備を進めてまいります。

続きまして、ハの未接種者の救済はについてであります。予防接種法においては、疾病の発生及びまん延の予防という観点から、接種した場合のリスクと有効性を考慮した上で、接種により有効性がリスクをもっとも上回ると期待できる者を定期接種の対象者として定めており、子宮頸がんワクチンについては、12歳から16歳になる年度中の女子とされております。

一方で、平成25年度から今年度までの積極的勧奨を控えたことにより、接種機会を逃した方の対応につきましては、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うキャッチアップ接種の対象とされることが国において決定されたところであります。

このキャッチアップ接種の対象年齢や接種期間等につきましては、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において議論が開始されたばかりであるとのことで、現時点では詳細が明示されておりませんので、今後の国の動向を注視し、対応してまいりたいと考えております。

なお、子宮頸がんの原因はヒトパピローマウイルスの感染によると考えられており、厚生労働

省のホームページによりますと、子宮頸がんワクチンにつきましては、子宮頸がんを予防する効果も確認されているとのことですが、予防接種を受けても全てのウイルスを予防できるというわけではなく、感染の可能性があるとのことですので、がん検診を受診していただくことも必要なため、町で実施しております子宮頸がん検診につきましても、より多くの方に受診していただけるよう、勧奨にも努めてまいりたいと考えているところであります。

保健センター所長（竹内さん） 1、子宮頸がんワクチンについて、私からは、イ、ワクチン接種の推移についてお答えいたします。

過去の接種人数の推移でございますが、接種を開始した平成23年度から申し上げますと、23年度は接種延べ人数が305人、24年度が287人で、いずれの年も中学1年生から高校1年生の女子を対象とし、個人の希望で接種をする任意接種として実施いたしました。その後、定期接種となった25年度は25人、26年度1人、27年度から30年度までは0人、令和元年度3人、令和2年度7人となっており、積極的な勧奨を差し控えた25年度以降、接種人数が大きく減少しております。

なお、今年度は、10月までの状況ですけれども、延べ38人が接種を受けている状況となっており、先ほど町長の答弁でも申し上げましたが、今年度、新たに定期接種の対象となる12歳の方に加え、来年度定期接種の対象外となる16歳の方に対しても個別に通知を行った効果が出ているものと考えているところでございます。

14番（中嶋君） ただいま町長、そして、所長よりご答弁をいただきました。

今、町長のお話でいろいろお話が出たんですが、今、所長からは今年度38人、また少し増えたということでありまして。これは、ここで私が先ほど言いましたように8年間吠えていたので、少し町民の皆様にも届いていたのかなと思うし、それから、町長も積極的な勧奨というのはできないけども、積極的に説明していくんだと、その辺がある意味、私は功を奏したかと。38人、大したもんなんです。まだ国があれですから、今の状況になってきて、これからどんどんやっついこうじゃないかなんて国が言う前に、既に坂城町は始まったということ、私からすれば前哨戦みたいなもんです。とてもこのところは高く評価できると思います。

でありますから、今後、また国からいろいろ、未接種の人も助けるぞとか、その辺のところは、町長、粛々とお願いします。しょうがない、これは。そういうようなことも含めて、これも評論家達が今言っていることですが、これははいよいよ国がやるようになったとしても、さっき所長からもる説明があつて、ゼロの年もずっとあつたようです。その前は大勢の人達がやったというような中で、大分、坂城町、やった人達も多い時代もあつたけれども、その後ゼロになっちゃつて、それでまた今のような状況になっているわけでありまして、これから一生懸命、国がやれと言ってきたとしても、一気に増えないんじゃないかと。私はよくこの場所で必ず言うんですが、坂城町の子ども達を守るためには、80何%、90何%じゃなだめだと、やるなら100をやれ

やと、坂城町の子ども達の命を守れと、こういうことを私はこの場所によく言うんですが、そうは言っても、統計学的なことを言うと、全国的な中でいうと70%ぐらいがなんて言われている部分もあるんです。今後のことを考えるとここが大事なんです。

私が言ったように、今言うように、いいことは100%やらなきゃいけません。ましてや、この子宮頸がんという、今はがんの時代ですから、2人に1人は必ずがんになっちゃうなんてことを言われている時代であります。皆さん、周知のとおりです。ただ、その中で、それこそ今のコロナじゃないですが、ワクチンを3回打てばがんにならないっていうんだから、こんなすごいことはないでしょう。私らだって、例えば3回やれば肺がんにならないとか、3回こっちを打てば胃がんにならないとか、うんとやりますよ、そんなことを言ったら。それが残念ながら、ワクチンで治るのは子宮頸がんのみなんですよ、まだ。残念ながら。

だから、私は、ぜひそういうことやって、坂城の子ども達、ましてや、お母さんになる子ども達であります。だから、さっきも言いましたが、ルーツは、私、子どもが少ない少子化対策なんですよ、これは。だから、3ワクチンをやれと。一番大事なところなんです。これからの坂城町を考えたときに。子どもがどんどん減っちゃいますよ。だから、ここでいつも吠えさせていたんですが、ただ、そうは言いましても、今言いましたように、国もやらねえんだったら絶対やらねえようにしてみろって言ったんです。結局やるようになった。なんなんだい、この日本ちゅう国は。でたらめじゃねえかと。やらなかったら絶対やらねえでやってみろと。結局8年。町長も言いましたよね、去年。7年間、国は何をしとったんでしようなと言いましたでしょう。そういうことなんですよ。8年間、何ちゅう国だかね、この国は。情けない。我々町会議員がしっかりしなきゃだめですよ、この国を守るには。

そんなことはこれ以上、いい方向になってきたもんで。最後に教育長にお願いをしておきますが、あとは教育なんです。だから、去年、お見せしましたように、去年のですが、愛は子宮を救う、これも前に見せたから皆さん知っていると思いますが、愛は子宮を救う。これは長野県の篠ノ井病院の先生が考えて、今年も坂城中学校をはじめ、長野県中の中学2年生、全部これをお配りしたそうです。ぜひ、今は70%なんてことを言う学生がおりますが、これはぜひ、教育長、もう1回言っておきます。しっかり子ども達に子宮頸がんの恐ろしさ、それを勉強して、子宮頸がんのワクチンを100%子ども達が受けられるような教育をしていただきたい。これは、もしかしたらまたこの後一般質問を私はするかもしれませんが、ひとつ、そんなことでよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移っていきたいと思います。

次の質問に行く前に、昨日、同僚の栗田議員もふるさと納税の質問をしておりましたが、彼は学者先生であります。そして、こんなことを町長、課長に言っておられました。どっかと競争して、払われるべきところの税金を持ってきちゃうということにそんなに力を入れず、そして、も

っと儲けろという議員の話が出るかと思うが、抑制的に、そんなのは町の仕事じゃないわいと言っておきなさいとっておりましたが、この発想は、世の中の一方しか知らない頭でっかちの学者先生のたわごとであります。

私は、商人でありますから、商道を究めた物の見方を簡単に教えてあげたいと思います。

商道とは、儲けなければ悪です。儲ければ善であります。すなわち正義であります。ふるさと納税の考え方はいろいろあることは百も承知しております。しかも、国が認めた合法で金を集めることは、まさにこれは正義であります。まして、町民益であることは言うまでもありません。血税をもらっている町会議員としては、町民益を守ること、そして、チャンスがあれば増やすこと、これまた商道では当たり前の話であります。そして、町で作られた農産物などが日本中に知れ渡り、坂城ブランドが有名になり、ねずみ大根やシャインマスカットのようにリピーターが増えれば一石二鳥、いや、一石三鳥ではありませんか。

商道の話をもう一つさせていただければ、今、地球の周りを宇宙船に乗って旅をしている日本の若者がおります。皆さんもご存知の衣料品通販の大手であるZOZO創業者の前澤友作さん、46歳であります。商道を究め、正義を積み重ねた彼は成功者だと私は思っております。ちなみに、旅費は100億円だそうです。無事に地球生還を祈るものであります。

商道論はこのぐらいいして、皆様、お待ちかねの次の質問に入ります。

2、ふるさと納税について。

(イ) 目標2億5千万円に。

この質問も私のライフワークであります。数年前、私が提案をしたら、海老で鯛を釣るような税金の集め方はいかななものかというようなお言葉もいただきました。であります。これは最終的には町長どうすんだいと、そのときに、やりますよと、そこからふるさと納税が始まり、何と1億9千万円超えとなり、私は、さっきの商道論ではありませんが、商人として、また、坂城町の町会議員といたしまして、大変うれしく思っております。そしてまた、2億円超えは目前であります。弾みがついたので、目標を2億5千万円にして頑張ってもらいたいが、今年の見通しをお尋ねいたします。

(ロ) 今までの推移と今後の施策は。

寄附金が増えた要因と今までの寄附額の推移をお尋ねいたします。そして、今後の見通しとその施策もお尋ねをしておきます。

(ハ) 選べる使い道。

寄附金の使い方が見える、まさに税金の見える化であります。すばらしい制度であると思っております。4項目の使い道と振り分けをお尋ねいたします。

昨日の同僚議員の話の中にも多少出ておりましたが、かわいいペット、猫、大事にしている人、いっぱいいます。その方がいろいろな要望をしたりしているということの中で、こういうところ

に全然なかったんだから、ふるさと納税を私は使うべきだと思います。100万円や200万円ぐらい、出したらいんですよ、そういうところへ。これも私は言いたい。今まではお金をうんと稼ぐことが正義だということでやってきましたが、4項目のところで金を使うんだということになっていますから、ぼちぼち、私もそこでもって一言ぐらいは言わせていただきたい。ぜひ、町長、猫を考えましょう。大事なペット。ぜひ、その辺もひとつお願いします。後ろのほうで応援してくれています。猫のことを、登、頑張れって。こういうのを大いに使おうじゃないですか。

そんなところで、この第2質問といたします。よろしくご答弁をお願いいたします。

企画政策課長（大井君） ふるさと納税についてのご質問に順次お答えをいたします。

当町は、平成20年度に信州さかきふるさと寄附金制度を設け、寄附の受付をスタートし、その後、平成28年度に、町の様々な特産品を返礼品として用意し、インターネット上のポータルサイトによる寄附金の受付など、全国から寄附を受けやすい仕組みとして運営をしております。

ご質問の、今年のふるさと納税の見込みにつきましては、11月の後半から急激な寄附申し込みの伸びがあり、11月末現在で1万2,464件、2億1,190万4千円のご寄附を全国からお寄せいただいております。

また、寄附額に目標につきましては、特産品や町の魅力を積極的に発信し、より寄附をいただきやすい環境を整えた結果として現れるものと捉え、今後も引き続きより多くの皆さんから寄附をお寄せいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今までの寄附の推移と今後の施策はのご質問でございますが、平成28年度に町内事業所のご協力をいただき、返礼品を設け、インターネットによる寄附金の受付、クレジット決済の導入などを行いました。

この平成28年度以降の寄附額の状況といたしましては、平成28年度が2,846万円、29年度は4,558万8千円、30年度は7,979万4千円、令和元年度は1億4,857万2千円、2年度は1億8,926万1千円でございます。

寄附額の増加の要因といたしましては、人気を博しているぶどうやりんごなどの果樹類を提供いただける事業者の登録を増やし、人気返礼品の数量確保など返礼品の充実を図ってまいりました。

また、寄附申し込みを行うインターネット上のポータルサイトを増やし、電子決済に対応するなど寄附者の皆様の利便性の向上に努めたことなどが挙げられると考えております。

返礼品は、町の魅力を言っておく重要な要素でありますので、今後も事業者のご協力をいただき、新たな魅力ある町の特産品を積極的に取り入れながら、一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、ハ、選べる使い道はのご質問でございますが、町では寄附をお申込みいただく際に、お寄せいただく寄附金の使い道として4つの分野からお選びをいただいております。

今年度の11月末現在の状況は、「ふるさとさかきのまちづくりを応援します」が6, 818件、1億1, 519万2千円、「ふるさとさかきの未来を担う元気な子どもたちを応援します」が4, 336件、7, 366万4千円、「花と緑 ばらいっぱいふるさとさかきを応援します」が747件、1, 311万1千円、「歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援します」が563件、993万7千円でございます。

このお寄せいただいた寄附金の振り分けにつきましては、各年度ごと、一旦、ふるさとまちづくり基金に積み立てて、寄附者がお選びいただいた分野に応じて各課の事業の財源とし、翌年度に有効に活用させていただいております。

今年度も寄附を通じて町を応援していただき、第2のふるさととして坂城町に思いを馳せていただける方が1人でも増えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

14番（中嶋君） ただいま課長よりるご答弁をいただきました。

いよいよすばらしいことになってきました。びっくりしました。町長、招集挨拶でしたか、1億9千万円ぐらいのお話でしたが、今、課長のご答弁を聞くと11月末で2億円超えをしたと。すごいことになったですね。この4年何か月の間に。個人事業主だったらぼろ儲けです。そんなこと言っちゃいけませんけど。そういう言い方はいけません、うらやましいぐらいです。

でも、今、課長からお話を承れば、返礼品の種類を増やしたんだとか、ポータルサイトと言うんですか、私に言わせればチャンネルなんて言うんですけど、チャンネル数も増やしたとか。前回でしたか、カードでもよくなったというようなこともやったり、課長を含め、スタッフの皆さんには私は敬意を表します。

ただ、俺がここでやれ、増やせと言ったから増えたもんじゃない。あるいは、我が坂城町の役場の職員はみんな優秀であります。優秀な人達が知恵を絞って、ここまで伸ばしてきたんだと思って、深く感謝する次第であります。

ただ、私は議員の立場ですから、もっとやってくれとか、さっきも言ったように私は商人でありますから、下がっちゃだめだと、悪なると。できるだけ右肩上がりできいと。ある程度行くと分岐点がありますが、そこに行ったら、ずっとなだらかに、平らにしていくというようなことになると思っておりますが、今言ったように、この辺の目標をとりあえず2億5千万円ぐらいにはお考えいただければありがたいと。もしかしたら、また来年の今頃、ここでやっているかもしれません。やったなど。今度は3億円だと私は必ず言うはずです。

さっきの子宮頸がんもそうでありましたし、それから、ふるさと納税、まさに私が長年やってきたことであります。今、町側のほうから、町長、皆さんにご答弁をいただきました。2つの事業、なかなか方向が定まってきたなど、私はうれしく思うものであります。

あだから、こうだから、もう1回答弁しろなんてことは私は言いません。敬意を表するのみです。町長、ありがとうございます。私はこの2つ、とてもうれしく思っておりますので、町長

に敬意、それから、皆さんに敬意を表します。ありがとうございました。

時間もあれですが、ここでちょっと皆さんに、今日、日経コラムにとってもいいことが書いてあったもので、私、時間がありますから述べさせていただきます。

16から17世紀のヨーロッパでは、チーズやバターがうまくできずに腐ると、魔女の呪いだと言われた。農産物の不足も、雌牛の乳が出なくなるのも、疫病が流行るのも魔女のせい。そんな迷妄が社会不安を背景に異端狩りの嵐となって吹き荒れる。多くの命が奪われた。今から160年前、スープが腐って悪臭を放つのは微生物の仕業だと、かのパスツールが発見をいたしました。呪いは消えました。植物や家畜が病気になる、その原因も化学が次々と解明する。無実の人が火あぶりにされる心配はなくなりました。

でも、理不尽な現実を突きつけられたとき、誰かのせいにしたくなるのは人情であります、私達の中にそういうことが必ずあるはず。その現代版が、自己責任ではないだろうか。正社員になれないのは努力不足だから。コロナにかかるなんて、ちゃんと予防していなかったに違いない。土砂崩れが起きるような危ない場所に住むのは、情報収集を怠っていたからだ。詐欺に遭うとは、だまされるほうも悪いんだ等々。あらゆる不運を当事者の責任とみなす空気が漂っております。

努力と意欲さえあれば何でも解決できる。そんな論法には、当世風の呪いの気配があります。社会学者の山田昌弘氏は、近著「新型格差社会」で公的な問題を自己責任の一言で片づける風潮を、想像力の欠如以外の何者でもないと指摘する。適切な再分配を目指すなら、人々を困窮させる真犯人を突き止めることである。

いろんなことは言いません。我が議員、そして、町の皆さんも私の今述べたことはお考えになってください。ただ、自己責任とはちょっと言いません、この話でいくと。

さて、最後の一般質問で、久々の大トリを取らせていただきました。今年もコロナ、コロナで振り回された年でありましたが、来年こそはコロナが終息して、普通の年となることを祈るとともに、日本と我が坂城町の町民の安寧をとこしえに願うとともに、そして、来年こそはこんな年になればいいなという思いで、今年最後の一句を添えます。

ウィズコロナ 三年たてば ただの風邪

これにて私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（小宮山君） 以上で、通告のありました13名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了しました。

お諮りいたします。明日11日から12月13日までの3日間は、委員会審査等のため、休会にいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、明日11日から12月13日までの3日間は、

委員会審査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次回は、12月14日午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時08分)

1 2 月 1 4 日 本 会 議 再 開 (第 5 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8 番議員 | 栗 田 隆 君 |
| 2 〃 | 大 森 茂彦 君 | 9 〃 | 朝 倉 国勝 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻一 君 | 10 〃 | 滝 沢 幸映 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新一 君 | 12 〃 | 西 沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉 川 清史 君 | 14 〃 | 中 嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|-----|------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳 澤 | 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼 井 | 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大 井 | 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹 内 | 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 | 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 | 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 崎 | 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 水 | 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細 田 | 美香 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 下 | 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 内 | 優子 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴 海 | 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 陳情について
- 第 2 議案第68号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について
- 第 3 議案第69号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第70号 町道路線の認定について
- 第 5 議案第71号 町道路線の変更について
- 第 6 議案第72号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について
- 第 7 発委第73号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

追加第 1 議案第74号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について

追加第 2 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第1「陳情について」

議長（小宮山君） 常任委員会に審査を付託いたしました陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。お手元に配付のとおりであります。

陳情第3号「和平地区の道路整備に関する陳情書について」

「質疑、討論なく（委員長報告趣旨採択、電子採決、全員賛成により趣旨採択）」

議長（小宮山君） 日程第2「議案第68号」以下、日程に掲げた議案につきましては、全て去る11月30日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第68号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第3「議案第69号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第4「議案第70号 町道路線の認定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第5「議案第71号 町道路線の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第6「議案第72号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

6番（大日向君） 4ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目9総務費国庫補助金の地方
臨時交付金8, 569万4千円ですが、これの当町の算定方法と内容について、まず一点。

2点目といたしまして5ページ、款18繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金の文教施設
整備基金繰入金、これ2, 500万円。減額している理由。

それと6ページ、款21町債、項1町債、目4教育債、これも2, 590万円、歳入歳出で減
額しておりますが、この説明についてお願いします。

まち創生推進室長（清水君） 地方創生臨時交付金のご質問について、お答えいたします。

地方創生臨時交付金ですけれども、昨年度から引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響を
受けている地域経済や住民生活を支援することを目的として、地方自治体が行う感染症対策事業
を対象に交付されるものでございます。交付の額ですけれども、こちらについては各自治体の人
口や財政力、あとは新型コロナウイルス感染症の拡大状況などに基づいて、国が算定するもので
ございます。この算定された交付限度額につきまして、当町としましてはこの全額を交付請求し
たものでございます。

なお、今回の7号補正予算に計上されておりますびんぐし湯さん館の温泉設備持続化負担金な
どのほか、これまでに当初予算からこれまでの補正予算に計上されております様々なコロナ対策
事業につきまして、一旦は一般財源とされていたものにつきましても、今交付金に財源のつけか
えを今回行っているところであります。

教育文化課長（堀内君） 予算書5ページ、款18繰入金、項2基金繰入金のうち、文教施設整備
基金及び6ページ、款21町債、項1町債、目4教育債、学校教育施設等整備事業債の減額につ

いてお答えをいたします。

こちらにつきましては、予算書の歳出16ページのほうで小中学校空調設備整備事業、こちらに係るものでございまして、この事業、空調設備整備事業につきましては、本年5月12日付で実施いたしました指名競争入札の結果を受けまして、5月20日開催の令和3年の第1回臨時会において、お認めいただきました契約額1億857万円で事業が完了いたしましたものでございます。

今回、この事業完了に伴う精算ということで、事業額の減額に合わせ財源の見直しを行いまし、それぞれ基金繰入金2,500万円の減額と地方債2,590万円の減額をさせていただいたものでございます。

13番（塩野入君） まず、5ページの第2表でありますけれども、債務負担行為、これ一般廃棄物の収集運搬等業務4,300万円の算出の根拠ですね、それをお聞きをします。

それと、入札方法、一般指名いろいろありますが、その入札方法はどれで、今年度は何社やったかどうか、それをお聞きをします。

それから、その下の第3の地方債補正、今ので大体分かりましたが、減額、繰り戻しの具体的な原因、内容が何なのか、その辺を詳細をお聞きをいたしたいと思います。

それから、7ページであります。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節18の負担金補助及び交付金で、10825、持続化負担金2,100万円、これ全て地方創生の臨時交付金ではありますけれども、その算出の根拠ですね、どうなっておるか、それをお聞きをいたします。

あとは、11ページであります。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予備費、010408、新型コロナウイルス予防接種事業、これについては3回目の接種予算ということですが、まずこの人件費ですね、これはどんな人員や、どんな形で組まれているのか、それを一つお聞きします。もう一つは、12002のコールセンター等の1,670万円の内容、これもお聞きをいたします。

以上であります。

住民環境課長（竹内君） それでは、5ページ第2表の債務負担行為の内容についてでございますが、一般廃棄物収集運搬等業務につきまして、限度額を4,300万円とし、合計10件の業務を予定しております。

業務内容としますと、各家庭などから排出される雑排水浄化槽汚泥処理業務委託、可燃物、不燃物及び缶等の資源物の収集運搬等業務委託、また指定袋の製作業務などがございます。

入札の方法につきましては、実績ある事業者などからの指名競争入札、また事業内容によっては随意契約を予定しております。令和3年度におきましても、指名競争入札を実施しており、主な業務で申し上げますと指名業者数は可燃物等収集運搬業務が5社、資源物等収集運搬業務も5社、指定ごみ袋製作業務につきましても5社でございます。

教育文化課長（堀内君） 予算書5ページ、第3表地方債補正、補正の地方債の減額の主な理由はといったことでございます。

先ほども申し上げましたが、こちらは小中学校空調設備整備事業に伴うものでございまして、こちらにつきまして入札をした結果、安価で契約ができ、そのまま事業完了することができたものであります。金額的な大きな減額となっておりますが、何かを取りやめたとか、変更したというものではなくて、入札の結果、安価で施工することができたといったものでございます。

企画調整係長（宮下君） 歳出7ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、温泉管理事業の持続化負担金でございます。こちらの算出根拠につきましては、新型コロナウイルスの影響の出る前の令和元年4月から9月までの上半期の売上額と今年度の同時期の売上額等を比較いたしまして、その減少額約4,200万円になりますが、その2分の1、2,100万円としているところでございます。

保健センター所長（竹内さん） 11ページ、新型コロナウイルス予防接種事業についてでございますが、まず人件費につきましては、これまで同様、集団接種や施設の巡回接種、個別接種を想定する中で集団接種会場での受付等の事務員、予診前の確認及び接種後の経過観察を行う看護師、施設での接種に係る補助の看護師及び事務員、町の相談ダイヤル対応の事務員、接種券等の発送準備、接種記録入力等の事務員などの会計年度任用職員の報酬と、休日の集団接種対応等、ワクチン接種に係る町職員の時間外手当が主なものでございます。

なお、集団接種では接種を行う看護師及び接種済証を発行する医療機関所属の事務員を除きまして、おおむね町職員6、7人、会計年度任用職員の事務員、看護師で7、8人程度での実施を予定しております。

続きまして、コールセンター等委託料の内容についてでございます。接種予約、相談に応じるコールセンターのほか、集団接種会場までご自分で来場することが困難な方へのタクシー送迎の委託、接種会場の暖房に係るボイラー運転、降雪時の除雪の委託料などを計上しております。

13番（塩野入君） まず、債務負担行為の関係ですが、まずこれ4月1日からもう始まるわけですが、それまでに向けた作業の手順というか、日程ですね、どういくのか、それが一つ。

それから、坂城町の一般廃棄物処理基本計画というのが、今年度から7年度に向けて5年間の計画が今策定されて動いているわけですが、これを見ると家庭系と事業系ごみ、それぞれ減量目標が10%というふうに定められているわけですが、このちくま環境エネルギーセンターの2度の遅れがありましたが、その辺の影響がないかどうか、順調に進んでいるのかどうか。

もう一つは、一般質問の中でもちょっと聞こえたんですが、センターでは可燃の粗大ごみ類も処理が可能になるというようなことでありますが、例えば木や革製のテーブルや椅子、あるいはプラスチックの大きな漬物樽といいますかね、そんなようなものはどのような大きさと受け入れられるのか、新しいところは、その辺をお聞きをしたいと思います。

それから、地方債補正は分かりました。それから、企画費の関係では新型コロナで大幅に悪化した施設運営の支援ということで承知はしているんですが、コロナ前とコロナ後の、発生後の経営の経費ですね、その推移、経費の推移というのを、ひとつお聞きしたいと思います。

それから、主には多分入館料なんだと思いますけども、その他に収入の主なもの、どういうものがあるのかという、2つをお聞きをいたしたいと思います。

それから、予防費の関係でこれは本格的に動くには、予算の裏打ちですね、これが決まってからってということになるんですが、今現在の接種の時期や方法あるいは医師確保の医療機関の調整、まだそこまでいろいろ進んでいるかどうか、分かる範囲で現在の状況をお聞きしたいというふうに思います。

それから、予防接種事業費3,606万8千円ですか、これ3回目の全額がこれ盛り込まれていると思うんですが、これ多分一般接種は2月頃からになると思うんですが、そうすると3月まで期間が短く、その間には全て終わらないと思うんですが、繰越事業なんか見越してるのとかどうか。その辺をお聞きをします。

以上です。

住民環境課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。

債務負担行為の一般廃棄物処理運搬等業務につきまして、今後の手順でございますが、債務負担行為をお認めいただけましたら、早速業者選定また入札を行って新年度の業者との委託契約を締結し、4月からの一般廃棄物処理運搬等の業務が円滑に実施できるよう進めてまいります。

次に、ちくま環境エネルギーセンターの遅れによる可燃ごみの減量目標への影響につきましてですが、遅れによる直接の影響はなく順調に進んでいるところでございますが、引き続きごみの減量化、資源化の目標を達成に向けて啓発等に努めてまいります。

続きまして、ちくま環境エネルギーセンターへ直接持ち込む場合の受け入れ可能サイズであります。同センターには粗大ごみの破砕機が設置されることから、葛尾組合では受け入れができなかった可燃性の粗大ごみについても対応できるようになり、縦横幅とも1メートル掛ける1.5メートル掛ける3メートルのサイズまで受け入れが可能となります。

企画調整係長（宮下君） 再質問にお答えいたします。

温泉施設におけるコロナ前とコロナ発生後の経費の推移は、変化はということでございますけれども、販売費及び一般管理費等につきまして、コロナの影響の出る前の令和元年度につきましては1億2,913万9千円、それに対しましてコロナの影響を受けました昨年度、令和2年度につきましては1億2,407万5千円という状況でございました。

こちらにつきましては、お客様、入館者の数が少なく、売り上げなどは大きく減少しているところではございますけれども、お風呂ですとか、空調など同様に経費が必要となり、こういった経費になったというところがございます。ただし、その中でも電気契約の見直しですとか、コス

トの削減の取組にも取り組んでまいったところでございます。

また、繰り返しではございますけれども、今回の補正予算に計上させていただきました持続化負担金のこちらの算出につきましては、4月から9月の上半期の売り上げから算出しているというところでございます。

また、温泉施設における入館料以外の主な収入はどんなものかということですが、主な収入といたしましては売店の売り上げ、また食堂の売り上げというところが主なものとなってございます。

福祉健康課長（伊達君） 新型コロナウイルス予防接種事業の再質問にお答えをいたします。

まず、今現在の3回目の接種に係る調整等の進捗状況ということでございますけれども、これから実施をいたします追加接種につきましても、これは多くの方への接種ということになりますので、これまで同様集団接種、施設巡回接種、個別接種の併用による実施体制について、日程を含めて現在調整を行っているという状況でございますけれども、日程につきましては3回目の接種は現状では2回目接種から8か月以上経過した後ということになってございますので、一般への方の接種については2回目の接種順が早かった高齢者の方から順に、2月以降の接種開始を見込んで調整をしていると、こういう状況でございます。

それと、今回計上いたしました補正予算3,600万円余でございますけれども、これにつきましてはこれまでに議決をいただいた既決予算の執行状況、それと今回の計上分と合わせて3回目の接種のうち、今年度実施をするであろう経費を計上しているところでございます。

3回目の接種につきましては、国の実施要領の中でも期限としては9月末、来年の9月末ということになってございますので、当然ながら4月以降も3回目の接種が続いてまいります。4月以降の事業費については令和4年度の予算に計上する予定でございますので、現状の今回補正をお願いしたい予算については、現状繰り越しを想定しているものではないということでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第7「議案第73号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

13番（塩野入君） 4ページ、款2下水道費、項1下水道事業費、目2の公共下水道事業費で、これ第1節の報酬、2節の給料、それから3節の職員手当、共済もありますけれども、人件費が組まれているんですが、その内訳を見ますと9ページ以降の、違うわ、6ページ以降の分に給与明細書による、これ見ますと正職員が減って、会計年度任用職員が増えているんですね。その辺の状況どうなのかをお聞きをいたします。

それから、同じところで、節12の委託料の12008、実施設計測量等委託2, 440万円の、この算出の内容ですね、それをお聞きします。

以上です。

建設課長（関君） ご質問にお答えさせていただきます。

まず、人件費の関係でございますが、給与明細費も含めた詳細の内容ということでご質問いただきました。今年度11月の人事異動によりまして、下水道事業特別会計の職員が1名減となっております。役場全体の人事異動によるものの一つと考えておりますが、下水道事業特別会計の事務について会計年度職員を1名分を任用したいと考えておりまして、今回の補正とさせていただきますということで計上させていただきました。

続きまして、実施設計測量委託の関係でございます。実施設計測量委託の主な内容でございますが、現在、設計測量を行っている旧坂城地区の、これは国道18号線沿いのところになっているんですが、その場所について現地の詳細調査を行っている段階でございますが、下水道接続可能エリアの拡大のために、さらに管路延長、工事を行うことが可能になったということがございまして、実施設計、測量委託、また千曲河川関係の場所になりますので、保全区域内による協議等の設計図書、そういったものの作成となっております。

そのほか、国道18号バイパス関連で国道工事事務所より取付道路も含む道路の詳細な形が見えてきたことから、下水道埋設管路の照会がございました。その段階で、国道工事事務所と協議を行う中で、既存の下水道管路が国道バイパス工事の盛り土による土圧に耐えられるかどうか、そういった調査を行う必要が出てきたことから、布設替えも含めた検討を行わせていただきたいということで、国道バイパスの工事が入ってきた際に、工程調整がスムーズに行えるように事前に準備を進めていきたいと考えているものでございます。

13番（塩野入君） 事業費の関係ですが、その入れ替えということですが、これ財源は下水道使用料とそれから消費税還付金ほかの特定財源で組み直しをしている内容になってはいますが、その財源の振り分けの内容といたしますか、状況をお聞きをしたいと思います。

それから、設計委託の関係は、まずこの設計測量委託が完成するのはいつ頃かというのが一つ。

それから、これ年末になってこの時期に委託をして、そして冬場の積雪なんかもある中で、本当に大丈夫か心配なんです、その辺はどうでしょうか。それが2点目。

それから、これ設計をすると実際の工事は4年度になるというふうに思うんですが、この設計測量で工事に向けて4年度どういうふうにつなげていくのか、その3点。

以上、お聞きします。

建設課長（関君） 2点再質問をいただきました。

まず、一般職員の給料及び非常勤職員の報酬につきましては、下水道事業を運営していくための人件費としまして、特別会計として使用料等による財源を主に充当させていただきたいという

ふうに考えて運用しているところでございます。

なお、今回の補正は消費税の還付がありました。また、合わせて人件費分が結果的にマイナスとなっておりますので、さらなる事業進捗を図る目的で、消費税還付金を主な財源として充当させていただく中で、実施設計測量委託の計上をさせていただいたところでございます。併せて下水道使用料を公債費元金に充当することによりまして、将来の起債の圧縮を行うことで将来的な負担の軽減を図るといふこととさせていただいたものでございます。

続きまして、実施設計の関係のご質問をいただきました。実施設計、今後冬場になります。冬場になることによって現地踏査、そういったものも当然出てくるかと思っております。これにつきましても、年度未完了を目指して委託をしまいたいというふうに考えております。

また、今回の実施設計につきましては、令和4年度の工事に反映させていることで、エリアの拡大を推進をしていきたいというふうに考えているものでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（小宮山君） 続いて、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第74号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」を議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） 「議案第74号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億528万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を74億6,035万円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、国庫支出金1億110万2千円、財政調整基金繰入金418万3千円をそれぞれ増額し、一方、歳出の主な内容としましては、低所得世帯に対し、暖房費用の一部として1世帯5千円の助成を行う、原油価格高騰等緊急対策事業に係る経費386万8千円、国の新型コロナ緊急経済対策に伴う子育て世帯への10万円給付施策のうち、先行給付分として、まず5万円を給付する子育て世帯等臨時特別給付先行給付金支給事業に係る経費1億110万2千円をそれぞれ増額するものであります。

なお、子育て世帯等臨時特別給付に係る残りの5万円につきましては、準備が整い次第現金にて給付する方向で対応したいと考えております。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 提案説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時40分～再開 午前10時50分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第74号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第2「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（小宮山君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申し出がありました。お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和3年第4回坂城町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

11月30日に開会されました本定例会は、本日までの15日間、ご審議をいただきました。提案をいたしました条例の一部改正、定住自立圏形成に係る協定の変更、町道の認定及び変更、一般会計及び特別会計補正予算と、全ての議案につきまして原案どおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により実施いたします、子育て世帯臨時特別給付金の支給事業につきましては、まずは9月分の児童手当受給者等に対しまして、先行給付分の5万円を年内に支給する事務を進めてまいります。

また、本格的な冬を迎える中、家庭の暖房に欠かせない灯油価格の高騰が家計に及ぼす影響を考慮し、特に経済的な配慮を要する世帯に対する暖房費用の助成として5千円を支給する緊急対策事業につきましても、住民税が非課税で一定の要件に該当すると思われる世帯に対しまして、早期に事業のご案内をしてまいりたいと考えております。

さて、新型コロナワクチンにつきましては、現在、先行接種をした医療従事者等への3回目の接種が進められておりますが、町民の方への追加接種につきましては、2回目の接種から8か月

が経過する来年2月以降を目途に、高齢者の方から順次進める予定で準備をしております。

また、これまでファイザー社製を中心に供給されてきましたワクチンにつきまして、3回目の接種では当面ファイザー社製と現在、薬事承認審査中の武田モデルナ社製がおおむね半数ずつ供給されることが、国から示されております。3回目の接種に係る国のワクチン供給の全体像が不透明な中、接種の前倒しなどの動向にもよりますが、町では事前に高齢者の皆様に希望するワクチンについての意向調査を行うことを検討しており、希望が偏った場合には抽選にするなどの対応も必要になるかと考えております。

いずれにしても、ワクチン接種を希望される皆さんが混乱しないよう進めてまいりたいと考えておりますが、希望されたワクチンが不足する場合には、状況にあわせた対応となることについてご理解いただきますようお願い申し上げます。

オミクロン株の感染拡大が懸念される中、年末年始を迎え、人流の増加に加え、日頃会わない方との接触の機会や大人数での会食の機会も増えてまいります。町民の皆様には、基本的な感染対策をいま一度徹底していただきますようお願いいたします。

さて、12月8日に坂城駅前のイルミネーションと169系電車のライトアップの点灯式が行われました。今年のイルミネーションは、坂城高校美術部とまちづくり坂城のコラボレーションにより、大勢の方に楽しんでいただけるよう工夫して飾りつけを行ったと聞いております。イルミネーション、ライトアップ共、2月14日まで行われる予定となっておりますので、冬の澄んだ空気の中で輝くカラフルなイルミネーションとライトアップをお楽しみいただきたいと思います。

また、12月4日には文化センターを会場に「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」を開催し、村上小学校4年生の人権の花運動に取り組んだ報告や作文発表とともに、ダイバーシティ信州会長の小泉涼さんをお招きして「性の多様性について」と題した記念講演が行われました。講師の小泉さんご自身の体験談を通じたお話から、これまで私達が気づけなかったことを教えていただき、感慨深い時間となりました。

また、同日、平成30年8月から長野広域連合が千曲市屋代地区に整備を進めてきました「ちくま環境エネルギーセンター」が試運転の運びとなり、火入れ安全祈願祭が執り行われました。来年6月の本稼働に向けて新施設の順調な完成と安心で安全な施設運営を願うところであります。

12月17日に特定非営利活動法人「日本イーラーニングコンソーシアム」と町、並びに公益財団法人さかきテクノセンターは、包括的な連携のもとに、相互に協力し、イーラーニングの普及促進に取り組んでいくことについて協定を締結いたします。デジタル化が推進をされる中、町における生涯学習や学校教育のほか、企業における社員教育や各種研修など、様々な分野においてイーラーニングを活用し、地域の発展と人材の育成を図るものであります。

さて、これから新年度に向けての当初予算編成作業が本格化してまいります。歳入の見通しに

つきましては、国の地方財政計画が不透明な中、地方交付税については総務省の概算要求ベースで0.4%、1千億円の増額となっているほか、町の基幹財源である町税につきまして、軽減措置の終了に伴う固定資産税の増収などが見込まれるところでありますが、法人町民税につきましては、新たな変異株の出現や原油価格の高騰の影響など、先行きが不透明で大変見通しが立てにくい状況であります。

こうした厳しい状況の中、事務事業の一層の効率化を図りながら、第6次長期総合計画や第2期総合戦略などの計画に基づき、将来のまちづくりに向けてメリハリのある施策展開が図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

さて、年の瀬を迎え慌ただしい季節であります。12月15日から31日まで、警察、防犯指導員、千曲交通安全協会、交通指導員などの皆様と連携し、防犯、交通安全の啓発を強化する年末特別警戒及び交通安全運動を実施いたします。

年末年始は、犯罪や交通事故が増加する時期でもあり、引き続き犯罪被害や交通事故、飲酒運転の防止に向け、さらなる啓発活動に取り組んでまいります。町民の皆様には、特殊詐欺などの犯罪や交通事故の被害に遭わないよう、一層のご注意をお願いいたします。

また、12月28日から30日までの3日間、町消防団による歳末特別警戒が行われます。夜間の警戒・巡視にあたっていただく消防団に感謝を申し上げますとともに、町民の皆様におかれましては大切な生命や財産を守るため、火の取扱いに十分注意されますよう重ねてお願い申し上げます。

さて、来年令和4年は「壬寅」（みずのえとら・じんいん）の年であります。壬（じん、みずのえ）は「金を打つ台、きぬた」、あるいは「ふくらむ」、「になう」などの意味を持ち、「寅」は「両手をもって、矢がらの曲直を正す」、「つつしむ」という意味を持っています。

また、令和4年は中国発祥の占いの一つ、九星気学と十二支の組み合わせでは「五黄の寅」の年にあたります。九星では「五黄土星」が最も強く、最強の「帝王の星」とも呼ばれ、周囲を圧倒するパワーを持っていると言われております。十二支の中でも「寅」は強い正義感を持ち、困難を克服してゆく強い行動力を持つと言われております。

こうしたことから、来年は「五黄の寅」の持つ最強のパワーを使い、十干十二支での「壬寅」の意を踏まえて、昨年から続くコロナ禍の中、いよいよ課題をしっかりと把握し、問題解決に向け、一致団結し、新ら時代を築いていくという気概が求められています。しっかりと強い覚悟を持ってスタートを切りたいと思っております。

さて、年明けの事業につきまして、元旦には1年間の健康を願う、恒例の第51回元旦マラソン大会を3キロメートル、1.5キロメートルの2コースで参加者を町内在住の方に限定するなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行い、開催する予定であります。2年ぶりの開催に向け取り組んでおりますので、町民の皆様のご参加をお待ちしております。

また、1月4日には新年への願いを込めて書かれた書き初めを展示する書初展が文化センターを会場に行われます。今回は会場の都合により、体育館での席書大会を行わず、文化センターでの展示のみを行うとしたところであります。こちらも皆様のご参加をお待ちしております。

また、毎年1月4日に開催しております新春賀詞交歓会へは、コロナ禍の状況を踏まえる中で、感染対策の徹底と人数制限などを行い開催する予定としております。町内企業の皆様が気持ちを新たに協力、連携し、さらなる発展と飛躍の年になるよう願っております。

また、1月8日には坂城テクノセンターにて、ライフ・ステージエコー2022を開催いたします。今回は、力強いビッグバンドサウンドをお楽しみいただくため、大都ジャズオーケストラの公演を予定しております。こちらも人数を制限しての開催となりますが、皆様のご参加をお待ちしております。

また、1月16日には町消防団出初式が挙行されます。防火、防災への新たな決意の下、さかさぎ通りでの街頭行進に続いて、文化センターにおいて日頃の消防活動などにご尽力いただいた方々を表彰する式典を予定しております。街頭行進では、先月23年ぶりに更新いたしました町消防団第9分団の消防ポンプ車も披露されますので、ぜひご観覧いただければと思います。

また、2月3日には本年10月1日より信州大学の学長に就任されました中村宗一郎氏をお迎えし、「持続可能な地域発展と信州大学のミッション・ビジョン・バリュー」と題して、2022年新春経済講演会を開催する予定を立てております。

コロナ禍の中、これまで多くの事業を中止としてまいりましたが、感染対策の徹底や開催方法を工夫しながら、可能なものは積極的に再開していきたいと考えております。

最後に、昨年に続いて新型コロナウイルスを意識しての年末年始を迎えることとなります。議員各位におかれましても、健康に十分留意され、新しい年をお迎えいただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（小宮山君） これにて、令和3年第4回坂城町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時05分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議員 小宮山 定彦

坂城町議会議員 玉川 清史

坂城町議会議員 栗田 隆

坂城町議会議員 朝倉 国勝

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通告者	答弁を求める者
1	1. コロナワクチン接種について イ. 町の接種と接種率について ロ. 今後の接種について 2. びんぐし湯さん館について イ. 入館者数の推移と今後の支援について ロ. 源泉調査工事とリニューアルについて ハ. 今後の施設運営について	6 番 大日向進也	町 長 企画政策課長 保健センター所長
2	1. ネーミングライツ（命名権）について イ. ネーミングライツに対する町の考えは 2. ゴミの不法投棄について イ. 現状について ロ. 今後について 3. 犯罪被害者支援条例について イ. 広報・啓発について	3 番 山城峻一	町 長 企画政策課長 住民環境課長
3	1. 町政について イ. 令和3年度の進捗状況は ロ. 令和4年度に向けて 2. 上水道事業について イ. 上水道整備について ロ. 水道事業広域化について	13番 塩野入 猛	町 長 会計管理者 総務課長 企画政策課長 住民環境課長 商工農林課長 建設課長
4	1. 認知症の方や家族への支援について イ. 現状と対応状況は 2. 町単補助事業について イ. 工事箇所の決定と予算について ロ. 道路拡幅工事について	11番 吉川まゆみ	町 長 福祉健康課長 建設課長
5	1. 原油高騰に苦しむ住民等に支援を イ. 低所得家庭に暖かい冬を ロ. 中小零細業者への支援を 2. 安心・安全な道路を イ. 安心して通学できる道路を ロ. 産業道路A01号線の安全対策を	7 番 玉川清史	町 長 教育課長 建設課長 教育文化課長
6	1. 公共施設について イ. 公共施設個別施設計画について ロ. 各施設の改修計画等について 2. 地域の環境問題について イ. 地域の猫問題について	10番 滝沢幸映	町 長 教育課長 企画政策課長 住民環境課長 教育文化課長
7	1. 令和4年度予算について イ. 令和4年度予算編成に当たっての基本的な考え方について 2. 農業振興について イ. 人材確保と農業機関との連携について	9 番 朝倉国勝	町 長 商工農林課長
8	1. ウィズコロナに向けて イ. 事業所への支援について ロ. イベントについて 2. 交通インフラ整備について イ. A01号線（産業道路）について	5 番 中島新一	町 長 商工農林課長 建設課長

発言順位	要 旨	通告者	答弁を求める者
9	1. 循環型社会の形成に向けて イ. ごみの現状について ロ. ごみ減量化・資源化について ハ. ちくま環境エネルギーセンターの稼働に向けて 2. デジタル化社会に向けて イ. デジタルデバイド（情報格差）について	4 番 称 津 明 子	町 長 住 民 環 境 課 長
10	1. 「ふるさと納税」について イ. 制度について ロ. 町の現状 2. 教育について イ. GIGAスクール構想推進事業について ロ. 坂城高校への振興補助金について	8 番 栗 田 隆	町 長 教 育 課 長 企 画 政 策 課 長
11	1. 義務教育における保護者負担の軽減を イ. 現状は ロ. 学校教育費は無償化に 2. 気候危機を打開するために町の対策は イ. 「CO ₂ 排出ゼロ宣言」を 3. 条例に基づいた職員体制を イ. 正職員の増員を	2 番 大 森 茂 彦	町 長 教 育 課 長 総 務 課 長 企 画 政 策 課 長 教 育 文 化 課 長
12	1. 水道事業について イ. 水道施設の最適配置計画の検討結果について ロ. 上田長野地域水道事業広域化研究会について ハ. 今後の進め方は 2. 給食におけるアレルギー対策について イ. 学校・保育園における食物アレルギーの状況は ロ. アレルゲンフリー給食の導入について	12番 西 沢 悦 子	町 長 教 育 課 長 建 設 課 長 教 育 文 化 課 長
13	1. 子宮頸がんワクチンについて イ. ワクチン接種の推移は ロ. 今後の施策は ハ. 未接種者救済は 2. ふるさと納税について イ. 目標2億5千万円に ロ. 今までの推移と今後の施策は ハ. 選べる使い道は	14番 中 嶋 登	町 長 企 画 政 策 課 長 保 健 セ ン タ ー 所 長